

西尾市歷史的風致維持向上計畫

2023 年 12 月

西 尾 市

目 次

序章	序- 1
1 計画策定の背景と目的	序- 1
2 計画期間	序- 2
3 計画の策定体制	序- 3
4 計画策定（変更）の経緯	序- 5
第1章 歴史的風致形成の背景	1- 1
1 位置と市域	1- 1
2 自然的環境	1- 3
3 社会的環境	1- 8
4 歴史的環境	1-16
5 文化財等の分布状況	1-28
第2章 維持及び向上すべき歴史的風致	2- 1
1 西尾城下町と八ツ面山にみる歴史的風致	2- 2
2 吉良氏が治めた吉良荘にみる歴史的風致	2-33
3 抹茶の里にみる歴史的風致	2-41
4 海に関わる信仰と祭りにみる歴史的風致	2-48
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	3- 1
1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	3- 1
2 既存計画（上位・関連計画）	3- 3
3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	3-21
4 歴史的風致維持向上計画の実施体制	3-23
第4章 重点区域の位置及び区域	4- 1
1 重点区域設定の考え方	4- 1
2 重点区域の位置及び区域	4- 1
3 重点区域の設定の効果	4- 5
4 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	4- 6
第5章 文化財の保存又は活用に関する事項	5- 1
1 市全域に関する事項	5- 1
2 重点区域に関する事項	5- 8

第6章	歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	6- 1
1	歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針	6- 1
2	事業	6- 2
第7章	歴史的風致形成建造物の指定の方針	7- 1
1	歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方	7- 1
2	歴史的風致形成建造物の指定要件	7- 1
第8章	歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	8- 1
1	歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方	8- 1
2	歴史的風致形成建造物の管理の指針	8- 1
3	届出が不要の行為	8- 2



序章

1 計画策定の背景と目的

西尾市は、南に三河湾を臨み、東を標高325mの三ヶ根山を頂点とする幡豆山地、西を南北に延びる碧海台地に囲まれ、市域の中央部には矢作川の堆積作用によって形成された肥沃な沖積平野が広がっています。起伏に富んだ豊かな自然環境を舞台に、旧石器時代から現代まで多様な人間の営みが積み重ねられてきました。現在の中心市街地は、江戸時代の六万石の城下町を基礎として発展したもので、その後周辺町村との合併を繰り返し、昭和28年（1953）に市制が施行され、平成23年（2011）4月に隣接する一色町、吉良町、幡豆町を編入し、現在の本市の姿となりました。

旧西尾市と旧三町は、社会的、経済的なつながりが強く、その大部分が古代から幡豆郡に含まれるなど歴史的にも関連が深い地域であった一方で、各地域は、それぞれの土地条件に個性があり、独自の文化や住民意識を育んできました。

本市では、合併後の市域全体の歴史を明らかにするだけでなく、歴史文化を生かしたまちづくりや市民の歴史学習のテキストとしても活用できるよう、平成26年度（2014）から新編西尾市史の編さん事業を開始しています。現在までに各分野の調査を進め、通史編1冊、資料編3冊を刊行しています。

中心市街地の要である西尾城跡では、二之丸広場や二之丸丑寅櫓復元の整備が行われ、遺跡としての魅力が高まるとともに、隣接する西尾市資料館の展示リニューアルも相まって、近年は、来場者が増加傾向にあります。また、日本有数の古典籍の博物館である西尾市岩瀬文庫では、収蔵する古典籍書誌データベースを公開するとともに、収蔵資料や市内の文化財を紹介する企画展や、各種歴史講座を開催するなど、西尾市の歴史文化の発信拠点としての役割を充実させてきました。さらに旧町地域では、地域ごとの歴史文化発信拠点として、一色学びの館のリニューアルや、吉良地区の西尾市塩田体験館の開設を進めてきました。

このように、いわゆる平成の大合併によって広域となった市域において、市民や来訪者に対する歴史文化の周知に一定の効果がみられています。しかし、他方で、西尾祇園祭をはじめとした無形の民俗文化財は、担い手不足などによる継承の課題を抱えています。また、社寺の後継者不足や氏子・檀家の減少によって社寺が所有する文化財の維持管理が困難になるなど、看過できない問題が生じています。中心市街地では、西尾城跡の本丸・二之丸地区の整備が進んだ一方で、歴史的な建物の取り壊しが相次ぎ、城下町の風情が失われつつあります。

そこで、本市域固有の歴史文化を守り、まちづくりに生かすことによって市民の暮らしの質や豊かさを向上させるとともに、地域の特色ある景観を次世代に継承す



ることで歴史文化を土台とした個性と魅力ある都市を形成することを目的として、本計画を策定します。

2 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画となる「第8次西尾市総合計画」の計画期間が令和5年度（2023）から令和14年度（2032）であること、主要な関連計画となる「西尾市文化財保存活用地域計画」の計画期間も令和14年度（2032）までであることを考慮して、令和5年度（2023）から令和14年度（2032）までの10年間の計画とします。

	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)	R 14 (2032)
第8次西尾市総合計画							▼中間見直し				
西尾市歴史的風致維持向上計画							▼中間見直し				
西尾市文化財保存活用地域計画	(7月)						▼中間見直し				



3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、西尾市歴史的風致維持向上協議会及び西尾市文化財保護委員会、西尾市都市計画審議会へ計画の内容について報告し意見を聴取するとともに、庁内関係部局へのヒアリングを行いました。



図 序-1 計画の策定体制図

表 序-1 西尾市歴史的風致維持向上協議会 委員構成

区分	氏名（敬称略）	所属・役職
関係団体を代表する者	◎齋藤 正則	(一社) 西尾市観光協会 事務局長
	○奥谷 陽一郎	西尾茶協同組合 事務局長
	鈴木 俊紀	西尾商工会議所 歴史と文化のまちづくり委員長
	長島 幹城	(一社) 西尾市文化協会 専務理事
学識経験を有する者	野本 欽也	西尾市史編集委員会 民俗部会部会長
	颯田 洪	西尾市文化財保護委員会 委員長(～R5.3.31)(地域史)
関係行政機関の職員	愛知県 都市・交通局都市基盤部	公園緑地課長
市の職員	西尾市	観光文化振興課長
	西尾市	秘書政策課 政策専門委員
	西尾市	都市計画課長
	西尾市	文化財課長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 建政部	計画管理課長

◎：会長 ○：副会長



表 序-2 西尾市文化財保護委員会 委員構成

区分	氏名	所属（担当分野等）
委員長（～R5.3.31）	颯田 洪	郷土史家（地域史・吉良地区）
委員（～R5.3.31） 委員長（R5.4.1～）	松井 直樹	元西尾市岩瀬文庫長（地域史・西尾地区）
職務代理者（～R5.3.31） 委員（R5.4.1～）	加藤 安信	元愛知県埋蔵文化財調査センター所長（考古学）
委員（～R5.3.31） 職務代理者（R5.4.1～）	北村 和宏	豊田市史資料調査会事務局長（文献史学）
委員（R5.4.1～）	富永 行男	学識経験者（地域史）
委員	榊原 宏之	元小中学校教員（美術工芸品）
委員	伴 幸成	元高等学校教員（天然記念物）
委員	水谷 寛明	元小中学校教員（地域史・一色地区）
委員（～R5.3.31）	山本 源一	郷土史家（地域史・幡豆地区）
委員（R5.4.1～）	牧野 照美	幡豆歴史民俗資料館職員（地域史・幡豆地区）
委員	鷹巣 純	愛知教育大学教授（美術工芸品）

表 序-3 西尾市都市計画審議会 委員構成

区分	氏名	所属・役職
会長	嶋田 喜昭	大同大学工学部建築学科（土木・環境専攻）教授
委員	鈴木 正章	西尾市議会議員（議長）
委員	磯部 雅弘	西尾市議会議員（副議長）
委員	永山 英人	西尾市議会議員（経済建設常任委員会委員長）
会長代理	黒柳 和義	西尾土地改良区理事
委員	牧 千恵子	消防災コネット役員
委員	齋藤 種治	西三河農業協同組合代表理事組合長
委員	朝岡 市郎	愛知県建築士事務所協会相談役
委員	手島 とし子	ばらネット会長
委員	外山 好一	西尾市農業委員会会長
委員	高須 ゆき江	一色町商工会女性部委員
委員	梅本 雄司	西尾商工会議所専務理事
委員	中根 静夫	西三河漁業協同組合代表理事組合長
委員	鈴木 建宏	西三河建設事務所西尾支所長
委員	原田 裕司	愛知県西尾警察署副署長



4 計画策定（変更）の経緯

年月日	項目	内容
令和4年9月30日	第1回歴史的風致維持向上計画策定協議会	序章～第4章の確認
令和5年2月17日	西尾市文化財保護委員会	計画書の確認
令和5年3月16日	西尾市都市計画審議会	計画書の確認
令和5年6月	第2回歴史的風致維持向上計画策定協議会（書面開催）	計画書の確認
令和5年12月	第3回歴史的風致維持向上計画策定協議会	計画書の報告







第1章 歴史的風致形成の背景

1 位置と市域

(1) 位置

本市は、愛知県のおおぼ中央を北から南へ流れる矢作川流域の南端に位置し、面積は161.22km²で、愛知県の全体の3.1%を占めています。

中部圏の中心である名古屋市の45km圏域にあり、東は蒲郡市、幸田町、北は岡崎市、安城市、西は碧南市と接し、南は三河湾に面しています。本市の市域は、旧西尾市（西尾・平坂・寺津・福地・三和・室場・米津）、旧一色町（一色・佐久島）、旧吉良町（吉良）、旧幡豆町（幡豆）の10地区に区分しています。



図1-1 西尾市の位置



図1-2 西尾市の地区区分図



(2) 市域の変遷

明治4年(1871)の廃藩置県によりこれまでの西尾藩は西尾県となり、同年11月には三河全域と知多を合わせた額田県の一部となりました。それからまもなく、明治5年(1872)に額田県は愛知県と合併し、明治11年(1878)に郡役所が西尾城下の錦城町におかれしました。明治22年(1889)に至って町村制が実施されると幡豆郡には旧城下町を中心とする西尾町と36村が設置されました。明治39年(1906)には、再び町村の大合併が行われ幡豆郡は1町14村となりました。

戦後、西尾町は昭和27年(1952)に福地村の一部を、翌年には平坂町の一部を合併して、同年12月15日に市制を施行し、県下14番目の市となりました。翌年には平坂町・寺津町・福地村、室場村を、さらに昭和30年(1955)には三和村と碧海郡明治村の一部を合併して人口7万人を擁する県下6番目の都市に躍進しました。平成23年(2011)4月1日には、幡豆郡一色町、吉良町及び幡豆町と合併し、現在の西尾市になりました。

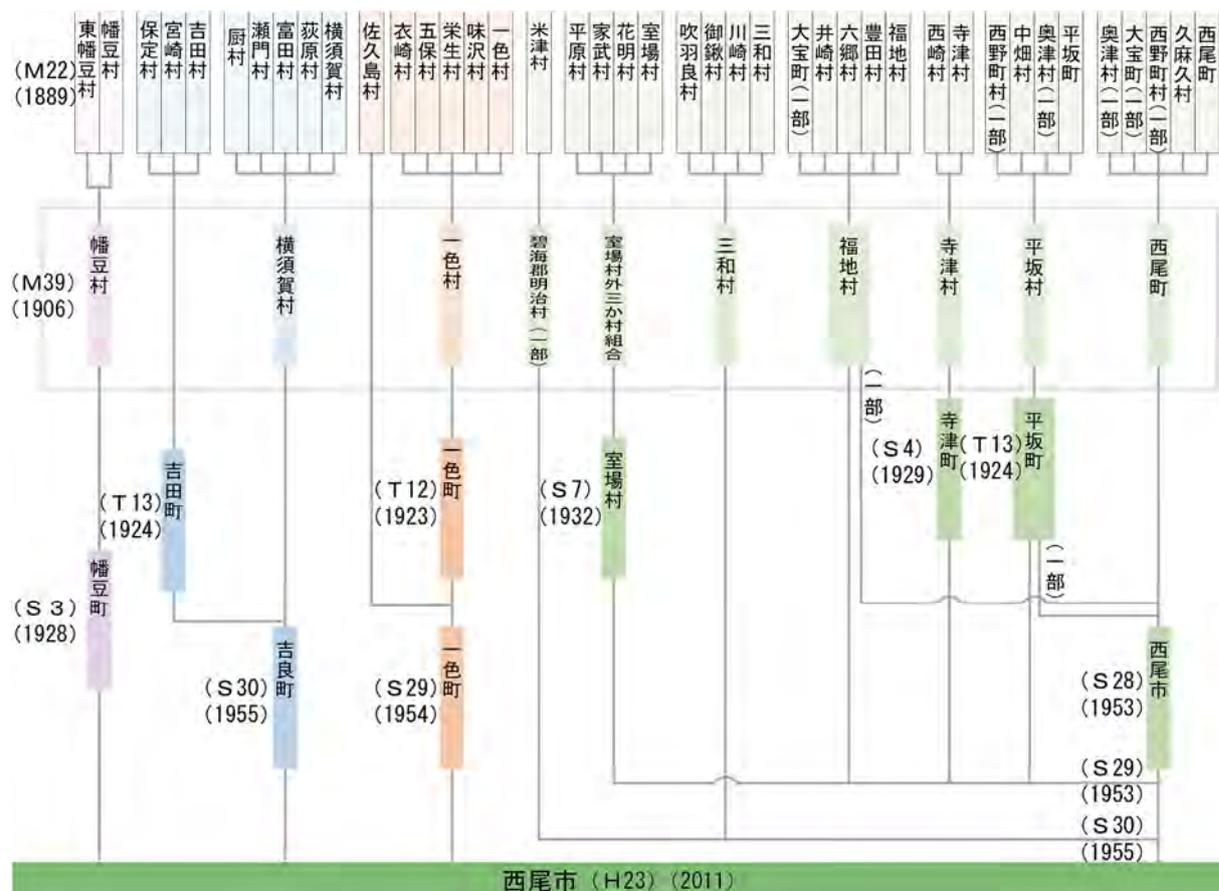


図 1-3 市域の変遷



2 自然的環境

(1) 地形・地質

本市の地形は、主に三河山地と岡崎平野に区分でき、さらに岡崎平野は、碧海台地と沖積低地に分けることができます。

三河山地は奥三河地域から市の東部にかけて広がる山地です。市域の山地は幡豆山地と呼ばれ、領家変成岩類の片麻岩・雲母片岩や花崗岩類で構成されます。海岸に面した宮崎、寺部、東幡豆は、海に突き出た岬状の地形をなしています。

碧海台地は、北は南中根、東は八ツ面、西は中畑、南は刈宿に至る標高6mから11m程度の砂礫台地です。7万年以上前の洪積世に、河川によって上流から運ばれた砂や小石が堆積して形成されたものです。この台地には早くから人々が定住し、縄文時代の八王子貝塚、枯木宮貝塚などが立地しています。

市域東部の幡豆山地と西部の碧海台地の間地域は、矢作川によって運搬された土砂が堆積して形成された沖積低地（三角州性低地）が広がっています。江戸時代初期に米津町の碧海台地が開削されて現在の流路に変更されるまでは、この低地を矢作川の本流が流れ三河湾に注いでいました。旧流路（弓取川）沿いには自然堤防が発達し、

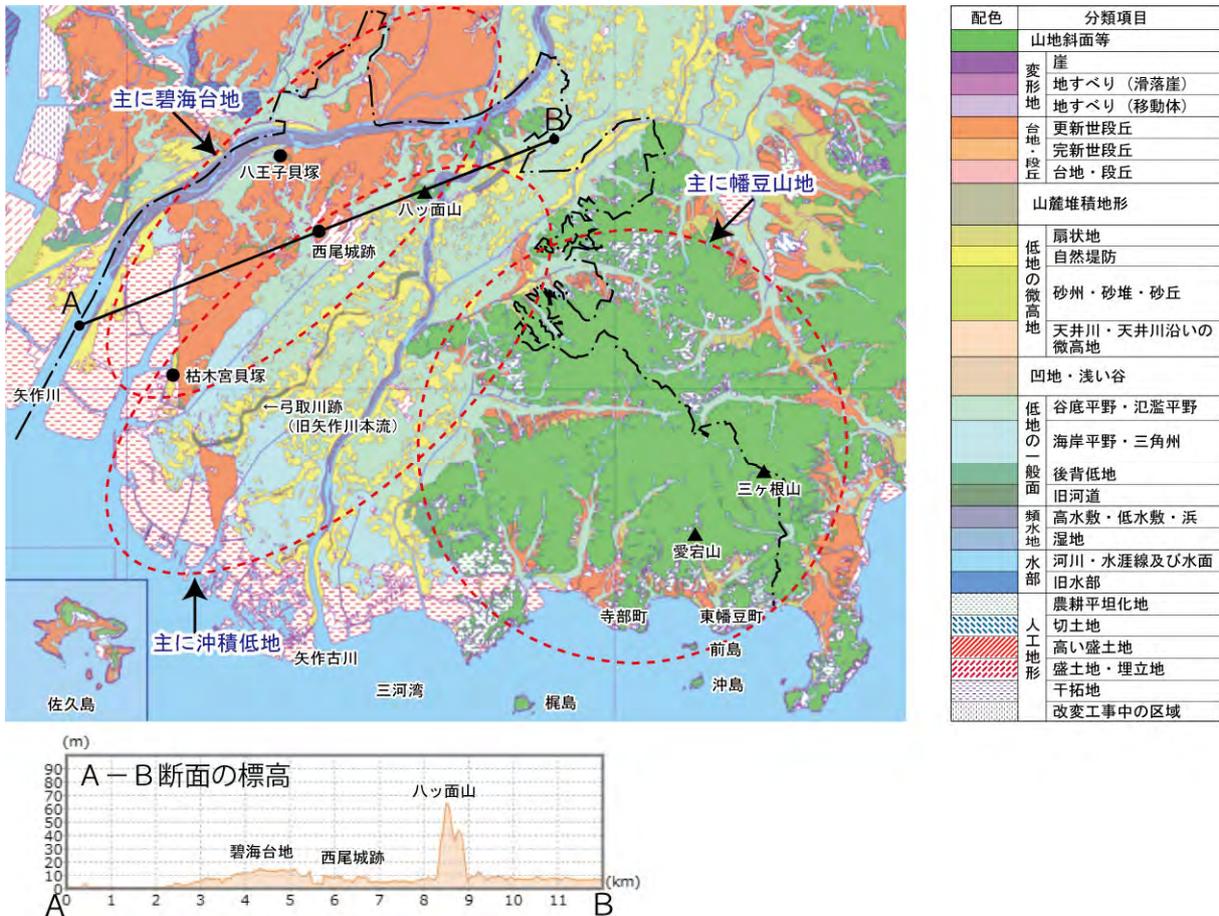


図1-4 西尾市の地形 出典：「数値地図 25000（土地条件）」（国土地理院）に加筆修正



江戸時代から続く農村集落の多くは自然堤防上に分布しています。近世以降、三河湾に面した遠浅な海岸では、干拓による新田開発が相次ぎ、一部は入浜式塩田として利用されました。

三河湾に浮かぶ佐久島の地質は、新生代第三紀に形成された「師崎層群」に属する堆積岩で構成されています。沿岸部の海蝕崖は、通称「佐久石」と呼ばれる砂岩または泥岩の露頭になっており、古くは近隣の古墳の横穴式石室の石材として利用されたほか、近世以降は西尾城の石垣や庭石等にも用いられました。

(2) 水系

本市を流れる河川は、その多くが、北から南に向かって流れています。一級河川は、矢作川水系の6河川、二級河川は6河川、準用河川は堀割川、道光寺川など12河川があります。

一級河川のうち、矢作川は、長野県の大川入山を水源とし、長野・岐阜両県の山間地を経て愛知県のおおかわいりやまのほぼ中央を南へ流れ、下流で本市の西側を通り三河湾に流入しています。

矢作川の流路が現在のように西尾市街地の西側に移ったのは、慶長10年(1605)に徳川家康の命により、現在の矢作古川の分流点から米津町までの碧海台地を開削したことによります。その結果、西尾藩領の洪水の危険性が低下するとともに、弓取川と呼ばれた旧本流跡の新田開発が行われました。一方、新たな河口周辺では、矢作川による土砂の堆積作用により入江が締め切られて油ヶ淵となるとともに、干拓による新田開発が相次いで実施されました。

西尾市街地に源を発する二級河川の北浜川は、江戸時代に掘削された汐川と呼ばれる排水路です。その他、幡豆山地から流れ下る矢崎川や八幡川などが二級河川に指定されています。



凡例		
	一級河川	国土保上または国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの。
	二級河川	一級河川として指定された水系以外の水系で都道府県知事が指定したもの。
	準用河川	準用河川とは、一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの。

図 1-5 主な河川位置図



(3) 気象

市域の年平均気温は16.4℃、年間降雨量は1,359mmで月別では9月から10月にかけての雨量が多くなっています。また11月中旬から3月下旬にかけては、朝晩の寒暖差が大きく、しばしば降霜がみられます。

本市の気候は典型的な太平洋側気候に属し、概ね温暖で真冬でも氷点下を下回ることはまれです。また、降雨量もそれほど多くなく、過ごしやすい地域です。

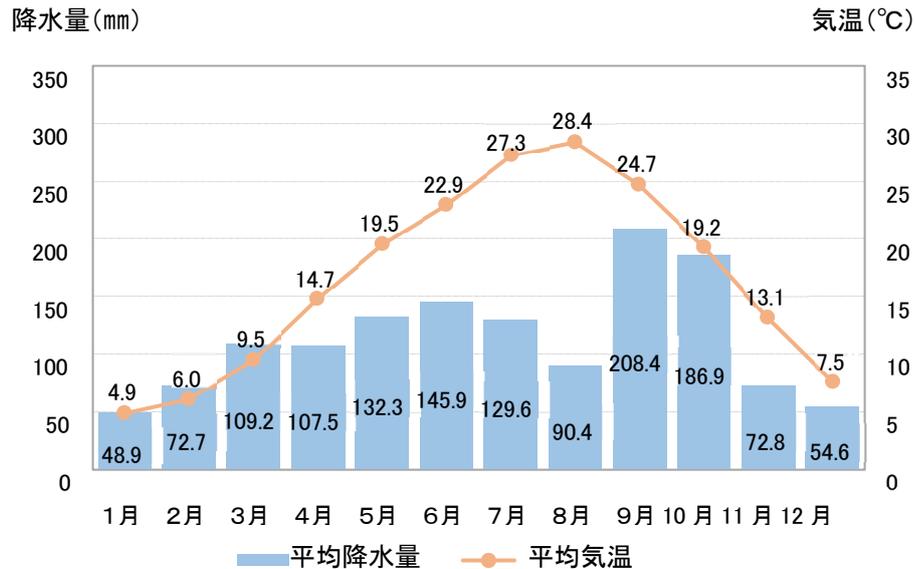


図1-6 月別平均気温と降水量 出典：「西尾市」消防本部

(4) 植生

本市は市域の約55%が農地や森林、緑地、水面で覆われる自然豊かな都市です。市域中部から西部にかけての平野部では、水田や畑などの農地の緑が多くを占め、市域西部の碧海台地上や、吉良町宮迫・津平地区では茶畑が広がっています。

樹林地は東部の丘陵地に集中しており、二次林が多くを占めています。三河湾には、自然豊かな佐久島があり、本土側とは異なる特徴的で多様な植生が見られます。文化財では、上永良町の「神明社の大シイ」が国の天然記念物として指定されているほか、「実相寺の三河クロマツ群落」や「吉良の五本松」等の樹木が市指定天然記念物に指定されています。



図1-7 神明社の大シイ
(上永良町)



図1-8 実相寺のマツ
(上町)



図1-9 吉良の五本松
(吉良町宮迫)

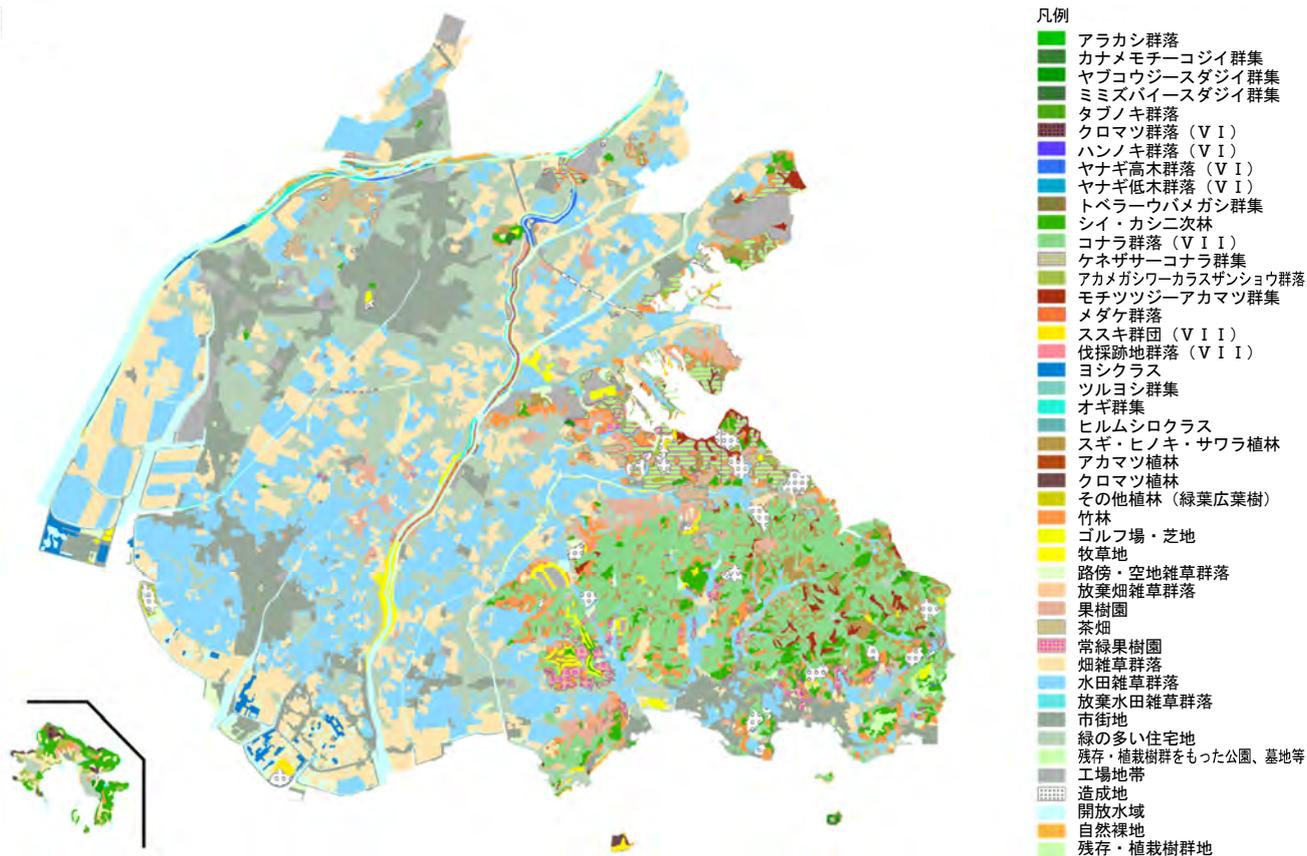


図 1-10 市域の植生図

出典：「第 3 回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」（環境省生物多様性センター）

(5) 動物・その他

三ヶ根山を含む三河湾国定公園に指定されている丘陵地周辺では、オオタカやサシバ、シジュウカラ、オオムラサキなどの生息適地となっているほか、一色地区などに広がる河川や湖沼の周辺地帯はカモ類、サギ類の生息適地、一色干潟はシギ・チドリ類の集結地（繁殖・中継地）となっており、いずれも生物多様性の保全が強く求められる地域となっています。

文化財としては「西尾のヒメタイコウチ」（県指定天然記念物）、「西尾のミカワギセル生息地」（県指定天然記念物）、「西尾市のカワバタモロコとウシモツゴ」（市指定天然記念物）が指定されています。このうち、カワバタモロコ及びウシモツゴは、それぞれ国及び県のレッドデータブックにおいて、絶滅危惧 I B 類、絶滅危惧 I A 類として評価されています。



図 1-11 西尾のヒメタイコウチ



図 1-12 カワバタモロコ



図 1-13 ウシモツゴ



(6) 自然景観

本市の自然景観は、市域の北東部に広がる^{さん が}三ヶ根山をはじめとする山並みの「山地景観」、三河湾に沿って広がる「海辺景観」、矢作古川^{やはぎふるかわ}、矢作川^{やはぎがわ}などの「河川景観」によって構成されています。

三ヶ根山並びに湾内の諸島を含む一帯は、三河湾国定公園に指定され、佐久島は全域が国定公園に含まれています。三河湾国定公園は、昭和33年（1958）に指定され、県内にある11の自然公園のうち最も歴史が古い公園で、区域面積は9,457haあります。本県の太平洋岸に位置し、^{あつみ}渥美・^{ちた}知多両半島と湾奥部の海岸及び湾内に浮かぶ大小の島々からなる^{うちうみ た とうかいけい}内海多島海景観を特色としており、太平洋から^{いせわん}伊勢湾、三河湾の海岸地域を中心に広範囲に指定されています。

また、(公社)全国漁港漁場協会の「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」のひとつとして、^{いっしきひがた}一色干潟が選定されています。



図1-14 三河湾



図1-15 一色干潟

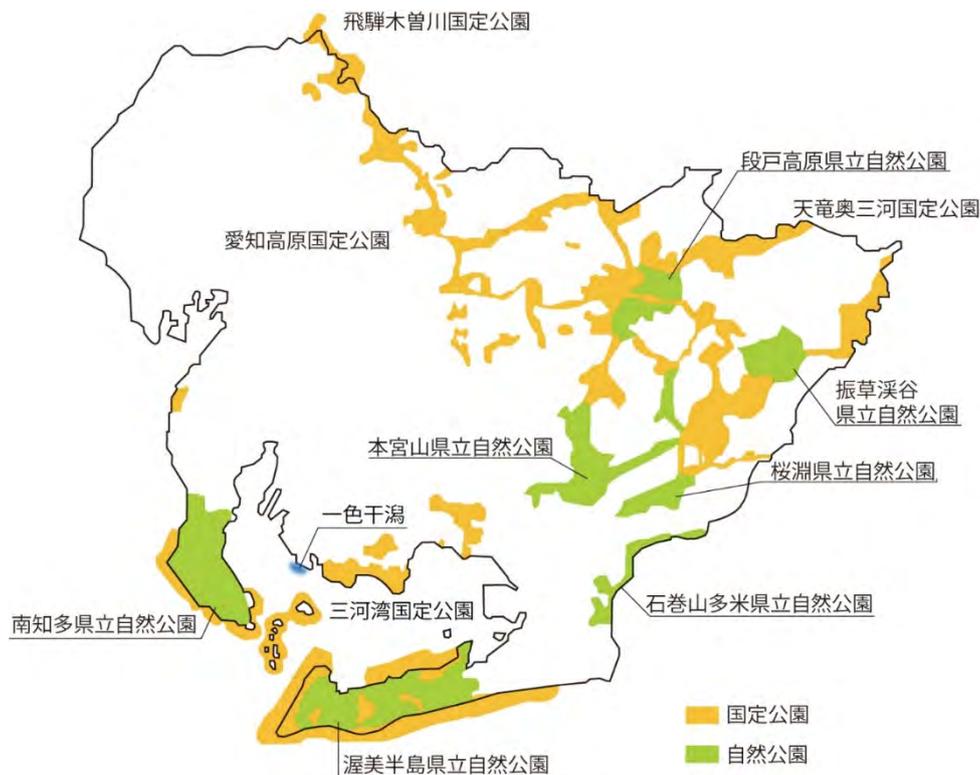


図1-16 愛知県域に所在する自然公園の位置



3 社会的環境

(1) 人口動態

国勢調査によると、令和2年(2020)の本市の人口は169,046人で、平成27年(2015)と比べると約1,000人の増加となっています。住民基本台帳より、10地区別に人口を見ると、増加しているのは旧西尾市地区のみで、一色、吉良、幡豆の旧三町地区は減少しています。

本市の人口の将来推計によると、令和12年(2030)頃までは緩やかに増加しますが、令和14年(2032)には173,150人と減少へと転じる見通しとなっています。

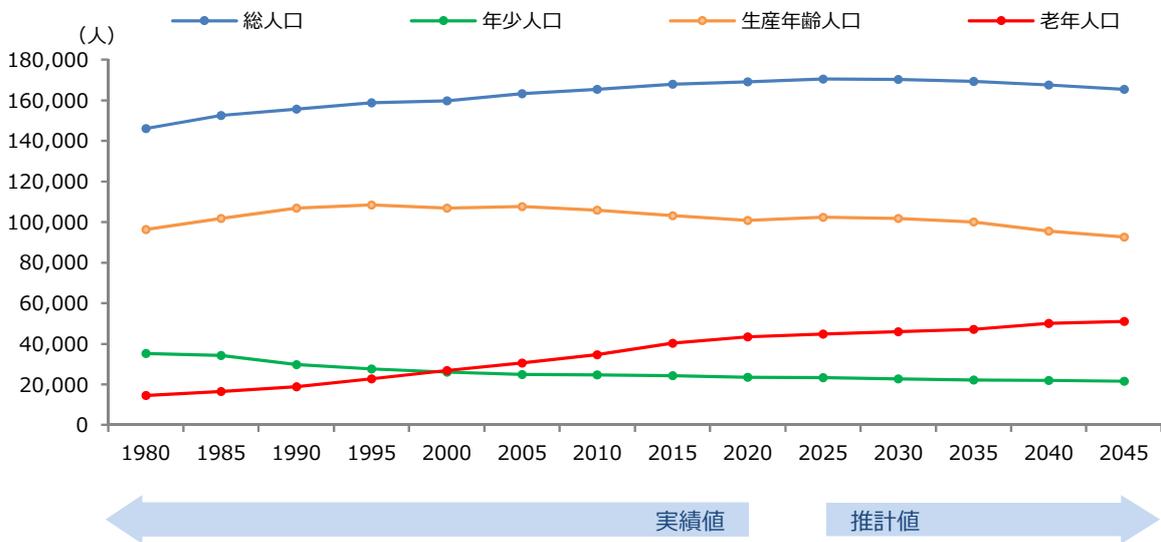


図 1-17 人口の推移と推計

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 注記：2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値。



図 1-18 地区別の人口

出典：住民基本台帳

出典：総務省「住民基本台帳統計」(1~12月の値)



(2) 産業

①産業分類別就業者数

国勢調査によると、令和2年(2020)には第3次産業の就業者数が42,190人(48.6%)と最も多く、次いで第2次産業38,210人(44.0%)、第1次産業4,012人(4.6%)となっています。

第2次産業の就業者数は、減少傾向ですが、本市は自動車部品を中心とした製造業が盛んで、第2次産業の就業者の割合が44.0%と高いことが特徴として挙げられます。

また、第1次産業の就業者数は減少傾向にあります。全国・県と比較するとその構成比は高く、農業が盛んなことを反映しています。近年の動向をみると、今後は生産年齢人口の減少に伴い、いずれの産業も就業者数が減少していく見込みです。

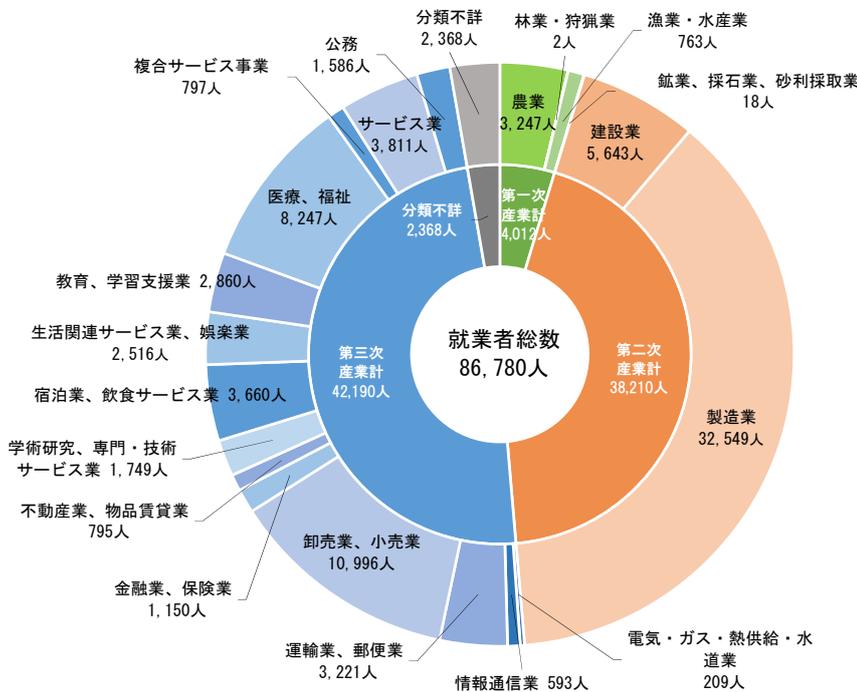


図1-19 産業分類別就業者数 [令和2年(2020)]

表1-1 産業分類別就業者数

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
第1次産業	7,740	6,898	5,378	5,060	4,012
第2次産業	40,031	39,825	37,790	38,973	38,210
第3次産業	40,060	42,005	41,543	42,627	42,190
分類不能	172	629	2,095	1,957	2,368
総数	88,003	89,357	86,806	88,617	86,780

出典：総務省「国勢調査」



②第1次産業の状況

農産物としては、日本一の生産量を誇る抹茶の原料となる碾茶^{てんちゃ}の生産量が全国トップクラスを誇ります。平成21年（2009）には「西尾の抹茶」が茶の分野で抹茶に限定したものとしては全国で初めて、特許庁の地域団体商標（地域ブランド）に登録されました。

日本で有数の花卉^{かき}生産地でもある本市では、カーネーションやバラ、キク、洋花、洋ラン、和物、観葉植物、鉢花、植木が生産されており、本市の花卉は、品種や品質にも優れ生産量も多く、全国に出荷されています。また、イチゴやキュウリ、トマト、ナスなどの施設野菜、ナシ、イチジクなどの果樹栽培といった多様な農産物も生産されています。

水産業では、養殖ウナギが全国トップクラスの生産量を誇り、「一色産うなぎ」として地域団体商標（地域ブランド）に登録されています。三河湾や伊勢湾^{あつみがいかい}、渥美外海を操業区域とする沿岸漁業では、クルマエビ、ワタリガニ、シャコ、スズキ、カレイ、アナゴなどの魚介類^{いっしきひがた}が水揚げされています。また、一色干潟^{いっしきちよう}などではアサリ漁やノリ養殖が盛んです。

③第2次産業の状況

西三河地域には、戦後著しい発展を遂げた自動車産業に関連する事業所が多数所在しており、輸送用機械や生産用機械の生産額が大きいことが特徴です。

また、三河湾の豊かな漁場を背景に、漁業が活発なことから、一色町^{いっしきちょう}を中心とする「三河一色えびせんべい」が地域団体商標（地域ブランド）に登録されているほか、海網製造などの漁業に関連した工業の集積も特徴となっています。

食品関係では、酒、みそ、みりんの醸造業者が市内で操業しています。

④第3次産業の状況

従業者数が、全体の半数弱を占める第3次産業において最も大きな割合を占めるのはサービス業、次いで、卸売・小売業です。

サービス業の中では、後述する市域の観光産業への期待が大きいのですが、近年の新型コロナウイルス感染症の影響などから、観光入り込み客数の減少がみられます。卸売・小売業では、地域団体商標（地域ブランド）に登録されるような特産品や食品の販売が特徴的です。



(3) 交通

①道路

国道1号のバイパスとして機能している国道23号が本市の北東部を通過しているほか、国道247号が三河湾沿岸を通過しています。南北方向の広域的な幹線道路としては、主要地方道の豊田一色線と西尾吉良線とよたいつしきの2路線が通っており、その他広域的な幹線道路を中心に各方面へ県道が通っています。他方で、市内には、高速道路（自動車専用道路を含む）が通っていないため、最寄りの高速道路のインターチェンジまでのアクセスに時間を要しています。

本市の世帯当たり自動車保有台数は1.82台であり、愛知県平均（1.33台）、国平均（1.08台）を大きく上回る自動車依存度の高い地域であるといえます。

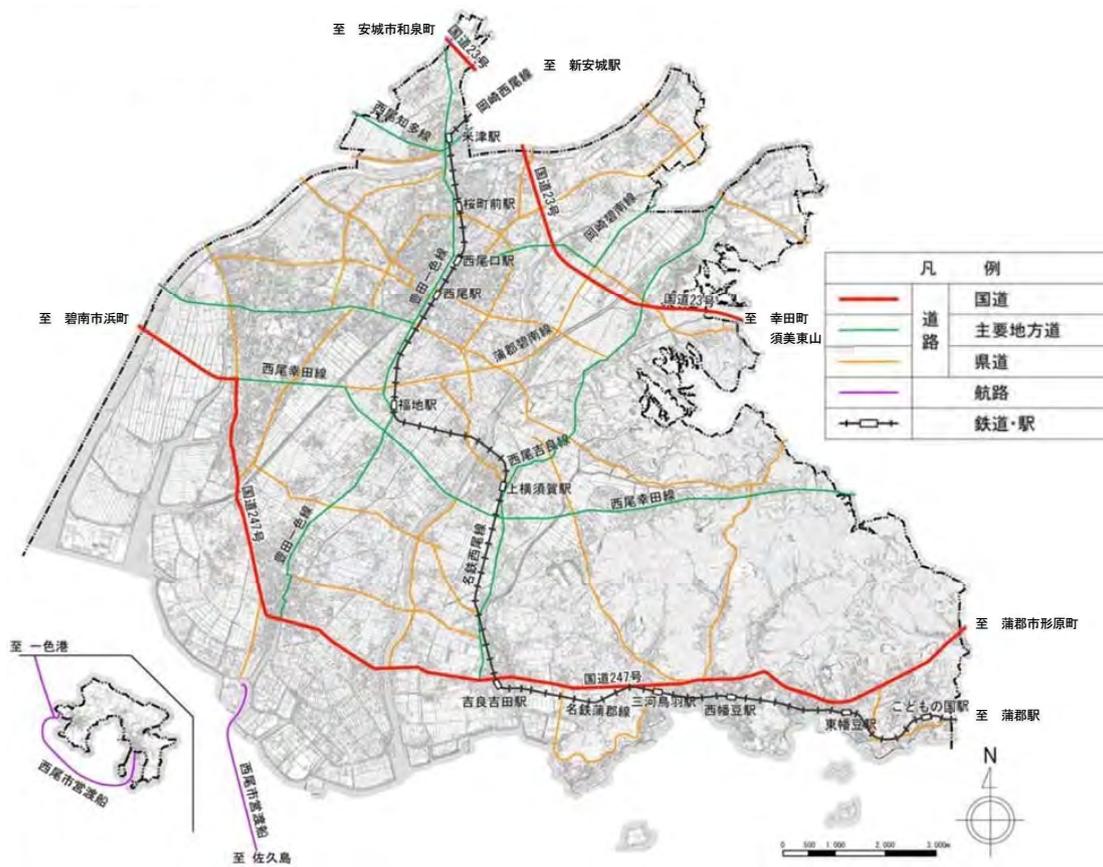


図1-20 交通体系

②公共交通

新安城駅から吉良吉田駅までを結ぶ名鉄西尾線が市内を南北に走り、吉良吉田駅から蒲郡駅までを結ぶ名鉄蒲郡線が吉良・幡豆地区きらよしだを通過しています。令和3年（2021）度における西尾市内の駅の乗車人員総数は、一日あたり3,614人です。



市内のバス路線としては、名鉄東部交通(株)の路線バスが2路線、名鉄三河線碧南駅から吉良吉田駅間の鉄道廃止に伴う代替交通として、当該区間と一部吉良高校までを結ぶふれんどバス(コミュニティバス)、西尾駅西側バスターミナルを発着とする巡回路線の六万石くるりんバス・いっちゃんバス(コミュニティバス)が運行しています。併せて、平成24年(2012)より、セダン型タクシー車両を利用し、乗合デマンド運行を行う「いこまいかー」が運行を開始し、利用可能区間は小学校区単位で、自宅から最寄り駅、またはバス停までとなっています。令和2年(2020)度の路線バス利用者数は375,276人です。

離島航路としては、佐久島への市営渡船が運行されています。通常ダイヤは1日7往復ですが、夏休み期間である7月20日(前後土曜日)～8月20日(前後金曜日)までは特別ダイヤとして8往復が運航しています。令和3年(2021)度の利用者数は203,886人です。

以上の公共交通を補完する取組みとして、西尾駅・上横須賀駅・吉良吉田駅には、レンタサイクルがあります。西尾駅・西尾観光案内所では電動自転車を有料で貸し出しています。

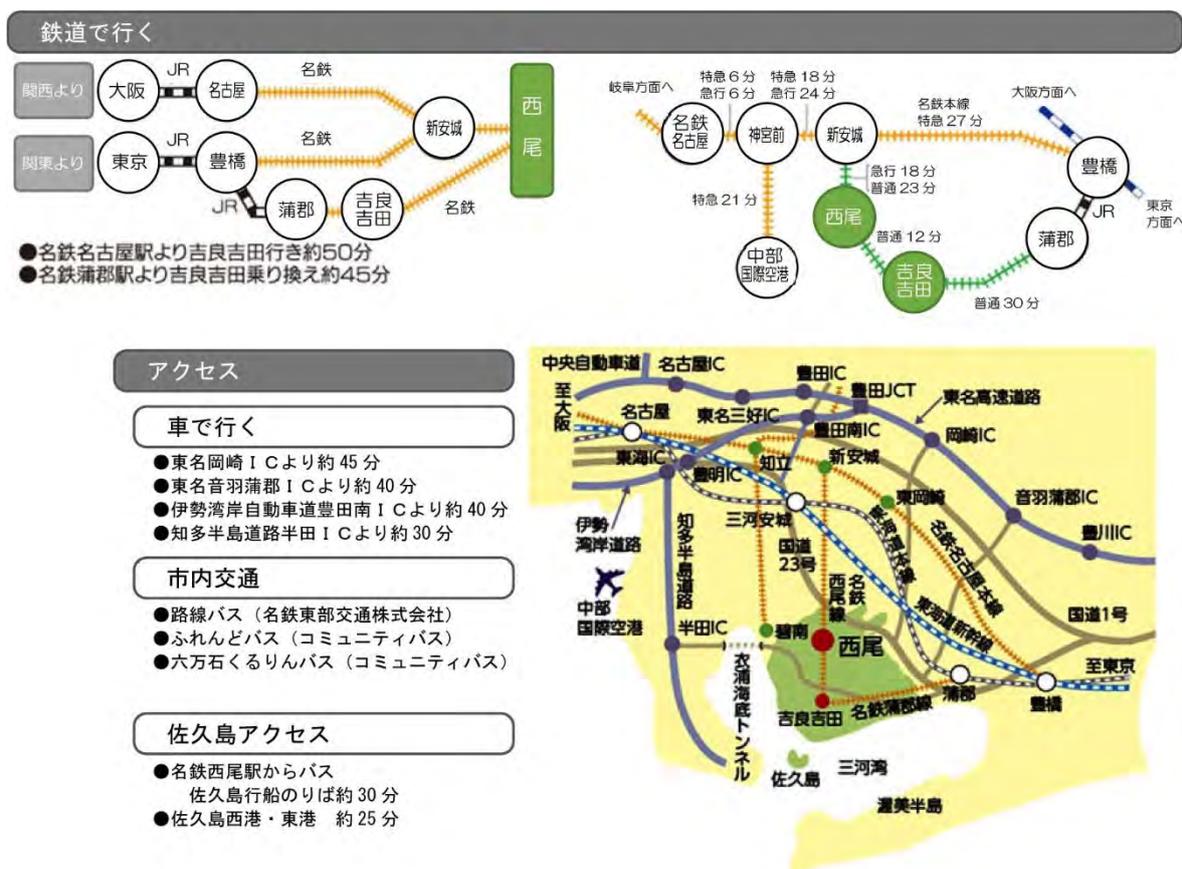


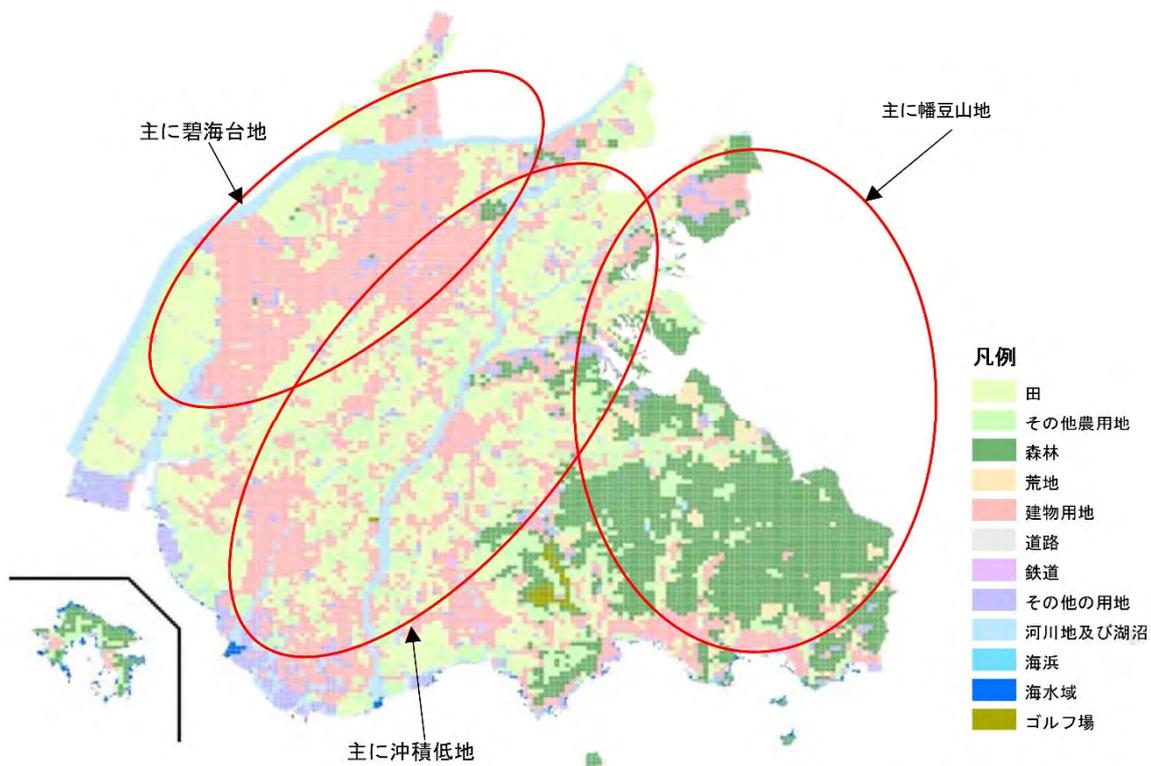
図1-21 本市へのアクセス



(4) 土地利用

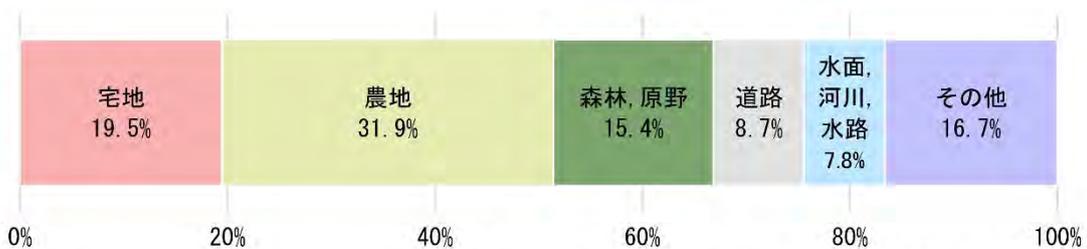
本市の主な地形である、^{ちゅうせきていち}沖積低地、^{へきかいだいち}碧海台地、^{はずさんち}幡豆山地の3区ごとに土地利用の状況を見ると、市中央部に広く分布している沖積低地においては、農地としての利用が多いものの、西尾駅周辺の中心市街地や、沿岸部の旧三町（旧一色町、旧吉良町、旧幡豆町）の中心街では建物用地としての利用が見られます。平坂・寺津地区の碧海台地では、建物用地としての利用が多く、住宅地や工業用地として利用されています。幡豆山地では、森林としての利用が多くなっています。

土地利用の面積割合をみると、農用地が31.9%で最も多く、次いで宅地が19.5%、森林、原野が15.4%となっています。



出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュをもとに作成

図1-22 土地利用



出典：愛知県「愛知県土地に関する統計年報」

図1-23 土地利用の面積割合



(5) 観光

本市には「憩の農園」や「一色さかな広場」のような買い物を楽しむ施設、「愛知こどもの国」や「佐久島」、「海岸での潮干狩り」のような自然やレジャーを楽しむ観光スポットなど、多様な観光資源があります。

近年の市内の観光入り込み客数の動向をみると、平成30年(2018)が最も多く355.9万人でしたが、令和2年(2020)以降は、祭りの中止など新型コロナウイルス感染症の影響を受け300万人を下回っており、「新しい生活様式」の下での観光振興に課題を抱えています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前の令和元年(2019)の観光入り込み客数の延べ人数を観光資源・施設別にみると、「憩の農園」が最も多く約77万人、ついで「一色さかな広場」約72万人、「道の駅にしお岡ノ山」約48万人となっており、買い物を楽しむ施設が上位を占めています。歴史的、文化的な観光資源には、「西尾祇園祭」約26万人、「一色大提灯祭り」約10万人、「鳥羽の火祭り」約9千人が訪れています。

統計資料には観光地として名前が挙がっていませんが、市内には、近年櫓や土塀の復元が行われ、歴史公園として整備が進む西尾城跡や、吉良上野介の菩提寺である華蔵寺など吉良氏ゆかりの名所のほか、国宝の金蓮寺弥陀堂などの歴史遺産に恵まれており、史跡巡りを目的に本市を訪れる観光客が一定数認められます。

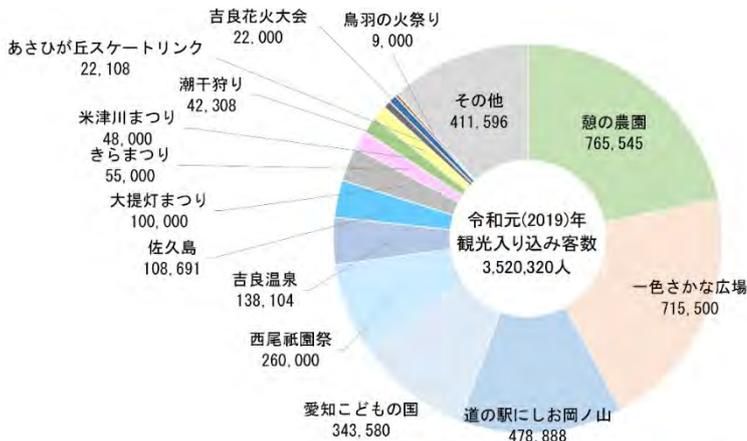
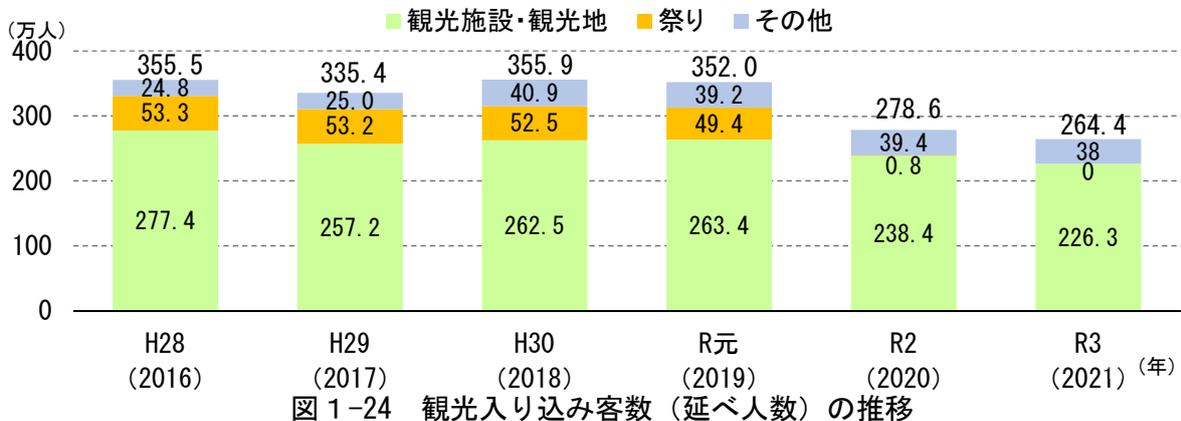
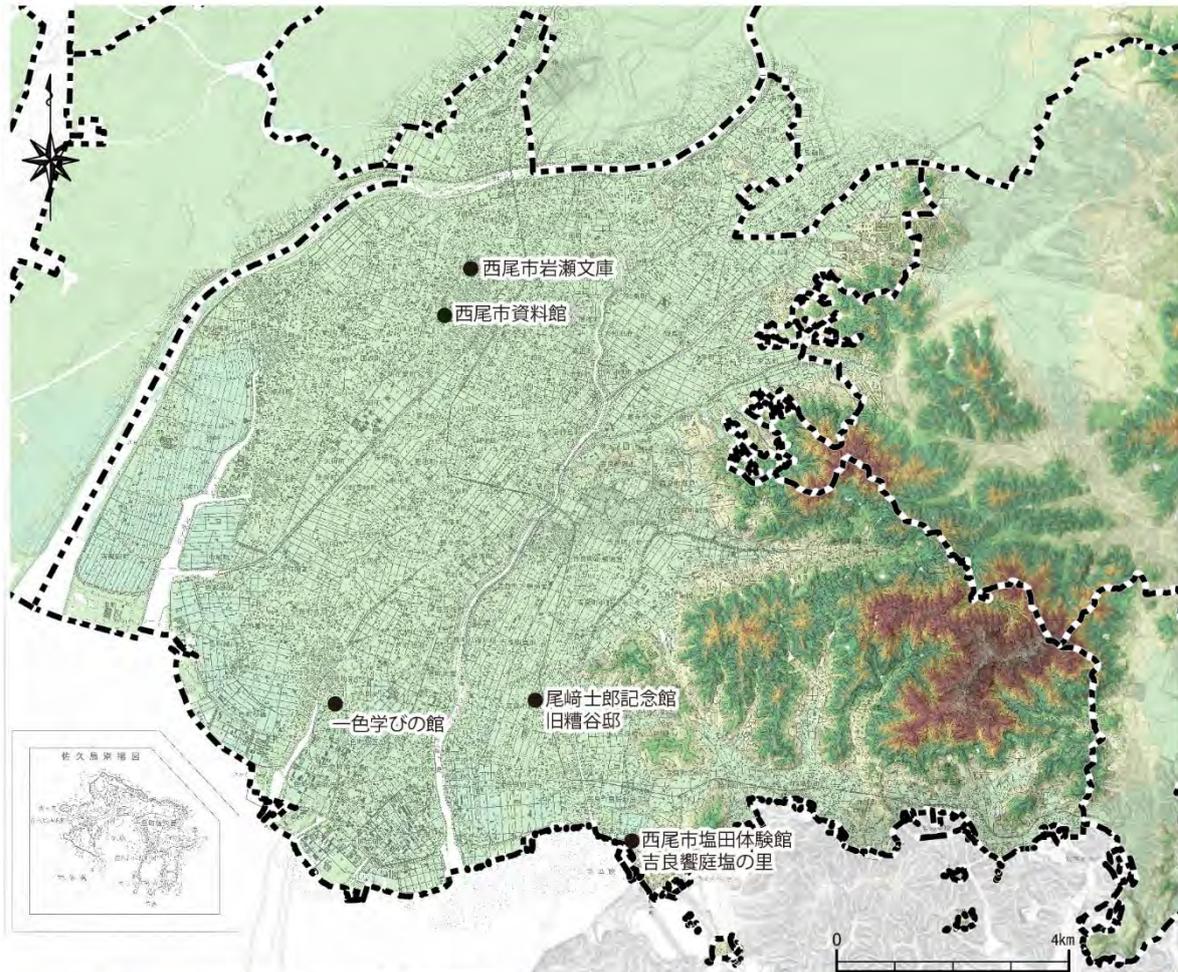


図 1-25 観光資源別観光入り込み客数(延べ人数) 出典：西尾市統計書



(6) 博物館・展示施設等

本市には、6つの博物館・展示施設が所在します。



西尾市岩瀬文庫

重要文化財を含む古典籍から近代の実用書まで、幅広い分野と時代の蔵書8万冊余りを保存・公開し、日本の本の長い歴史やゆたかな文化について体験しながら学べるユニークな展示を行っています。



西尾市資料館

西尾城跡丸跡に建つ資料館。西尾城や城下町を中心に西尾市の歴史を紹介するとともに、西尾城跡や西尾歴史公園に関する情報発信を行っています。



一色学びの館

図書館の分館と資料館との複合施設。展示室には三河一色大提灯祭りで使用される大提灯を展示するほか、市内の祭礼を中心に展示を行っています。



尾崎士郎記念館

吉良町上横須賀出身で『人生劇場』で著名な小説家尾崎士郎の記念館。昭和29年(1954)建築の自宅書齋を移築・公開し、そのエネルギーな執筆活動を今に伝えています。



旧糟谷邸

三河木綿や肥料などの商いで財を成した旧家である糟谷縫右衛門家の屋敷は、県指定有形文化財に指定され、昭和60年(1985)から一般公開しています。



西尾市塩田体験館 吉良饗庭塩の里

昔ながらの塩田にて太陽の熱と風の力を利用した塩づくりを体験することによって、塩田の歴史と塩の製法を楽しく学ぶことができます。

図1-26 博物館・展示施設位置図



(7) 都市景観

①都市景観

本市の都市景観は、住宅地や商店街などによる「まちなみ景観」、街路樹や沿道建物により連続的な景観の軸となる「街路景観」、まちの顔としての駅や線路からなる「鉄道景観」などによって構成されています。鉄道景観としては、平成16年（2004）に名鉄三河線の碧南駅へきなん～吉良吉田駅間きらよしだが、平成18年（2006）には西尾線の鎌谷駅かまやと三河荻原駅みかわおぎはらが廃止され、一部が廃線・廃駅跡として残っています。



図 1-27 岩瀬文庫

その他として、市役所や愛知県まちなみ建築賞を受賞した岩瀬文庫など、市のシンボルとなる建築物とその周辺の緑が一体となってランドマークを形成しています。

②歴史・文化景観

本市の歴史・文化景観は、建造物や森林と人々の活動とが地域のシンボルとなることで形成されています。市内各所に立地する社寺や城跡、古い建造物などは、地域の歴史や伝統を伝える存在として重要です。これらは、社叢林しゃそうや祭礼などの伝統行事と相まって、市域の特徴的な景観を形成しています。



図 1-28 西尾市歴史公園

③産業景観

本市の産業景観は、特徴的な地場産業によって形成されています。特に、本市は日本有数の抹茶生産地であり、市西部を中心に茶畑が広がっています。また、市の南部三河湾に面した平地にはうなぎの養殖池が広がっています。その他、バラ等の花卉産業や植木産業も地域固有の景観の形成に寄与しています。



図 1-29 稲荷山茶園

4 歴史的環境

(1) 原始

本市に所在する八王子貝塚はちおうじと枯木宮貝塚かれきのみや（いずれも県指定史跡）は、東海地方の縄文時代後・晩期の代表的な遺跡です。貝殻のカルシウム分により魚骨ぎょこつや獣骨じゅうこつのほか埋葬人骨の保存状態が良好であるため、両貝塚からは、当時の食生活や社会の様子



を知る上で貴重な資料が見つかっています。

弥生時代になると、幡豆地区の沿岸部に位置する江尻遺跡で、前期の環濠集落が確認されています。稲作に伴って広がったとされる遠賀川式土器が出土しており、弥生文化の東国への波及を示す遺跡として注目されています。弥生時代中期になると、沖積低地で稲作が本格化したと考えられ、岡島遺跡は矢作川下流域の拠点的な環濠集落であったことが発掘調査により明らかになっています。

古墳時代になると、吉良地区の岡山丘陵に墳長66mの吉良八幡山古墳（県指定史跡）などの有力古墳が築かれます。三河湾を臨む丘陵上に位置する正法寺古墳（史跡）は、古墳時代中期に築かれた三河地方最大級の古墳で、被葬者は三河湾の海上交通を掌握した地域の盟主であったと考えられます。正法寺古墳に後続して、岩場古墳（県指定史跡）、中之郷古墳（市指定史跡）など市域沿岸部には、畿内の影響が強い有力古墳が築かれました。古墳時代後期から終末期になると、羽角山古墳群などで丘陵上に横穴式石室をもつ小円墳が多数築かれるようになります。



図1-30 正法寺古墳

(2) 古代

7世紀後半になると現在の西尾市域には、幡豆評が設けられ、奈良時代には幡豆郡となりました。幡豆郡の郡衙（郡役所）は三河湾に面した西幡豆地区に置かれたと推定され、郡内に設置された八郷のうち、熊来・八田・磯泊・大浜・析島の五郷は現在も地名などに痕跡が残っています。

奈良時代、『続日本紀』（延暦16年（797）和銅6年5月条に三河国から鉾物の「雲母（きらら）」が献上された記録があり、これは本市の八ツ面山付近から産出されたと考えられています。また、平城宮跡出土木簡により、佐久島など三河三島から天皇の祭祀に用いられる「贄」として、サメなどの乾物が朝廷に献上されていたことがわかっています。

平安時代後期、市域西部から中央部に吉良荘が成立しました。名前の由来は、特産の雲母に由来します。荘園の領有権は、摂関家やその周辺の人々に伝領され、摂関家の行事で使用する服などの費用や労働力が荘園から貢納されました。

市域には伊勢神宮の荘園である御厨も設置され、饗庭御厨（吉良町饗庭付近）、蘇



図1-31 平城宮跡出土の析島の「贄」木簡



美御厨（額田郡幸田町須美近辺）、角平御厨（吉良町津平）がこれに当たります。

（3）中世

鎌倉時代の承久3年（1221）に起こった承久の乱の後、有力御家人の足利義氏が三河守護に就任し、吉良荘の地頭を兼任しました。地頭職は、子の長氏に譲られ、以後この家の当主が吉良一門の「惣領」として荘園を実質的に支配しました。吉良荘のうち、今川などの地が分与され、今川氏が誕生しました。

実相寺は、鎌倉時代に高僧の聖一國師（円爾）を開山とし、足利（吉良）満氏によって建てられた三河の代表的な臨済宗寺院です。釈迦堂の釈迦三尊像など南北朝時代の貴重な文化財を数多く伝えています。

鎌倉時代末期から南北朝時代の内乱において、はじめ吉良氏は足利尊氏に従い九州など各地で武功を挙げ、建武の新政の成立に貢献しました。その後、南朝に味方して一時は室町幕府と対立しますが、幕府に帰順した後は足利将軍家の後継となりうる「御三家（御一家）」の筆頭として幕府内で高い地位を有しました。

16世紀になると三河も乱世の様相を呈し、それまで京都在住だった吉良氏は、吉良荘に移り、揺らぐ領地支配を安定させようとしてきました。ところが、天文18年（1549）から今川氏の軍勢が吉良荘に侵入し、吉良氏は降伏を余儀なくされました。永禄3年（1560）の桶狭間の戦いの後、西尾城は徳川家康の支配下となります。吉良氏は東条城をよりどころに命脈を保っていましたが、吉良義昭が反乱を起し、永禄7年（1564）に家康に鎮圧されて、中世三河吉良氏は滅亡しました。家康は天正18年（1590）に関東に移封となり、代わって三河の大半は豊臣氏の支配下となりました。



図1-32 東条城跡

（4）近世

①西尾藩

慶長5年（1600）の関ヶ原合戦後、西尾城には徳川家康の従弟にあたる本多康俊が入りました。康俊は元和3年（1617）に近江膳所に転封し、代わって松平（大給）成重が西尾藩主となりましたが、4年で転出し、本多康俊の子俊次が西尾城に入りました。このように近世はじめの西尾藩は藩主の交代が多く、本多俊次の後に藩主になった太田氏、井伊氏、増山氏、土井氏、三浦氏の在城期間は、4代84年間の土井氏を除くと平均わずか12年間でした。明和元年（1764）に大給松平氏が西尾城に入ると



ようやく城主が定着し、以後5代105年間にわたって大給松平氏が西尾藩主を務めました。大給松平氏以前の西尾藩主の石高は3万石前後でしたが、大給松平氏は6万石の西尾城周辺だけでは領地が足りず、越前国に飛地をもつことになりました。大給松平氏は乗完、乗寛、乗全と3代続けて老中を務めるなど、幕政の中核で活躍しました。



図1-33 松平乗全肖像

②西尾城下町の賑わい

西尾城は戦国時代の西条吉良氏の居城を改修したのですが、西尾城下町の基礎を築いたのは、三之丸の増築と城下町の再編成を行った豊臣系大名の田中吉政と考えられています。その後、太田資宗が城下町を堀と土塁で囲む総構えの築造を企て、次の藩主井伊直好の時に完成しました。西尾城本丸には城の鎮守の御剣八幡宮が鎮座し、二之丸には三重四階の天守がそびえていました。城内の東之丸・三之丸に高級藩士の屋敷が置かれ、城下町の外縁部、現在の大給町・鶴ヶ崎町・馬場町などに中・下級武士の屋敷が配置されました。町人は城下町の中央部に居住し、表六ヶ町と呼ばれた本町・中町・須田町・横町・天王町・肴町には商家が軒を連ねていました。毎年6月(旧暦)に行われる伊文神社の祭礼(天王祭)では、表六ヶ町がそれぞれ神楽獅子や大名行列など、趣向を凝らした練り物を奉納して祭りを盛り上げました。

③村々の領主

江戸時代、市域には西尾藩領のほか、三河に由緒をもつ大名・旗本の所領が村ごとに入り組んで分布していました。上総国大多喜(千葉県大多喜町)藩主となった大河内松平氏は、吉良地区を中心に12か村について近世を通じて領地とし、陸奥国福島(福島市)藩主となった板倉氏は菩提寺長圓寺のある貝吹村を所領としていました。

吉良氏は吉良地区を中心に3200石を与えられ、旗本として再興し、江戸幕府の儀礼を掌る高家に起用されました。高家3代目の吉良上野介義央は、高家肝煎として活躍しましたが、元禄赤穂事件にて改易となりました。



図1-34 小牧陣屋図面



④平坂湊と特産品

慶長10年（1605）、幕府主導で藤井村（安城市）から米津村にかけての碧海台地の掘削工事が行われ、矢作川を最短距離で三河湾につなぐことで洪水の防止が図られました。新たに河口付近に位置することになった平坂湊は、鷺塚・大浜・犬飼・御馬とともに幕府によって三河五か湊に指定されたといわれ、西三河諸藩の年貢の積み出し港として栄えました。

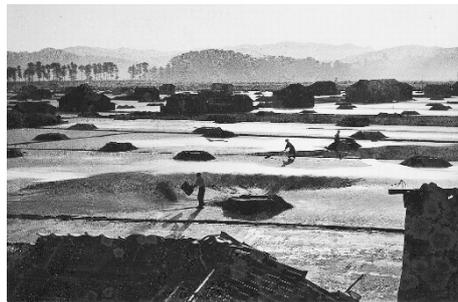


図 1-35 朝の塩田

近世の三河は全国有数の木綿の産地で、天保7年（1836）の羽塚村では畑の約43%で綿花が栽培されていたという記録があります。収穫した綿は農家の副業として反物に織られ、買継問屋を通じて平坂湊から廻船で江戸に送られました。

市域の沿岸部は、三河湾の製塩業の中心地でした。なかでも吉良でつくられた塩は、にがり分が少なく良質なことで知られ、饗庭塩と呼ばれて流通しました。饗庭塩は矢作川の舟運を利用して上流に運ばれ、「塩の道」を通過して信州伊那谷方面まで出荷されました。また、岡崎の八丁味噌には饗庭塩が使われました。

大多喜藩は佐久島村や宮崎村産の海鼠腸（ナマコの内臓の塩辛）を毎年将軍に献上していました。将軍へ献上する海鼠腸作りは小牧陣屋（吉良町）にある海鼠腸部屋で、身を清め、覆面をつけて、細心の注意をはらって行われました。

幡豆地域や蒲郡市西浦地区など三河湾沿岸に分布する幡豆石（花崗閃緑岩）は、硬くて重く、河川や海岸の護岸・築堤などに使用されてきました。石垣の石材にも適しており、名古屋城の石垣には多くの幡豆石が使われています。

（5）近代・現代

①近代化と自由民権運動

現在の西尾市域は、明治4年（1871）に額田県、翌5年（1872）に愛知県在所管となり、同14年（1881）には鶴ヶ崎町に幡豆郡役所が設置されました。

明治15年（1882）、自由党の板垣退助が満全町の康全寺で演説し、これを機に西尾でも自由民権運動が盛り上がりました。翌16年（1883）には、英書を使って西洋の知識教養を教えるという先進的な

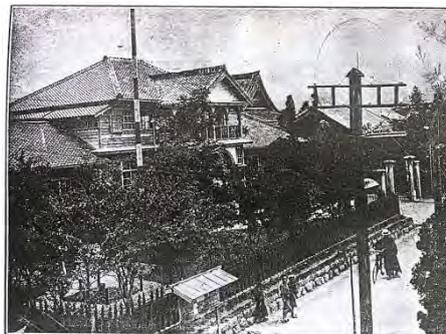


図 1-36 幡豆郡役所



④災害

三河湾に面し、広い干拓地が広がる沿岸部では、台風による高潮の被害をたびたび受けてきました。江戸時代には、宝永地震ほうえいじしんや安政東海地震あんせいとうかいじしん、安政南海地震あんせいなんかいじしんによる津波被害の記録があります。

近代以降では、明治22年（1889）の高潮で海岸堤防が広範囲に決壊し、幡豆郡内で683人が亡くなりました。また、戦時中の昭和19年（1944）の東南海地震（M8.3の南海トラフ地震、郡内の死者55人）に加え、翌年1月の三河地震（M6.8の直下型地震、郡内の死者1,134人）では特に甚大な被害が発生し、市内の寺院に名古屋から疎開中の児童らにも死者が出ました。昭和28年（1953）の13号台風（郡内死者32人）、昭和34年（1959）の伊勢湾台風（同35人）でも大きな被害を受けています。



図 1-38 13号台風浸水航空写真
一色地区

⑤平成から令和へ

平成元年（1989）に名鉄西尾線の西尾駅から西尾口駅間が高架化され、平成20年（2008）には同区間が複線化されました。また、平成19年（2007）に国道23号岡崎バイパスの全線が暫定2車線で開通した後、平成28年（2016）に藤井インターチェンジから西尾東インターチェンジまでの区間が4車線に整備され、名古屋方面への利便性が大きく向上しました。

平成20年（2008）に現在の市庁舎が建設されたのち、平成23年（2011）に、西尾市と旧幡豆郡の一色町・吉良町・幡豆町が編入合併し、現在の西尾市となりました。

平成8年（1996）西尾城跡に本丸丑寅櫓うしとらやぐらと鑰石門ちゅうじゃくもんが木造により復元整備され、近代の和風庭園を公開した尚古荘とともに西尾市歴史公園としてオープンしました。

平成26年（2014）には二之丸天守台と二之丸丑寅櫓台の石垣が整備され、さらに令和2年（2020）に二之丸丑寅櫓及び土塀が復元され、城の景観が整いつつあります。

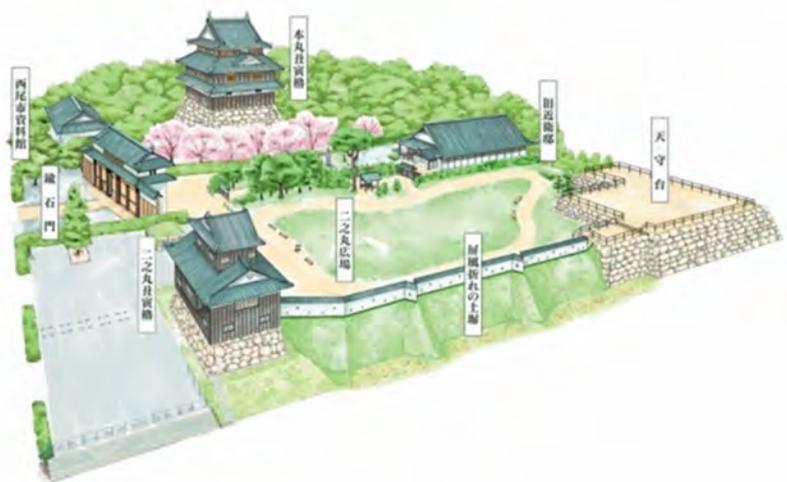


図 1-39 西尾市歴史公園（西尾城跡）



(6) 西尾の人物

① 足利義氏 (1189~1254)

足利義氏は、文治5年(1189)、足利氏二代義兼の三男として生まれました。義氏は通称「上総三郎」と呼ばれ、武蔵守、陸奥守、左馬頭など武士が誉とする官途・受領名を拝命しました。

承久3年(1221)の承久の乱後、義氏は三河国の守護になり、吉良荘(矢作川下流域の丘陵地と三河湾の海岸低地、旧西尾市、旧吉良町、旧一色町に広がっていたといわれる荘園)の地頭職を兼務しました。足利義氏は吉良荘を貫く当時の矢作川を境に、西側の吉良荘西条に西条城を、東側の吉良荘東条に東条城を構えたと伝わっています。

義氏の嫡男泰氏は足利氏の家督を継ぎ、義氏の庶子である長氏と義継の二人の系統がのちに「吉良」を称しました。

② 聖一国師 (1202~1280)

聖一国師(円爾)は、鎌倉時代の高僧で、文永8年(1271)に、吉良満氏に招かれ吉良氏の菩提寺である実相寺を創建しました。聖一国師が寺にとどまったのは、1日のみで、実際には弟子の応通禅師が住職として寺を三河の臨済宗の中心寺院として発展させました。

聖一国師は、駿河の生まれで、近江国の三井寺で出家し、東大寺に入りました。嘉禎元年(1235)に34歳で中国(宋)に渡り、経山寺で禅宗を学んで仁治2年(1241)7月に帰朝しました。帰国後、まず筑紫(福岡県筑紫野市)に崇福・承天二寺を建てて法を説き、名声は次第に国内に及びました。寛元元年(1243)には入京し、京都五山の一つ、東福寺を開山しました。そして後深草、亀山上皇や貴族たちが帰依するほどの僧になりました。建長6年(1254)には鎌倉幕府執権北条時頼に招かれて鎌倉の寿福寺に落ち着きました。



図1-40 足利義氏肖像



図1-41 聖一国師像



③吉良義央 (1641~1702)

吉良(上野 介)義央は、旗本吉良義冬の嫡男として生まれました。浄瑠璃『仮名手本忠臣蔵』で悪人として描かれ、歌舞伎や映画を通じてその名が知られていますが、義央が領地としていた吉良荘では水害を防ぐために黄金堤こがねつつみを築いたり、新田開発を進めたりするなど善政を敷いた名君として知られています。



図 1-42 吉良上野介義央木像

幕府の儀式典礼を司る高家職を長く務め、元禄14年(1701)3月、当時の將軍であった綱吉の母への贈位ぞういと慶年答辞とを兼ねた勅使接待の儀礼の際に、赤穂藩主の浅野長矩に傷つけられ、後に高家の職を退くことになりました。翌15年(1702)12月15日(旧暦)未明に、浅野長矩の旧臣たちの襲撃を受け、命を絶たれました。いわゆる「忠臣蔵」のもととなった赤穂事件です。享年62で、江戸萬昌院えどばんしょういん(現：中野区萬昌院功運寺)に葬られ、華蔵寺(西尾市吉良町)に分骨されました。

④松平(大給)乗全 (1794~1870)

松平乗全は、松平乗寛の嫡男として生まれ、天保11年(1840)に家督を相続し、西尾藩大給松平家当主となりました。寺社奉行、大坂城代、西の丸老中、老中と、安政の大獄の責任を問われて解職される万延元年(1860)まで、幕政の要職を務めました。



図 1-43 松平乗全肖像

文武に優れた乗全は、弓馬・剣術から書画・詩歌・茶と造詣ぞうけいが深く、『水月道詩集』『水月道歌集』等の著作のほか、『自画帖』『飛動図譜』『好古雑図』等の画集を残しています。

⑤足立順道 (1840~1887)

足立順道は、中島郡戸塚村なかしまぐんとつかむら(一宮市大和町戸塚)の出身で、明治5年(1872)に紅樹院の34世住職となりました。

順道は、西野町が宇治と風土が似ているため、茶の栽培に適していると考え、明治5年(1872)に宇治より茶種を持ち帰り、紅樹院境内の畑に種子をまき、明治12年(1879)には、知多郡から茶師を招いて、茶の製造を始めました。

現在、紅樹院境内には西尾茶の原樹、参道入り口には大正2年(1913)に建てられた順道の頌徳碑が残り、毎年12



図 1-44 頌徳碑



月には順道の功績を称え、献茶と業績を報告する「奉告祭」が開催されています。

⑥^{かみやでんべえ}神谷傳兵衛 (1856～1922)

神谷傳兵衛は、東京浅草の洋酒バー「神谷バー」や本格的なワイン醸造場・シャトーカミヤ（現：牛久シャトー）の創設者として知られています。松木島村（一色町松木島）にて豪農、神谷兵助の六男として生まれました。家が没落したため、東京に出て奉公するなかで酒を商うことに興味を持つようになり、酒造家を志しました。

24歳で独立し、明治13年（1880）浅草に、洋酒の一杯売りをする「みかはや銘酒店」を開業し、明治45年（1912）には、銘酒店を洋風に改造した「神谷バー」を開業しました。

明治36年（1903）、現在の茨城県牛久市に「神谷葡萄園」を併設したワイン醸造場「牛久醸造場」を完成させ、牛久醸造場はブドウ栽培から醸造・瓶詰めまで一貫生産を行うシャトーの名を冠するにふさわしいワイン醸造施設となりました。そこで製造されたワインは国内外で高く評価され、数々の賞を受賞しました。



図1-45 神谷傳兵衛

⑦^{いわせ やすけ}岩瀬弥助 (1867～1930)

岩瀬弥助は、岩瀬文庫の創設者や初代西尾鉄道社長として知られています。須田町の肥料商の長男として生まれ、その後、本家の婿養子となり、4代目弥助を名乗りました。

弥助は、明治20年（1887）に西尾の若者らの有志で結成された法律・経済・社会問題などの学習会「談話会」に入会し、投資の知識を得ました。本業の肥料商としての収入とともに、日本国内や朝鮮の基幹産業に投資して大きな利益を得て、明治30年代頃には西三河でも屈指の資産家になりました。明治31年（1898）3月、西尾町長に就任しましたが、1年4か月余りで辞任しました。その後、弥助は収集した本を公共の用に供し、未来へ伝えるため、文庫設立を発案し、明治41年（1908）5月6日に岩瀬文庫を開館しました。

弥助は、西尾の発展のために西尾鉄道に出資して社長を務めるとともに、西尾小学校の校舎新築や西尾中学校の創設、貧民救済などのため西尾町へ多額の寄付を行うなど地域社会の発展に多大な貢献をしました。



図1-46 岩瀬弥助



⑧^{すぎ た つるきち}杉田鶴吉 (1875～1959)

杉田鶴吉は、明治8年(1875)11月5日、^{かみまち}上町に生まれました。20歳のとき、修業のため家を出て、25歳のとき、茶の製造の仕事を始めました。2年後の明治35年(1902)には、幡豆郡茶業組合へ加入し、宇治の茶種をまいて茶畑をつくり始めました。翌年から3年間にわたって毎年5月に1カ月宇治へ行き、製茶の研究をしました。

明治37年(1904)に鶴吉の呼びかけで、茶業組合内に幡豆郡製茶同志会という研究団体が組織されました。同志会は、品評会の開催、宇治方面へ^{しょう}研究生派遣、講師招^{へい}聘、共同購入、共同販売などの事業を行うだけでなく、明治40年(1907)に、技術向上のために製茶伝習会を開催しました。明治41年(1908)3月、鶴吉は、幡豆郡茶業組合組合長と、同年に組織された幡豆郡製茶共同製造所と愛知県製茶研究会の会長になりました。

鶴吉は、大正5年(1916)に、西尾町会議員に当選すると、政治にも力を注ぎ、84歳で死去しました。



図1-47 杉田鶴吉

⑨^{いわさきあきさぶろう}岩崎明三郎 (1896～1983)

岩崎明三郎は、明治29年(1896)2月6日、本町の米穀商の三男として生まれました。

大正14年(1926)、板垣一郎県会議員らとともに花ノ木耕地整理組合の設立に尽力し、西尾町東部を都市開発のため、総面積52町3反7畝整備しました。その際、鳥山幸一が^{たかぼた}高畠、^{すみよし}住吉、^{はなのき}花ノ木、^{えいらく}永楽、柳町などの町名をつくり、北浜悪水路をみどり川と命名しました。また、西尾駅の移転問題に際して、愛知電気鉄道株式会社との交渉の窓口になりました。

さらに、西尾城跡の保存に対する思いの強かった明三郎は、西尾城東之丸跡に遺構の保存を考慮した日本庭園を造り「^{しょうこそう}尚古荘」と命名しました。現在「^{しょうこそう}尚古荘」は、西尾市歴史公園の一部として公開されています。



図1-48 岩崎明三郎



⑩尾崎士郎 (1898～1964)

尾崎士郎は、明治31年（1898）に横須賀町（吉良町上横須賀）の旧家の三男として生まれ、愛知県立第二中学校（岡崎高校）を経て、早稲田大学に進学しました。学生時代から社会主義運動に関わりましたが、中退した後文学者を志しました。小説家の宇野千代と結婚し、川端康成ら若い作家仲間らと長い下積み時代を過ごしました。

35歳で執筆した『人生劇場』のヒットにより人気作家の仲間入りを果たし、『人生劇場』は当時の若者から熱狂的に支持され、映画や戦後はテレビドラマでも繰り返して取り上げられるなど、昭和の国民的小説として親しまれています。



図1-49 尾崎士郎

⑪茨木のり子 (1926～2006)

茨木のり子は大阪で生まれ、昭和7年（1932）に西尾に移りました。昭和18年（1943）に上京し、帝国女子医学・薬学・理学専門学校（東邦大学）薬学部に入りました。

戦後、雑誌『詩学』に投稿を始め、誌上で知り合った川崎洋と昭和28年（1953）には詩の同人雑誌『権』を創刊し、昭和30年（1955）には第一詩集『対話』を出版しました。戦争で奪われた青春時代を詠んだ「私が一番きれいだったとき」は国語の教科書にも掲載されています。また、平成11年（1999）発刊の『倚りかからず』は詩集としては異例のベストセラーとなるほど人気を博しました。



図1-50 茨木のり子

西尾を舞台とした「花の名」「お休みどころ」などの詩や、西尾での女学校時代を綴ったエッセーなどからは、西尾で過ごした少女時代の日々がしのべれます。



5 文化財等の分布状況

本市には、国宝の金蓮寺弥陀堂をはじめ、240件の指定等文化財が所在しています。内訳は国指定10件、県指定46件、市指定171件、国登録13件で、指定文化財の種別は有形文化財179件、民俗文化財17件、記念物44件です。

指定等文化財の傾向としては、西尾市の地勢が三河湾に面していることから、八王子貝塚や正法寺古墳などの海に関連のある遺跡、幡頭神社や一色大提灯祭りなど海と関わりのある文化財が多いことが挙げられます。

また、中世に吉良荘を治めた吉良氏の菩提寺である実相寺や、江戸時代の譜代大名板倉氏菩提寺の長圓寺や、旗本吉良氏菩提寺の華蔵寺には、寄進された文化財が多く伝えられています。

表 1-2 指定及び登録文化財の内訳 [令和 5 年 (2023) 6 月現在]

種別		国指定	県指定	市指定	国登録	合計	
有形文化財	小計	6	37	123	13	179	
	建造物	3(うち国宝1)	6	11	13	33	
	美術 工芸品	絵画	0	5	22	0	27
		彫刻	1	12	35	0	48
		工芸品	0	7	20	0	27
		書跡・典籍	2	5	12	0	19
		考古資料	0	2	6	0	8
歴史資料	0	0	17	0	17		
無形文化財		0	0	0	0	0	
民俗文化財	小計	2	3	12	0	17	
	有形の民俗文化財	0	1	4	0	5	
	無形の民俗文化財	2	2	8	0	12	
記念物	小計	2	6	36	0	44	
	遺跡	1	4	17	0	22	
	名勝地	0	0	0	0	0	
	動物、 植物、 地質鉱物	動物	0	2	1	0	3
		植物	1	0	17	0	18
地質鉱物	0	0	1	0	1		
文化的景観		0	—	—	—	0	
伝統的建造物群		0	—	—	—	0	
合計		10	46	171	13	240	

※該当する指定・登録制度がない場合「—」としている

国	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	1
---	-----------------------	---



(1) 国指定等文化財

国指定文化財が10件、登録文化財が13件所在します。

国指定の10件は、国宝金蓮寺弥陀堂を含む重要文化財が6件（建造物3件、彫刻1件、書跡2件）、重要無形民俗文化財が2件、史跡及び天然記念物各1件です。

彫刻の阿弥陀如来坐像は、鎌倉幕府3代将軍源実朝を弔うために慶派仏師の手によって制作された像で、明治時代に京都から専長寺に移された秀作です。書跡の2件はいずれも天皇の直筆の書で、旗本吉良義冬が入手し吉良家ゆかりの花岳寺に寄進された書簡と、後奈良天皇が書写し、三河国一之宮に納められ、現在は西尾市岩瀬文庫に所蔵されている般若心経です。

国の登録有形文化財は、大正時代に建てられた岩瀬文庫の建物2棟のほか、寺院及び民家などが登録されています。

①金蓮寺弥陀堂

吉良町饗庭に所在する金蓮寺は、文治2年（1186）に源頼朝の命を受けた三河守護の安達盛長が建立した三河七御堂のひとつと伝えられています。

昭和28・29年（1953・1954）に解体修理が行われた後、昭和30年（1955）に国宝に指定されました。平安時代後期以後に流行した阿弥陀堂の系統に属する建物ですが、その様式から、建築年代は鎌倉時代中期と考えられています。



図1-51 金蓮寺弥陀堂

桁行3間、梁間3間、寄棟造、檜皮葺の建物で、正面の一間通りを庇とし、面取角柱や蓐戸など住宅風の意匠を取り入れた仏堂です。深い軒と緩やかな屋根の曲線が見る位置によって異なる表情を見せる優美な建築です。



②久麻久神社本殿

八ツ面山の中腹に位置する久麻久神社は、平安時代に編纂された『延喜式』（延長5年（927）完成）の「神名帳」にその名が見られる式内社です。中世以降、祭神が素戔嗚尊（牛頭天王）であることから、地名を冠して「荒川大宝天王」と呼ばれていましたが、明治の神仏分離令によって久麻久神社に改められました。本殿は、三間向拝付の入母屋造檜皮葺で、昭和4年（1929）に旧国宝に指



図1-52 久麻久神社本殿

定され、昭和25年（1950）に重要文化財となりました。昭和44年（1969）に行われた解体修理では、大永7年（1527）に建築されたことを示す棟札のほか、吉良氏菩提寺の実相寺の僧の名前を記した墨書が発見されています（『重要文化財久麻久神社本殿修理工事報告書』重要文化財久麻久神社本殿修理委員会 昭和44年）。神宝として、県指定有形文化財の「木造牛頭天王神像」「陶製狛犬」などを所蔵しています。

③幡頭神社

三河湾を望む吉良町宮崎の蛭子岬の丘陵上に位置する神社で、本殿と境内社熊野社本殿、境内社神明社本殿の3棟が並び建っています。本殿は天正8年（1580）建立の三間社流造で、質実なつくりとし、雄健な曲線を用いた絵様を持ち、墓股も素朴ながら優秀な建築です。熊野社は寛永18年（1641）の建立で、入母屋造妻入の正面に庇を付す独特の形式を持ちます。神明社は江戸前期の建立



図1-53 幡頭神社

で、流見世棚造としては比較的規模が大きい建築です。異なる形式の社殿が三棟並立する姿は、近世初頭以来の景観を伝え、歴史的価値が高いものとして令和4年（2022）9月20日に2棟の境内社が重要文化財に追加指定されました。

④三河万歳

西尾の三河万歳は、上町森下に伝わる民俗芸能で、平成8年（1996）に安城市・幸田町の万歳とともに「三河万歳」として重要無形民俗文化財に指定されました。

万歳は、太夫と才蔵が賀詞を掛け合いながら舞い、かつては新年の訪れを祝福する民俗芸能でした。一般には三河万歳と呼ばれますが、地元では地名をとって「森下万



歳」、訪問した大名や町家の屋敷の座敷で舞うことから「御殿万歳^{ごてんまんざい}」とも呼ばれています。

江戸時代、万歳師は公家の土御門家^{つちみかどけ}の支配を受け、江戸をはじめ関東地方^{かいきん}を廻勤しました。また、苗字帯刀^{みょうじたいとう}や大紋^{だいもん}の直垂^{ひだたれ}の着用が許され、江戸城の元旦の開門の儀式を司るなど、徳川將軍家からも優遇されていました。



図1-54 三河万歳

現在は、西野町小学校の「御殿万歳部」によって継承されており、現在は季節を問わず慶事などに披露され、実相寺^{じっそうじ}の「お釈迦さん（花祭り）」や、市役所の「新春の舞」などで上演されます。

(2) 県指定等文化財

愛知県指定文化財は46件が所在し、内訳は有形文化財が37件、有形民俗文化財が1件、無形民俗文化財が2件、史跡が4件、天然記念物が2件です。本市には中世吉良氏^{きら}、譜代大名板倉氏^{いたくらし}、旗本吉良氏^{はたもと}の菩提寺^{ぼだいじ}が所在し、寄進された建造物や美術工芸品に優品が多いことが、県指定が多い要因としてあげられます。地区別では、西尾地区27件に対し、一色地区4件、吉良地区15件、幡豆地区1件と、吉良地区に比較的多くの県指定文化財が集まっていることがわかります。

① 長圓寺 肖影堂^{ちょうえん じしやうえいどう}

桁行3間、梁間3間、宝形造本瓦葺の建物^{けたゆき はりま ほうぎょうづくり}です。長圓寺は江戸時代初期の京都所司代板倉勝重^{いたくらかつしげ}とその子孫である板倉六家の菩提寺^{ぼだい}です。寛永7年(1630)に勝重の長子重宗^{しげむね}が現在地に移転し、伽藍^{がらん}の整備を行いました。簡素で品格のある姿の肖影堂の内部には作り付けの厨子^{ずし}が据えられ、木造板倉勝重坐像(県指定有形文化財)を安置しています。肖影堂の周りには、勝重を祖とする大名4家、旗本2家の墓塔が立ち並んでいます。



図1-55 肖影堂と板倉家墓所



②西福寺鐘楼

桁行3間、梁間2間の建物で、もとは徳川3代将軍家光が再建した伊賀八幡宮（岡崎市）の鐘楼でしたが、明治元年（1868）の神仏分離令によって仏教色の強い鐘楼は撤去され、明治4年（1871）に西福寺へ移築されました。当時は檜皮葺でしたが、移築の際に現在の棧瓦葺に改められました。

伊賀八幡宮は松平（徳川）氏の氏神として幕府の庇護を受け、寛永13年（1636）に諸建築が建立されました（現在は本殿・隨身門などが重要文化財（建造物）に指定）。この鐘楼も建築様式が一致しており、寛永13年（1636）の建築と考えられています。



図1-56 西福寺鐘楼

③旧糟谷縫右衛門住宅

糟谷家は代々、三河木綿問屋・金融業・肥料商・日用雑貨の卸小売などで財をなした豪農豪商で、江戸時代には領主大河内松平家の御用達を務め、苗字帯刀が許されました。主屋・長屋門・土蔵2棟・屋敷神が県の有形文化財に指定されています。主屋の東側部分が最も古く、宝暦13年（1763）の祈祷札から、18世紀前半以前にさかのぼるとみられます。

また、茶室・庭園、小牧陣屋から移築されたといわれる長屋門など、富裕階層の生活ぶりをうかがうことができる貴重な屋敷です。



図1-57 旧糟谷縫右衛門住宅

④木造釈迦三尊像（実相寺）

室町時代の禅宗様建築の例として貴重な県指定有形文化財の実相寺釈迦堂の本尊です。実相寺は中世吉良氏の菩提寺で、釈迦如来像内に納められた結縁文書から、貞治元年（1362）に吉良満貞、実相寺第5世太山一元のほか、多くの結縁者の発願によって造立されたことがわかり、南北朝時代の基準作として重要です。また普賢菩薩像内の墨書に「院口」とあり、作風や技法上の特徴から、



図1-58 実相寺釈迦堂の木造釈迦三尊像



京都の院派仏師による制作であると推定されています。

⑤西尾のてんてこ祭

毎年正月3日に行われる五穀豊穰^{ごこくほうじょう}を祈念する農業祭です。平安時代に清和天皇の大嘗会^{せいわてんのう だいじょうえ}の悠紀齋田^{ゆきさいでん}にこの地が選ばれたことにちなみ始まった祭りと伝えられます。赤い衣装に身を包んだ6人の男が神社に向けて行列し、うち3人は男根^{だんこん}を模した大根を腰につけ、小締太鼓^{こじめ}の打ち鳴らすテンで止まり、「テンテンテン」の合図で腰を落とし、3回腰を振ります。さらに「テン テコ テン」のテン・テンで2回腰を振ります。このように、小締太鼓の音色に合わせて5回腰を振る所作を25mごと繰り返し、オネリで宮入まで行います。熱池町^{に いけちよう}の八幡社の境内に着くと竹箒^{たけぼうき}で藁灰^{わらばい}を撒き散らし、観客にかけます。この灰をかぶると厄除けになるといわれています。



図1-59 西尾のてんてこ祭

⑥吉良八幡山古墳

岡山八幡社の裏に位置する墳長66mの前方後円墳です。発掘調査は行われておらず出土品も知られていません。前方部が低く自然地形にあまり手を加えていない墳形や埴輪が発見されていないことから、古墳時代前期に築かれた古墳と考えられています。

岡山の丘陵には、本古墳に引き続き善光寺^{ぜんこうじ}沢南古墳^{さわみなみ}、若宮1号墳^{わかみや}が築かれたと考えられています。



図1-60 吉良八幡山古墳



表 1-3 指定等文化財（国・県指定、国登録）

種別			番号	名称	種別	番号	名称			
国指定	有形文化財	国宝	1	金蓮寺弥陀堂	県指定	有形文化財	美術工芸品	34	青銅製八葉宝鐸型梵鐘	
		重要文化財	2	久麻久神社本殿				35	雲版	
			3	幡頭神社				36	陶製狛犬	
			4	木造阿弥陀如来坐像				37	円光禅師可菴和尚塔銘牌	
			5	後奈良天皇宸翰般若心経				38	銅水瓶	
			6	後柏原天皇宸翰御消息はく少将宛				39	瀬門神社神馬駟馬具	
	民俗文化財	重要無形民俗文化財	7	三河万歳				40	雲版	
		8	鳥羽の火祭り	書跡・典籍				41	紺紙金字長寿王経	
	記念物	史跡	9					正法寺古墳	42	安芸白井家文書
		天然記念物	10					神明社の大シイ	43	正法眼蔵随聞記付正法眼蔵27冊
県指定	建造物	11	実相寺釈迦堂		民俗文化財	有形民俗文化財	48	一色の大提灯六組付柱組み一式		
		12	長圓寺肖影堂	無形民俗文化財		49	西尾のてんでこ祭			
		13	八劔神社本殿	50		田貫の棒の手				
		14	神明社本殿	記念物		史跡	51	八王子貝塚		
		15	西福寺鐘楼				52	枯木宮貝塚		
		16	旧糟谷縫右衛門住宅				53	岩場古墳		
	17	紙本着色板倉勝重肖像	54		吉良八幡山古墳					
	美術工芸品	絵画	18		東山北野遊楽図屏風	天然記念物	55	西尾のヒメタイコウチ		
			19		絹本着色観音菩薩像		56	西尾のミカワギセル生息地		
			20		絹本着色地藏菩薩像	建造物	57	西尾市岩瀬文庫書庫		
			21	伝池大雅作品群	58		西尾市立図書館おもちゃ館(旧岩瀬文庫児童館)			
			彫刻	22	木造板倉勝重坐像		59	花岳寺本堂		
		23		木造薬師如来立像	60		颯田家住宅主屋			
		24		木造牛頭天王神像	61		鶴城丘高等学校正門門柱(旧愛知県蚕糸学校正門)			
		25		木造釈迦三尊像	62		西尾高等学校通用門門柱(旧愛知県西尾中学校正門)			
		26		木造釈迦如来坐像	63		宝珠院本堂			
		27		銅造菩薩立像	64		宝珠院書院			
		28		木造如意輪観音菩薩像	65		宝珠院忠魂堂			
		29		吉良義央の木像	66		徳雲寺本堂			
		30		木造阿弥陀如来及び両脇侍像	67		徳雲寺弁天堂			
		31		木造阿弥陀如来坐像	68		杉浦家住宅主屋			
		32		木造阿弥陀如来坐像	69	杉浦家住宅書院				
		33		木造阿弥陀如来立像						

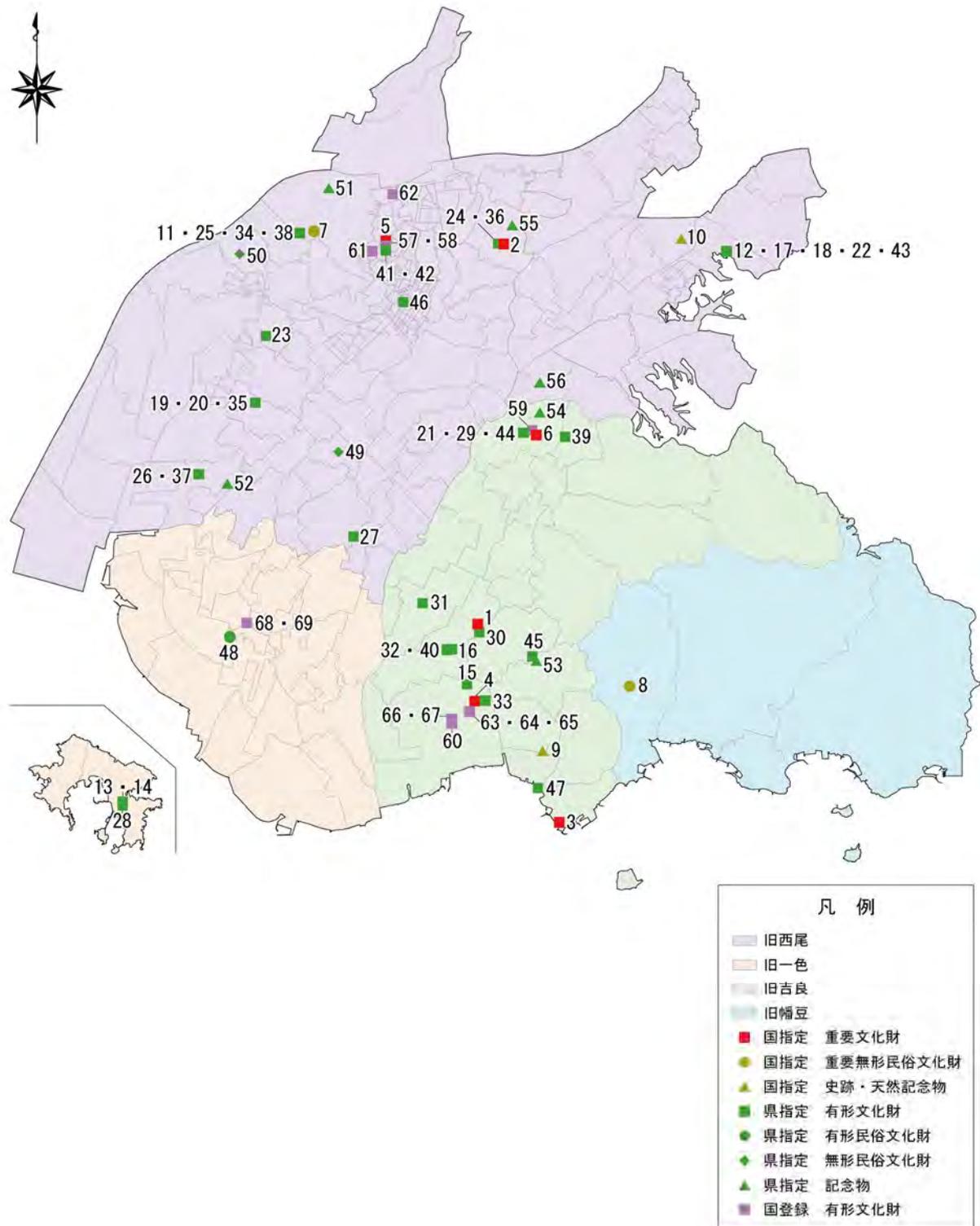


図1-61 指定等文化財の所在地（国・県指定、国登録）



(3) 市指定等文化財

市指定文化財は171件が指定されています。内訳は有形文化財123件、有形民俗文化財が4件、無形民俗文化財が8件、史跡が17件、天然記念物が19件です。有形文化財のうち、絵画・彫刻・工芸品・歴史資料などの件数が多いのは、平成元年（1989）以降に社寺所有の美術工芸品を中心に悉皆調査が行われ、その後指定が積極的に行われたことが要因に挙げられます。記念物のうち、史跡では古墳、天然記念物では樹木が多く指定されています。

①刈宿の大仏

刈宿町の浄土宗西山深草派の常福寺境内には、昭和3年（1928）に建造された鉄筋コンクリート製の大仏が鎮座しています。東海市の聚楽園大仏を手掛けた後藤鋏五郎によって造立され、工事には地元の人々が参加したと伝えられています。台座を含めた高さは約14mあり、像内は階段で登れる構造になっています。国道247号沿いに位置しており、地域のランドマークとして親しまれています。



図 1-62 刈宿の大仏

②田中長嶺「明治殉教絵史」

明治4年（1871）3月に起こった大浜騒動事件を、田中長嶺が40年後に取材し、巧みな絵と簡潔な行文で描いた絵詞です。大浜騒動は、菊間藩大浜出張所が明治新政府の方針に基づいて寺院の統廃合などを強制しようとしたことに端を発し、鷲塚村（現碧南市）で3,000人の東本願寺派僧侶と百姓が大浜出張所の役人と激突した事件です。

作者の田中長嶺（1849～1922）は、新潟県三島郡出身で、若い頃に医学、画業を志し、後に椎茸の人工接種栽培法と木炭改良窯の技術指導に尽力しました。晩年は三河の文化人たちのもとに寄宿し、歴史や民俗、考古学の研究に打ち込み、多くの著作を残しました。



図 1-63 明治殉教絵史（聖運寺蔵）



③今川義元朱印状など正法寺文書

いずれも正法寺の寺領に関する中世文書で、塩田の存在や戦国時代の領主の変遷など現在の吉良町南部の状況を知る数少ない史料です。今川義元朱印状2通、松井忠勝等三名連署書状、正法寺寺領差出(案)、田中吉政寄進状の5通です。

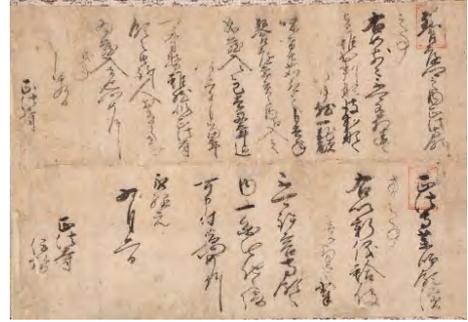


図1-64 今川義元朱印状

④鍵万灯

市の東端、標高146mの万灯山西斜面で毎年盆の8月14日に行われる火祭りです。柴の山「ツボラ(スズミ)」を並べて点灯し、遠方から見ると火線が「鍵形」に見えることから「鍵万灯」と呼ばれます。

寛永7年(1630)に創建された長圓寺が山号を「万灯山」と称したことから、この頃には既に行われていたことがわかります。古くは火の付きの良し悪しや鍵の形によってその年の稲の豊凶を占ったといわれます。



図1-65 鍵万灯

⑤三河地震による龍宮神社の断層

昭和20年(1945)1月20日の三河地震によって生じた断層です。断層の痕跡は龍宮神社の拝殿辺りに見られ、深溝断層の北端の延長部の東方にあたります。現在は拝殿の縁の下に一部を見ることができます。



図1-66 三河地震による龍宮神社の断層



表 1-4 指定文化財（西尾市指定）

種別	番号	名称	種別	番号	名称	種別	番号	名称																							
有形文化財	建造物	1 御剣八幡宮(付石燈籠3対6基、陶製狛犬1対)	有形文化財	彫刻	58 薬師如来坐像〔花岳寺〕	有形文化財	美術工芸品	歴史資料	116 今川義元寄進状																						
		2 養寿寺鐘楼門			59 木造七面大明神(大天女)				117 江原神明社御三書																						
		3 長圓寺山門			60 木造観世音菩薩立像				118 織田信長書状																						
		4 若一神社旧本殿(付棟札7枚)			61 木造阿弥陀如来坐像〔正法寺〕				119 三河万歳資料																						
		5 行場			62 木造薬師如来坐像				120 梅田文左衛門の納経帳付行者札・廻国塔																						
		6 姫山陣屋稲荷			63 木造阿弥陀如来坐像〔豊熾絵〕				121 今川義元朱印状など正法寺文書																						
		7 経蔵			64 吉良義安の木像				122 九条道教御教書																						
		8 正法寺薬師堂拜殿			65 吉良義定の木像				123 証文岩																						
		9 実相寺方丈			66 木造大日如来坐像				124 中町の大屋形																						
		10 実相寺庫裡			67 木造釈迦如来坐像				125 祇園(天王)祭りの神輿と御旅所																						
		11 刈宿の大仏			68 木造阿弥陀如来立像〔常福寺〕				126 若一神社の力石付書状一通																						
	美術工芸品	絵画	12 松花堂の絵	工芸品	書跡	69 信竜寺の梵鐘	民俗文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財	127 絵馬「橋弁慶」																					
			13 蓮鷺			70 太刀				128 大名行列																					
			14 天満宮御影			71 康全寺の梵鐘				129 御櫃割																					
			15 寒山拾得			72 魚鼓				130 鍵万灯																					
			16 弥陀三尊(阿弥陀三尊来迎図)			73 一光三尊善光寺如来立像				131 天王町の神楽獅子																					
			17 釈迦一尊			74 鰐口〔御剣八幡宮〕				132 中畑町八幡社おまんこ祭																					
			18 薬師如来(薬師三尊十二神将図)			75 光悦書手水鉢				133 佐久島八剎神社・神明社合殿八日講祭																					
			19 千手観音			76 徳永神明社の鬼面				134 寺部祇園祭りの打ち込み太鼓																					
			20 聖一国師画像			77 金剛院の宝篋印塔				135 堤通手永御田扇祭り																					
			21 西尾城郭図			78 和鏡				記念物	史跡	136 最明寺山古墳群																			
			22 仏涅槃図〔盛巖寺〕			79 唐櫃						137 花蔵寺村曲輪																			
		23 仏涅槃図〔養国寺〕	80 磬	138 土豪屋敷跡土塁																											
		24 仏涅槃図〔康全寺〕	81 鰐口〔龍蔵院〕	139 今川氏発祥の地																											
		25 方便法身尊影〔浄念寺〕	82 椰子実水飲・金紫銅之水容付三つ葉葵袋・箱	140 義倉蔵																											
		26 方便法身尊影〔龍讃寺〕	83 千日箱	141 八ツ面山の雲母坑付「雲母山碑」																											
		27 阿弥陀八菩薩像	84 金鼓	142 西尾城跡																											
		28 四条河原遊楽図屏風	85 梵鐘〔華蔵寺〕	143 長圓寺境内地																											
		29 画幅(三幅対)	86 雲版	144 王塚古墳																											
		30 三台七曜廿八宿星曼荼羅	87 梵鐘〔宝泉寺〕	145 中之郷古墳																											
		31 三十六歌仙絵巻	88 瓦製狛犬	146 どうてい山古墳																											
		彫刻	彫刻	32 鐘ヶ淵を中心とする岡山瀬戸古絵図	89 覆轡集	90 写経大般若経	91 白隠禅師筆「帝網窟」墨蹟及び木額「帝網窟」	92 古今和歌集帳	93 百人一首帳	94 良哉和尚語録	95 百人一首手鑑	96 大般若経	97 太子伝	98 観経疏楷定記先聞録	99 輪円草	100 鉄眼版一切経	101 銅鐸形土製品〔岡島遺跡出土〕	102 銅鐸形土製品〔住崎遺跡出土〕	103 脚台付長頸埴	104 高杯	105 西尾市の旧石器資料	106 岩谷古墳及び出土品	107 北条氏直軍勢催促状	108 田中長嶺「明治殉教絵史」	109 嶋田次兵衛の「定」	110 板倉勝重の「仕置之覚」	111 巨海村元和検地帳	112 巨海村慶安検地帳	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料
				33 職人歌合絵巻	92 古今和歌集帳	93 百人一首帳	94 良哉和尚語録	95 百人一首手鑑	96 大般若経	97 太子伝	98 観経疏楷定記先聞録	99 輪円草	100 鉄眼版一切経	101 銅鐸形土製品〔岡島遺跡出土〕	102 銅鐸形土製品〔住崎遺跡出土〕	103 脚台付長頸埴	104 高杯	105 西尾市の旧石器資料	106 岩谷古墳及び出土品	107 北条氏直軍勢催促状	108 田中長嶺「明治殉教絵史」	109 嶋田次兵衛の「定」	110 板倉勝重の「仕置之覚」	111 巨海村元和検地帳	112 巨海村慶安検地帳	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料			
				34 馬頭観音菩薩立像	99 輪円草	100 鉄眼版一切経	101 銅鐸形土製品〔岡島遺跡出土〕	102 銅鐸形土製品〔住崎遺跡出土〕	103 脚台付長頸埴	104 高杯	105 西尾市の旧石器資料	106 岩谷古墳及び出土品	107 北条氏直軍勢催促状	108 田中長嶺「明治殉教絵史」	109 嶋田次兵衛の「定」	110 板倉勝重の「仕置之覚」	111 巨海村元和検地帳	112 巨海村慶安検地帳	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料										
				35 地蔵菩薩半跏像〔個人蔵〕	100 鉄眼版一切経	101 銅鐸形土製品〔岡島遺跡出土〕	102 銅鐸形土製品〔住崎遺跡出土〕	103 脚台付長頸埴	104 高杯	105 西尾市の旧石器資料	106 岩谷古墳及び出土品	107 北条氏直軍勢催促状	108 田中長嶺「明治殉教絵史」	109 嶋田次兵衛の「定」	110 板倉勝重の「仕置之覚」	111 巨海村元和検地帳	112 巨海村慶安検地帳	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料											
				36 薬師如来坐像〔妙光寺〕	101 銅鐸形土製品〔岡島遺跡出土〕	102 銅鐸形土製品〔住崎遺跡出土〕	103 脚台付長頸埴	104 高杯	105 西尾市の旧石器資料	106 岩谷古墳及び出土品	107 北条氏直軍勢催促状	108 田中長嶺「明治殉教絵史」	109 嶋田次兵衛の「定」	110 板倉勝重の「仕置之覚」	111 巨海村元和検地帳	112 巨海村慶安検地帳	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料												
				37 阿弥陀如来像	102 銅鐸形土製品〔住崎遺跡出土〕	103 脚台付長頸埴	104 高杯	105 西尾市の旧石器資料	106 岩谷古墳及び出土品	107 北条氏直軍勢催促状	108 田中長嶺「明治殉教絵史」	109 嶋田次兵衛の「定」	110 板倉勝重の「仕置之覚」	111 巨海村元和検地帳	112 巨海村慶安検地帳	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料													
				38 四天王像	103 脚台付長頸埴	104 高杯	105 西尾市の旧石器資料	106 岩谷古墳及び出土品	107 北条氏直軍勢催促状	108 田中長嶺「明治殉教絵史」	109 嶋田次兵衛の「定」	110 板倉勝重の「仕置之覚」	111 巨海村元和検地帳	112 巨海村慶安検地帳	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料														
				39 勅諭円光禅師可菴和尚像	104 高杯	105 西尾市の旧石器資料	106 岩谷古墳及び出土品	107 北条氏直軍勢催促状	108 田中長嶺「明治殉教絵史」	109 嶋田次兵衛の「定」	110 板倉勝重の「仕置之覚」	111 巨海村元和検地帳	112 巨海村慶安検地帳	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料															
				40 観世音菩薩立像	105 西尾市の旧石器資料	106 岩谷古墳及び出土品	107 北条氏直軍勢催促状	108 田中長嶺「明治殉教絵史」	109 嶋田次兵衛の「定」	110 板倉勝重の「仕置之覚」	111 巨海村元和検地帳	112 巨海村慶安検地帳	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料																
				41 南無仏太子像〔浄徳寺〕	106 岩谷古墳及び出土品	107 北条氏直軍勢催促状	108 田中長嶺「明治殉教絵史」	109 嶋田次兵衛の「定」	110 板倉勝重の「仕置之覚」	111 巨海村元和検地帳	112 巨海村慶安検地帳	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料																	
				42 南無仏太子像〔善福寺〕	107 北条氏直軍勢催促状	108 田中長嶺「明治殉教絵史」	109 嶋田次兵衛の「定」	110 板倉勝重の「仕置之覚」	111 巨海村元和検地帳	112 巨海村慶安検地帳	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料																		
				43 薬師如来坐像〔蓮光寺〕	108 田中長嶺「明治殉教絵史」	109 嶋田次兵衛の「定」	110 板倉勝重の「仕置之覚」	111 巨海村元和検地帳	112 巨海村慶安検地帳	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料																			
				44 如意輪観音坐像	109 嶋田次兵衛の「定」	110 板倉勝重の「仕置之覚」	111 巨海村元和検地帳	112 巨海村慶安検地帳	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料																				
				45 地蔵菩薩半跏像〔法光寺〕	110 板倉勝重の「仕置之覚」	111 巨海村元和検地帳	112 巨海村慶安検地帳	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料																					
				46 観音菩薩立像	111 巨海村元和検地帳	112 巨海村慶安検地帳	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料																						
				47 不動明王立像	112 巨海村慶安検地帳	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料																							
				48 円空作観音菩薩像	113 矢曾根村元和検地帳付西尾郷水帳	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料																								
				49 阿弥陀如来坐像〔養国寺〕	114 寺津村免状	115 西尾義倉会資料																									
				50 聖観世音菩薩坐像・不動明王立像・毘沙門天立像	115 西尾義倉会資料																										
		51 阿弥陀如来坐像〔通因寺〕																													
		52 円空仏																													
		53 聖観音菩薩立像																													
		54 鋳銅釈迦如来立像																													
		55 薬師如来坐像〔長福寺〕																													
		56 熊谷蓮生坊念持仏																													
		57 広目天立像																													
									171 三河地震による龍宮神社の断層																						

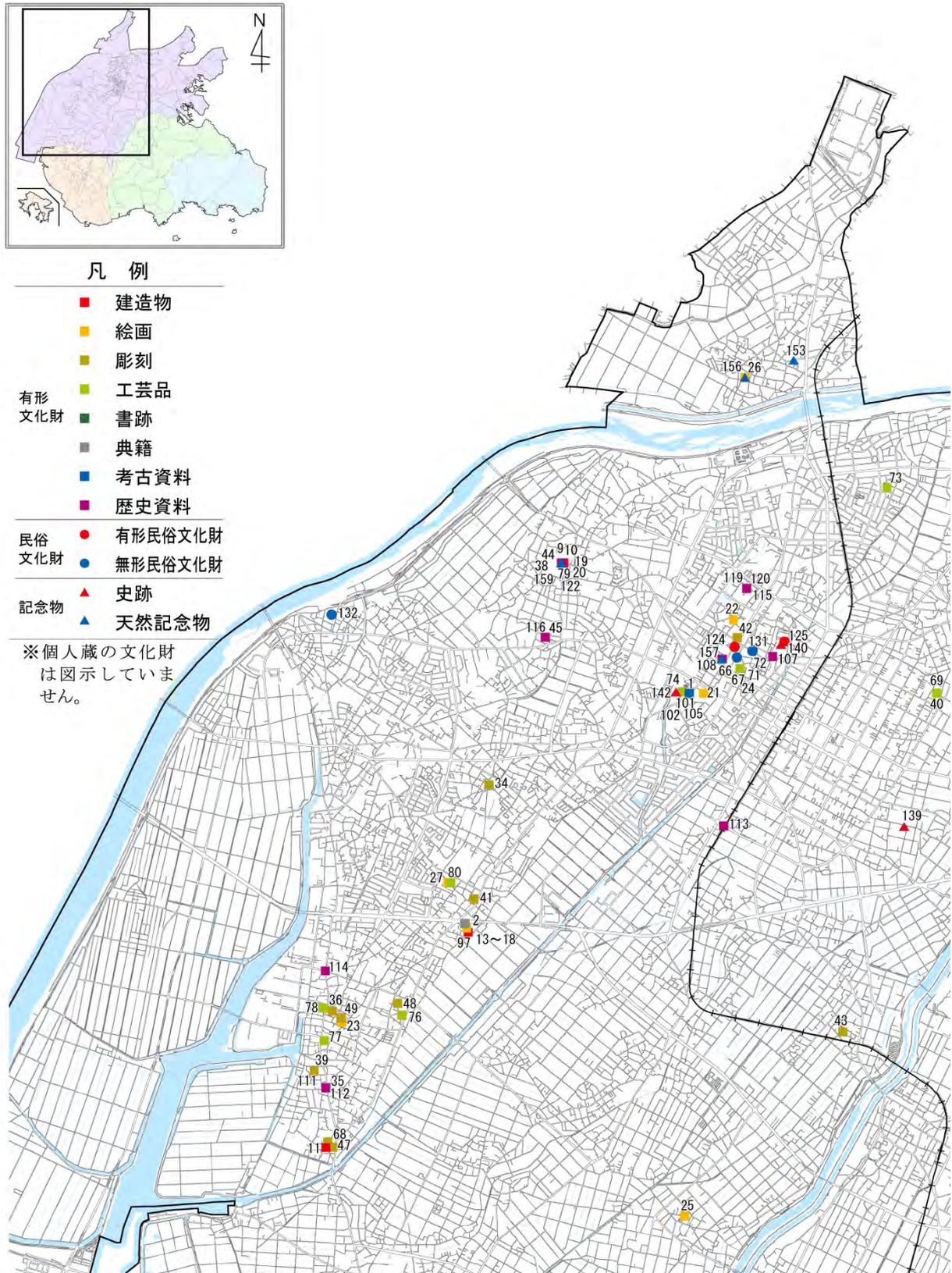


図1-67 市指定文化財の所在地 その1 (旧西尾市西部周辺)

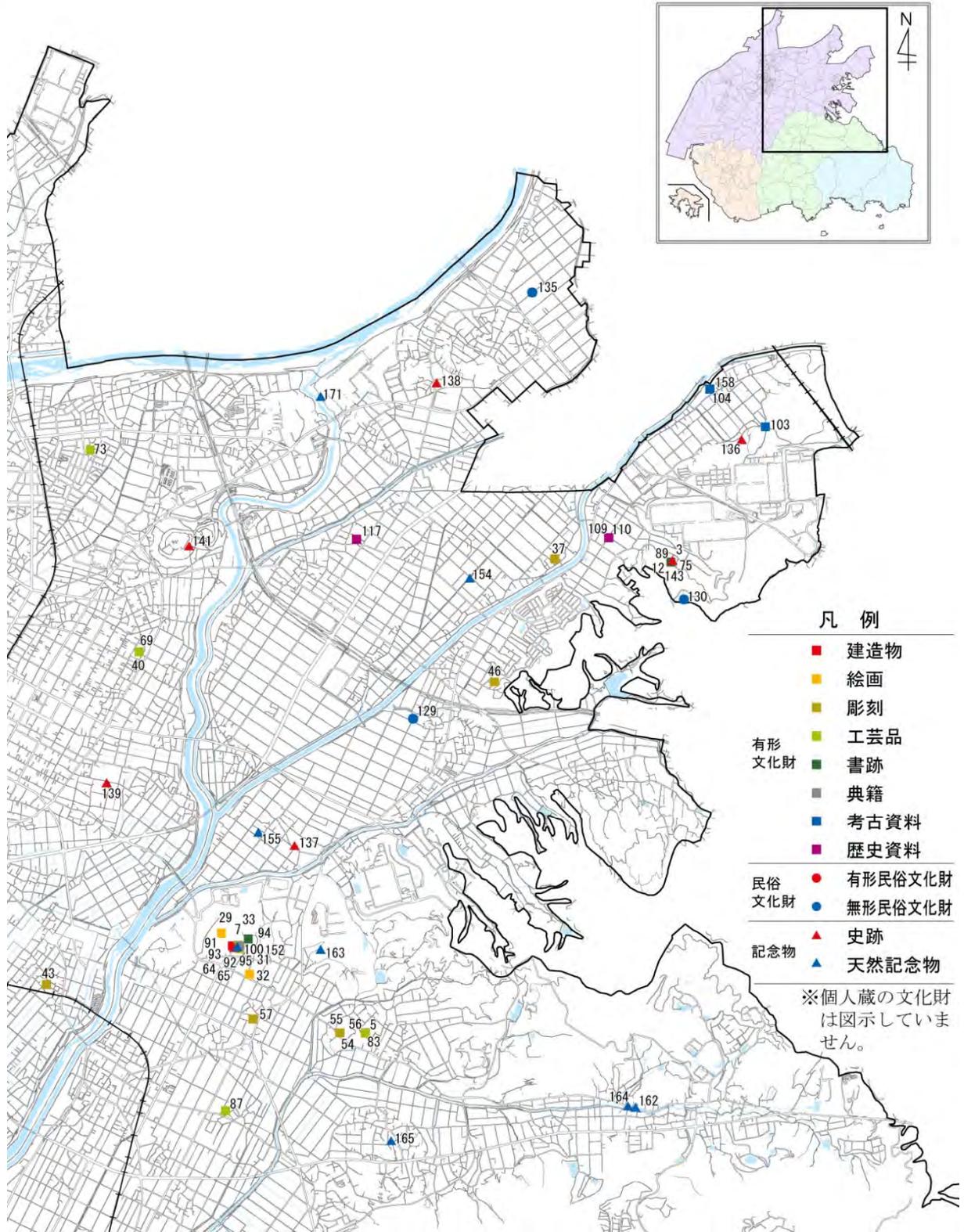


図 1-68 市指定文化財の所在地 その2 (旧西尾市東部周辺)

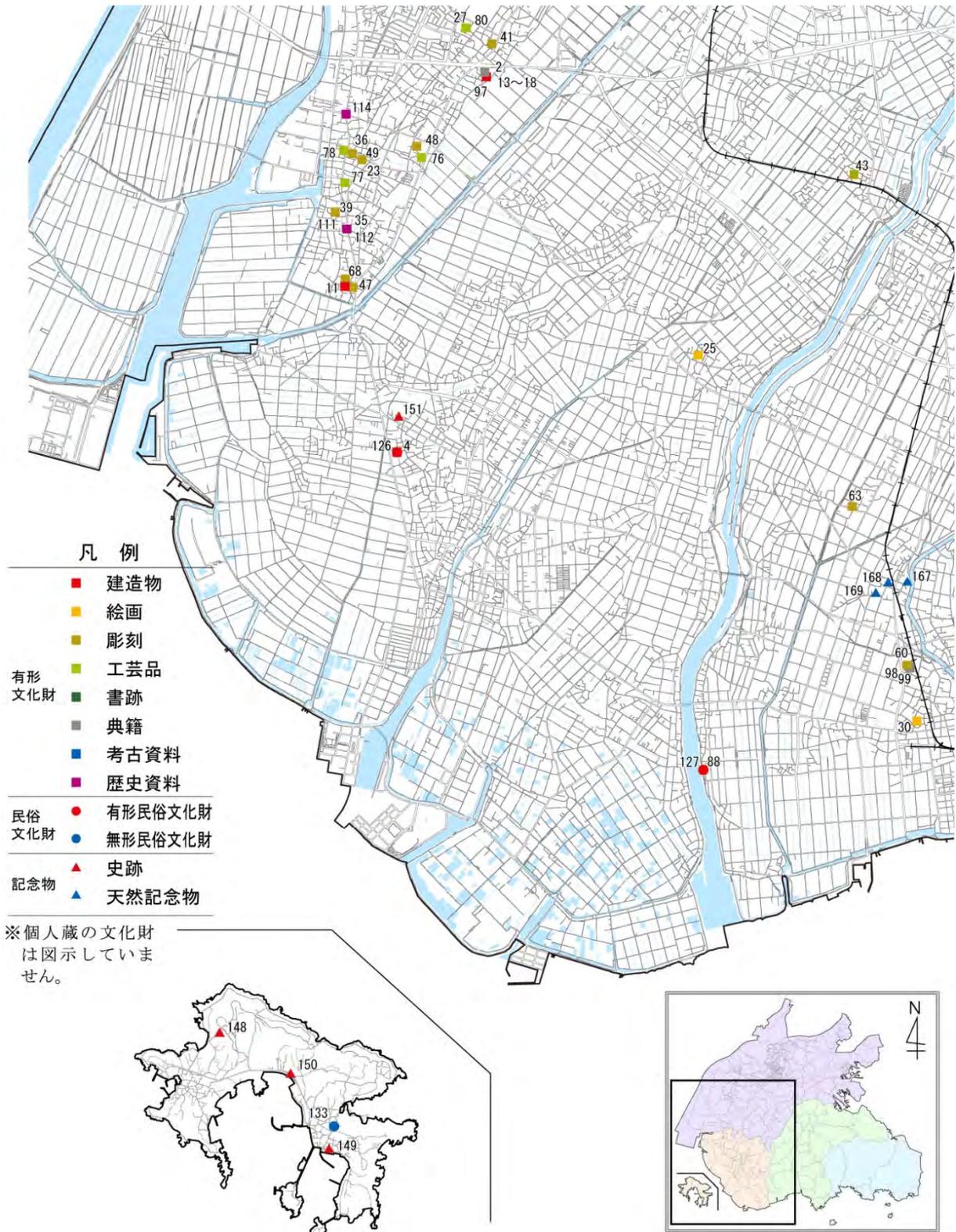
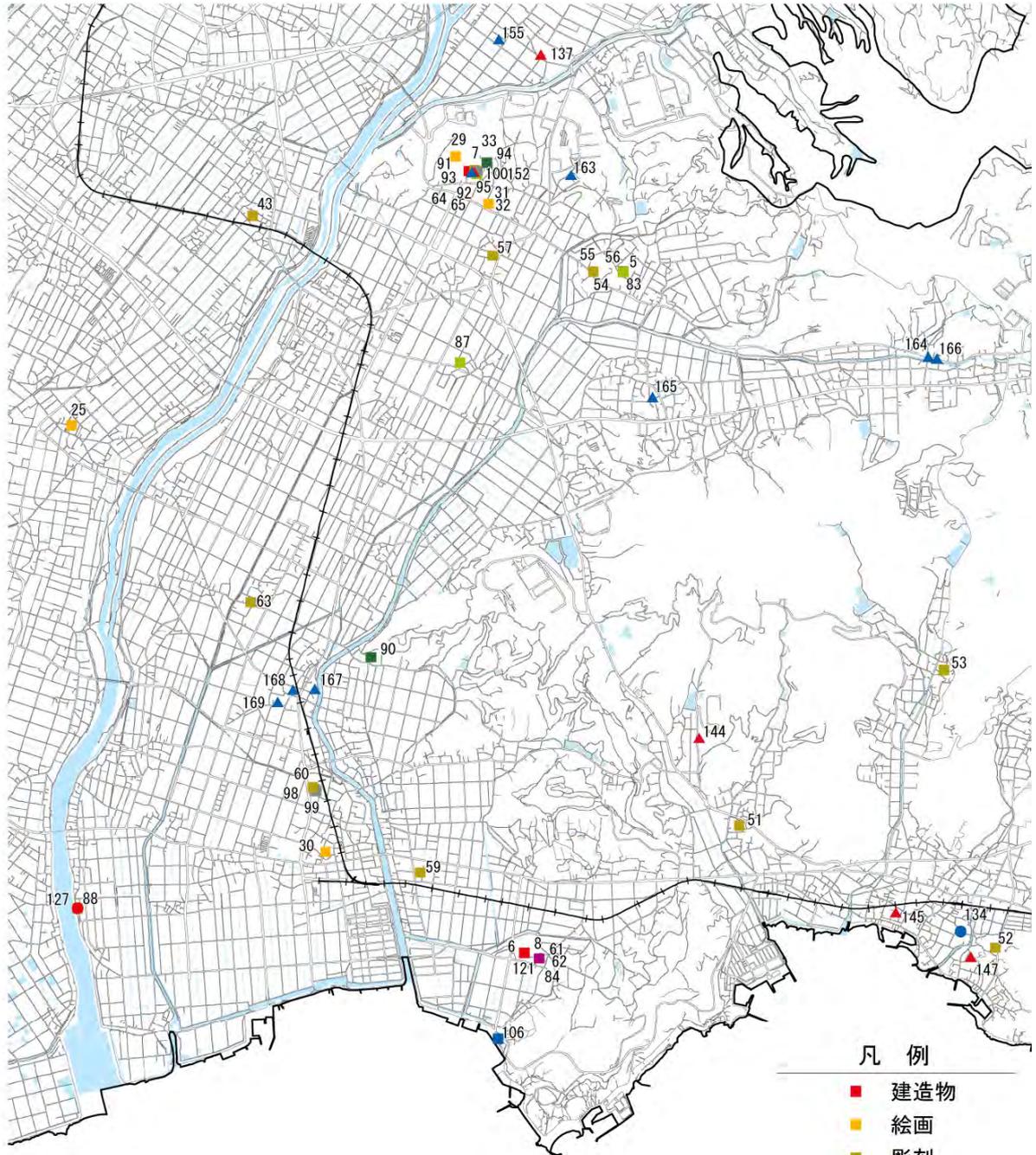


図1-69 市指定文化財の所在地 その3 (旧一色町周辺)



凡例

- 建造物
- 絵画
- 彫刻
- 工芸品
- 書跡
- 典籍
- 考古資料
- 歴史資料
- 有形民俗文化財
- 無形民俗文化財
- ▲ 史跡
- ▲ 天然記念物

※個人蔵の文化財は図示していません。

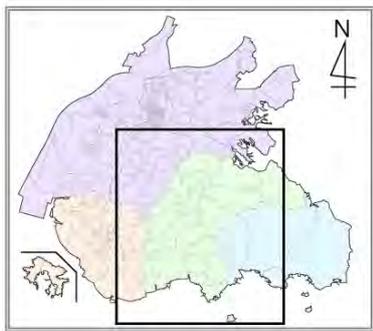


図 1-70 市指定文化財の所在地 その4 (旧吉良町周辺)

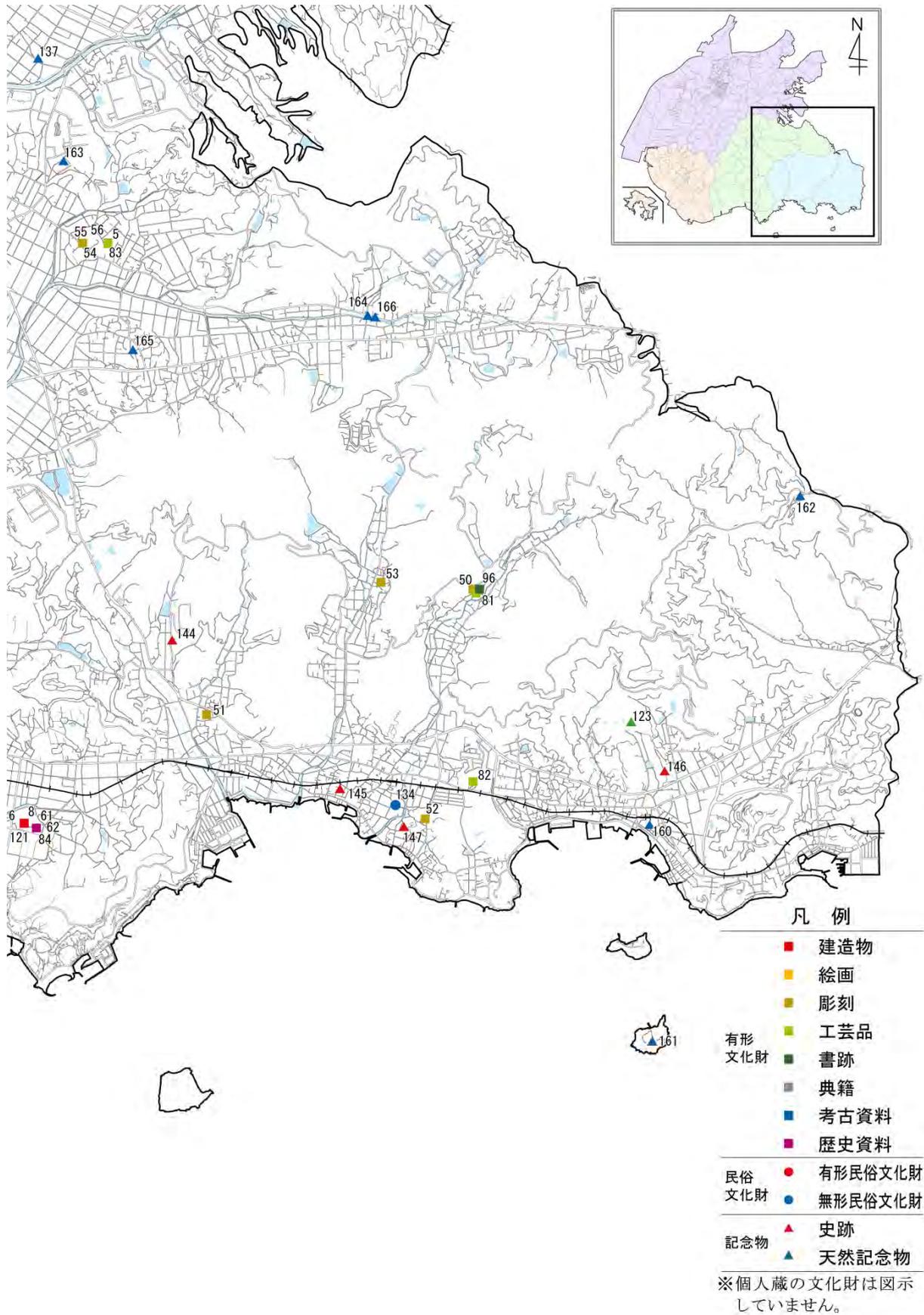


図1-71 市指定文化財の所在地 その5 (旧幡豆町周辺)



(4) 主な未指定文化財

現在、新編西尾市史の編さん^{へん}に伴って建造物・美術工芸品・民俗・遺跡・自然など各分野の調査が進められています。今後、その成果を生かして計画的に文化財指定を行っていく予定です。特徴的な未指定文化財を紹介します。

①西奥田新田樋門

矢作川^{やはぎがわ}近くの西奥田町^{にしおくだしんでん}の堤防下にある石製の樋門で、「西奥田樋門」「明治三十一年七月改修 地主田島五郎作 鈴木右三郎 小島文七 技術師 服部長七」と刻まれた扁額^{へんがく}が取り付けられています。近年、道路拡幅により、樋門の上部が削られていますが、服部長七^{はっとりちやうしち}が手掛けた人造石工法による現存する遺構として貴重です。



図 1-72 西奥田新田樋門

②名古屋城石垣の石材採掘地跡

幡豆^{はず}・吉良地区^{きらちく}の沿岸部には、「矢穴石^{やあないし}」と呼ばれる採掘のための楔^{くさび}穴が残る石材が各所で見つかっています。石材には、刻印が残されたものがあり、名古屋城の石垣に残る印と共通することから、慶長15年（1610）に名古屋城の石垣が構築された際の石材採掘場跡と考えられています。「幡豆石^{はずいし}」は天守台を含む名古屋城の各所で用いられていることがわかっており、築城を命じられた毛利氏^{もうりし}や池田氏^{いけだし}などの豊臣系大名によって採掘・運搬が行われました。



図 1-73 矢穴石

(5) 特産品、工芸品、菓子・料理等

特産品としては、「西尾の抹茶^{いっしきさん}」「一色産うなぎ^{みかわいっしき}」「三河一色えびせんべい」が特許庁の地域ブランド（地域団体商標登録制度）に登録されています。三河湾で採れるあさりやのりも特産品として挙げられます。工芸品としては、きらら鈴^{みかわいっとうぼり}・三河一刀彫^{みかわいっとうぼり}・吉良の赤馬^{きらあかうま}などが市内でつくられています。



①西尾の抹茶

本市は、温暖な気候、矢作川がもたらす川霧に恵まれ、全国生産量の約20%を占める日本有数の抹茶の産地です。

江戸時代から茶の栽培が行われていましたが、産業として茶栽培が本格化したのは明治時代からで、大正後期には抹茶の原料となる碾茶てんちゃの栽培・製造が中心となりました。



図1-74 西尾の抹茶

②一色産うなぎ

一色地域で生産されるウナギは、全国生産量約20%を占めており、地域ブランド「一色産うなぎ」として流通しています。この地域にウナギの養殖が導入されたのは明治27年（1894）で、コイやボラとともに池で養殖されたことにはじまると伝えられています。戦後、ウナギ養殖のための養鰻水道ようまんすいどうが整備され養殖が本格化しました。昭和40年代中旬からは、ハウス養殖が導入され効率化が図られています。



図1-75 一色産うなぎ

③三河一色えびせんべい

一色地域は、えびせんべい発祥の地で、明治時代半ばに練り物製造を行っていた「かまぼこ文吉ぶんきち」がつくりはじめたといわれています。当時大量に獲れたアカシエビを主原料にじゃがいもの澱粉でんぷんを混ぜて焼かれました。現在も一色地区を中心に三河湾沿岸部に製造業者が多く、おやつや贈答品として親しまれています。



図1-76 三河一色えびせんべい

④きらら鈴

八ツ面山麓^{やっおもてさんろく}で八ツ面焼の窯を開いていた陶工^{かとうくまぞう}の加藤熊蔵が明治時代につくりはじめたと伝えられています。三河特産の瓦の原料になる粘土^{うん}に雲母^も（きらら）をちりばめた胎土^{たいど}が特徴の土鈴^{どれい}です。製作は手作りで、手ひねり成型して乾燥させ、素焼きの後に絵付けを行います。現在も縁起物として職人により作り続けられています。



図1-77 きらら鈴

⑤箱寿司

箱寿司は、祭りやお盆など大勢が集まる際につくられる西三河南部の郷土料理です。専用の箱に酢飯と具材を詰めて押し寿司にしたもので、鯛のそぼろ・あなご・卵焼き・さやえんどうなどの具材を色鮮やかに斜めに飾るのが特徴です。

最近では自宅で作る家庭は少なくなりましたが、スーパーの総菜売り場で見かけることがあります。



図1-78 箱寿司

第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「法」という。）第1条）と定義されます。そのため、歴史的風致の設定には、次の3つの基準を満たすことが不可欠です。

- ① 地域固有の歴史や伝統を反映した活動が行われていること。
- ② ①の活動が、歴史上価値の高い建造物とその周辺で行われていること。
- ③ ①と②が、一体となって良好な市街地の環境を形成していること。

具体的には、祭りや風習など、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が、神社・仏閣や城郭といった建造物や、城下町などの市街地に紐づいて展開されることで、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出し、歴史的風致が形成されます。

本計画では、これらの西尾市固有の歴史や伝統と人々の活動、その活動が行われる市街地の環境から、次の4つの歴史的風致を設定しました。

- 1 西尾城下町と八ツ面山にみる歴史的風致
- 2 吉良氏が治めた吉良^{きら}荘^{のしょう}にみる歴史的風致
- 3 抹茶の里にみる歴史的風致
- 4 海に関わる信仰と祭りにみる歴史的風致

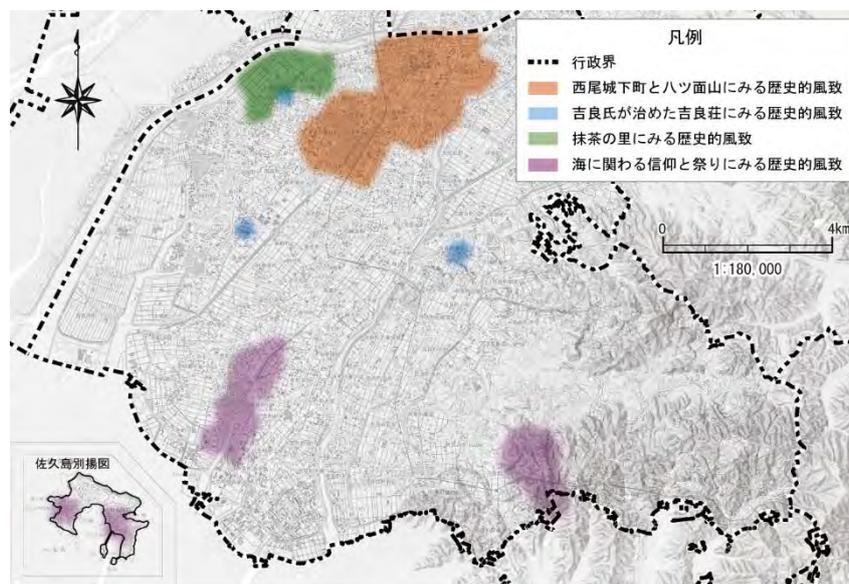


図2-1 4つの歴史的風致の分布図



1 西尾城下町とハツ面山にみる歴史的風致

(1) はじめに

①西尾城の築城と城主の変遷

西尾城の創建は、江戸時代の地誌などの記載から、吉良氏の始祖・長^{おさうじ}氏の父であり、鎌倉時代に吉良荘の地頭となった足利義^{あしかがよしうじ}氏が築いた西条城^{さいじょうじょう}が前身であるとされてきました。しかし、近年の研究では、鎌倉・室町時代の吉良氏の館^{きらやかた}は現在の上町の実相寺^{かみまちじっそう}の付近に置かれた可能性が高いと考えら



図2-2 西尾城二之丸で発見された丸馬出

れています。現在の位置に西尾城が築かれたのは、室町時代に足利將軍家の「御一家^{ごいつか}」として京都で活躍していた吉良氏が、戦国時代になって領地に帰郷した後と推測^{へきかいだいち}されます。碧海台地の先端の地形が軍事的に優れていたため、実相寺付近から拠点^{こゝろ}を移したと考えられます。吉良氏が本拠とした西尾城は、今川義元により弘治3年(1557)頃に攻略され、吉良氏に替わって今川氏の家臣が城番として入城した後、さらに桶狭間の戦^{おけはざまたたか}いで今川氏が敗れると徳川家康の重臣の酒井氏^{さかい}が城代となりました。

江戸時代になると西尾城主は、本多氏^{ほんだ}や太田氏^{おおた}、土井氏^{どい}などの譜代大名が頻繁に入れ替わりました。井伊氏^{いゐ}が城主であった明暦3年(1655)に城下町全体を土塁と堀で囲む「総構え」と「五門」が整備され、近世城郭としての西尾城の姿が完成しました。

明和元年(1764)に松平乗佑^{まつだいらのりすけ}が6万石で入国した以降、幕末まで大給松平氏^{おぎゅう}が5代約100年間にわたって西尾藩を治めました。大給松平氏は松平一族の名門として老中を輩出するなど、歴代の当主は幕政の中枢で活躍しました。



図2-3 三州幡豆郡吉良庄西尾城之図 元治元年(1868)

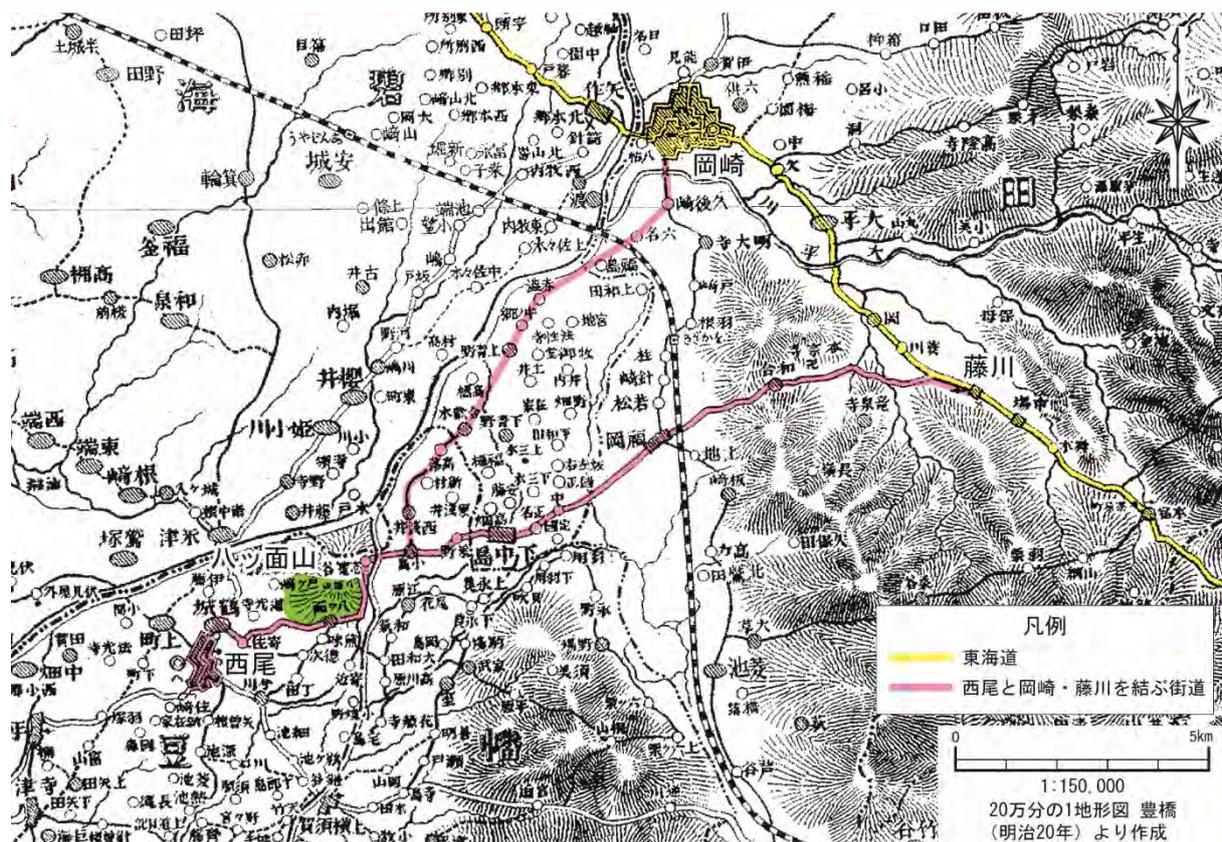


図2-4 西尾と岡崎・藤川宿を結ぶ街道

②西尾城下町の特徴

西尾城の北側に広がる城下町は碧海台地上に築かれており、侍屋敷を城下町の外周に沿って配置して守りを固め、その内側に町家が置かれていました。町人地のうち、「表六ヶ町」と呼ばれる中町・肴町・横町・天王町・本町・須田町が商業の中心地で、夏に城下町を挙げて開催される西尾祇園祭において中心的な役割を果たしてきました。なかでも城の東側に位置する本町・須田町には藩の御用達を務めた大店が集まっていました。

明和元年（1764）、6万石の大給松平氏が入城すると侍屋敷が不足したため、総構外の北側に外町と呼ばれる街区が整備されました。また、幕末の文久3年（1863）には、江戸結の藩士が帰藩することになったため、新たに侍屋敷が造成され、新屋敷と呼ばれました。

「表六ヶ町」の各町は通りに面して両側に商家が立ち並んで町を形成しています。江戸時代の道幅は約2間（3.6m）でしたが、大正時代から昭和初期に相次いで実施された道路拡幅事業によって町の近代化が図られ



図2-5 本町の町並み（現在）



ました。特に本町通りは、歩道や街路樹、街路灯を完備した現在の道幅11mの街路に整備されました。したがって、これらの通りに面する現存する古い建物は、この時期に建替えられた建物が大半を占めています。

現在の西尾市の中心市街地は、西尾城下町をもとに発展してきました。戦災を受けておらず、昭和時代になって旧城下町を取り囲むように新たな市街地が発展したため、旧城下町の街路は比較的よく残されています。その一方で、歴史的なまちなみを保存する施策がとられていないこともあり、古い建物の取壊しが相次いでいます。

③西尾城下町と八ツ面山

西尾城下町から北東約2kmに位置する標高67mの八ツ面山^{やっおもてやま}は、独立丘陵で遠方からもよく目立つため、古くから当地域のランドマークとして親しまれてきました。奈良時代から雲母^{うんも}（きらら）を産出したため、別名雲母山とも呼ばれ、「吉良」の地名の由来になった山です。奈良時代の木簡からこの付近が熊来郷^{くまくごう}と呼ばれたことがわかっており、山の中腹に鎮座する式内社の久麻久神社^{くまくじんじや}は当時の地名から命名されたと考えられます。現存する重要文化財の本殿が戦国時代に再建される以前は、山頂に神社が鎮座していたとの伝承があり、古くは山自体が信仰の対象であったと考えられます。

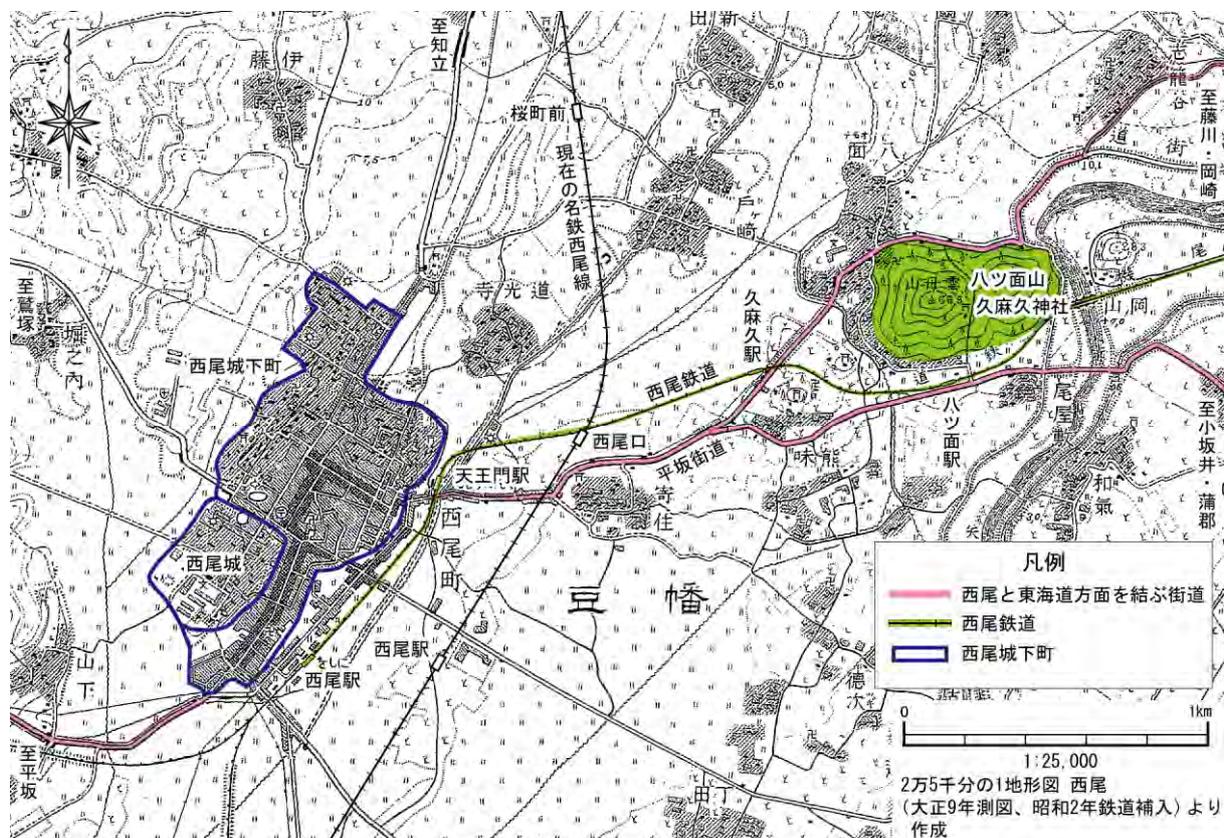


図2-6 西尾城下町と八ツ面山



また、八ツ面山では雲母とともに良質な粘土が採れたことから、南麓に窯が開かれ焼き物の生産が行われました。地元の八右衛門が文政8年（1825）に窯を開き、壺・徳利などの施釉陶器を生産し、八ツ面焼と呼ばれました。また、深喜亭焼は西尾城下横町の木綿問屋深谷家が慶応年間（1865～1868）に開いた窯で、染付磁器の花器や茶器が生産されました。

西尾城下町と岡崎や東海道藤川宿を結ぶ「吉良道」沿いに位置する八ツ面山は、久麻久神社への参詣や花見など、江戸時代の西尾城下町の人々にとって信仰の対象としてだけでなく身近な行楽地として親しまれました。

（2）歴史的風致を形成する建造物

①西尾城跡

吉良氏時代の西尾城の実態はよくわかっていませんが、天正13年（1585）に家康の命により「惣国人足にて吉良の城つき上げ候」（『家忠日記』天正5年（1577）～文禄3年（1594））との記録があり、二之丸整備に伴う発掘調査で発見された丸馬出や障子堀がこの造営に相当する可能性が指摘されています。その後、豊臣系大名の田中吉政が城主になると、三之丸の造営が行われ、この頃に本丸・二之丸・姫丸・北之丸・東之丸・三之丸からなる西尾城の骨格が整備されたと考えられています。

西尾城は北方から延びる碧海台地の先端部に立地しています。台地の南西端に本丸を置き、本丸から連なる二之丸・姫丸、その外側に北之丸・東之丸、さらに三之丸を配し、本丸を中心に求心的な構造を有しています。城の西から南側の外周には、低湿地に中島をもつ二重の堀を掘削し、さらに高低差約4mの段丘崖を利用した土塁上に土塀を巡らせることによって守りを固めていました。西尾城では石垣の構築は櫓台などに限られており、斜面の大部分は土手となっていました。

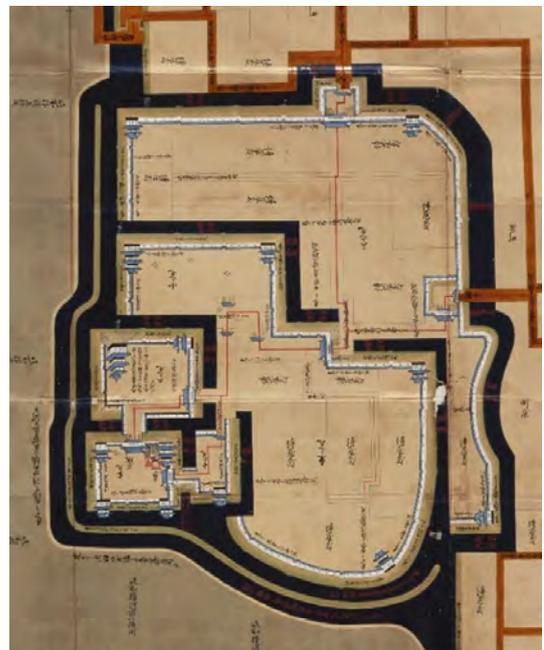


図2-7 三河国西尾城絵図（部分）
国立公文書館蔵



図2-8 西尾城跡市史跡指定範囲



その一方で、三重の天守の他に三重^{やぐら}櫓が2基、二重櫓が10基と城の規模に比べて櫓の数が多く、屏風折^{びょうぶおれ}と呼ばれる張出し部をもつ土塀を多用して防御機能を高めていました。

現在は本丸と姫丸及び東之丸の一部が市の史跡指定を受けています。

ア 本丸

本丸には、吉良氏在城時代からの由緒をもつ御剣八幡宮^{みつるぎはちまんぐう}が祀られています。江戸時代当初から他に建物はなく、空地となっていたようです。周囲を土塁^{どるい}と塀で囲み、四隅には櫓^{うし}を建てていました。このうち北東隅の丑寅櫓^{うしとらやぐら}は、平成8年（1996）に木造の三重櫓として復元されました。現在、本丸には、御剣八幡宮とともに、戦没者を祀る西尾神社が建てられています。明治以降も城跡の公園として維持されてきたため、周囲の土塁や門跡の石垣などの遺構がよく残されています。



図2-9 復元された本丸丑寅櫓

イ 二之丸・姫丸

二之丸は、藩庁を兼ねた御殿と天守が置かれた城の中心となる曲輪^{くるわ}で、楼門形式の鑰石門^{ちゆうもん}は御殿に通じる重要な門でした。二之丸跡には、明治14年（1881）に浄土真宗大谷派^{じょうどしんしゅうおおたには}の説教所が開設され、昭和3年（1928）には西尾幼稚園の園舎が建てられました。戦後は、市体育館や商工会議所も立地していましたが、公園化のために移転が完了し、現在は、鑰石門（平成8年（1996））、二之丸丑寅櫓^{うしとらやぐら}・土塀^{どべい}（令和2年（2020））の建物のほか、天守台の石垣（平成27年（2015））が復元され、城跡の景観が整備されています。



図2-10 復元された二之丸鑰石門

姫丸は本丸表門に通じる曲輪で、現在は昭和52年（1977）に開館した西尾市資料館が立地しています。



図2-11 復元された二之丸丑寅櫓・土塀



ウ 北之丸

江戸時代には、北之丸曲輪内は空き地となっており、軍事的な拠点としての役割があったと考えられています。現在は住宅地となっていますが、三之丸との間の堀は、地割や窪んだ地形として痕跡をとどめています。

エ 東之丸

東之丸は江戸時代には、北端に太鼓門たいこもんや米蔵こめぐらが配された他は、大部分が高級藩士の屋敷地になっていました。明治時代になって西尾小学校の敷地となり現在に至ります。

東之丸の北西側には、西尾市が管理する「尚古荘しょうこそう」と呼ばれる日本庭園があり、平成8年（1996）から歴史公園の一部として公開されています。この庭園は、昭和10年（1935）頃に本町の米穀商岩崎明三郎いわざきあきさぶろうが、西尾城の遺構を生かして作庭したもので、東之丸丑寅櫓台うしとらやぐらだいあと跡が展望台として活用されています。

その他にも、三之丸には、家老を含む高級藩士の屋敷地のほか、大給松平氏おぎゅうまつだいら在城時代には、藩の勘定所や藩主の祈願寺であった吉祥院きちじょういんが置かれました。北側には、城の正門である大手門があり、現在も屈曲した道路に痕跡をとどめています。東側には城下町の商業の中心である本町・須田町ほんまち すだちょう方面に通じる新門がありました。現在は全体が住宅地となっています。



図2-12 尚古荘の東之丸丑寅櫓跡



図2-13 大手門跡

②伊文神社

伊文神社は、西尾城下町の北東角の鬼門きもんに位置し、西尾城下の総氏神そうじがみとして城主をはじめ城下町の人々の崇敬を集めてきました。祭神は素戔鳴尊すさのおのみこと（牛頭天王ごすてんのう）であることから、江戸時代には天王社てんのうしゃと呼ばれていましたが、明治になって伊文神社に改められました。

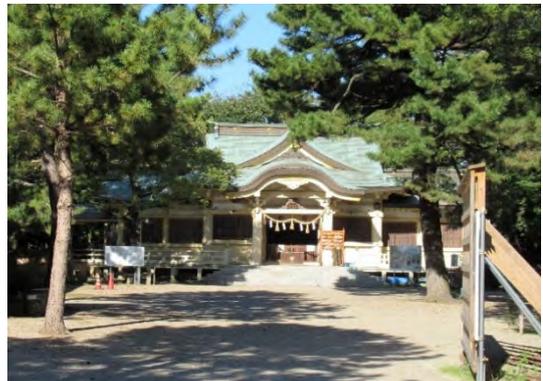


図2-14 伊文神社



本殿の造営や修理に関する記録としては、当社神主家に伝わる「伊文町^{にいのみ}新家文書」の江戸時代後期に記された「伊文山天王宮 并 諸末社棟札 附 伝来記」により、大永7年（1527）、慶長14年（1609）、明暦2年（1656）、貞享4年（1687）の計4回の造営を示す棟札の内容が収録されており、また「本町広瀬家文書」の江戸時代後期に記された「程応^{ていおう}日誌」の弘化3年（1846）の記事からこの年にも本殿の造営があったことが判明しています（『西尾町史下巻』西尾町 昭和9年、『新編西尾市史 資料編3（近世1）』西尾市 令和3年）。

平成13年（2001）に発刊された建築調査報告書では、現存する本殿は、上記計5回の造営のうち、弘化3年の造営に該当する建造物と断定され、市域でも大型の三間社流造の近世後期の社殿と評価されています（『西尾市悉皆調査報告六 社寺文化財（建造物Ⅲ）報告書』西尾市教育委員会 平成13年）。



図2-15 義倉蔵

拝殿及び付属する渡殿^{わたどの}は昭和54年（1979）に火災により焼失したため、鉄筋コンクリート造に建替えられました。

また、境内に残る義倉蔵（市指定史跡）は、安政4年（1857）に城下の裕福な商家の有志が結成した西尾義倉会によって建てられた土蔵で、凶作に備えて米の備蓄が行われました。梁行^{はりゆき}3間半、桁行^{けんはん}6間の土蔵造^{けたゆき けん どぞうづくり}の建物で、建築時の記録によると土台には伊豆石が用いられるなど、良質な材料が用いられたことがわかります。建物は大正8年（1919）に伊文神社に寄付されました。

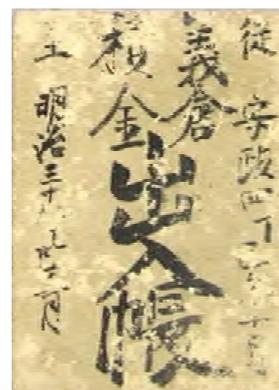


図2-16

「義倉積金出入帳」
義倉蔵が建てられた安政4年（1857）以後の記録

③御剣八幡宮^{みつるぎはちまんぐう}

西尾城本丸に鎮座する御剣八幡宮は西尾城の鎮守として歴代城主の庇護を受けてきました。足利義氏^{あしかがよし}が北条政子から賜った源家の宝刀「髭切^{ひげきり}」と白旗^{しらはた}を神宝として、吉良氏が創建したと伝えられています。



図2-17 御剣八幡宮



図2-18 棟札
延宝6年（1678）



本殿は、一間社流造檜皮葺、拝殿は間口3間、奥行2間の入母屋造檜皮葺の建物です。現存する棟札や石燈籠の銘文から、本殿と拝殿は延宝6年（1678）に当時の城主土井利長によって再建され、渡殿は安政6年（1859）に増築されたことがわかっています（『西尾市指定有形文化財御剣八幡宮本殿他二棟修理報告書』文化財建造物保存技術協会 平成4年）。本殿・拝殿・渡殿及び付として石燈籠3対6基、陶製狛犬1対が市指定有形文化財に指定されています。永禄7年（1564）に城代酒井政家によって寄進された鱒口（市指定有形文化財）は、「西尾」の地名を用いた初期の例として重要です。

④城下町の町家と寺院

旧城下町の通りに面して現存する古い町家は、大正から昭和初期に行われた道路拡幅の際に建替えられた建物が多くを占めています。この時期の建物は二階建平入りで、2階の軒高が高い特徴があります。道路拡幅の際に曳家されたり、道路に面した部分が切り欠かれたりした建物も現存しています。



図2-19 崇覚寺と唯法寺の間の路地

ア 平井家住宅

西尾城下町の町家の中で、江戸時代に建てられたことが判明している数少ない現存する建物です。『愛知の民家』（愛知建築士会 昭和59年）によれば、主屋の中央部分が18世紀末の建築で、江戸時代末から明治時代に増築が行われたとされます。肴町通りの東側に位置しますが、この部分は道路拡幅に伴うセットバック幅が小さかったため取り壊しを免れたと思われませんが、軒先を切り縮める改築が行われています。中庭に面して茶室、土蔵が現存し、主屋の庇の上には肴町の町内で祀る秋葉社が設置されています。路地を隔てた北側に現存する谷家も平井家と同様に2階部分の高さが低く、建物の軒高も低い特徴があり、江戸時代にさかのぼる建物の可能性が高いとみられています。



図2-20 平井家住宅



図2-21 平井家の屋根の上に祀られた秋葉社



イ なかぜんがっき 中善楽器倉庫（旧西尾郵便局）

明治時代に幡豆郡役所や警察署が置かれた西尾城大手門跡近くに現存しています。木造二階建瓦葺下見板張りの建物で、『西尾市の近代化遺産』（西尾市教育委員会 平成17年）によれば明治43年（1910）に竣工し、道路拡幅のため大正8年（1919）に現在地に移転したとされます。電話交換室であった当時に使用された天窓の痕跡が2階の天井に残っており、鬼瓦には「〒」のマークが用いられています。



図2-22 中善楽器倉庫
（旧西尾郵便局）

ウ あぶかんしょうてん 油勘商店

本町と並んで大きな商家が軒を連ねた須田町に位置する石油商の事務所兼住宅です。『西尾市の近代化遺産』（西尾市教育委員会 平成17年）によれば、昭和11年（1936）の建築で、外壁をタイル張りにし、陸屋根とすることで木造ながら鉄筋コンクリート造に似せた外観を呈しています。玄関周りにはテラコッタによる装飾を施し、窓枠に鉄サッシュュを用いています。1階にカウンターのある事務室と店主の執務室があり、中玄関を挟んだ奥が住宅となっています。城下町に残る数少ない洋風建築として貴重な建物です。



図2-23 油勘商店

エ しょうこそう おおひろま ちゃしつ ふげんあん 尚古荘（大広間、茶室不言庵）

尚古荘は、本町の米穀商岩崎明三郎が昭和10年（1935）頃に完成させた庭園で、現在は西尾市が所有し、一般公開されています。園内には、庭園と同時期に建築された大広間と、明治28年（1895）に建てられた茶室不言庵が現存しており（『愛知県の近代和風建築』愛知県教育委員会 平成19年）、茶会などで市民が利用することができます。



図2-24 尚古荘大広間

大広間は桁行6間、梁間2間半の切妻造



瓦葺^{かわらぶき}の主屋に玄関と控^{ひかえ}ノ間^{のま}、南側に縁が付属します。数寄の意匠を凝らした建物ですが、天井に幾何学的なデザインを取り入れるなど、モダンな近代和風建築です。茶室不言庵^{すだちょう}は、須田町^{すだちょう}の金物商^{かなものしょう}辻利八^{つじりはち}が明治28年（1895）に築いた庭園に設けられた茶室を改修した建物で、桁行2間半、梁間1間半の7畳半の茶席に、待合・玄関と水屋が付属します。用材の種類や仕上げにこだわった亭主の好みがよく表れた建物です。

オ 城下町の寺院

西尾城下町は寺町を形成せず、各所に分散して寺院が配されていました。西尾城主ゆかりの寺としては、吉良氏^{きら}や徳川家康^{とくがわ}に縁のある曹洞宗^{そうどう}康全寺^{きんぜんじ}をはじめ、城主増山氏^{ましやま}が菩提寺^{ぼだい}とした日蓮宗^{にちれんしゅう}妙満寺^{みょうまんじ}、城主三浦氏^{みうら}が上町^{かみまち}から移した真言宗^{しんごんしゅう}勝山寺^{しょうざんじ}、城主大給松平氏^{おぎゅうまつだいら}とともに山形から移った菩提寺^{ぼだい}の曹洞宗^{そうどうしゅう}盛巖寺^{せいがんじ}のほか、町人の多くが信仰した浄土^{じょうど}真宗^{しんしゅう}の聖運寺^{しょううんじ}や浄賢寺^{じょうけんじ}、浄土宗^{じょうどしんじ}の縁心寺^{えんしんじ}や崇覚寺^{そうかくじ}など、幕末には計14の寺院がありました。その多くが今日まで城下町に継承されています。



図2-25 康全寺



表2-1 城下町に残る主な歴史的寺院建築

	名称 所在地	宗派	由緒	建造物の概要
①	康全寺 満全町 36	曹洞宗	もと八幡宮六坊のうち神宮寺と金剛院をもとに、吉良満貞の妻が吉良山満全寺として創建。天正9年(1581)家康の止宿を機に西尾山康全寺に改称。	本堂：棟札 享和2年(1802)、寄棟造棧瓦葺。曹洞宗特有の室内手前を一間横長土間とする。 大日堂：鬼瓦銘「宝永3年(1706)岡崎伝馬町瓦師佐口与三郎」宝形造本瓦葺、一間向拝付。
②	盛巖寺 馬場町 70	曹洞宗	天正18年(1590)大給松平氏の菩提寺として上野国那波に創建。以後転封とともに移転。	本堂：大正8年(1919)、寄棟造棧瓦葺、一間向拝付。須弥壇裏に位牌堂が附属し、大給松平家当主の位牌を祀る。 松平乗全墓：老中を務めた後、明治3年(1871)に西尾にて没。唯一西尾に所在する西尾藩主の墓。
③	妙満寺 大給町 40	日蓮宗	永禄8年(1565)、鶴ヶ池 <small>うがいけ</small> に創建、万治2年(1659)西尾城主の三浦氏の菩提寺として現在地に移転。	本堂：虹梁絵様より18世紀。寄棟造本瓦葺、一間向拝付。桁行実長6間、梁間実長6間半。城主菩提寺の格式の高い日蓮宗本堂。
④	崇覚寺 順海町 29	浄土宗 西山深草派	万治2年(1659)西尾城主増 <small>まし</small> 山正利 <small>やままさとし</small> から寺号拝領。	本堂：棟札 天明6年(1786)、入母屋造棧瓦葺、一間向拝付。改造が多い。 表門：棟札 文化11年(1814)、高麗門
⑤	唯法寺 順海町 12	浄土真宗 大谷派	文亀2年(1502)の創建で、寛永年間(1624~1648)に11世順海が現在地に移転。町名を順海町変更。	本堂：18世紀初期、寄棟造棧瓦葺、一間向拝付。 山門：大正10年(1921)天王町道路拡幅時に新築。 経蔵：大正時代
⑥	聖運寺 中町 54	浄土真宗 大谷派	もと八幡宮六坊(宝光坊)江戸時代当初から現在所在。	本堂：棟札 弘化3年(1846)、入母屋造棧瓦葺、一間向拝付。 山門：大正12年(1923)入母屋造本瓦葺、楼門形式。6年間を要して建築 八脚門、樺材
⑦	浄賢寺 須田町 36	浄土真宗 大谷派	もと八幡宮六坊(西光坊)天正18年(1590)田中吉政の城域拡大で現在地に移転。	本堂：棟札 弘化3年(1846)、入母屋造本瓦葺、棟梁尾州伊藤平左衛門。大正13年の本堂修理棟札に岩瀬弥助の名あり。 山門：文化3年(1806) 鐘楼：享保2年(1717)
⑧	善福寺 中町 83	浄土真宗 大谷派	もと八幡宮六坊(東光坊)天正18年(1590)田中吉政の城域拡大で現在地に移転。	本堂：鬼瓦銘「延享5年(1748)渡場村瓦屋原田久左衛門」。外陣間口5間半、奥行4間。

出典：『西尾市悉皆調査報告書 二 社寺文化財(建造物Ⅰ)報告書 浄土宗寺院』西尾市教育委員会、平成9年
『西尾市悉皆調査報告書 四 社寺文化財(建造物Ⅱ)報告書 密教・禅宗・日蓮系寺院』西尾市教育委員会、平成11年
『西尾市悉皆調査報告書 八 社寺文化財(建造物Ⅴ)報告書 浄土真宗寺院』西尾市教育委員会、平成15年
より抜粋、加筆。



図2-26 歴史的風致を形成する建造物の位置（城下町部分拡大）



⑤久麻久神社

久麻久神社は、平安時代に編纂された『延喜式』(延長5年(927)完成)の「神名帳」にその名が見られる式内社です。

本殿は、三間向拝付の入母屋造檜皮葺で、大永7年(1527)に建てられたことを示す棟札が残っています。(『重要文化財久麻久神社本殿修理工事報告書』重要文化財久麻久神社本殿修理委員会 昭和44年)。(詳細は第1章5(1)②に記載)

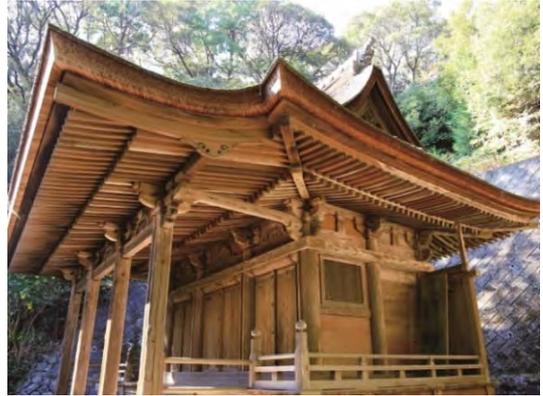


図2-27 久麻久神社本殿

⑥八ツ面山

八ツ面山は、幡豆山地の分離丘陵で領家変成岩類の雲母片岩からなる標高67mの丘陵です。2つの丘陵が連なった形をしており、高い西峰が男山、東峰が女山と呼ばれます。

江戸時代、八ツ面山は西尾城下町の人々にとって久麻久神社への参詣や山頂からの眺望を楽しめる身近な行楽地として親しまれていました。



図2-28 昭和33年の八ツ面山
(松田克己氏提供)

ア 久麻久神社石段

弘化3年(1846)頃に刊行された風景版画「西尾八景 八面山の春興」に描かれている久麻久神社参道の石段は現在も残っており、八ツ面山へ登るコースのひとつとして利用されています。



図2-29 久麻久神社石段
(昭和30年代)



図2-30 久麻久神社石段(現在)

イ 雲母採掘坑

八ツ面山は西尾藩にとって藩の統制品であった雲母が採掘される経済的にも重要な山でした。久麻久神社境内にある「雲母山碑」は、西尾藩医の松崎明が当時の雲母採掘の様子などを記したもので、文政10年（1827）の刻銘が確認できます。昭和6年（1931）に廃坑に小学生が転落する事故が発生したため、青年団によって642箇所もの雲母採掘坑が埋め戻されました。唯一残された採掘坑は市指定史跡になっています。



図 2-31 雲母山碑



図 2-32 雲母採掘坑跡

⑦岩瀬文庫

岩瀬文庫は西尾城下町の須田町で肥料商を営んでいた岩瀬弥助が、明治41年（1908）に個人で設立した図書館です。弥助は城下町の外側に位置する新屋敷町の西尾藩の調練所跡地を購入し、当時まだ珍しかった図書館を創設するとともに、300名収容の公会堂や池を配した庭園などを備えた私設の公共施設を築きました。大正8年（1919）に建てられた書庫は地下一階地上三階建煉瓦造瓦葺の建物で、現在も岩瀬文庫のシンボルとして親しまれています。1階から3階に隙間なく並べられた書架に8万冊を超える蔵書を納め、平成15年（2003）に新館が建てられるまで書庫としての役割を果たしてきました。大正15年（1926）に完成した図書館おもちゃ館（旧岩瀬文庫児童館）は木造瓦葺平屋建の洋風建築で、子供のために建てられた当時としては先進的な施設でした。これら2棟は平成11年（1999）に登録有形文化財に登録されました。



図 2-33 岩瀬文庫書庫

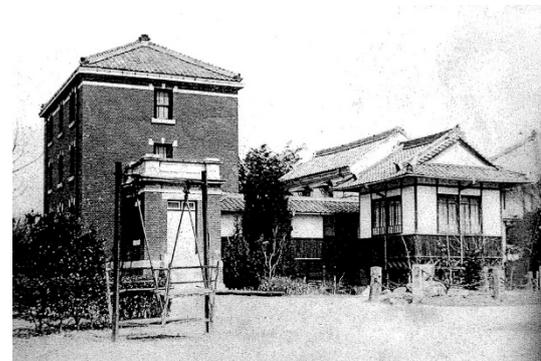


図 2-34 岩瀬文庫（大正末期）



図 2-35 図書館おもちゃ館
（旧岩瀬文庫児童館）



図 2-36 歴史的風致を形成する建造物の位置

(3) 歴史的風致を形成する人々の活動

①西尾祇園祭

西尾城下町の産土神である伊文神社の祭礼が祇園祭です。江戸時代には天王祭と呼ばれ旧暦6月15・16日に開催されましたが、現在は7月15日に近い土・日曜日に行われています。

城下町の北東隅に鎮座する伊文神社から西尾城の鎮守である本丸の御剣八幡宮まで神輿を渡御し、江戸時代から両祭神が「ご対面」するのが祭りの中心とされ



図 2-37 大手門前に設けられた御旅所の賑わい
「西尾八景 祇園会御旅所」

弘化3年(1846)発行 西尾市岩瀬文庫所蔵



てきました。神輿の行列をにぎやかすための各町の出しものを「練り物」と呼び、現在も「天王町の神楽獅子」「肴町の大名行列」が市指定無形民俗文化財として継承されています。

祇園祭に関する文献としては、享保16年(1731)の国枝齋賢撰「伊文山牛頭天皇祠記」(伊文町新家(伊文神社)文書)に、宝永3年(1706)から城の傍らに御旅所が設けられるようになったことが記されています。町人が担ぐ神輿の城内への入場が許され、現在のように本丸に鎮座する御剣八幡宮への神輿渡御が行われるようになったのは、土井氏・三浦氏城主時代の18世紀半ばからと考えられています。

江戸時代、祭りの担い手は商家が立ち並ぶ「表六ヶ町」(天王町・肴町・中町・横町・本町・須田町)の町人たちで、各町が神輿に随行する「練り物」を出して祭りを盛り上げました。神輿行列は、初日に伊文神社を出て大手門前に設けられた御旅所で一夜を過ごし、2日目に西尾藩主名代の拝礼を受けた後、城内へ練り込んで御剣八幡宮で「ご対面」の儀式を行った後、再び城下を巡ってから伊文神社へ戻ったことが記録(「三西栄社考」新家正武編 江戸時代後期)に残されています。

現在、祭りに用いられている神輿は、明和4年(1767)に京都で造られたもので、土曜日に伊文神社で出発式を行った後、旧城下町の町内を巡ります。神輿を参拝した後に神輿の下をくぐると夏病みしないといわれており、各町内で近所の人々がお参りに訪れます。各町の練り物は、現在は神輿に同行せず、それぞれ別々に決められた道順で城下町を巡ります。

神輿が一夜を過ごす御旅所は、桁行4間、梁間2間の組み立て式で、唐破風の屋根が付きます。棟木の墨書から文政2年(1819)に新調されたことがわかっており、神輿とともに市指定有形民俗文化財に指定されています。戦後は本丸内の御剣八幡宮前に置かれた時期がありましたが、現在は人出の多い中央通り沿いに設置され、



図2-38 神輿の渡御



図2-39 神輿くぐり



図2-40 中央通りに設置された御旅所



土曜日の夜には御旅所で神楽の舞が行われます。なお、祭り当日には旧城下町を中心とする伊文神社の氏子の家々の軒先には提灯が灯されます。

昭和36年（1961）から伝統的な祇園祭の行事を取り込んで「西尾まつり」と呼ばれるようになりましたが、江戸時代からの由緒ある祭りの伝統を継承するため平成22年（2010）に「西尾祇園祭」に改められました。祭礼の前日の金曜日夕方に各町の練り物を展示する「町揃え」^{ちょうぞろ}を再開させるなど新たな取組みも行われています。令和2・3年（2020・2021）は新型コロナウイルス感染症のため中止となりましたが、令和4年（2022）は再開し、日曜日に市民総踊り「おどりん西尾！！」や商店街屋台村などの各種イベントが開催され、西尾市最大の夏のイベントとして多くの市民で賑わいました。

ア ^{てんのうまち かぐら じ し}天王町の神楽獅子

天王町の神楽獅子は、同町所蔵の古文書「神楽獅子一札之事」^{いっさつのこと}によると、天王町に古くからあった「さんやれ獅子」と呼ばれる獅子舞に代わって、^{しょうとく}正徳年間（1711～1716）に熱田神宮神職の楽師ら十数人を招いて伝授されたことが記されています。神楽獅子は明治時代までは現在より盛大に行われており、^{ぼんてん さきぐるま}梵天・先車に先導され、獅子や楽人が従う総勢大人50人、子供20人の大行列であったと言います（『西尾町史下巻』西尾町 昭和9年）。戦中戦後には、休止となった時期がありましたが、昭和24年（1949）に再開されました。昭和59年（1984）に市指定無形民俗文化財に指定されています。

現在も天王町の神楽獅子保存会と青年部によって受け継がれており、大人20～25人、子供15人ほどが参加しています。大人が舞う大獅子と子供の小獅子があり、それぞれ2人で舞を行います。^{はやし}囃子は笛4人、小太鼓3人、大太鼓1人で、小獅子には子供の囃子が演奏を行います。祇園祭では、土曜日の午後1時から伊文神社拝殿前にて獅子舞を奉納し、境内の秋葉社、社務所、宮司宅前でも獅子舞を行った後、天王町周辺の家々をまわり、玄関先で大獅子、子獅子が舞を披露します。夕方5時頃からは、肴町から本町、塩町などの市街地の各所で獅子舞を行い、午後9時頃に天王町に戻



図2-41 天王町の神楽獅子
(昭和初期頃 伊文神社境内)



図2-42 天王町の神楽獅子(現在)



ります。天王町では家々でお礼を言いながら駆けまわった後、「泣き獅子」を舞って終了となります。

イ 肴町の大名行列

正徳しょうとくから享保年間つるがのものとされる「鶴ヶ崎天満宮神官小笠原助太夫さきてんまんぐうしんかん おがさわらすけだゆうの天王祭礼の記録」(『西尾町史下巻』西尾町 昭和9年)に「大名大膳大夫御道中」と記されていることから、神楽獅子と同じく18世紀の前半には行われていたと考えられています。西尾藩主土井利長いとしながが、町衆に剣旗以下の武具をもたせて天王祭の神輿を護送したとされ(「伊文山牛頭天王祠記」国枝斉覧撰 享保6年(1731))、これが転じて町人の行列となったと言われています。大正13年(1924)以降休止していましたが、昭和22年(1947)に再開し、昭和32年(1957)に「大名行列」の名称で市の無形民俗文化財に指定されました。

現在、大名行列は肴町の住民に加えて、市役所や西尾信用金庫、ロータリークラブからの応援を受け約80人が参加して行われています。以前、西尾まつりと呼ばれていた当時は、夕方から中心市街地において行列を運行していました。近年は旧来の形態を尊重して、行列の運行とは別に、土曜日の午後に肴町在住者を中心に伊文神社に奉納し、さらに徒歩で西尾城跡に移動して御剣八幡宮でも奉納を済ませます。その後、西尾城二之丸広場ちゅうじやくもんに行列の参加者全員が集まり、列を整えて鑰石門つゆはらから出発し、本町を經由して肴町まで行列の運行を行います。露払いの「下に一、下に一」の掛け声のもと、江戸時代の装束をまとった行列を見ようと多くの見物客で賑わいます。



図2-43 肴町の大名行列
(大正時代 伊文神社境内)



図2-44 西尾城鑰石門を出る大名行列
(現在)

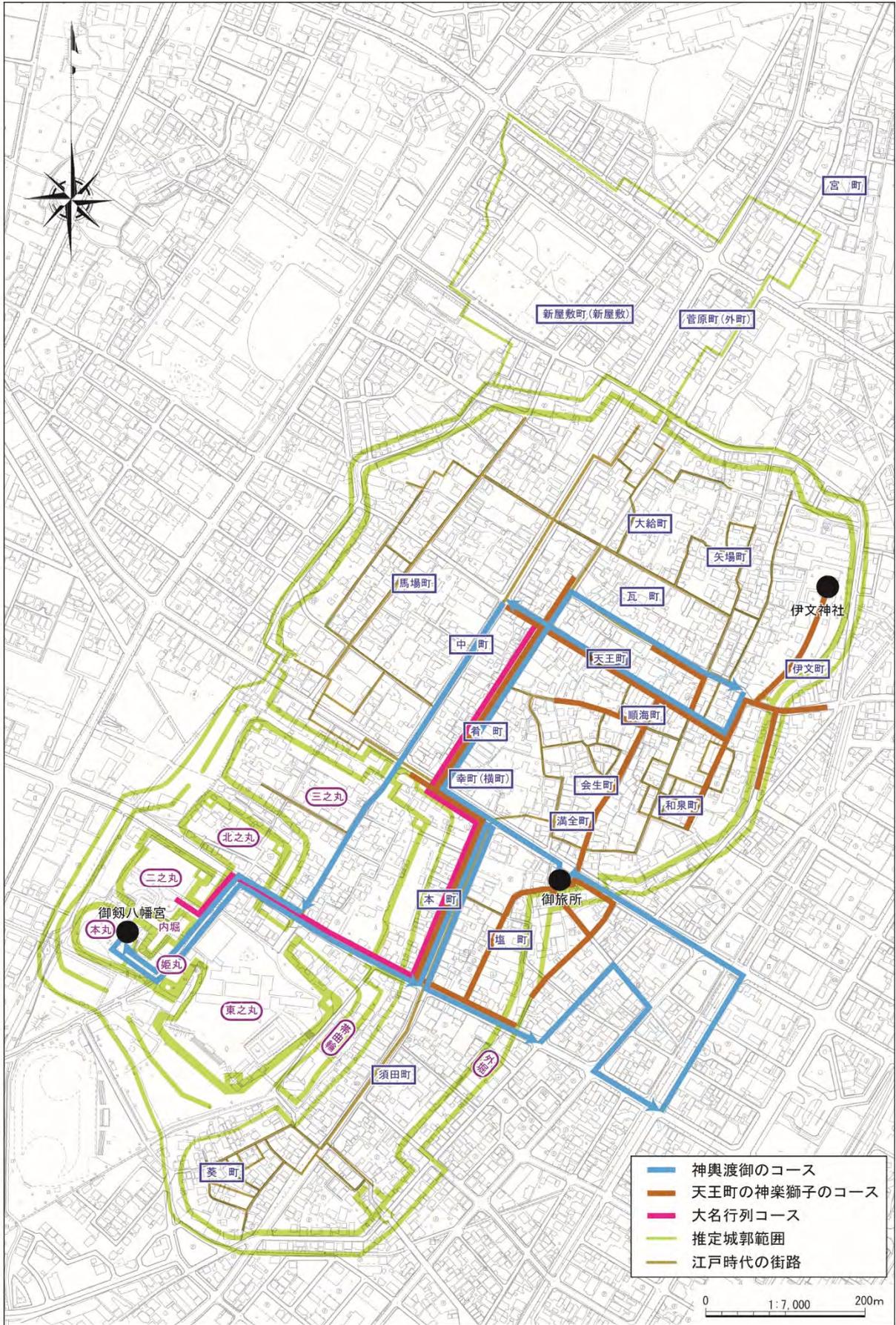


図 2-45 現在の西尾祇園祭における祭礼のコース



②久麻久神社祭礼

久麻久神社祭礼の記録として、安政6年(1859)の祭礼の前に、その内容を神主が御役所に届け出た文書が『西尾史料輯録 十』

(菅孝三郎 明治初期編集)に収録されています。これによると神楽・獅子舞・棒の手・打囃子のほか、江戸相撲の関取を招いて相撲の奉納が行われたことが記載されています。このうち、神楽・獅子舞は現在も行われています。

現在、久麻久神社の例大祭は、八ツ面町の氏子によって11月の第1日曜日に開催されます。午前10時から神事を行い、午前10時30分頃から午後2時半頃まで境内の神楽殿にて神楽の奉納が行われます。八ツ面町神楽保存会による篠笛・太鼓などの演奏に合わせて、小学校高学年の女子が7・8名ずつ舞を披露します。神楽で用いられるケヤキの大木を削り抜いて作られた太鼓は、胴部の直径が約2mあり、市内で最大と言われています。神楽の練習は、祭りの約1か月前から八ツ面町公民館にて行われます。祭り当日には、午前7時から小学生男児による子供獅子舞が南北二手に分かれて200戸あまりの町内の家々全てを一日かけてまわります。お囃子が町内の通りに鳴り響く中、2人一組で子供たちが舞を披露すると、各戸から獅子の口におひねりが差し入れられます。

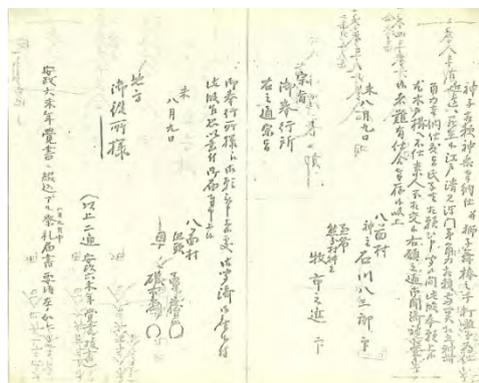


図2-46 安政6年の祭礼の記録『西尾史料輯録 十』より



図2-47 久麻久神社の神楽(現在)



図2-48 久麻久神社の獅子舞(現在)



図2-49 久麻久神社の祭礼における子供獅子舞の町内巡行コース



【コラム】雲母の採掘ときらら鈴

八ツ面山は領家変成岩で構成され、白雲母を含む巨晶花崗岩の岩脈が通っています。雲母は地表からこの岩脈まで堅坑を掘り、横方向に掘り進んで採掘されていました。

雲母は、古代以来婦人病や頭痛の医薬として用いられたとされ、『続日本紀』（勅撰、延暦16年(797)完成)和銅6年(713)5月7日条に「大倭參河をして並に雲母を献らしむ」との記録があります。また『和漢三才図会』（寺島良安編、正徳2年(1712)成立）に「參河雲母山に多く出て良く」とあることから、古くから八ツ面山（雲母山）が良質な雲母の産地であったことがわかります。江戸時代には雲母が西尾藩の専売品となり、雲母は京都に出荷され、襖や扇子などに用いられる箔摺り紙の原料などとして珍重されました。

八ツ面山は古くは雲母山、吉良山などと称し、雲母の採掘が盛んに行われましたが、明治33年(1900)の崩落事故を契機に終焉し、採掘坑は放置されました。昭和6年(1931)におこった小学生の転落死亡事故を機に地元青年団によって、1基（後に市指定史跡）を残して埋め戻されました。「雲母山碑」は、西尾藩医の松崎明（雲母山人）が、文政10年(1827)に久麻久神社拝殿南に建立したもので、雲母採掘の様子を表わした漢詩が刻まれています。

雲母採掘坑での事故後、誰も木に枝に鈴を下げ、犠牲者の霊をなぐさめたといわれ、これにちなんで明治時代に、山麓で陶器の窯を開いていた加藤熊蔵氏によって「きらら鈴」と呼ばれる土鈴が作られるようになりました。きらら鈴は、山土から採掘した陶土に雲母を調合し、手ひねりで成型して、乾燥させ、素焼きし、絵付けを行って仕上げます。三河瓦土に八ツ面山から採取した雲母をちりばめた、きめ細かい地肌の特徴の鈴で、澄んだ音色を奏でます。

昭和30年代に市が作成した観光リーフレット『観光と産業』では、城下町や八ツ面山といった名所・旧跡とともに、きらら鈴が西尾の郷土玩具土産として紹介されていました。現在でも、西尾市役所ロビーで展示され、久麻久神社では毎年正月に干支をモチーフとしたきらら鈴が販売されているほか、蒲郡や伊良湖のホテルなどで販売されています。

現在、製作の担い手は、昭和40年(1965)頃に、父親から継承して八ツ面山山麓で活動を行っている松田克己氏ただ一人となっているものの、近年西尾市内の市民団体による継承活動が行われており、継承に向けたクラウドファンディングの実施やきらら鈴の絵付けワークショップなどが開催されており、きらら鈴の継承に向けた機運が高まりつつあります。



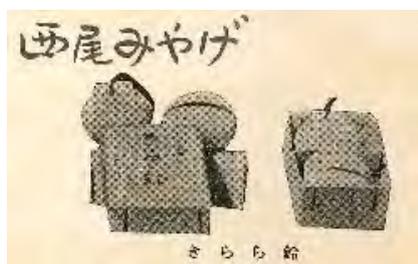
久麻久神社境内の雲母山碑



雲母採掘坑跡（市指定史跡）



八ツ面山産の雲母の粉末



昭和30年代の市の観光リーフレットに掲載されたきらら鈴



久麻久神社で頒布されている松田氏製作の干支のきらら鈴



③西尾城下町の人々の八ツ面山^{やっおもてやま}での行楽と憩い

八ツ面山及びその麓には平安時代に編纂された『延喜式』の「神名帳」^{へんさん}に記される「久麻久神社」2社があり、市内に残る式内社3社のうち2社が位置する、信仰上重要な地域でした。現存する石鳥居（享保9年（1724））や神社に奉納された日露戦争の献額（明治39年（1906））には西尾城下町の住民の寄付があったことが確認でき、城下町の人々が信仰を寄せる大切な神社であったことがわかります。

また、八ツ面山では古くから雲母^{うんも}（きらら）が採掘され、吉良荘の地名は八ツ面山に由来するとされています。明治33年（1900）の坑道の崩落事故により雲母の採掘は終了しましたが、現在でも八ツ面山で採取された雲母を利用した「きらら鈴」が作られ販売されています。

また、八ツ面山は独立丘陵で西尾城下町や岡崎方面から西尾へ通じる街道を行き交う人々から目立つため、古くから地域のランドマークや行楽の場として親しまれてきました。八ツ面山の行楽の様子を示す資料として弘化3年（1846）頃に刊行された風景版画「西尾八景 八面山の春興」^{やっおもてやま しゅんきょう}を挙げることができます。これは名所絵や風俗絵を得意とした尾張の絵師・小田切春江^{おだぎりしゅんこう}（1810～1888）が、西尾の8つの名勝を叙情豊かに描いた錦絵「西尾八景」の一つです。版画には八ツ面山の頂上から望遠鏡で遠くの風景を眺める人やゴザの上で弁当を肴に酒を酌み交わしながら短冊と筆を持つ男性、幼子を連れて山菜採りをする女性、久麻久神社に参拝する人々などが描かれています。

また、江戸時代に西尾の人々が八ツ面山を詠んだ和歌が伝えられていることから城下の人々にとって身近な山だったことがうかがえます。



図2-50 久麻久神社に奉納された日露戦争の献額



図2-51 「西尾八景 八面山の春興」
西尾市岩瀬文庫所蔵



図2-52 八ツ面山での行楽を楽しむ人々（昭和初期）



すさのをの 神のみわざも しのおかな きりしおろちの 八面山

おおたよしか みかわけいしょうず え
太田嘉香『三河名勝図会』(江戸時代後期)より

(久麻久神社の祭神がスサノオ(牛頭天王)であることから、スサノオが退治した頭と尾が八つあるヤマタノオロチと八ツ面山をかけて詠んだ歌)

月かげの てらさぬ夜は 吉良の里 きらきらしくも 見ゆる峯かな

わたなべまさか みかわのくにしいか
渡辺政香『三河国詩歌』(江戸時代後期)より

(八ツ面山で雲母が採掘されることと雲母が吉良の地名の由来になったことを踏まえて、月夜に八ツ面山が光り輝いて見えるようだと詠んだ歌)

城下町に住む70歳代以上の住民からは、八ツ面山に幼稚園の遠足で行ったり、カブトムシを採りに行ったりする小学生の格好の遊び場であった思い出話が聞かれます。また、城下町の各町内会では、八ツ面山の山頂にあったグラウンドで町内会主催の運動会が開催されていたとのこと。現在のように各地に公園が整備される以前には、西尾の市街地の住民にとって、八ツ面山が貴重な公園であったことがうかがえます。



図2-53 八ツ面山での行楽を楽しむ人々(現在)



図2-54 八ツ面山山頂からの眺望(昭和39年(1964))



図2-55 八ツ面山山頂展望台からの眺望(現在)

昭和30年代の西尾市発行の観光パンフレットでは、八ツ面山が「謎かけ松」や「西尾小唄」とともに市外の観光客を意識した行楽地としてアピールされています。昭和56年の『広報にしお』を見ると、市内中学生のアイデアを取り入れた八ツ面山公園整備が行われた記録があり、八ツ面山が時代の変化を経てもなお西尾市民の憩いの公園として重視されていたことがうかがわれます。



図2-56 西尾市観光案内図（『観光と産業』（西尾市 昭和30年代発行）に赤枠を追記）

現在、八ツ面山は、山全体が西尾市が管理する八ツ面山公園として市民に親しまれています。江戸時代に「西尾八景 やつおもてやま しゅんきょう 八面山の春興」の版画に描かれたように、現在も展望台から遠くの風景を眺めたり、花見や遠足に訪れたり、久麻久神社を参拝したり、それぞれが思い思いに八ツ面山を楽しんでいる様子を見て取ることができます。八ツ面山公園は、人口の増加に伴う市街地の拡大や自家用車の普及により、その利用目的は多様化しています。

平成28年（2016）頃からは、城下町や八ツ面山周辺では各種のウォーキングイベントが開催され、多くの市民が楽しんで参加しています。このような市民の健康志向を反映して健康保険組合連合会愛知連合会では「平坂街道を歩こう！」と称して、ウォーキングのおすすめコースを設定しています。道の駅「にしお岡の山」をスタートし、城下町を巡って名鉄西尾線西尾駅をゴールとする約8.5kmの健脚コースは、江戸時代から人々が往来した吉良道、現在の平坂街道をたどりながら、城下町の歴史の深みを



図2-57 ウォーキング（ふれあいの道コース）（令和5年）



肌で感じることのできるコースといえます。

一方、城下町では、現在も八ツ面山に因んだ歌を耳にする機会があります。昭和初期に作られた「西尾小唄」には八ツ面山麓にある謎かけ松の悲恋伝承が詠まれています。この小唄は西尾祇園祭の「手踊り」に使われており、金曜日の夜に祇園祭のオープニングとして本町通りにて、地元の人々や小学生によって踊られます。また、西尾城跡の西尾市歴史公園には「大名櫓型時計塔」が設置されており、ボタンを押すといつでも西尾小唄を聞くことができます。

さらに、城下町に隣接する鶴城中学校や西尾高校の校歌には八ツ面山が詠まれており、卒業式などの行事の折に、学校周辺に生徒たちの歌う校歌が響き渡ります。校歌以外にも、近隣の小中学生が八ツ面山麓の矢作古川のクリーン作戦に参加したり、中学生や高校生が部活動のトレーニングで八ツ面山の遊歩道をランニングしたり、石段を駆け上がったたりしています。

このように、城下町の人々のみならず多くの市民が身近な行楽や憩いの活動等を通じて、八ツ面山から西尾城跡や城下町を眺め、季節には遠足の子供たちの楽しそうな笑いや行楽する人々のにぎやかな話声を耳にすることができます。

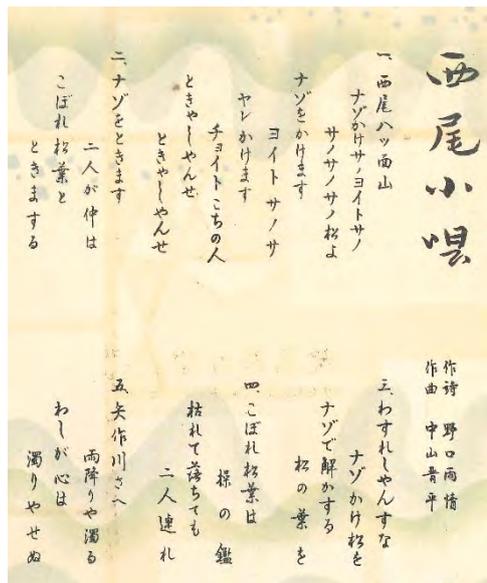


図 2-58 八ツ面山が詠まれた西尾小唄

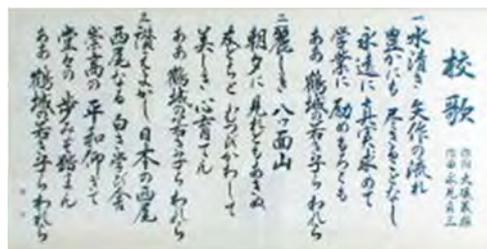
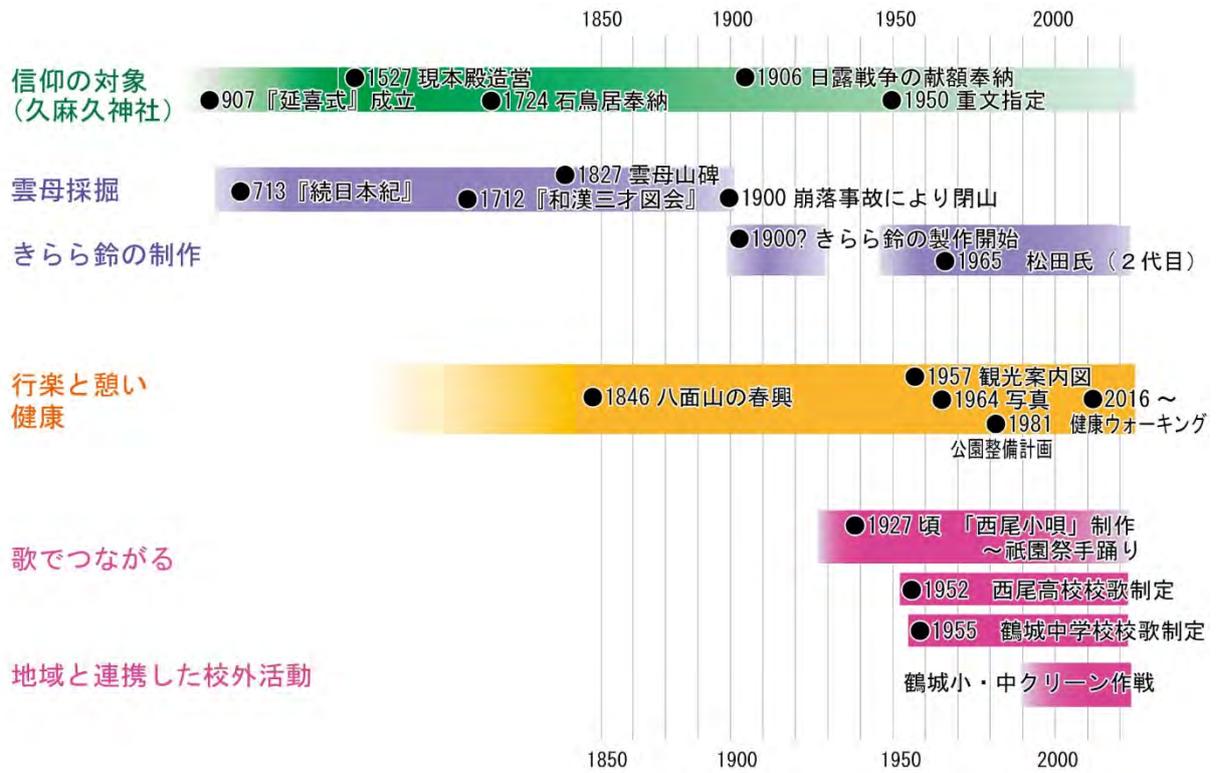


図 2-59 鶴城中学校校歌
(鶴城中学校ホームページより)



図2-60 平坂街道のおすすめウォーキングコース

表2-2 西尾城下町と八ツ面山に関わる活動一覧





【コラム】「謎かけ松」と野口雨情の「西尾小唄」

八ツ面山北麓の矢作古川にかかるきらら橋のもとに小ぶりな松が1本立っています。ここには「虚無僧松の伝説」として、虚無僧に姿を変えた岡崎城下の若侍が、身分の違う娘との恋に破れ、叶わぬ恋に悲観してこの松の下から古矢作川に身を投げて自死したという悲恋の民話が伝わっています。以来、この松は虚無僧松と呼ばれるようになりました（『西尾の民話』（西尾市教育委員会 昭和55年）。

城下町で醸造業を営むはと屋（吾妻町 文久元年(1861)創業）は、昭和2年(1927)に中山晋平と野口雨情を西尾に招き、「西尾小唄」の制作を依頼しました。このとき雨情は、「虚無僧松の伝説」を題材に小唄の作詞を行い、この松を「謎かけ松」と呼称しました。この民話が市域に広まったのは、これがきっかけだったともいわれています（『八ツ面山に就いて』（西尾第二尋常小学校 昭和8年））。なお、「虚無僧松」と呼ばれたマツは枯れてしまいましたが、その度に、地元の人々の手によって新たに植栽され、大切にされています。現在の「謎かけ松」は4代目です。

「謎かけ松」をモチーフにした和菓子が城下町の老舗菓子司2軒によって、製造・販売されています。一つは、三徳屋（幸町、創業年不明、明治42年(1909)製の「西尾すごろく」に記述あり）の「謎かけ松露」です。あんこ玉に砂糖を溶かしかけて固めたものです。甘みの強い菓子で、抹茶の盛んな西尾ならではの和菓子といえます。

もう一つは、穂積堂（鶴舞町、明治45年(1912)創業）の「なぞかけ松」です。羽二重餅で粒餡を包み、西尾抹茶の粉末でコーティングされています。柔らかい食感が特長の西尾ならではの和菓子です。

このように、八ツ面山麓に伝わる民話をモチーフにした和菓子を通じて、城下町の人々の八ツ面山に対する憧憬が、「謎かけ松」の伝承とともに市民に愛される甘味として息づいています。



現在の「謎かけ松」（虚無僧松）



三徳屋（幸町）の「謎かけ松露」



穂積堂（鶴舞町）の「なぞかけ松」



④岩瀬文庫における市民の活動

岩瀬文庫は、創設者岩瀬弥助^{いわせ やすけ}が収集した本を広く人々の閲覧に供する私立図書館として明治41年（1908）に開館しました。開館当時から、公会堂や庭園を備えており、図書館のみではなく、市民が利用できる公共施設として構想されました。大正10年（1921）に完成した増築工事の際には煉瓦造の新書庫のほか、庭園に猿舎や遊具が設置され、大正15年（1926）には児童館（現図書館おもちゃ館）も開館し、世代を超えて広く市民に開かれた図書館を目指しました。

昭和5年（1930）に弥助が亡くなった後、財団法人が設立されますが、財団基本金の戦時資金への献金や、戦時中に起こった三河地震の被害によって、戦争が終わると文庫の経営難が表面化しました。南山大学や愛知学芸大学（現愛知教育大学）、愛知県との間で蔵書の売却交渉が進められるさなか、市民の間で岩瀬文庫後援会が設立され署名活動が行われるなど、文庫を西尾に残すための運動が起こりました。

その結果、すべての蔵書を西尾市が買い取ることが決まり、昭和30年（1955）に西尾市立図書館岩瀬文庫として再開しました。西尾市民には、猿のいる図書館として家族づれや子供の遠足などで親しまれてきました。平成15年（2003）には、新たに現在の新館が完成し、現在は「古書の博物館」西尾市岩瀬文庫として、蔵書を中心とした企画展や各種講座などが開催されています。平成17年（2005）からは岩瀬文庫ボランティアによる蔵書の修理作業が続けられるとともに、翌18年（2006）からは毎年10月最後の週末に、市民のボランティア団体を中心となって運営する「にしお本まつり」が開催されています。岩瀬文庫の煉瓦造の書庫前の芝生広場に古書店の露店などが並び、多くの人々が集う景観は、創設者の岩瀬弥助が理想とした市民に親しまれる岩瀬文庫の姿と言えます。

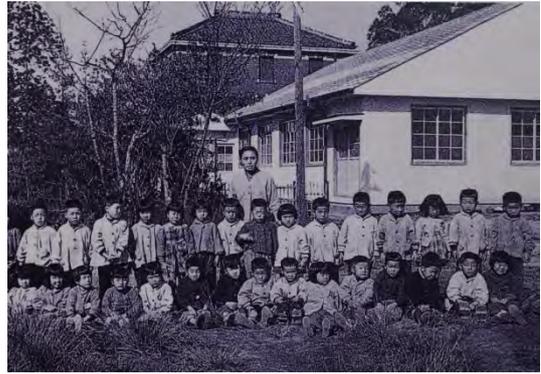


図 2-61 遠足に訪れた幼稚園児たち
(昭和 30 年代撮影)



図 2-62 猿舎で行楽を楽しむ家族
(昭和 41 年撮影)



図 2-63 にしお本まつりの賑わい



表 2-3 岩瀬文庫の市民の活動年表

岩瀬文庫の出来事	明治 41 年 (1908) ▼ 開館	大正 15 年 (1926) ▼ おもちゃ館開館	昭和 20 年 (1945) ▼ (三河地震被災)	昭和 30 年 (1955) ▼ 西尾市立図書館 岩瀬文庫開館	平成 15 年 (2005) ▼ 新館開館	令和 5 年 (2023) ▼ 創設者・岩瀬弥 助の事績を紹介 するマンガ完成
	大正 10 年 (1921) ▼ 増築	昭和 5 年 (1930) ▼ 財団法人設立			平成 17 年 (2005) ▼ ボランティア活動の開始	
活動						
①岩瀬弥助及び財団法人による運営	[Red bar]					
②岩瀬文庫を残すための市民運動	[Orange bar]					
③公共施設や行楽地としての市民利用	[Blue bar]					
④ボランティア活動	[Green bar]					

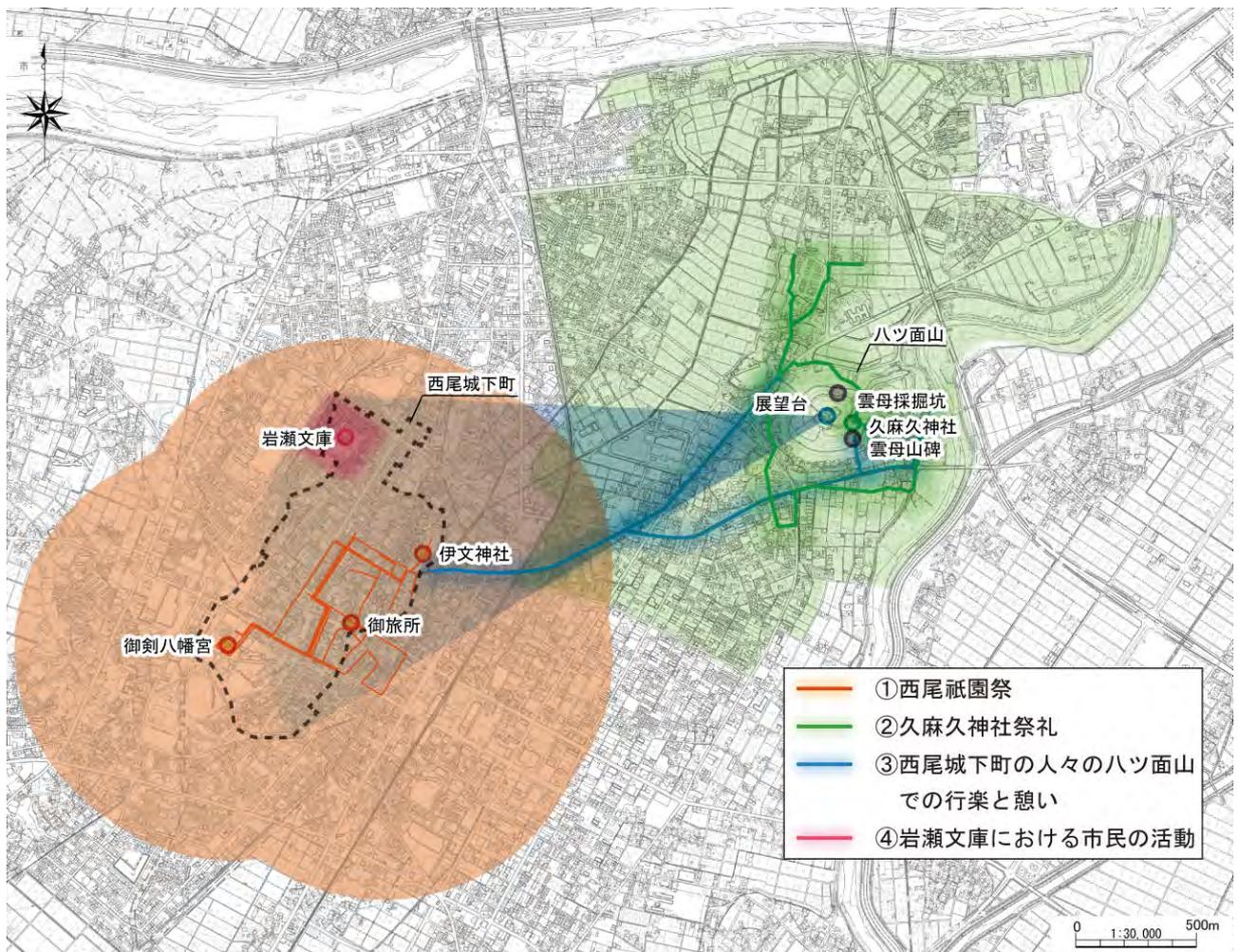


図 2-64 歴史的風致を形成する活動の範囲



(4) まとめ（西尾城下町にみる歴史的風致）

西尾市の中心市街地は西尾城下町をもとに発展してきました。現在も城下町時代の町割りや道路がよく残っており、大正から昭和初期に建てられた町家や、江戸時代から信仰されてきた神社や寺院を各所で目にすることができます。江戸時代から変わらず西尾城下町の夏の風物詩として親しまれている西尾祇園祭は、神輿渡御とともに天王町の神楽獅子や肴町の大名行列などの「練り物」が受け継がれています。また、大正時代に建てられた煉瓦造書庫やおもちゃ館（旧児童館）が残る岩瀬文庫は、明治時代に私立図書館として創設された当初から公会堂や庭園を備え、市民が利用するための施設でした。戦後は市民の要望により西尾市に移管され、現在は市民ボランティアの協力を得た館の運営や、「にしお本まつり」などのイベントが開催されています。

古代から久麻久神社が鎮座する八ツ面山は、「西尾八景 八面山の春興」に見られるように江戸時代から城下町の人々の行楽の場所で、現在も公園として、展望台からの眺望や花見を楽しんだり、健康づくりなど市民の憩いの場として利用されたりしています。また、「吉良」の地名の由来になった歴史あるランドマークとして、「西尾小唄」や校歌に詠まれるなど市民にとって身近な山です。

このように、西尾城下町と祇園祭、岩瀬文庫と市民の活動、久麻久神社と祭礼行事、八ツ面山での西尾城下町の人々の行楽と憩いといったそれぞれの歴史的な町並み、建造物と人々の活動が、重層的に深く結びついており、西尾城下町と八ツ面山は一体的な歴史的風致を形成しているといえます。

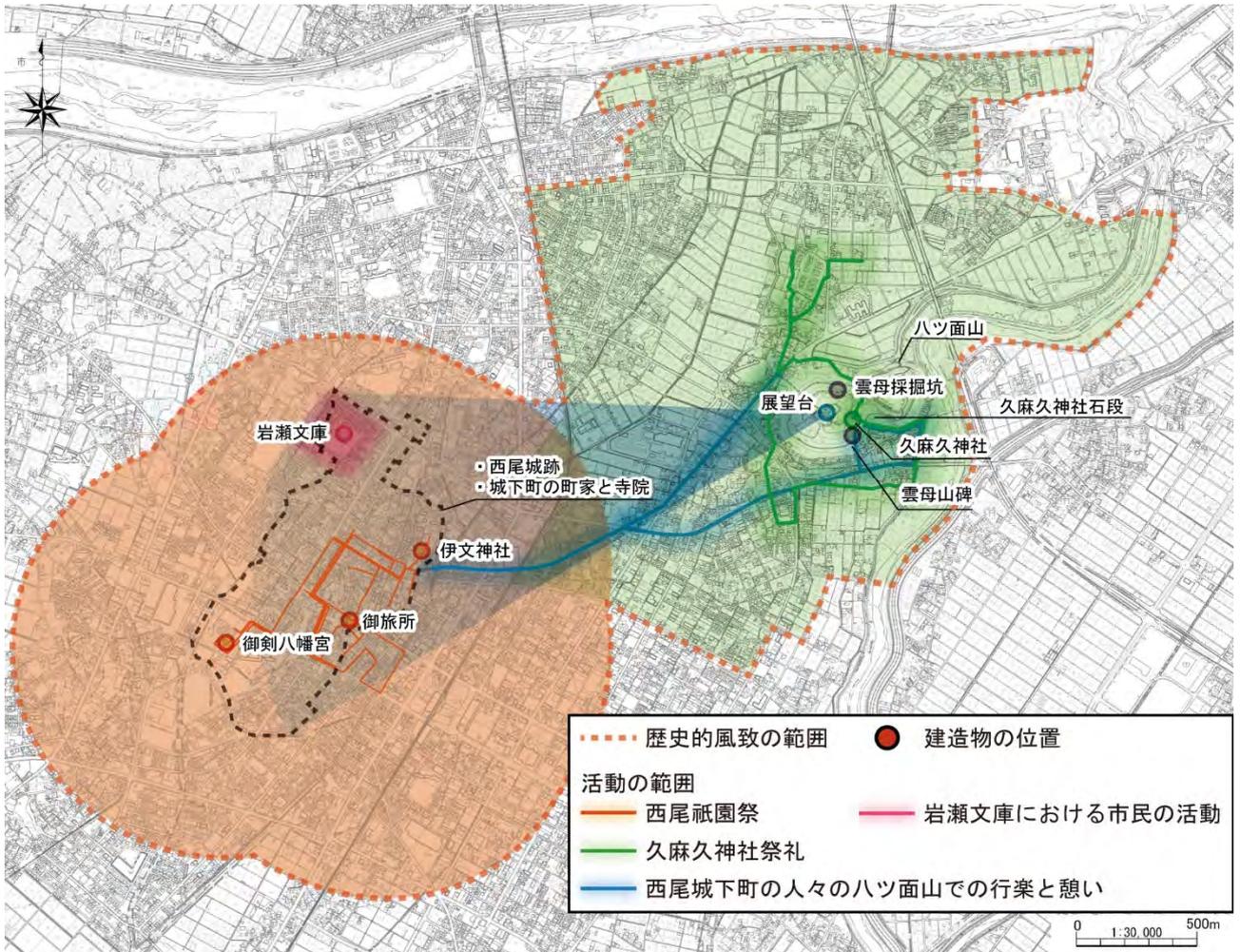


図 2-65 歴史的風致の範囲



2 吉良氏が治めた吉良荘にみる歴史的風致

(1) はじめに

①吉良氏の発祥

鎌倉時代の承久3年(1221)に起きた承久の乱の武功により、源氏の名族である足利義氏が三河国の守護に任命され、吉良荘を含む矢作川流域の所領を手に入れました。吉良荘の地頭職は足利義氏の子、長氏が相続し、その後も子孫に継承されました。後に戦国大名となる今川氏は、長氏の庶子国氏が、吉良荘内の今川を相続したことに由来します。室町時代になると足利惣領家が将軍となったため、吉良氏5代満貞の時代に本領の地名である「吉良」に姓を改めました。

②中世吉良氏の隆盛

文永8年(1271)に足利長氏の長男満氏は、京都東福寺の聖一国師を招いて吉良荘に実相寺を建立しました。実相寺周辺には「丸山」「御所下」の地名が残り、吉良氏の居館があったと伝えられています。

鎌倉・室町時代の吉良氏は、幕府の重臣として鎌倉・京に屋敷を構えていました。南北朝時代の観応の擾乱において、吉良氏は足利尊氏側と弟の直義側とに分裂しました。直義側についた満貞は、後に南朝側に味方して室町幕府への帰参が遅れることになりました。一方、満貞の弟義貴は、新たに吉良荘東条を領地とし、ここに吉良氏は東西に分立して、両家は対立するようになりました。

貞治元年(1362)、吉良満貞によって実相寺に釈迦三尊像や四天王像が造立され、開眼供養の際に仏事が盛大に行われました。釈迦如来像胎内には吉良満貞の願文とともに、仏像の造立に関わった156名の法名と12名の俗名が記された文書が納められており、広く庶民層へも信仰が広がっていたことがうかがわれます。

一方、東条吉良氏が本拠とした吉良荘東条の岡山地区には、東条吉良氏の菩提寺として創建された花岳寺や、後に旗本として吉良氏再興に功績のあった義定が父義安の菩提を弔うために建立した華蔵寺など、吉良氏ゆかりの寺院が創建されました。

③旗本高家吉良氏

戦国時代、吉良氏は今川義元や徳川家康との戦いに敗北しましたが、江戸時代になって旗本として再興しました。吉良義安の子、義定が幽閉先の駿河から母俊継尼に連れられて吉良荘に戻り、家康の知遇を得て食禄200石を与えられたと言われていいます。関ヶ原の戦いの後に3200石が給付され、これを機に義定は岡山に居館を建て、菩提寺である華蔵寺を建立しました。その後、吉良氏は「吉良流礼法」という儀礼を保持していたことから、義定の子、義弥が幕府の高家職を得ました。



(2) 歴史的風致を形成する建造物

① 実相寺

実相寺は、文永8年(1271)に吉良氏の菩提寺として創建された三河で最古の臨済宗寺院です。実相寺は「諸山」として室町幕府から認定された寺となり、七堂伽藍が整備されました。

戦国時代には、織田信長の攻撃を受け諸堂が焼失したと伝えられています。天正年間(1573~1592)には復興が始まり、仏殿(釈迦堂)が吉良氏の旧領である浜松荘(静岡県)から移築されました。釈迦堂は、桁行3間、梁間3間、宝形造柿葺で、背面に下屋を出して脇仏壇を設けています(『実相寺釈迦堂修理工事報告書』財団法人文化財建造物保存技術協会 昭和51年)。内部には、焼失を免れた釈迦三尊像が祀られており、釈迦堂と釈迦三尊像はともに、県指定有形文化財に指定されています。



図 2-66 釈迦堂



図 2-67 方丈

慶長8年(1603)には、臨済宗の古い形式をよく残した大型の方丈(市指定有形文化財)が再建されました。明治時代に切妻造に改変されましたが、令和3年(2021)に両脇の広縁が復元され入母屋造に復元されました。この他に、元禄年間に建立された大規模な庫裏(市指定有形文化財)が現存しています。

② 華蔵寺

吉良義定が父義安を弔うために創建した臨済宗寺院で、以後、高家吉良家の菩提寺に定められました。境内には、江戸時代中期に建てられた本堂のほか、義安・義定とともに義央の木像(県指定有形文化財)を納める御影堂・山門・中門などの建物が配置されています。元禄13年(1700)の棟札が残る経蔵(市指定有形文化財)は、宝形造柿葺の建物で、内部の引出し120箱に吉良義央が寄進した鉄眼版一切経が納められています。



図 2-68 吉良義央の木像



境内の吉良家墓所には、義定・義弥よしふゆ・義冬よしふゆら吉良家当主の伊豆安山岩製いずあんざんがんせいの宝篋印ほうきょういん塔とうや義央の墓塔などが旧状のまま残っており、市指定史跡に指定されています。



図 2-69 山門



図 2-70 経蔵

図 2-71
経蔵棟札（表）

③花岳寺かがくじ

室町時代に東条吉良とうじょうきらし氏の菩提寺として創建され、江戸時代以降も、高家吉良こうけきらし氏から領地の寺院として庇護を受けました。

本尊の釈迦如来坐像は、胎内墨書から天文20年（1551）の制作であることがわかっています。また、本堂（登録有形文化財）は、吉良義央こうじゅいん姉しの光珠院しどうきんの祠堂金じょうきょうによって貞享元年（1684）に再建されたもので、江戸時代



図 2-72 本堂

前期の臨濟宗の本堂建築形式をよく残しています。現在は入母屋造瓦葺いりも やづくりかわらぶきですが、当初は茅葺かやぶきであった可能性が指摘されています（『花岳寺本堂保存修理工事報告書』花岳寺 平成15年（2003））。

境内には、室町時代の薬師如来像（市指定有形文化財）を安置する薬師堂のほか、本堂西側の一段高い場所に吉良持広もちひろらの墓塔が並んでいます。また、寺宝として、吉良義央こうじゅいんの父義冬よしふゆが寄進した「後柏原天皇宸翰消息ごかしわばらてんのうしんかんしょうそくはく少将宛しょうしょうあて」（重要文化財）を所蔵しています。

④養寿寺ようじゅじ

境内に徳川家康の大伯母である矢田姫おおおぼの墓とされる石塔があり、古くから吉良義安よしやすの墓とされてきました。近年、応仁～文明年間（1467～1487）に吉良氏に嫁いだ公家の二条家の姫（法名養寿寺殿）が養寿寺に埋葬されたとする江戸時代前期の記録（『養寿寺再興記』延宝2年（1674））が見つかりました。矢田姫は義安の妻でない可能性が出てきましたが、いずれにしても、養寿寺は吉良氏に由緒のある寺と



言えます。

嘉永4年(1851)に建立された本堂は入母屋造本瓦葺で、11間4面の前面に3間の向拝こうはいが付く近隣でも類を見ない規模の大型本堂で、18年の工期を費やしたとされます。(『西尾市社寺文化財(建造物I)報告書—浄土宗寺院—』西尾市教育委員会 平成9年)。

鐘楼門しょうろうもん(市指定文化財)は、円柱4本で支えられた入母屋造本瓦葺いりも やづくりほんかわらぶきの主屋のまわりに角柱12本で支える裳階もこしを付けた重層式の門で、鐘楼門の建築部材に墨書ぼくしょが書き残されており、これによって天和3年(1683)に建立されたことがわかりました。この他に、江戸時代中期建立の地藏堂、山門などの建物があります。



図2-73 矢田姫の墓



図2-74 本堂

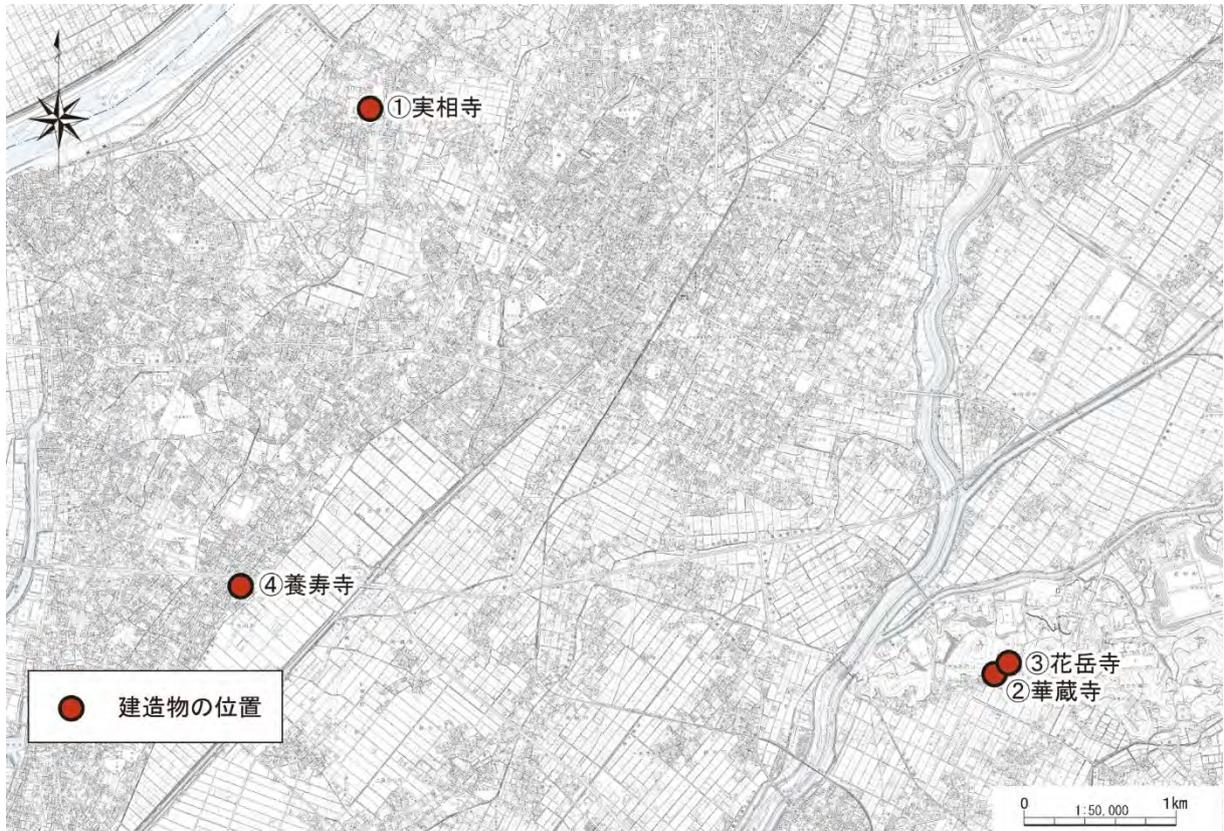


図2-75 歴史的風致を形成する建造物の位置



(3) 歴史的風致を形成する人々の活動

① 吉良氏を顕彰する活動

毎年12月14日の^{きらよしひさ}吉良義央の命日には、華蔵寺にて吉良義央公^{まいさいき}毎歳忌が吉良公史跡保存会の主催により開催されます。義央は、浄瑠璃『仮名手本忠臣蔵』に登場する典型的な大悪人「^{こうのもろなお}高師直」のモデルとして有名ですが、地元では名君として顕彰されている人物です。義央の毎歳忌には吉良家と縁戚関係がある米沢藩上杉家の子孫など吉良氏に縁のある関係者のほか、市民など200人ほどが参列し、元禄の赤穂浪士事件により落命した吉良公の墓前に参詣します。

華蔵寺からは毎歳忌の読経が集落に響き渡り、毎歳忌終了後には、吉良公の事績を紹介する講演会などの記念行事が開催されます。毎歳忌の様子は、地域の年末の恒例行事としてテレビ放映されます。

毎歳忌は、昭和7年(1932)に^{よこすかむら}横須賀村の耕地整理事業が完成したことを旧領主の吉良義央に報告するため、地元の有志によってはじめられた顕彰行事です。昭和7年(1932)の230回忌からはじまり、令和4年(2022)には、320回忌が営まれました。

昭和17年(1942)に吉良公史跡保存会が発行した『吉良義央公概伝』によると、「昭和7年12月14日上州公の230回忌法要を営み史跡保存会を創設す」と記されており、世の悪評を払拭するため、「公在世中ノ徳行ヲ社会ニ発表シ其ノ隠レタル遺業ヲ顕彰スルコト」や吉良氏に関する史実の調査研究や遺物の保存を図ることなどを保存会の行う事業としてあげています。

また、華蔵寺の隣の^{かがくじ}花岳寺においても、毎年4月に東条吉良氏毎歳忌が開催され、多くの市民が集まります。



図2-76 吉良義央公毎歳忌
(昭和36年12月14日)



図2-77 吉良義央公毎歳忌(現在)

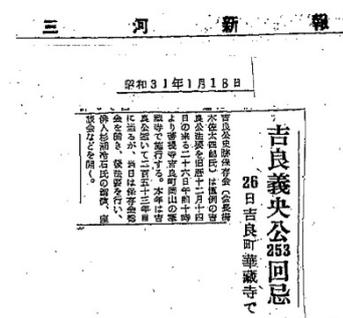


図2-78 吉良義央公毎歳忌の開催を伝える新聞記事の一例
(昭和31年1月18日付け三河新報「吉良義央公253回忌」)



②「西野町のお釈迦さん」(実相寺の花まつり)

実相寺の釈迦堂で開催される4月8日の釈迦の誕生を祝う降誕祭(花まつり)は、「西野町のお釈迦さん」として近隣では広く知られており、境内に露店も出て実相寺が最も賑わう春の恒例行事です。現在は、4月8日に近い日曜日に開催されています。訪れた人々は釈迦誕生仏に甘茶をかけて参拝し、甘茶がふるまわれるとともに、ほうじょう だいほんにやきょう方丈で大般若経の読経が行われます。大正末期の写真からは、多くの老若男女が参拝に訪れている様子をうかがうことができ、釈迦如来への信仰が宗派を超えて人々に受け継がれ、実相寺と地域との親密さを示すものと言えます。



図 2-79 「西野町のお釈迦さん」
(大正末期)



図 2-80 「西野町のお釈迦さん」
(昭和 50 年代)



図 2-81 釈迦誕生仏に甘茶をかける
参拝者(現在)

③「矢田のおかげん」(ようじゅじ養寿寺のねほんえ釈迦涅槃会)

矢田の養寿寺で行われる釈迦涅槃会は、「矢田のおかげん」と呼ばれ、近隣では広く知られています。「おかげん」とは、雅楽の「管弦」がなまった呼称で、釈迦が入滅、すなわち還元することにもかけられていると伝えられています。江戸時代には、旧暦の2月15日にあわせて行われていましたが、現在は3月の最終土・日曜日に開催されます。読経にあわせて、しょう笙・笛・太鼓などの演奏が行われ、境内には露店が並び、多くの人たちで賑わいます。



図 2-82 矢田のおかげん(現在)

養寿寺の「^{こうようえきようきろく}公要役員記録」に涅槃会の開催
願いや西尾藩士らの来訪の様子が記されて
おり、江戸時代後期には既に行われていたこ
とがわかります。嘉永6年(1853)の西尾藩
「地方役覚書」(『西尾史料輯録 七』(菅孝三
郎 明治初期編集)によると、1週間程度行
われていたことが記されています。昭和9年
(1934)刊の『郷土趣味読本』に「当日は本
堂で琴・笛・太鼓の管弦楽があります。昔は
御涅槃会にお参りして、此の管弦楽を聞くの
をなによりも楽しみにしていたようであり
ます」と記されています。



図2-83 矢田のおかげん
(昭和40年代)



図2-84 矢田のおかげん(現在)



図2-85 歴史的風致を形成する活動の範囲



(4) まとめ（吉良氏が治めた吉良荘にみる歴史的風致）

鎌倉時代から江戸時代前期まで500年近くにわたって吉良^{きらのしやう} 荘に領地を有した吉良氏は、各時代において幕府の重臣として幕政の中枢にて活躍しました。領民にとっても誇るべき領主として追慕^{ついで}の想いが現在まで受け継がれており、吉良義央^{よしひさ}を顕彰する毎歳忌が90年間にわたって毎年開催されています。領地^{じやうじ}に実相寺^{じくじ}、花岳寺^{かかくじ}、華蔵寺^{けぞうじ}といった菩提寺が建立され、最新の禅文化が伝えられるなど当地域の文化や信仰に大きな影響を与えました。吉良氏ゆかりの寺院で開催される「西野町のお釈迦さん」「矢田のおかげん」は、仏教法会^{ほうえ}に由来をもちながらも、広く地域の伝統行事として定着しており、吉良氏ゆかりの建造物と人々の活動が一体となった吉良荘の歴史的風致を形成しています。

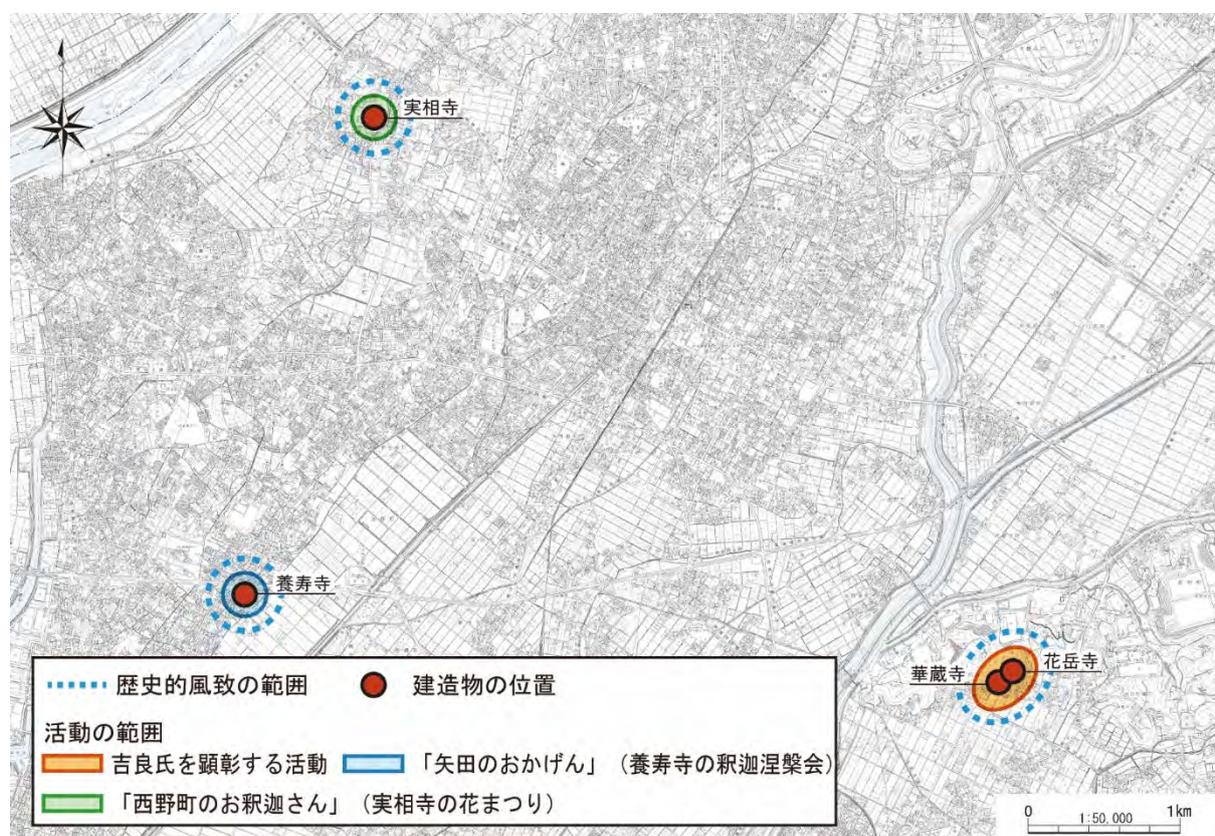


図 2-86 歴史的風致の範囲



3 抹茶の里にみる歴史的風致

(1) はじめに

西尾の茶の起源は、文永8年(1271)頃に上町実相寺の開山 聖一国師によって禅文化とともに伝えられたといわれています。西尾市域で最も古い茶栽培の記録は、初代京都所司代を務めた板倉勝重が慶長6年(1601)に領地の貝吹村に宛てた「仕置之覚」で、「茶園能立置可申事(茶園よく立て置き申すべき事)」の記載があります。領主の飲用のための茶園を設けさせたものと考えられます。

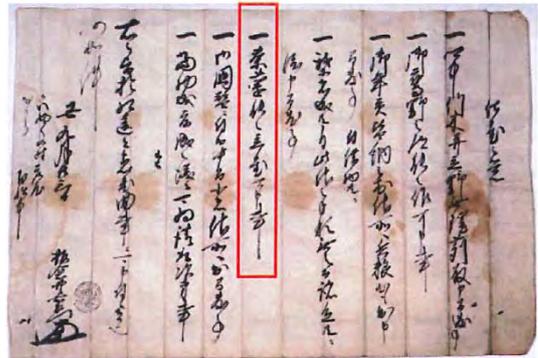


図2-87 『仕置之覚』の茶栽培の記録
(赤枠を追記)

江戸時代には、西尾藩独自の貢租として「定納茶代」がありました。この貢租を納めていた村は43か村で、茶代の合計は34石余りでした。この当時の茶樹栽培は独立した茶園ではなく、「〇〇屋敷ニ有リ」や「畑之内ニ有リ」と記されている『矢曾根村田畑名寄帳』のように、他の作物とともに畑の隅や屋敷地内で茶の木が栽培されていたようです。元禄5年(1692)の実相寺と正念寺の地境の茶の木をめぐる裁判の裁許状によると、「畑際の茶の木」と書かれており、実相寺でも茶は、他の作物とともに畑の隅に植えられていたことがわかります。江戸時代のこれらの茶園は、武士階級や僧侶、大店商人などの自家用の茶であったことが想像されます。

また、西尾城の絵図に外堀の中島に茶園が描かれたものがあり、西尾藩でも茶が栽培されていたようです。

安政6年(1859)の開港によって茶の輸出が開始されると、殖産目的で茶の栽培振興を図る動きが現れ、明治初期に上町の紅樹院住職足立順道が宇治から茶種を導入し、輸出向けの茶の生産に着手しました。西尾茶の中心的生産地である稲荷山茶園(上町稲荷山周辺)の明治17年(1884)頃の生産者と茶園反別は、わずか7人、1町歩余でしたが、明治39年(1906)頃には19名の茶園主がみられるようになり茶園が拡大したことがわかります。

明治初期に芽生えた産業としての茶の生産は、明治30年代の終わり頃から勃興期を迎えました。その推進役となったのが杉田鶴吉でした。杉田は、明治33年(1900)から茶製造に従事し、明治36年(1903)からは3年間にわたって毎年5月に京都宇治を訪れ、技術の習得に努めました。

杉田を中心に明治37年(1904)に幡豆郡製茶同志会、明治41年(1908)に愛知県製茶研究会が設立され、生産者が協力して茶の生産技術を習得し、産地として品質



向上を図る努力が続けられました。製茶伝習会では、高級茶の製造を目標に宇治から茶の技術者を呼び、新芽の生育時に茶園を遮光する覆下栽培おおいしたの講習が行われました。明治41年（1908）5月に設立された幡豆郡製茶共同製造所において、今日の西尾茶りゅうせいの隆盛てんちやの基礎となる碾茶（抹茶の原料茶）の製造が行われた記録があります。この段階で、西尾の製茶業は碾茶生産に舵を切ることになりました。碾茶は同じく覆下栽培による高級茶である玉露ぎょくろに比べて、収益率が高いことが碾茶生産を目指す理由になりました。大正15年（1926）には、西野町地区が国から有望な茶の産地全国7か所の一つに選ばれ、西尾の茶が全国的にも知られるようになりました。

様々な品種改良、製茶技術の向上など苦心を重ねて育まれた西尾茶は、深い緑、上品な香り、穏やかな旨味とコクが持ち味で、日本トップクラスの碾茶生産地になりました。碾茶は石臼で挽いて抹茶に加工されるばかりでなく、近年はアイスクリームや洋菓子など各種食品の原料として使用の幅が広がっており、海外へも輸出されています。

（2）歴史的風致を形成する建造物

①紅樹院こうじゅいん

紅樹院は、浄土宗鎮西派ちんぜいはの寺院です。明治初期に住職あだちじゅんどうの足立順道が境内西の畑に茶の木を植え本格的に茶の栽培を行ったのが、その後の西尾の茶業発展のもとになりました。現在は「茶祖の寺」として知られています。

本堂は入母屋造いりも やづくりさんがわらぶき 棧瓦葺こうはいつき、向拝付で、天明2年（1782）に建てられたと伝えられており、この年代は、愛知工業大学建築学科岡野研究室（調査当時）による学術的な文化財悉皆調査で、「虹梁こうりょう 絵様えようからみても妥当である」と評価されています（『西尾市悉皆調査報告二 社寺文化財（建造物I）報告書—浄土宗寺院—』西尾市教育委員会 平成9年（1997））。

参道入口には足立順道のしょうとくひ 頌徳碑があり、碑文から大正2年（1913）に建てられたことがわかります。順道は、近くに矢作川やはしがわが流れ、台地が広がる寺の付近一帯が宇治の風土に似ていることに着目し、寺の近くの土地を開墾して茶畑を広げました。茶の栽培に心血を注ぎましたが、明治20年（1887）に志半ばにして48歳で亡くなりました。ま



図 2-88 紅樹院本堂



図 2-89 足立順道 頌徳碑



た、境内には西尾茶の起源となった「西尾茶の原樹」が保存されています。
紅樹院の境内には本堂のほか、くり庫裏・しょうろう鐘楼・じぞうどう地藏堂があります。

②いなりやま稲荷山茶園

西尾茶は、やはぎがわ矢作川に面してなだらかな丘陵が広がる西尾市上町かみまちの通称稲荷山と呼ばれる茶園を中心に発展してきました。へきかいだいち碧海台地の水はけの良い砂混じりの赤土の土壌と、矢作川の流れに沿って適度な湿度があることが茶の栽培に適しており、西尾の製茶業の飛躍につながったと考えられます。

稲荷山の頂部には、かねいしじんじゃ「金石神社茶園碑」があり、碑文より大正4年（1915）8月に建てられたことがわかっています。昭和57年（1982）には石碑の一带が稲荷山茶園公園として整備されました。公園からの茶園が広がる眺望は、抹茶の里を象徴する風景として観光客にも人気です。



図2-90 稲荷山茶園 絵はがき
(昭和初期)



図2-91 稲荷山茶園(現在)



図2-92
金石神社茶園碑
(現在は稲荷山公園に位置する)

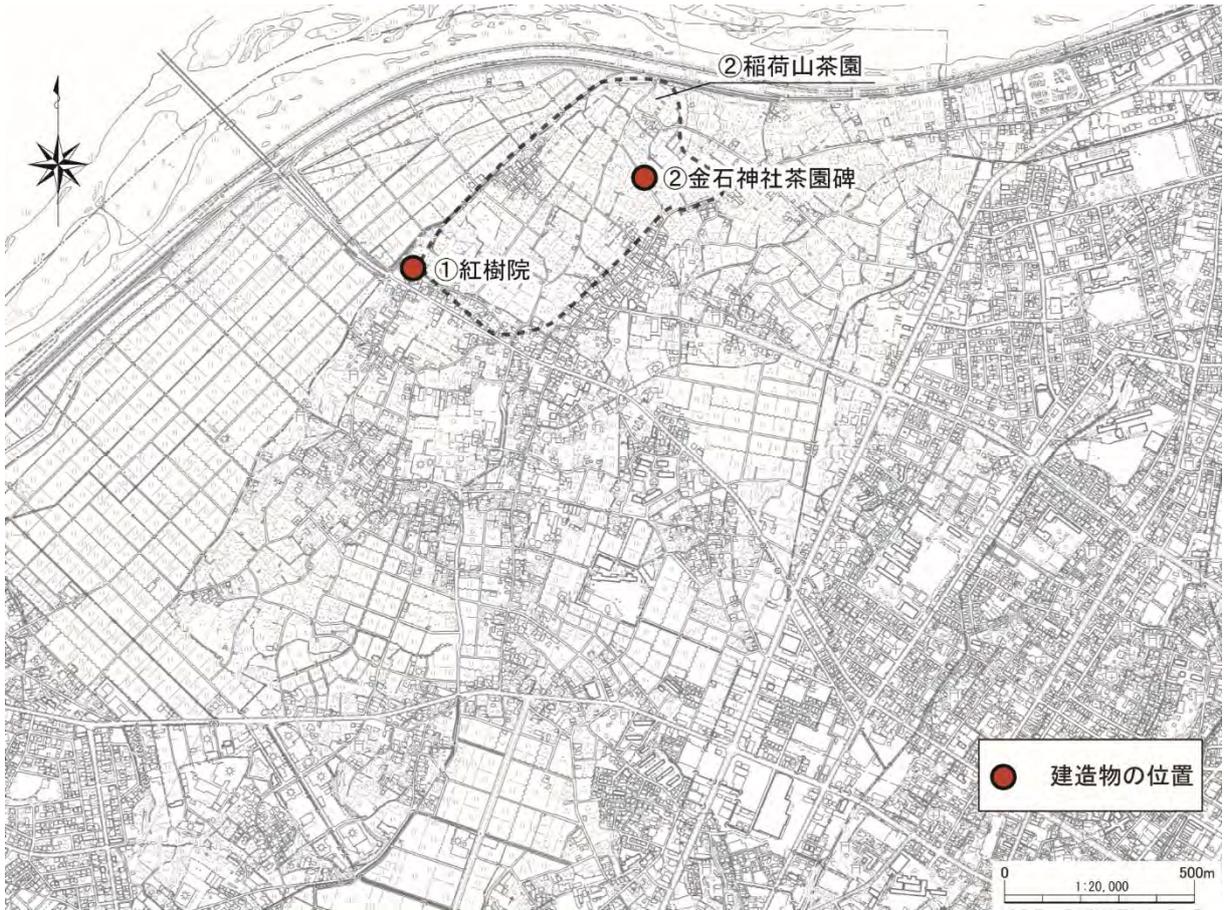


図 2-93 歴史的風致を形成する建造物の位置

(3) 歴史的風致を形成する活動

①茶祖の顕彰活動

大正 2 年 (1913) に足立 順道^{あだちじゅんどう}をたたえる 頌徳碑^{しょうとくひ}が建てられており、早い時期から茶祖の顕彰が行われたことがわかります。

昭和 27 年 (1952) には茶業組合が主催して、茶祖足立順道の功績をたたえる「茶祖奉告祭」が紅樹院ではじめて開催されました。その後も、毎年 12 月に茶業関係者が集まり、その年の茶の作柄や茶業界の業績などを報告する「茶祖奉告祭」が継続的に開催されています。当日は地元の鶴城^{つるしろ}中学校茶道部^{ちゅうがくさどうぶ}がたてた抹茶が献茶され、周囲に出席者が楽しむ抹茶の香りが漂います。



図 2-94 三河新報「紅樹院で茶祖法要」
(昭和 30 年 12 月 15 日付け)



図 2-95 紅樹院で開催される
茶祖奉告祭



② 覆下茶園による茶栽培

覆下栽培とは、新芽が出る時期に茶園に覆いをかけて日光を遮り、茶葉に含まれるうま味成分が苦味成分のカテキンに変化することを防ぐ栽培方法で、京都宇治ではじめられました。

覆下栽培は、杉田鶴吉によって明治41年（1908）に設置された模範茶園の記録に「春芽の摘菜期の20日前から日覆をして収穫する」とあり、明治時代末期に宇治から招いた技術者の指導により導入されました。昭和初期の「西尾銘茶絵はがき」には覆下栽培の様子が描かれています。

かつては、茶畑に支柱を立てその上に竹で棚を設けて葦簀をかけ、さらに葦簀の上に藁をかぶせて遮光を行っていましたが、現在は鉄製の柱に針金を張って遮光用の寒冷紗（黒いネット）をかける方法に変わりました。また、手摘みは、機械刈りに比べて枝や古葉の混入が避けられ品質が向上するため、現在でも新芽の時期は、手摘みによる収穫が続けられています。

各茶園では、茶葉の成長にあわせて広げられた日覆の下に充満する濃厚な香りが、風に乗ってあたりに漂い、また例年手摘みをする「お茶摘さん」たちの姿が一斉に茶園に現れる光景もあいまって、新茶の季節の訪れを感じさせます。

③ 学校茶摘み体験

西尾市内の全中学校（平成23年（2011）合併の旧3町地区を除く）の生徒は、5月に2日間の茶摘み体験を主に稲荷山周辺の茶畑で行います。当日はクラスごとに割り振られた茶畑に自転車で集合し、午前9時から午後4時頃まで茶摘み体験を行います。中学校の茶摘みの時期になると、茶園のまわりの道路には、学校茶摘みを知らせる看板が立てられ、自転車で担当の茶園に赴く中学生の姿が地域の風物詩となっています。

稲荷山茶園に近い西野町小学校では高学年の児童が茶摘みを行っています。学校茶摘



図2-96 覆下栽培の様子 西尾銘茶絵はがき（昭和初期）



図2-97 覆下茶園での茶栽培（現在）



図2-98 小学校茶摘み実習（昭和20～30年代）



み体験は、戦時中に小学校の児童が勤労奉仕活動として茶摘みを行ったのがはじまりとされています。西尾小学校では、昭和20年（1945）5～6月に「茶摘み奉仕」を行ったとの記載が学校日誌に記されています。

戦後、中学校で「茶摘み勤労奉仕」が行われるようになり、昭和20年代に町村合併によって広がった地区の中学校にも拡大されました。茶農家から、多くの人手が必要な茶摘み作業の担い手として、児童生徒が期待されたことから学校行事として定着していったと推測されます。^{つるしろちゅうがっこう}鶴城中学校で昭和31年（1956）5月28・29日に「職場実習」が行われ、「2日で3,140余貫^{よかん} 全校生徒の茶摘み作業」と『鶴城中学校新聞第11号』に記されています。現在も市内の中学生は、茶摘み体験を通して職業学習や地域の産業についての学びを深めています。



図 2-99 学校茶摘み体験の様子(現在)

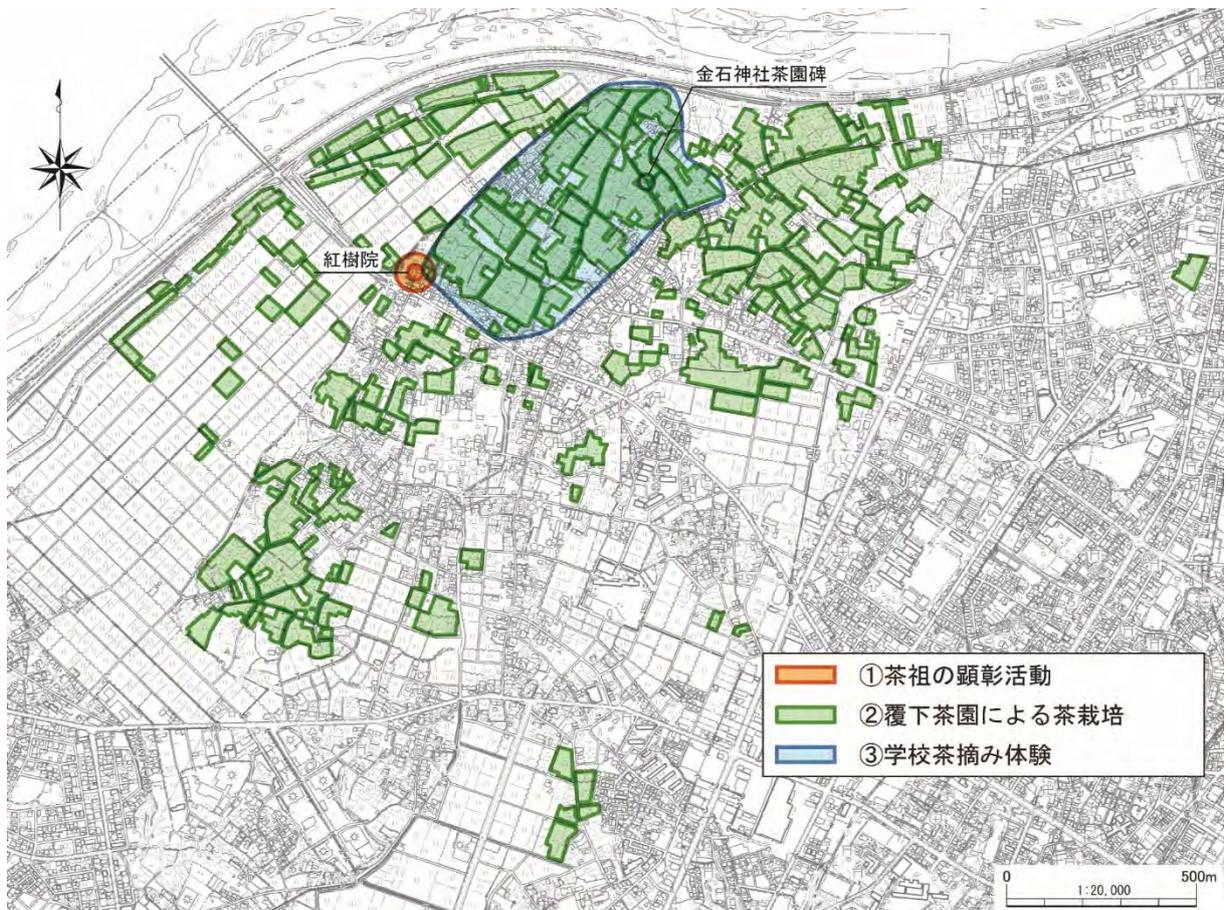


図 2-100 歴史的風致を形成する活動の範囲

(4) まとめ（抹茶の里にみる歴史的風致）

なだらかな丘陵に茶畑が広がる稲荷山茶園^{いなりやまぢやえん}は、西尾の製茶業の発祥の地で、明治時代末期から収穫前に日光を避けるために茶園に覆い^{おおいた}をかける覆下栽培による抹茶用の茶の生産が行われています。また、稲荷山茶園の一角に位置する紅樹院では、茶祖を顕彰する活動が地元の中学生も参加して続けられています。

茶の栽培は、70年以上の歴史のある「学校茶摘み体験」を通して茶農家以外の市民にも広く親しまれており、西尾市の特徴ある歴史的風致のひとつになっています。

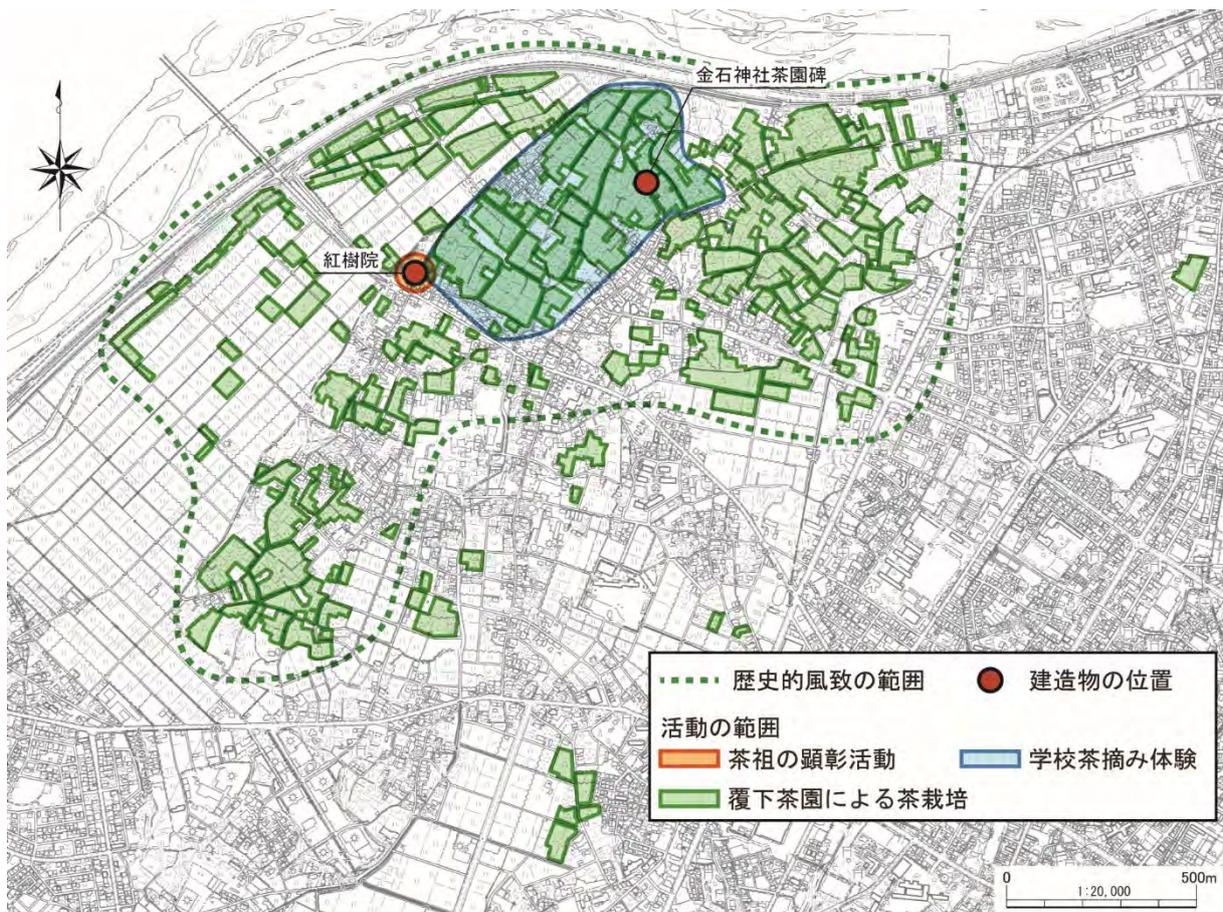


図 2-101 歴史的風致の範囲



4 海に関わる信仰と祭りにみる歴史的風致

(1) はじめに

三河湾に面した西尾市には、海に関連した遺跡が数多く所在しています。縄文時代の貝塚からは三河湾の海産物が多数出土しており、古墳時代の前方後円墳からは海を介した畿内政権との交流を示す遺物が出土しています。

また、西尾市域の旧郡名である幡豆「ハヅ」は舟が停泊する意味の「泊つ」に由来するとされ、「泊まり」(湊)の意味があります。

三河湾に突き出た岬の先端に位置する式内社の幡頭神社は、幡豆地区に置かれた古代の幡豆郡衙で郡司を務めた三河伴氏ゆかりの神社です。戦国時代には、徳川家康を海事面で支えた幡豆小笠原氏が、現存する本殿の造営に関わったことがわかっています。

沿岸地域では、現在も様々な海に関連する信仰や祭りが伝えられていますが、本節では、市内3か所の神社で行われる特徴的な祭りを取り上げます。



図2-102 幡頭神社

(2) 歴史的風致を形成する建造物

① 鳥羽神明社

鳥羽神明社は、幡豆地区鳥羽町の丘陵裾部に位置する「鳥羽の火祭り」で有名な神社で、千年以上の歴史があると伝えられています。境内南西側から飛鳥時代の瓦が多数出土しており(鳥羽神宮寺廃寺)、かつて神宮寺が所在したとの伝承があります。



図2-103 本殿(昭和3年建築)と東末社(昭和5年建築)



昭和3年(1928)3月に発生した火災で、本殿・末社・拝殿などが焼失しましたが、本殿はすぐに再建され、同年9月1日に上棟した際の棟札が残っています。昭和5年(1930)には、現存する東西の末社と拝殿(建替えのため現存せず)も再建されたことが棟札からわかります。境内には、天保13年(1842)に建てられた灯籠1対と、参道の正面には無銘ながら花崗岩製の古い鳥居が現存しています。



図2-104 本殿の棟札
(昭和3年)

② 諏訪神社

諏訪神社は、一色地区の中心である旧大字一色に所在する「大提灯祭り」で知られる神社です。永禄年間(1558～1570)に、当地を訪れた行者が信濃国の諏訪大社の分霊を請けて祠を建てたのがはじまりと伝えられています。

本殿は一間社流造、檜皮葺です。正面は間口を広くとり1間、奥行2間としますが、背面柱間は3間となります。正面に向拝を付け、外周に高欄付の浜縁が巡ります。拝殿は入母屋造、棧瓦葺で、桁行3間、梁間2間の建物です。本殿及び拝殿の棟札が残されており、2棟は天保11年(1840)に再建された建築であることが確認できます。立川和四郎・庄蔵ら立川流の彫物師による彫刻が掲げられており、建物の見どころになっています。

境内地の東側を都市計画道路が縦断することになったため、本殿・拝殿は南西に約40m曳家により移動されました。そのほかの主要建物も曳家や新築され、平成27年(2015)に県道拡幅に伴う境内の一連の整備が完了しました。



図2-105 曳家される本殿
平成26年(2014)



図2-106 諏訪神社拝殿



図2-107 拝殿棟札
天保11年(1840)



③佐久島八劔神社

佐久島八劔神社は、佐久島の東集落に鎮座する神社で、漁師など海に関わる生業に携わる島民の信仰を集めてきました。神社の伝えによれば、平安時代の万寿年間(1024~1028)に、天台宗薬師寺の鎮守として勧請されたのがはじまりとされます。

明治6年(1873)に、島内西集落に祀られていた神明社が八劔神社境内に遷座され、現在は1棟の覆殿内に2社の本殿が並んで納められています。両本殿は、昭和39年(1964)に愛知県指定有形文化財に指定されています。



図 2-108

佐久島八劔神社本殿覆殿
左:神明社本殿、右:八劔神社本殿

ア 八劔神社本殿

八劔神社本殿は、流造の一間社で、屋根は柿葺です。現存する棟札から寛文3年(1663)に建築されたことがわかっています。桁行4尺(約1.2m)、梁間3尺(約0.9m)の身舎の正面に庇を付け、切妻平入の屋根を葺き下ろした流造で、覆殿内東側に納められています(『愛知県史 別編 文化財1 建造物・史跡』愛知県 平成18年)。

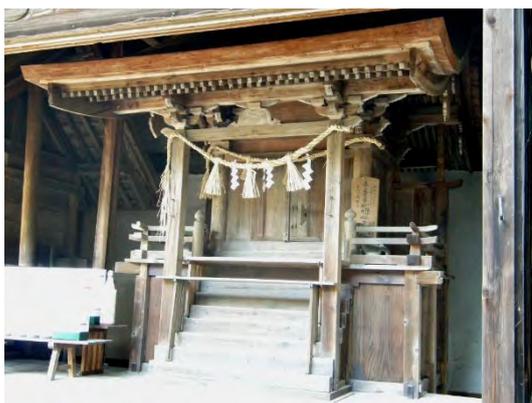


図 2-109 八劔神社本殿

イ 神明社本殿

神明社本殿は、神明造の一間社で、屋根は柿葺です。寛文3年(1663)の棟札が残存しており、八劔神社と同様にこれが建築年代と考えられます。本殿は桁行4.3尺(約1.3m)、梁間約4尺(約1.2m)の1間四方を身舎とし、内部を左右2部屋に分け、各部屋に板扉を設けています。本殿は、棟持柱や屋根に千木・勝男木をもつなど、小規模ながら神明造の特色をよく残しており、覆殿内西側に納められています(『愛知県史 別編 文化財1 建造物・史跡』愛知県 平成18年)。



図 2-110 神明社本殿



図2-111 歴史的風致を形成する建造物

(3) 歴史的風致を形成する人々の活動

① 鳥羽の火祭り

鳥羽の火祭りは、幡豆地区の沿岸部に位置する鳥羽神明社で行われる勇壮な火祭りです。もとは旧暦の1月7日の開催でしたが、現在は2月の第2日曜日に行われています。平成16年（2004）に重要無形民俗文化財に指定され、当日は見物用の栈敷席がつけられるなど、境内は多くの見物客で賑わいます。

祭りは、西の福地ふくちと東の乾地かんちに分かれた二組が、境内に立てられた「すずみ」と呼ばれる



図2-112 鳥羽の火祭り(昭和初期)

高さ6m、上部の直径5mほどの逆三角錐形をした大松明おおたいまつを燃やし、燃え盛る「すずみ」から神木しんぎとその根元に巻かれた十二縄じゅうになわを取り出し、神前にどちらが早く供えることができるかを競う神事です。火の粉が周囲の見物客の上にもふりかかり、「すずみ」のパチパチと燃える音と充満する煙の臭いが見物客を祭りの渦中に引き込みます。

「すずみ」本体の材料となるチガヤや、上部の広がった部分に用いられる飾りガ



ヤ用のススキは、鳥羽町内で確保されており、年が明けると刈り取りがはじめられます。「すずみ」は、祭り前日に各組の保存会員らによってつくられ、境内に立てられます。

祭りは、^{したおび}下帯姿で腹に^{さらし もめん}晒木綿を巻いた各組の「ネコ」と呼ばれる奉仕者各約50人と、厄男から選ばれた「^{しんおとこ}神男」各1名が、鳥羽海岸で^{みそ}禊ぎをします。当日は、午後3時頃から宮係のもつ高張り提灯を先頭に奉仕者たちが神明社を出発し、鳥羽町の中央を流れる宮西川沿いの通りを鳥羽海岸へ向かいます。海岸では2月の海に浸る奉仕者の掛け声が響きわたります。

禊ぎを終えると、奉仕者は古い^{のぼり}幟で作った衣装に着替え、午後7時30分頃から拝殿横にてお祓いを受けます。午後8時頃「すずみ」に点火されると奉仕者たちは水をかぶり、「すずみ」がよく燃えるように「すずみ」に登ってゆすります。神男らは、太鼓の合図に合わせてゆすり棒で「すずみ」をゆすります。これを3回行います。最後に、神木が見えてくる頃になると、奉仕者たちは燃え盛る「すずみ」の中から「神木」と「十二縄」を取り出すために、「すずみ」に飛び込みます。

この行事は、古くから福地が勝てば雨に恵まれる一方で、乾地が勝つと日照りになるとされ、その年は水に対して十分に用心しながら過ごすといわれています。また、燃え残った竹で箸を作り食事をすると歯の病を避けられると伝えられています。



図2-113 祭り前日に「すずみ」を立てる



図2-114 海での禊ぎ



図2-115 燃え盛る「すずみ」に取りつきゆする奉仕者（「ネコ」）たち

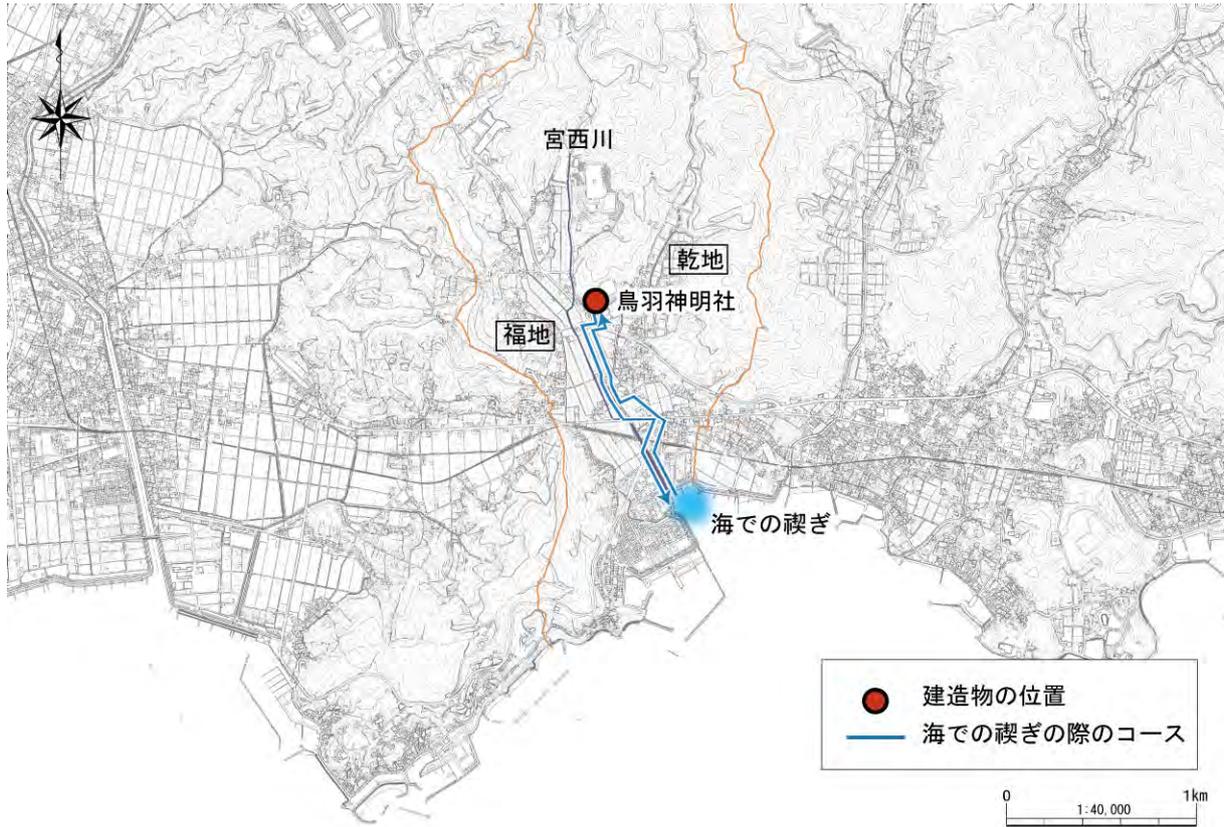


図 2-116 鳥羽の火祭りの活動の地図

② いっしきおおちようちん 一色大提灯祭り

一色大提灯祭りは、諏訪神社境内に、大柱を立て、高さ10mにもなる巨大な提灯を灯す祭りです。大提灯を灯すようになったのは、古くは海魔の退散を祈るために神前がかがり火を焚いたのがはじまりで、江戸時代に提灯による献灯けんとうに変わり、その後各組が張り合うように大型化したと伝えられています。かつては、8月26・27日に開催されていましたが、近年8月の最終土・日曜日に変更されました。提灯が灯される土曜日の夜は境内に露店が立ち並び、見物客で賑わいます。大提灯と大提灯を吊るための柱組一式はしらぐみいっしきが昭和44年(1969)に県指定有形民俗文化財に指定されています。

提灯は間浜・上・中・大宝・宮前・諏訪の6組が各2張の大提灯を掲げ、境内に計12

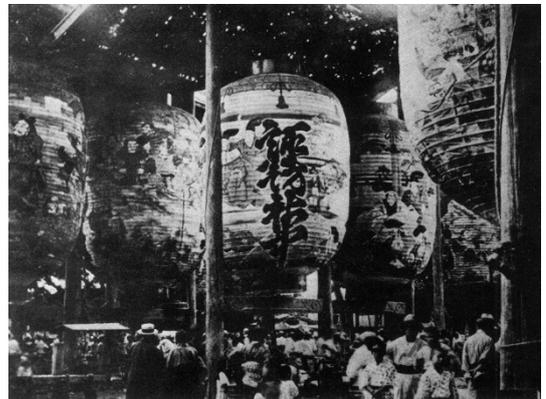


図 2-117 大提灯祭り (昭和初期)



図 2-118 諏訪神社境内に立て並んだ大提灯



張の巨大な提灯が立ち並ぶ情景はまさに壯観です。大提灯を吊るための柱組一式は、各組2張の提灯に対して大柱3本と、柱を立てるために地面に埋められた「地輪」と呼ばれる台、屋根形の「覆」から構成されます。祭りの前日までに各組ごとに大柱を立て、屋根形覆を組み立てて準備をしておきます。

祭り当日は、各組の氏子が大勢出て、「カグラサン」と呼ばれる万力まんりきを使って「覆」を吊り上げて柱に取りつけます。続いて、境内の倉庫から1張に40人ほどがついて提灯を運び出し、屋根形覆と同様の方法で提灯を吊り上げる「提灯あげ」を行います。提灯あげには、江戸時代の帆掛け船の帆柱の立て方や帆の引き上げ方法が応用されており、海との関連性がうかがえます。夕方7時頃から拝殿に奉納した蠟燭ろうそくを提灯の下まで運び、



図 2-119 「カグラサン」で屋根形覆を引き上げる



図 2-120 各家の軒先に掲げられた提灯

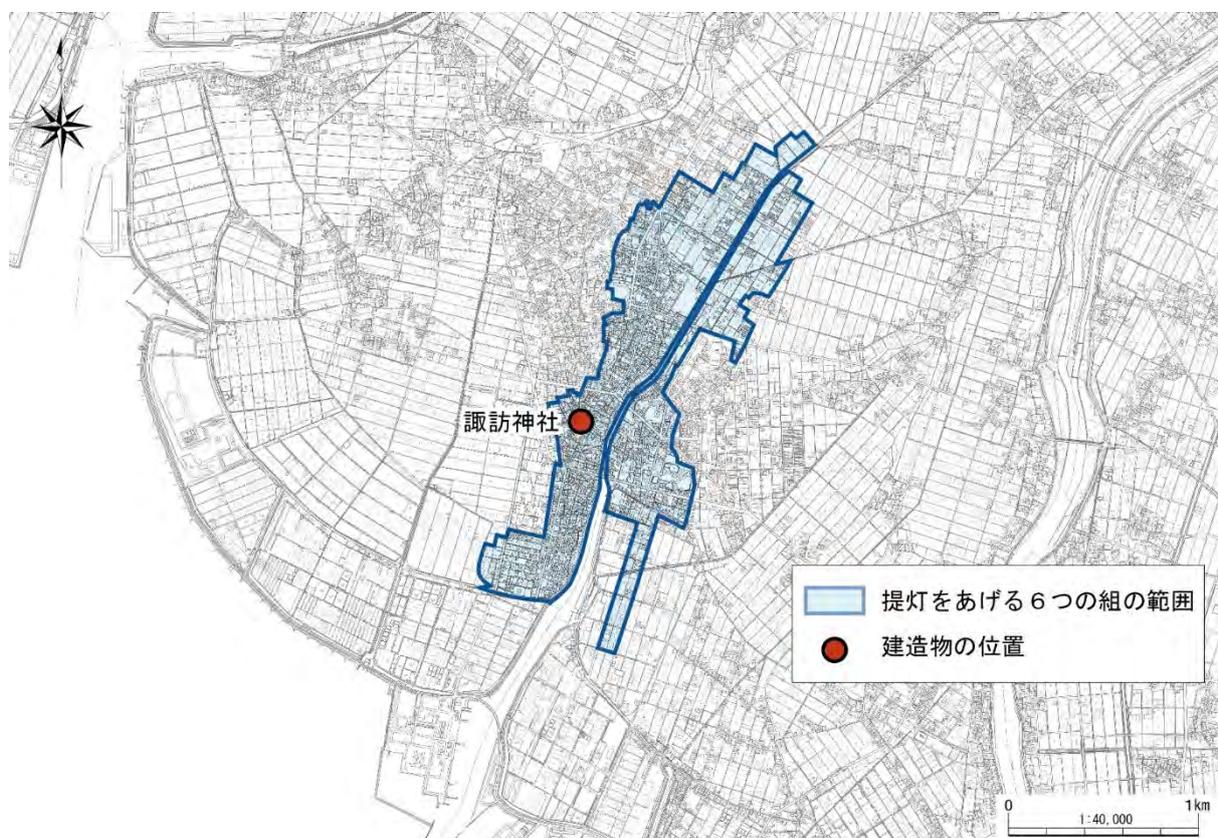


図 2-121 大提灯祭りの活動の地図



提灯の底に梯子^{はしご}をかけ、蠟燭が点灯されます。境内の大提灯に加えて、諏訪神社周辺の氏子宅の軒先にも提灯が灯され、一色の街は神社に向かう見物客で賑わいます。

③八日講祭り

八日講祭りは、佐久島の八劔神社にて開催される「鬼」と書かれた凧^{たこ}を弓矢で射抜き、悪邪を払う神事です。毎年正月8日に行われることから八日講祭りと呼ばれるようになったとされます。

神事は、はじめに八劔神社拝殿で祓^{はらい}、献饌^{けんせん}、祝詞奏上^{のりとそうじょう}などが行われ、二人の弓仕^{きゅうし}が神衣^{しんい}にて、神前に奉納します。次に、拝殿前に設けられた蕙^{むしろ}敷きの弓座に進み、青竹で作った弓の弦^{つる}に矢筈^{やはず}をかけ、東集落の弓仕が「天筆和合楽^{てんぴつわごうらく}」、西集落の弓仕が「地福開^{ちふくかい}円満^{えんまん}」と唱え、正面に吊るされた「鬼」と記された八角形の凧に向かつて矢を射ます。一瞬静まりかえった境内に弓の弦が鳴り、凧を射ぬく音が響きます。再度、東の弓仕、西の弓仕がそれぞれ呪文^{ほうじ}を唱えますが、二度目は矢を放たず、棒持の姿勢のままとします。また、凧を持ち帰ると災難よけになると言われることから、神事が終了すると、子供が競い合って凧に群がり、バリバリと凧を壊します。神事の終了後は餅投げと直会^{なおらい}が行われますが、かつては直会では独特の三角膳^{さんかくぜん}が用いられ、食材は豆腐とアサリと決められていました。

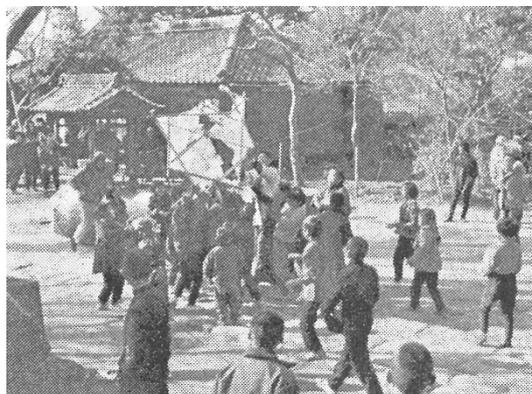


図2-122 八日講祭り（昭和44年）



図2-123 八日講祭り（現在）



図2-124 八角凧を奪い合う子供（現在）

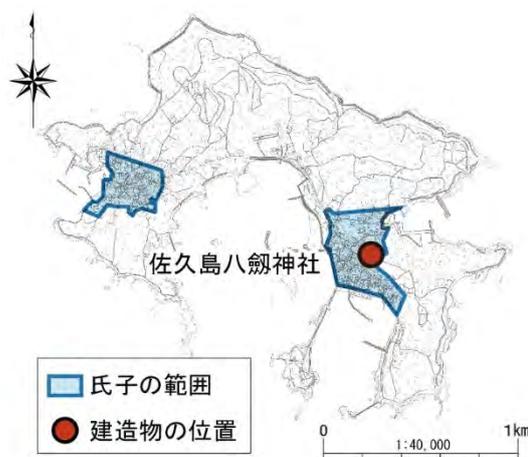


図2-125 八日講祭りの活動の地図



図 2-126 歴史的風致を形成する活動

(4) まとめ（海に関わる信仰と祭りにみる歴史的風致）

鳥羽の火祭りとぼ ひまつで燃え盛る「すずみ」の炎は、町内の各所から眺めることができ、「すずみ」の材料となるチガヤやススキは、地区内で確保されます。また、近くの海岸で禊ぎが行われます。

諏訪神社す わ じん じゃで行われる一色大提灯祭りいっしきおおちょうちんまつでは、大きなもので高さ 10m に及ぶ提灯 6 組 12 張が、各組の氏子らによって人力で吊り下げられます。大提灯は神社周辺からも眺めることができ、祭り当日には氏子宅の軒先に提灯が灯され、普段は静かな一色の町が諏訪神社に向かう見物客で賑やかになります。

佐久島八劍神社さくしまはっけんじんじゃで開催される八日講祭りよう か こうまつは、離島という閉鎖された地域性も手伝って陰陽道おんみょうどうの影響を残す特異な神事が現在まで受け継がれています。祭り当日は、八角凧を奪い合う子供や餅投げの参加者の歓声が島の集落内に響きわたります。

このように、三河湾に面した西尾市域では、海に関連をもつ特徴的な祭りが継承されており、沿岸地域ならではの祭りに関わる歴史的風致が形成されています。

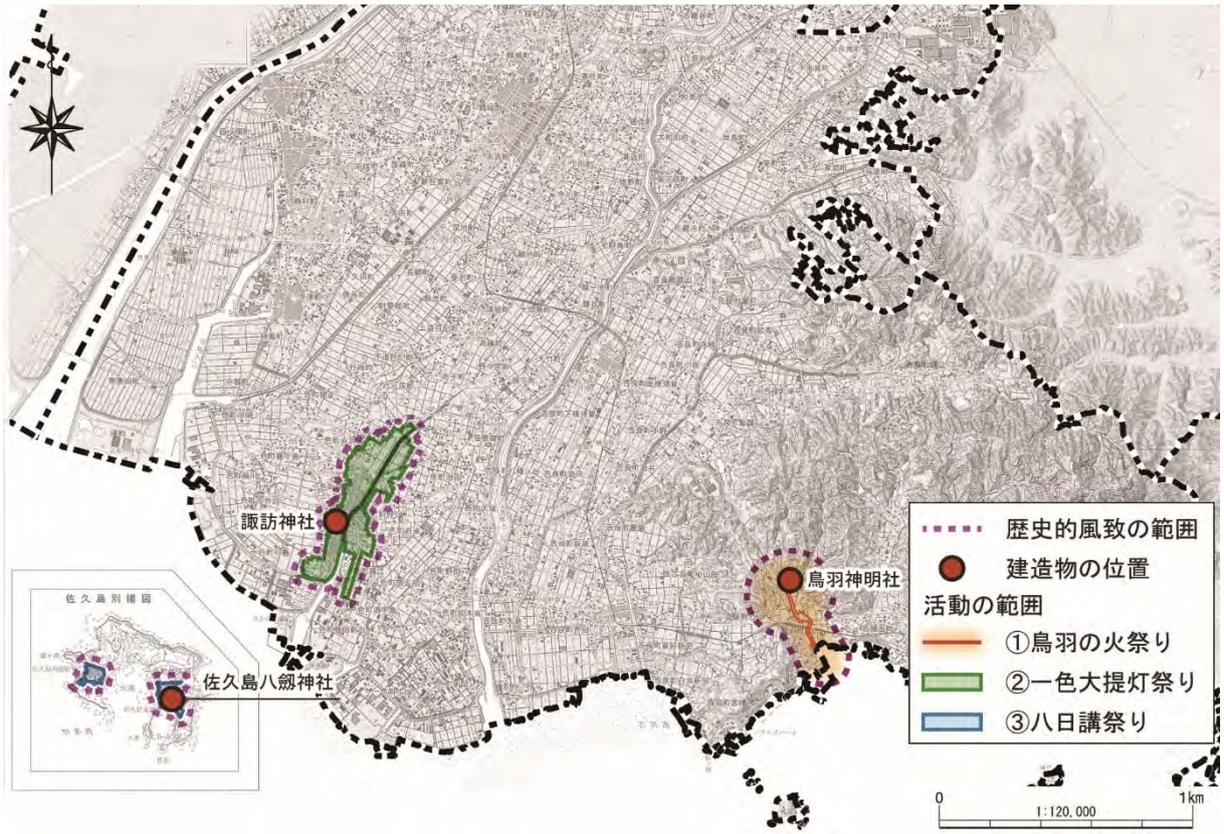


図 2-127 歴史的風致の範囲





第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

歴史的風致の維持・向上を推進するにあたって直面する課題は次のとおりです。

(1) 歴史的建造物の保存・活用の推進に関する課題

- ①市が所有または管理している歴史的建造物については、詳細な調査が不足しています。
- ②老朽化や耐震性に不安がある歴史的建造物の所有者・管理者が、保存、維持管理していくための技術的・財政的支援が不足しています。
- ③歴史的建造物などの継続的な把握調査が進んでいないため、地域住民をはじめとして、市内外の人にその価値を周知することができていません。また、周知不足から、市民の歴史的建造物の保存・活用に対する意識が高まっていません。
- ④歴史的建造物の所有者・管理者は、日常的な災害への予防対策とともに、火災や地震、風水害などの災害発生時には、効果的な初期対応が求められます。また、無住の寺が多く、建造物の防災や防犯に対する備えが脆弱です。

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する課題

- ①歴史的建造物の周囲に位置する歴史的なまちなみの価値が認識されておらず、屋外広告物の乱立や住宅の建て替えなどにより良好な景観が失われていく懸念があります。
- ②歴史的建造物の周辺環境が、必ずしも利用者の利便性・安全性に配慮されておらず、活用が進んでいません。
- ③歴史的建造物の情報を発信する案内看板の多くが、市町村合併前の旧市町村が設置したものであり、意匠に統一感がなく、老朽化も進んでいます。
- ④開発などの進展によるまちなみの変化によって地域の風情が失われるおそれや、建造物やまちなみとの関連性の深い伝統的な活動に変化が生じるおそれがあることから、一体的な歴史的風致の維持と向上が必要です。

(3) 歴史や伝統を反映した人々の活動の継承と活性化に関する課題

- ①人口減少や人々の価値観の変化に起因し、活動の縮小や、活動の担い手不足が進行しています。
- ②伝統行事・民俗芸能の公開・普及の機会の減少により、活動の継承が困難になり



つつあります。特に近年の新型コロナウイルス感染症対策として活動の披露・公開の休止が続き、継承の活動が中断されているケースもみられるため、活動の再開が急務となっています。

- ③伝統行事や民俗芸能に欠かせない用具類の維持管理や整備が継承者にとって大きな負担となっています。

(4) 歴史的風致を活かした観光振興・地域活性化に関する課題

- ①歴史的風致の核となる西尾城は、本市のシンボルとして重要ですが、その全体的な姿が視覚的に明確にわからないために、観光客を引き付ける力は十分に高いとはいえません。
- ②西尾城下町にみる歴史的風致の核となる西尾城（西尾市歴史公園）と岩瀬文庫との距離が離れているとともに、その間の立ち寄りスポットが少ないために、動線の連続性が弱く、散策ルート形成による魅力の相乗効果が生まれにくくなっています。
- ③市民や来訪者に、歴史的建造物や活動、その周辺市街地が一体となって形成されている歴史的風致についての情報が適切に提供できておらず、その価値が十分に認識されていません。
- ④良好な歴史的風致を有するエリアに誘導するための案内が不足しています。また、案内・解説の機能をもつサインに外国語表記がなく、外国人観光客への案内に的確さや適切さを欠いています。
- ⑤市民や来訪者が多様化するなかで、歴史文化に対する学習ニーズへの対応が不十分です。また、地域の振興・活性化に欠かせない多様な人々を受け入れる案内・誘導ができていません。



2 既存計画（上位・関連計画）

（1）全体的な位置づけ

本計画は、「西尾市総合計画」が示す市の将来像と方向性を踏まえ、関連する市の他分野の計画などとの整合性を図りつつ、今後の市内の歴史的風致の形成に関する指針及び具体的な施策を定めるものです。

本市における歴史的風致の維持向上にあたっては、文化財をはじめとする歴史文化の保存・活用に関する計画とともに、都市計画、地方創生、観光振興、景観形成などに関連する施策との連携が重要であることから、これら関連計画とも整合した計画とします。

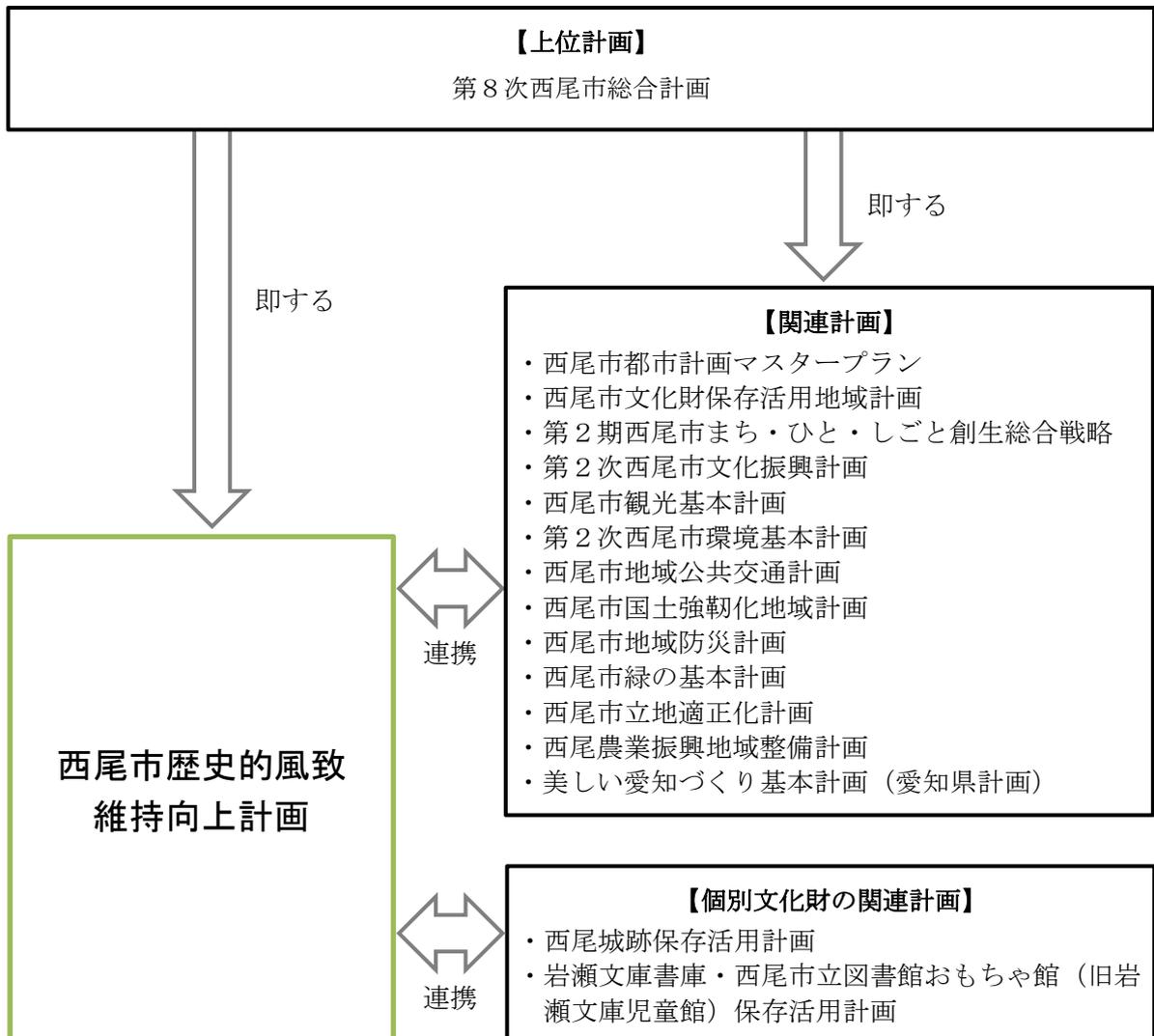


図3-1 上位・関連計画との関連



(2) 上位・関連計画等における位置づけ

①第8次西尾市総合計画

第8次西尾市総合計画（にしお未来創造ビジョン）は、市民との共創による計画的な行政運営、次世代を展望した新しい時代のまちづくりのための総合的な指針となる市政における最上位計画です。令和5～令和14年度（2023～2032年度）を計画期間とし、令和9年度（2027年度）までの5年間を前期基本計画の期間として定めています。

計画では、将来都市像を「もっとワクワクするまち にしお」と定め、将来都市像の実現に向け、次の6つの基本目標を定めています。

- ・新たな魅力に挑戦するまち（観光・歴史文化・スポーツ・産業分野）
- ・誰もがほっとする持続可能なまち（社会基盤分野）
- ・ともに楽しみ、ともに学び、ともに夢みるまち（子育て・教育分野）
- ・健康をつなげ 幸せがつながるまち（健康・福祉分野）
- ・いのちを守る 暮らしを守る 環境を守るまち（自然環境・生活分野）
- ・誰もがキラキラと輝き、誇り・愛着の持てるまち（市民・行政分野）

また、前期基本計画においては、重点的に取り組む戦略の1つとして「新たな魅力の創造」を掲げ、西尾城下町エリアにおいて、次のリーディング事業（各戦略を先頭で導く誘導的な事業）を位置づけています。

歴史とにぎわいを感じるまち		
西尾城下町エリア整備事業	歴史公園や岩瀬文庫を含め城下町の風情が残るまちなかのエリアが有機的につながり、西尾駅を起点に歴史を感じながら周遊できるよう、まちの整備を進めます。	観光文化振興課 都市計画課 文化財課 など
中心市街地のにぎわい創出事業	中心市街地において公共空間などを利用して、にぎわい創出の事業を推進します。	観光文化振興課 商工振興課 都市計画課 など
文化財を活用した魅力体験事業	文化財を活用し、背景にある物語を体験できる講座や、歴史探訪を楽しむツアーなどを実施します。	観光文化振興課 文化財課 など



②西尾市都市計画マスタープラン

西尾市都市計画マスタープランは、令和5～令和14年度（2023～2032年度）を計画期間とし、本市全体の都市づくりのあり方を定める「全体構想」と、地域ごとに都市づくりのあり方を定める「地域別構想」により構成されています。

全体構想では、将来都市像を「住みたいまち 訪れたいまち ワクワクするまちにしおー多様性を活かした安全で魅力あふれる都市づくりー」と定め、これを実現するために、次の9つの都市づくりの基本目標に基づき、分野別、地域別のまちづくり方針を定めています。

- ①一体感のある都市づくり
- ②活力のある都市づくり
- ③多様な産業を活かした都市づくり
- ④防災都市づくり
- ⑤自然環境と調和した都市づくり
- ⑥環境への負荷を低減した都市づくり
- ⑦歴史・文化を活かした都市づくり
- ⑧全ての人にやさしい都市づくり
- ⑨市民が誇れる都市づくり

このうち、目標⑦では、歴史文化を活かした都市づくりについて、次のように方針を定めています。

観光・交流・関係人口（歴史・文化）

⑦受け継がれてきた「歴史・文化を活かした都市づくり」を目指します

歴史公園として市民や観光客に親しまれている西尾城跡と六万石の城下町の面影を残すまち並みは、西尾駅周辺の中心市街地の重要な歴史資源であり、都市の魅力づくりに欠かせない要素になっています。そのほか、市内各地に残る文化遺産を生かした都市づくりを目指します。

また、吉良上野介きら こうずけのすけよしひさ義央や吉良仁吉にきちは全国的な知名度がありますが、他県では西尾市と吉良が結びつかないこともあるため、積極的なPRにより西尾市の知名度の向上を図ります。



③西尾市文化財保存活用地域計画

西尾市文化財保存活用地域計画は、令和4～令和14年度（2022～2032年度）を計画期間とし、地域に所在する文化財をはじめ、それを支える技術や祭りなどの人々の活動や、それらを取り巻く自然や景観などを含めて、総合的に保存活用することを目的としています。

計画には次の通り、将来像と基本方針（マスタープラン）を掲げ、具体的な措置（アクションプラン）の実施により、将来像の実現を図ることとしています。

西尾市文化財保存活用地域計画の将来像

歴史文化をみんなで守り、支え、活かし、そして伝えるまちにしお

- 方針1 文化財の状態を把握し、広く文化財の存在、価値を伝える
- 方針2 文化財を地域で支える市民意識の醸成と次世代の育成
- 方針3 防災・防犯の体制を強化し文化財を守る
- 方針4 関連する文化財を一体的に捉えて活用する

また、計画では歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉え、文化財の価値をより深く理解し、一体的に保存・活用していくために、3つの歴史文化の特徴と、8つの関連文化財群を設定しています。

特徴1 古代から有力者による治世を示す歴史文化

- 関連文化財群① 三河湾を巡る^{いにしえ}古の世界
- 関連文化財群② 吉良氏^{きら}800年の系譜をたどる
- 関連文化財群③ 総構の城下町西尾

特徴2 三河湾に面し水運の要として繁栄したことを示す歴史文化

- 関連文化財群④ 三河の豪商の営みを伝える建物を巡る
- 関連文化財群⑤ 個性的な祭礼
- 関連文化財群⑥ 和食を支えた塩づくりと醸造文化
- 関連文化財群⑦ 地域を支える食文化を彩る産業 茶そして海の幸

特徴3 多様な文学者・文化人の縁を示す歴史文化

- 関連文化財群⑧ 文学者・文化人に^{ゆかり}縁のあるまち 西尾



④第2期西尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2期西尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、令和3～令和7年度（2021～2025年度）を計画期間とし、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を目的に、新たな地方創生の政策の方向性と具体的な展開をまとめたものです。

戦略では、国の4つの基本目標の方向性「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」を踏まえ、次の基本目標を設定しています。

基本目標1 『まち』

地域の魅力を磨き、快適な暮らしができ、にぎわいのあるまちを形成する

基本目標2 『ひと』

次代を担う子どもの育成と、多様な人材の活躍を推進する

基本目標3 『しごと』

地域の特色を生かした稼ぐ地域の形成と安心して働ける場を維持・拡大する

さらに、展開する各種施策のうち、重要性が高い施策などについて、優先的かつ重点的に取り組んでいくため、4つの分野横断的な取組を設定しており、その1つとして、次の取組を設定しています。

『西尾の歴史、文化の再発見』 シビックプライド醸成プロジェクト

市民が自らの地域に誇りを持って、市外の人に自慢することができるよう、各時代を代表する資源の再整備を行い、それぞれの歴史や文化的価値が見える化、活用して全国レベルでの知名度向上を図るとともに、本市の魅力に惹かれて移住・定住する人の増加を目指します。



⑤第2次西尾市文化振興計画

第2次西尾市文化振興計画は、平成31～令和10年度（2019～2028年度）を計画期間とし、文化や芸術に親しむ環境や、地域の歴史を身近に親しむことができるまちの実現を目的としています。

計画は、「人と地域が文化芸術でつながるまち 西尾」の実現を基本理念に、次の5つの基本方針に基づき、各種施策を実施することとしています。

- 基本方針1 つくる（文化芸術に触れる機会づくり）
- 基本方針2 交流する（文化芸術からはじまる交流）
- 基本方針3 受信する・発信する（情報の受発信の充実）
- 基本方針4 継承する（地域文化・生活文化の継承）**
- 基本方針5 推進する（文化芸術活動の推進体制の構築）

また、基本方針4では、地域に伝わる文化財やそれに関わるさまざまな要素、生活文化、食文化など、人々の歴史の中で培われてきた文化資源を次世代に継承するため、次の取組みを進めることとしています。

- (1) 地域文化の継承
 - ①伝統文化を継承する
 - ②文化資源を継承する
- (2) 生活文化の継承
 - ①市の生活文化を継承する
- (3) 景観を活かした文化の継承
 - ①自然環境・天然記念物を継承する
 - ②歴史文化を継承する**

②歴史文化を継承する

本市の歴史文化が市民の誇りとなるよう、講座や講演会を開催するなど、文化財とそれに関わるさまざまな要素*が一体となった歴史的魅力を次世代へ継承していきます。

※文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承など、文化財の周辺環境のこと。



⑥西尾市観光基本計画

西尾市観光基本計画は、平成31～令和5年度（2019～2023年度）を計画期間とし、本市における観光の意義を認識した上で、本市が有する地域資源を最大限に活かし、観光施策を市民、事業者、観光協会、行政が一体となって計画的に推進していくことを目的としています。

計画は、「おもてなしの心で迎え入れる 多彩な魅力と活力がつながる観光のまち 西尾」を基本理念とし、次の通り基本方針と基本施策を掲げています。

基本方針1 多様な地域の特性を活かした観光資源の魅力を磨く

- 1 観光資源の保全と整備・改善
- 2 新たな観光資源の発掘・育成
- 3 地域ブランドの育成と特産品開発

基本方針2 各地域が一体となって観光客・来訪者を誘客する

- 4 観光交流圏の形成
- 5 魅力ある観光プログラムの創出
- 6 交通アクセスの充実
- 7 まつり・イベントの開催

基本方針3 観光の魅力を市民が共有し全国・海外に向けて発信する

- 8 観光情報の集約・共有
- 9 戦略的な観光プロモーション
- 10 観光案内機能の充実

基本方針4 市民・事業者・観光協会・行政が一体となって観光客をもてなす

- 11 西尾の観光を支える人づくり
- 12 担い手をつなぐ仕組みづくり
- 13 観光推進体制の充実



⑦第2次西尾市環境基本計画

第2次西尾市環境基本計画（中間見直し版）は、平成29～令和8年度（2017～2026年度）を計画期間とし、「西尾市環境基本条例」に定めた環境の保全及び創造に関する基本理念※の実現を目的としています。

※西尾市環境基本条例 第3条（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざして、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じ、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域における日常生活及び事業活動が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、市、事業者及び市民自らの課題とし、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

計画は、「海・川・山 豊かな自然と暮らしが つながり とけあう 潤いに満ちたまちを未来へ」をめざす環境像とし、環境像の実現に向け、次の5つの環境目標を設定しています。

環境目標1 豊かな自然のつながりを感じられるまち

- 1-1 豊かな自然環境の保全
- 1-2 身近な緑と水の創出
- 1-3 環境保全型農業の推進
- 1-4 緑と水のネットワークづくり

環境目標2 資源を有効に活用するまち

- 2-1 4R（リフューズ、リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- 2-2 適正なごみ処理体制の構築・充実
- 2-3 水資源の有効活用

環境目標3 社会の低炭素化に貢献するまち

- 3-1 環境にやさしいライフスタイルの実現
- 3-2 再生可能エネルギーの利用促進

環境目標4 地域に誇りと愛着を感じられるまち

- 4-1 環境に配慮した都市基盤の整備
- 4-2 潤いのある美しいまちづくりの推進
- 4-3 公害発生の防止

環境目標5 みんなで環境を良くするまち

- 5-1 環境教育・環境学習の推進
- 5-2 連携・協働による環境保全活動の推進
- 5-3 環境に関する情報の収集・発信、共有



⑧西尾市地域公共交通計画

西尾市地域公共交通計画は、令和4～9年度（2022～2027年度）を計画期間とし、鉄道・バス・タクシー・渡船が相互に連携してネットワークの充実を図り、観光振興などの様々な分野との連携による交流と活性化を推進するとともに、計画に位置付けた事業を着実に実行していくことにより、持続可能な地域公共交通を確保することを目的としています。

計画は、地域公共交通体系の将来像を「公共交通が市民の暮らしと交流を支えるまち」とし、次の通り基本方針と目標を掲げています。

《基本方針①》相互に連携し利用しやすい公共交通ネットワークの形成

鉄道、バス、タクシー及び渡船が各々の役割分担のもとで相互に連携するとともに、利用実態や住民ニーズに合わせた見直しなどにより利便性の高い公共交通ネットワークを形成します。

目標①－1 鉄道の維持・活性化

目標①－2 ニーズに対応した公共交通ネットワークの充実

目標①－3 次世代に向けた取り組みの推進

《基本方針②》交流と活性化を推進

IoT技術の活用などにより利便性を高め、市民だけでなく、本市に来訪する観光客などにも公共交通を利用しやすい環境を整備します。

目標②－1 公共交通を使いやすい仕組みの整備

目標②－2 観光利用の促進、まちづくりとの連携強化

《基本方針③》持続可能な公共交通の確保

公共交通の魅力を発信することにより、公共交通を利用したくなる環境をつくとともに、地域で支える仕組みを継続することにより、持続可能な公共交通の確保を目指します。

目標③－1 公共交通の魅力発信と情報提供

目標③－2 地域で支える仕組みの継続



⑨西尾市国土強^{きょうじん}靱化地域計画

西尾市国土強靱化地域計画は、令和2～7年度（2020～2025年度）を計画期間とし、目指すべき将来の地域の姿を「災害に強く、夢や希望の持てるワクワクする西尾市」とし、次の4つの基本目標を位置づけています。

- ①市民の生活を最大限守る
- ②地域及び社会の重要な機能を維持する。
- ③市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- ④迅速な復旧復興を可能とする。

また、計画では次の8つの「事前に備えるべき目標」と40の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定し、国土強靱化に向けた取組みを進めています。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動などが迅速に行われるとともに、被災者などの健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワークなどの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(リスクシナリオと施策)

8-5貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊などによる有形・無形の文化の衰退・損失

- ①文化財の耐震化などの推進
- ②地域コミュニティ力の強化に向けた行政などの支援



⑩西尾市地域防災計画

西尾市地域防災計画（令和3年度（2021）修正）は、地震・津波災害対策編と風水害など災害対策編により構成され、大規模な災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を守ることを最大の目的としています。本計画では、次の通り文化財の防災対策が位置づけられています。

第4 文化財の保護

1 県及び市における措置

防災思想の普及、管理者に対する指導・助言、連絡・協力体制の確立、適切な修理の実施、防火・消防施設等の設置、文化財及び周辺環境整備

2 平常時からの対策

「文化財レスキュー台帳」の作成・配備、「文化財の防災の手引き」の発行、防災・防火設備の設置促進、文化財保護指導委員の委嘱

3 重要文化財の耐震対策

耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施、対処方針の作成・提出、耐震対策推進の周知徹底、補助事業における耐震予備診断の必須、耐震予備診断実施の徹底、県の指導・助言

4 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

5 災害時の対応

被害状況の把握と報告、事後措置の指示・伝達

6 応急協力体制

市は緊急避難用保管場所（収蔵庫、資料館など）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、県に文化財の専門知識を有する者の派遣を要請して、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図る。



⑪西尾市緑の基本計画

西尾市緑の基本計画は、令和5～14年度（2023～2032年度）を計画期間とし、都市緑地法（都市緑地法第4条）に基づき策定される西尾市の緑のまちづくりの指針となる計画です。計画では、緑地の保全及び緑化の目標やその推進のための施策やのほか都市公園などの施設の配置や整備・管理などの方針を定め、市民・事業者・行政の協働により緑豊かなまちづくりを推進していくこととしています。

【基本理念】

海・川・山・歴史を未来へ みんなで育む 緑が息吹くまち

【施策展開の目標】

守る

本市の緑の基盤である豊かな自然環境や由緒ある歴史の緑を守るとともに、新たに創出される緑についても共創で維持管理にあたり、緑の環境を守ります。

つくる

市民が緑の環境を享受し、生き物にとってすみやすい環境を整えるため、必要な緑を充足させます。地域の状況に合わせたやり方で緑を創出し、生き生きした緑を育てます。

活かす

守られ、育てられた緑を生かして、市民の生活を豊かにします。豊かな自然や地域コミュニティの中心となる公園緑地、オープンスペースを生み出す緑などを積極的に活用し、多機能な緑の環境を形成します。

伝える

持続的な緑のまちづくりに向けて市民参画の和を拓げます。緑の魅力や緑のまちづくりの意義、その実現に向けた手法などを伝達し、緑の担い手を増やします。

さらに計画では、6つの重点地区を設定し、積極的に取組みを推進することとしています。このうち、西尾駅周辺は、西尾歴史公園や旧城下町の名残があるため、重点区域に設定されており、本市のシンボルとして歴史文化が感じられる景観の創出が必要とされています。



⑫西尾市立地適正化計画

西尾市立地適正化計画は、令和5～24年度（2023～2042年度）を計画期間とし、人口減少が見込まれるなか、安全・快適、コンパクトで持続可能なまちを形成していくため、将来人口や都市機能の立地状況を分析し、医療、福祉、商業、公共交通等の都市機能に係わる適正な誘導方針や誘導区域等を明らかにすることを目的としています。

計画では、まちづくりの基本方針を「だれもが便利に安心して暮らし続けられるまち 西尾」と定め、①賑わいのある拠点の形成と地域特性に応じた都市機能の強化、②安全で住み心地の良い定住環境の向上と居住の誘導、③拠点と連携のとれた公共交通機能の充実、を進めることとしています。

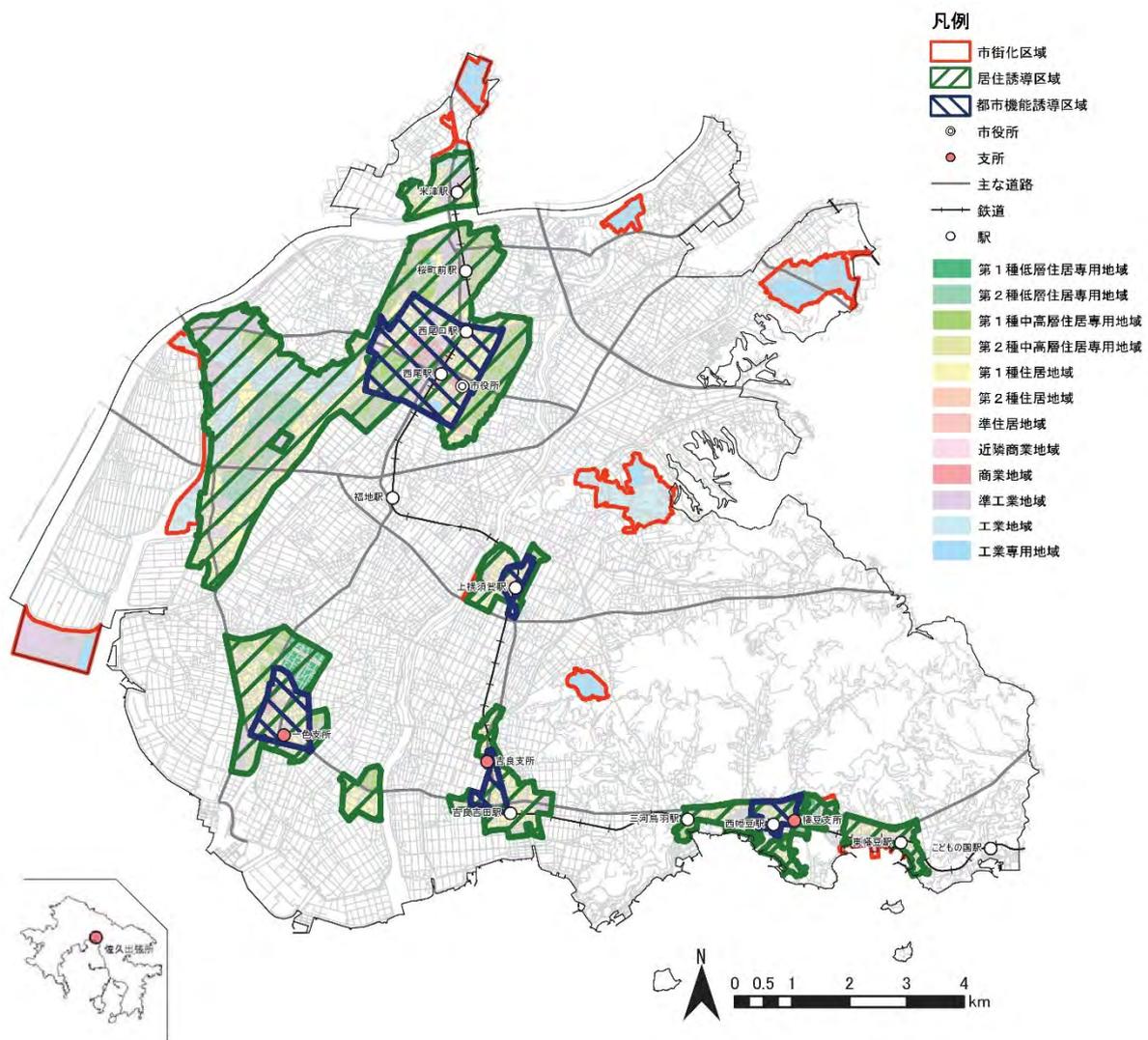


図3-2 立地適正化計画における都市機能誘導区域および居住誘導区域の位置



⑬西尾農業振興地域整備計画

西尾農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたもので、計画は確保すべき農用地を定めた「農用地利用計画」と農業振興の方向性を定めた「マスタープラン」により構成されます。

農業振興地域内の農用地区域は、原則農地以外への転用は厳しく制限されています。

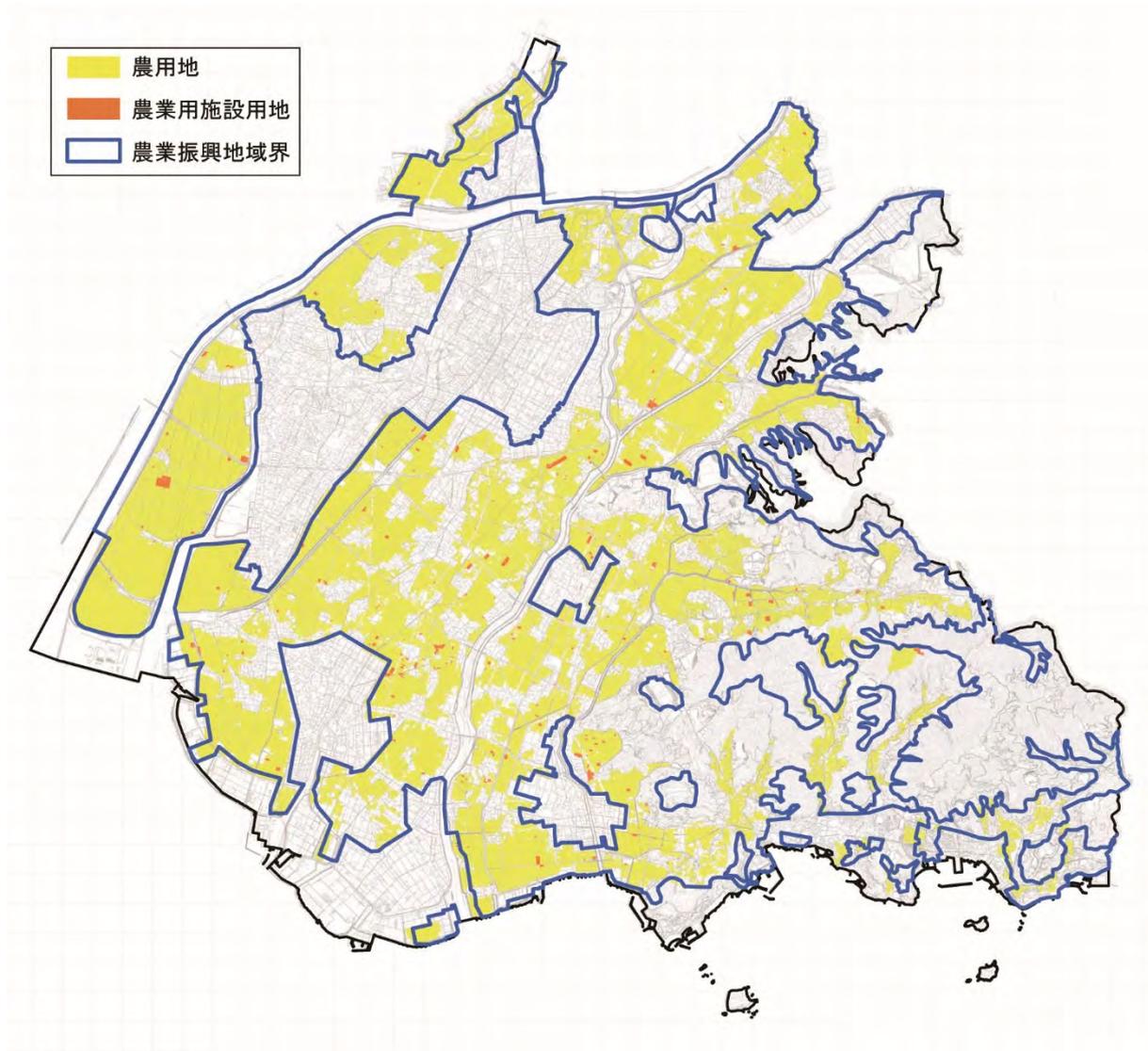
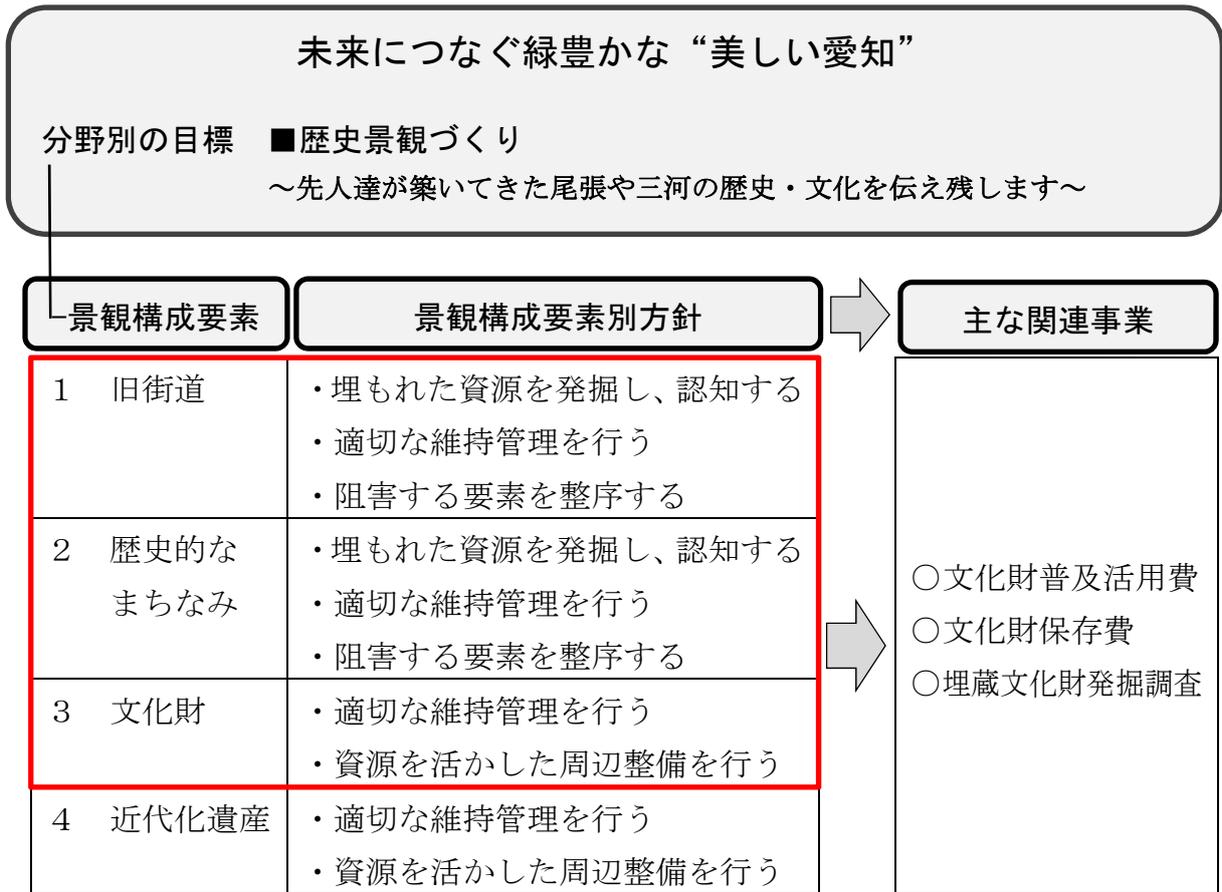


図 3-3 土地利用計画図



⑭美しい愛知づくり基本計画

美しい愛知づくり基本計画は、美しい愛知づくり条例（平成18年愛知県条例第6号）の基本理念に基づき、景観施策の基本となる事項を定めるものです。行為の規制等を定めるものではないものの、美しい愛知づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけられています。また、景観関連事業の実施に関する施策の体系において、次のとおり歴史景観づくりについて方向性が示されています。





⑮西尾城跡保存活用計画

西尾城跡保存活用計画は、令和4～14年度（2022～2032年度）を計画期間とし、「～歴史を紡ぐ～ 城下町の歴史と祭りを次世代につなぐ西尾城跡」を将来像に掲げ、次の4つの基本方針に基づく方向性を設定し、西尾市指定史跡 西尾城跡の保存・活用を図ることとしています。

「保存管理」

- (1) 城郭遺構の計画的な調査と研究
- (2) 城郭遺構の確実な保存と追加指定
- (3) 現在の土地利用と調和する保存管理の推進

「活用」

- (1) 調査研究の推進と情報発信
- (2) 学校教育・生涯学習への活用
- (3) 観光・まちづくりと一体となった活用

「整備」

- (1) 御劔八幡宮、石垣や土塁遺構の保存のための整備
- (2) 西尾城が整備された江戸時代前期の景観の再現
- (3) 西尾市歴史公園の魅力の向上

「運営・体制」

- (1) 調査研究と西尾城跡総合整備検討委員会の継続
- (2) 庁内の体制整備
- (3) 多様な主体による保存・活用の推進。

- (3) 観光・まちづくりと一体となった活用
 - ・西尾城と密接な関わりを持つ「祇園祭」をより積極的にアピールするための展示・公開方法の検討
 - ・社寺などの周辺の歴史文化資源や西尾市資料館、西尾市岩瀬文庫での展示などとの連携強化による魅力向上
 - ・まち全体で来訪者をもてなす仕組みづくり

⑩岩瀬文庫書庫・西尾市立図書館おもちゃ館（旧岩瀬文庫児童館）保存活用計画

岩瀬文庫書庫・西尾市立図書館おもちゃ館（旧岩瀬文庫児童館）保存活用計画は、令和4～14年度（2022～2032年度）を計画期間とし、旧書庫及びおもちゃ館の2棟を文化財建造物として健全な状態で後世に伝えるとともに、周辺環境を整え、災害に備えつつ有効に活用することを目的としています。また、計画では次の3つの基本方針を掲げ、これらの保存・活用を図ることとしています。

- ①大正期の図書館建築である貴重な文化財建造物として保護を図り、将来にわたりその価値を維持するとともに、近代を中心とする西尾の歴史文化や郷土の偉人の業績に伝える機能を有する施設とする。
- ②鶴城公園内において、博物館である岩瀬文庫、西尾市の中核的な図書館である西尾市立図書館本館などとともに、来訪者の観光・レクリエーションを推進する拠点施設として、既存施設との連携を図り、活用を推進する。
- ③多様な世代の市民が集い、市及び地域の文化活動などの行える居場所として活用を図る中で、施設周辺を含めた地域活性化を推進する。

また、旧書庫及びおもちゃ館及びその周辺の建造物について、「保存建造物」、「保全建造物」、「その他」に区分し、その保存管理の方針を定めている。

※「保存建造物」とは、重要文化財（建造物）に準じて保存を行う国登録有形文化財建造物や市指定文化財建造物などをいう。「保全建造物」は、上記以外で歴史的景観や環境を構成する要素として保存を図るものをいう。



図3-4 計画区域と対象建造物



(3) SDGsへの対応

2015年の国連サミットで、2030年に向け、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成された国際的な持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、以下、SDGs）が採択されました。わが国でも、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標推進本部を設置してSDGsに係る施策に取り組んでいます。

本市においても、第8次西尾市総合計画においてSDGsの推進をうたっており、その下位計画に位置付けられる本計画においても、SDGsの理念に沿った施策・事業に取り組んでいます。

本計画は、SDGsの17ゴールのなかでも特に、「4質の高い教育をみんなに」「11住み続けられるまちづくりを」「17パートナーシップで目標を達成しよう」に関連が深いことから、これらの視点を持った施策・事業を位置づけ、地域の歴史と文化を将来に継承し、魅力的なまちづくりを進めていきます。



※口囲みは本計画と関連の深いゴール
資料：国連広報センターHP

図3-5 SDGsの17ゴール



3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

歴史的風致の維持及び向上に関する方針は、本章の「3-1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題」との整合を考慮した上で、次のように整理します。

(1) 歴史的建造物の保存・活用の推進に関する方針

- ①市が所有または管理している歴史的建造物について、その詳細を調査した上で計画的に保存修理を行い、次世代に確実に引き継いでいけるよう順次整備を進めていきます。また、必要に応じて文化財指定の可能性を検討するなど、適切な保存の手法を検討します。
- ②所有者や管理者と連携して歴史的建造物の損傷の早期発見に努め、文化財としての価値や歴史の真正性を損なわず、老朽化や耐震性に対する不安を解消できるよう、適切な時期に適切な対応を行います。また、建造物所有者の負担を軽減するため、各種の補助制度を活用し、技術的・財政的支援を行います。
- ③歴史的建造物の継続的な把握調査により情報の収集・集約化に努めるとともに、歴史的建造物をもつ価値やその魅力を周知し、保護意識の高揚に努めます。
- ④歴史的建造物を災害や犯罪から守るため、防災・防犯設備の充実や防災訓練などの対策を進めます。また、無住の寺など管理体制に課題を抱えるものについては、関係者が一丸となって取り組む仕組みづくりの検討を進めます。

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する方針

- ①歴史的建造物の周辺環境の整備（西尾城大手門跡や土塁・土塀の復元整備等）を進め、歴史的建造物周辺の歴史的なまちなみの保全・創出に努めます。
- ②歴史的建造物の周辺環境が、来訪者が安心して心地よく過ごすことができる環境となるため、都市計画事業との連携を図りつつ、歩道や公園広場の整備を進めるとともに、パブリックスペースを活用したにぎわいづくりを進めるなど、来訪者も含めた安全性、利便性及び快適性の向上を図ります。
- ③老朽化、あるいは情報の古い案内看板の更新や、歴史的なまちなみに馴染むデザインへの統一を図ります。
- ④建造物と活動が一体となった歴史的風致の形成と周知により興味と理解を促し、伝統的な祭りの継承・発展を図るとともに、歴史的資源を生かした新たな活動を促進し、歴史的風致の魅力の向上を図ります。



(3) 歴史や伝統を反映した人々の活動の継承と活性化に関する方針

- ①人口減少や人々の価値観の変化に対応した多様な主体の参画のもと、若年層が活動に触れる機会の創出や、活動に関する情報発信を行い、地域への愛着や誇りを育み、伝統行事や民俗芸能の担い手の育成を図ります。
- ②公開・普及啓発イベントの開催など、活動を披露する機会を提供することで、市民の保存意識を醸成し、伝統行事・民俗芸能の保存会の継承活動の活性化を図ります。
- ③歴史的風致の形成に資する活動場所の確保や、継承のために必要な用具の保管などに対し、各種助成制度の活用や充実により、必要な支援を行っていきます。

(4) 歴史的風致を活かした観光振興・地域活性化に関する方針

- ①西尾市のシンボルともいえる西尾城の復元・整備を進めることで観光客などが西尾城の姿を視覚的に感じることができるようになるとともに、魅力の向上を図ります。
- ②西尾城と岩瀬文庫を結ぶ動線の魅力を高めるために、道路景観の整備や散策ルートの案内の充実、移動手段の確保などを進めます。また、歴史的建造物の案内機能の充実や魅力的な店舗の立地の促進により、立ち寄りスポットを増やし回遊性を高めます。
- ③歴史的風致を形成する建造物や活動について、ストーリー性のある情報の発信やマップの作成、市WEBサイトの充実などを図ることで、市民や来訪者が文化財や歴史的風致に親しむ機会を提供します。また、歴史的価値を伝えるためのイベントを開催するなど、文化財など歴史的風致の認識を積極的に高めていく取組みを進めます。
- ④駅やインターチェンジ周辺といった市の玄関口周辺において、案内看板等の案内機能の充実を図ります。また、案内看板等については、外国人観光客にも対応した多言語化を進めることで、来訪者の受け入れ環境を整えます。
- ⑤岩瀬文庫、西尾市資料館、塩田体験館、一色学びの館などの展示機能などを有する公共施設の学習機能向上とともに、各施設の連携強化により総合的な情報発信の質の向上を推進し、幅広い世代や国籍の来訪者への案内・誘導の充実を図ります。



4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、計画策定を担っていた「西尾市歴史的風致維持向上計画策定庁内検討会」を「西尾市歴史的風致維持向上計画推進庁内会議」と改編し、行政内部における計画の進行管理及び連絡調整を行うこととします。なお、そのとりまとめは、事務局の観光文化振興課が行うものとします。重点区域の変更や追加、また本市の歴史的風致の維持向上に資する事業の追加など計画変更に関わる検討事項がある場合は、「西尾市歴史的風致維持向上協議会」のほか、関係する附属機関に意見を求めるものとします。

また、本計画に記した事業の実施にあたっては、市の事業担当部署が各種団体や関係者などとの調整や連携を行いながら、必要に応じて国、県などの関係機関との協議などを行い進めていくものとします。

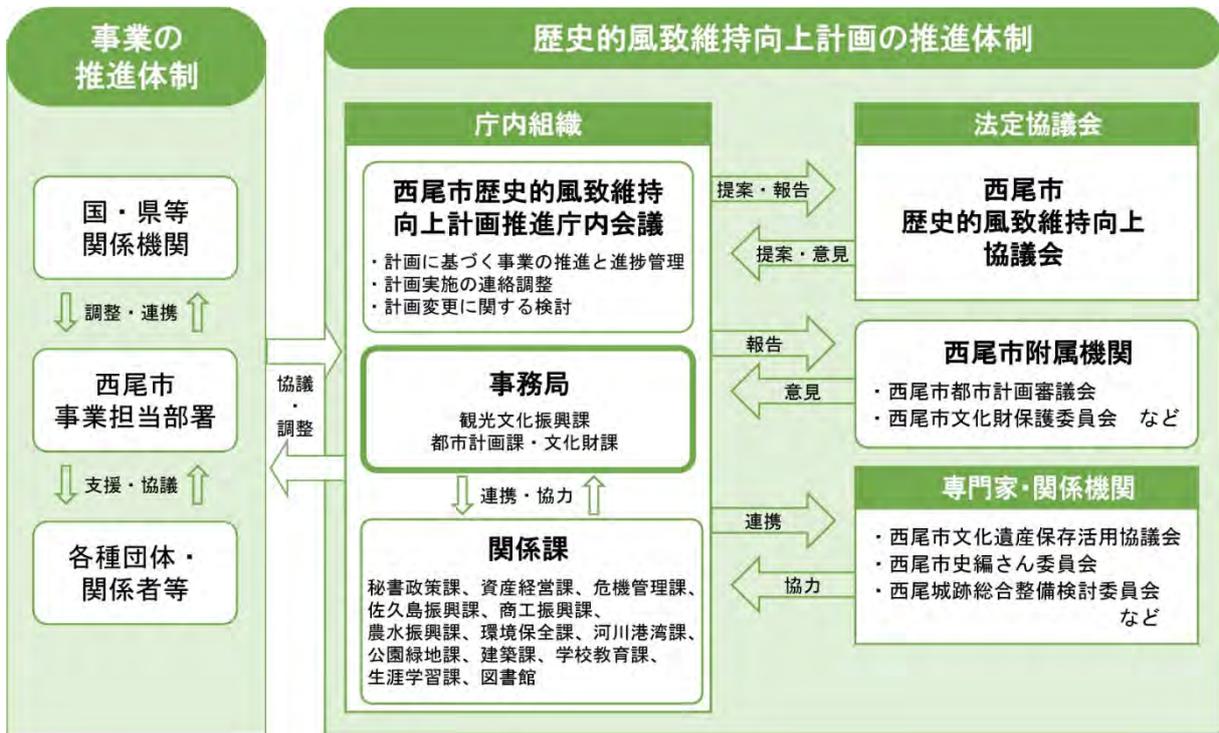


図3-6 計画の推進体制





第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域設定の考え方

本市には、第2章にて整理したとおり、多様な歴史的風致が形成されています。これらの歴史的風致が存在する地域について、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域を、重点区域に設定します。

なお、重点区域は、文化財保護法の規定による重要文化財などや重要伝統的建造物群保存地区内の土地及びその周辺の区域である必要があります。(法第2条第2項)

重点区域の設定にあたっては、歴史的風致を形成していることを前提にするとともに、前述の方針に基づく様々な施策を展開することで、市全域への波及効果や美しい愛知づくり基本計画などの関連施策との連携による相乗効果など、重層的な効果が期待できる区域を重点区域として設定する必要があります。このことから、本計画における重点区域設定の考え方を以下のように定めます。

- ①本市の代表的な歴史的風致に該当する区域
- ②重点区域の要件を満たす建造物が立地している区域
- ③歴史的風致の形成に重点的に取り組んでいく必要がある区域

2 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

本市では、豊かな自然環境や恵まれた交通条件から、長い歴史の中で地域特有の歴史的風致が育まれてきました。

西尾城下町をもとに発展した市街地では、城下町時代の町割りや道路がよく残り、社寺等の歴史的建造物も多く残されています。また、夏の風物詩として親しまれている西尾祇園祭や「西尾八景 八面山の春興しゅんきょう」の絵にも見られる参詣や行楽といった人々の活動によって、市街地と久麻久神社を含む八ツ面山は深く結びついており、一体となった歴史的風致を形成しています。

旧吉良町を中心とした地域においては吉良氏と関わりの深い歴史的建造物が残されるほか、吉良義央よしひさを顕彰する毎歳忌ついでに代表されるように、領民にとって誇るべき領主として追慕の想いが現在まで活動として受け継がれ、吉良氏ゆかりの建造物



と人々の活動が一体となった歴史的風致を形成しています。

本市を代表する特産品である抹茶は、稲荷山茶園を拠点に長い歴史の中で改良が重ねられ、^{おいした}覆下栽培による抹茶用の茶の生産風景は地域の風物詩であるとともに、「茶祖の顕彰活動」や「学校茶摘み体験」を通して広く市民に親しまれています。

三河湾の沿岸地域では、鳥羽神明社や諏訪神社などの歴史的建造物に紐づいて様々な海に関連する信仰や祭りが伝えられ、地域各地で祭りを通じた歴史的風致が形成されています。

これらの歴史的風致は次の図のように分布しています。このようななか、西尾城下町周辺は、歴史的風致を形成する建造物や活動が集中する地区となっています。

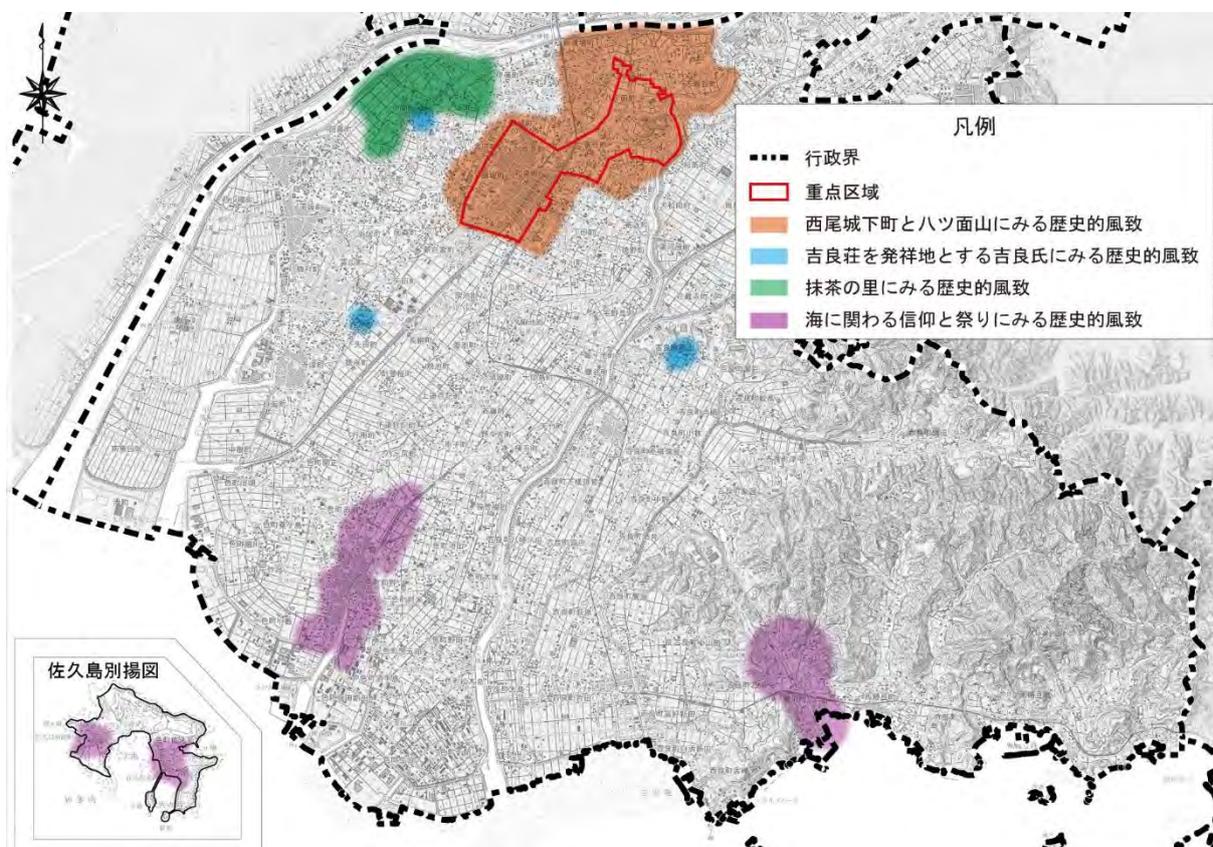


図 4-1 歴史的風致の分布図



(2) 重点区域の位置

重点区域は、中心市街地と重要文化財建造物「久麻久神社本殿」のある八ツ^{やつおもて}面山を含め、歴史的建造物と伝統的な活動が集積し、一体的に歴史的風致を形成しているエリアとして設定します。このエリアは、「1 重点区域設定の考え方」にて整理した条件に対し、次の通り設定の要件を満たしています。

設定の要件	要件との対応
①本市の代表的な歴史的風致に該当する区域	第2章に整理した4つの歴史的風致のうち、「西尾城下町にみる歴史的風致」の範囲に含まれます。
②重点区域の要件を満たす建造物が立地している区域	重要文化財建造物「久麻久神社本殿」が区域内に含まれます。
③歴史的風致の形成に重点的に取り組んでいく必要がある区域	区域内には西尾城跡の遺構、西尾祇園祭など、西尾城にまつわる文化財のほか、久麻久神社の祭礼などの歴史的風致を形成する多様な建造物や活動があります。また、岩瀬文庫、西尾市資料館などの文化財の拠点施設が集積し、情報発信や活用の面からも重要な場所です。市の中核的な都市機能を担う中心市街地を含み、良好な市街地の景観の形成や賑わいづくりの観点から、重点的かつ一体的な施策を推進していくことが必要です。

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章

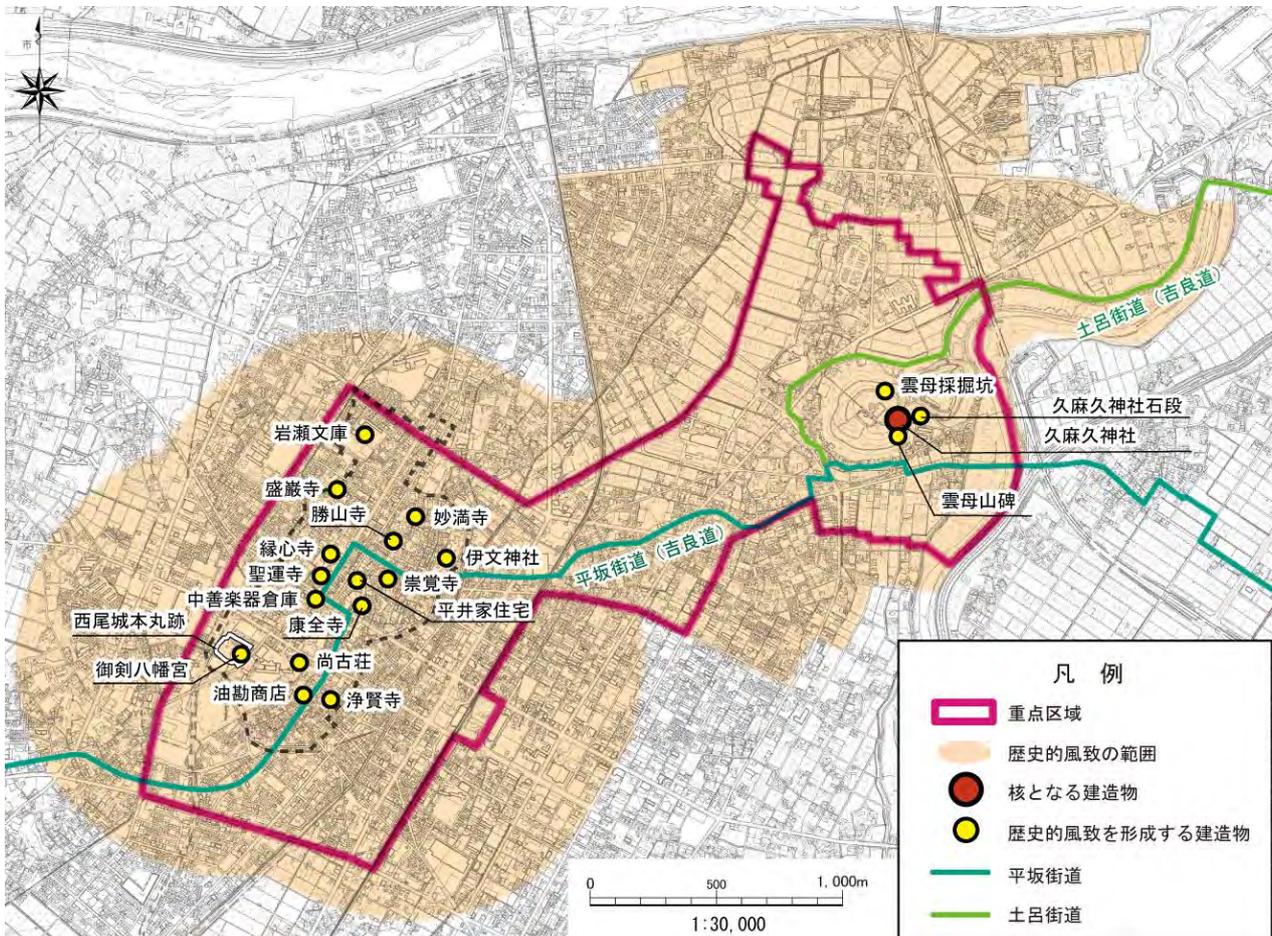


図4-2 重点区域の位置



(3) 重点区域の範囲、名称、面積

重点区域は、西尾八景にも描かれ、重要文化財久麻久神社本殿の位置する八ツ面山^{やつおもて}を中心^{やま}に、『三河国西尾城絵図』などにみられる西尾城下町の範囲、西尾祇園祭における神輿の渡御の範囲、文化財の保存・活用^{やま}の中心となる岩瀬文庫の範囲を含めます。また、都市計画上重要となるエントランスエリアとして名古屋鉄道西尾線の西尾駅、西尾口駅周辺を含めながら、本計画に定める事業の範囲に配慮しつつ、次の通り重点区域の範囲を設定します。

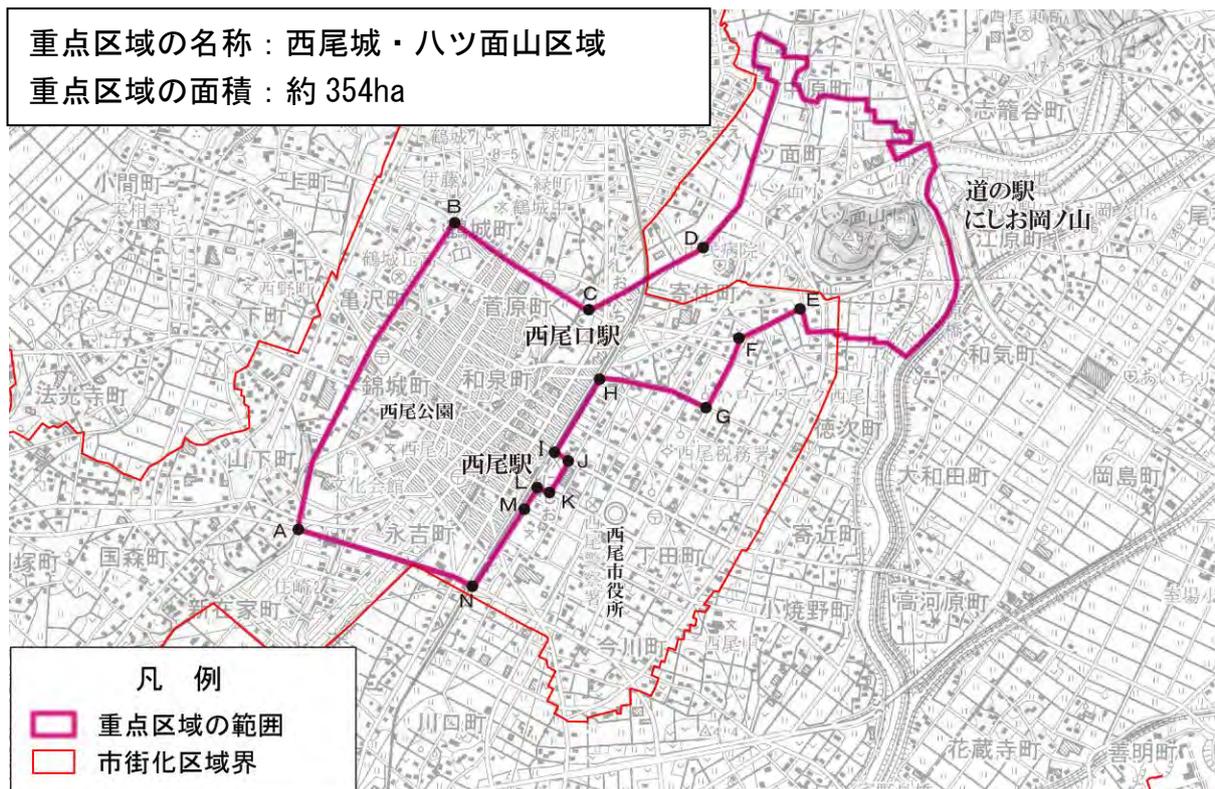


図 4-3 重点区域の範囲

区 間	区域（境界の位置）
A～B	愛知県道 319 号 西尾環状線
B～C	西尾市道 上町道光寺線
C～D	二級河川 北浜川
D～E	八ツ面町の字界（久麻久神社の子供獅子舞の範囲）
E～F	愛知県道 43 号 岡崎碧南線（平坂街道）
F～G	西尾市道 熊味今川 2 号線
G～H	西尾市道 永楽徳次線
H～I	西尾市道 若松城崎線
I～J	愛知県道 310 号 花蔵寺花ノ木線
J～K	西尾市道 高島 1 号線
K～L	西尾市道 高島丁田線
L～M	名古屋鉄道 西尾線
M～N	西尾市道 城崎 1 号線



3 重点区域の設定の効果

重点区域は、本市の維持向上すべき歴史的風致のなかでも、特に代表的なものである西尾城下町を中心に、西尾八景に描かれ、現在も市民の憩いの場として機能する八ツ面山^{やっおもてやま}までを含めた市街地を対象としています。

重点区域内では、歴史と伝統を反映した人々の活動と、それに紐づく歴史上価値の高い建造物、さらに周辺環境について重点的かつ一体的な整備を図ることとなります。

これにより都市計画としての歴史的風致の維持と向上を図るだけでなく、地域住民の歴史文化に対する意識の醸成を図り、住民が参加するなど多様な主体の連携のもと、ハード・ソフトの両面からの活動の推進を図ります。

また、歴史文化を生かしたまちづくりを通じて効果的なシティプロモーションを図り、観光振興などを通じた地域活性化を図ります。

さらに、西尾城下町周辺は城下町にまつわる歴史的風致だけでなく、市内の多様な歴史的風致への関わりが強い地域であることから、情報発信などを含めた連携の取組みを積極的に実施することで、周辺地域への波及効果が期待されます。



4 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画法との連携

本市は西三河都市計画区域に属し、^{さくしま}佐久島を除く全域が都市計画区域内に指定されています。また、令和3年(2021)4月1日現在、線引きにより市域15,949haのうち約18%にあたる2,834haが市街化区域に、そのほかが市街化調整区域となっています。

市街化区域の土地利用としては、用途区分により建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの形を規制・誘導し、秩序ある都市づくりを図っています。都市計画マスタープランにおいて重点区域の該当する西尾・米津地区をみると、西尾駅周辺では都市拠点の形成に向けた基盤整備、多様な都市機能(商業・情報・交流機能)の集積を、^{よねづえき}米津駅周辺では都市機能(商業・情報・交流機能)の集積による日常生活の利便性向上を、住工混在地(住居系用途地域)では用途純化を、準工業地域では産業機能の維持・充実や地場産業の振興を基本方針とした用途区分が実施されています。

また、市街化調整区域では、優良農地の保全と集落地における農業生産基盤・生活基盤の整備、新たな工業用地の計画的な整備により、農村環境の保全と計画的な企業誘致が進められています。

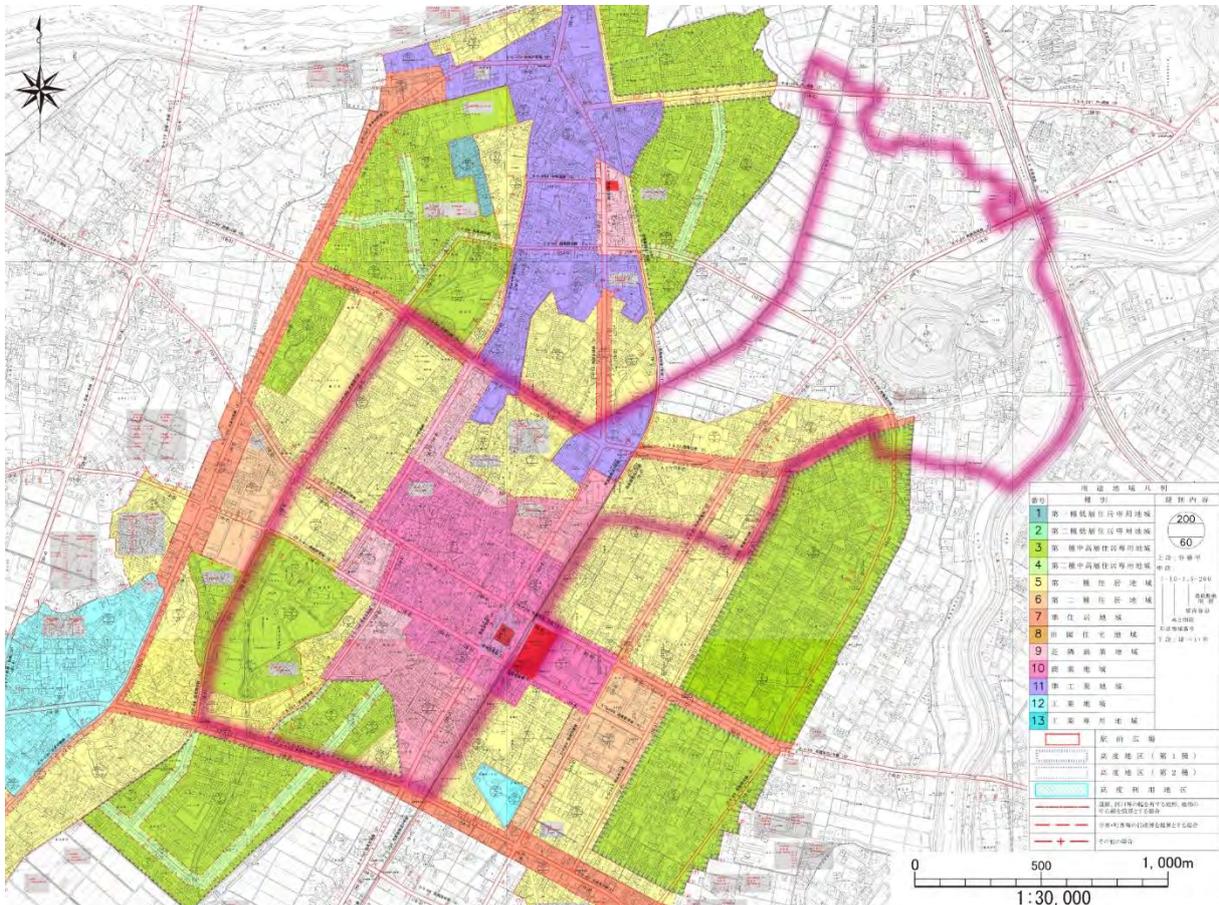


図4-4 西尾市都市計画総括図(重点区域を加筆)



(2) 緑の基本計画等との連携

平成26年（2016）3月に策定、令和5年（2023）4月に改定した「緑の基本計画」では、「海・川・山・歴史を未来へ みんなで育む 緑が息吹くまち」を基本理念としています。計画では目指すべき緑の姿を「緑の将来都市像」に示し、6つの緑化重点地区を設定しています。重点区域に関わる緑化重点地区は、次の通りです。

- ・西尾駅周辺 重点地区
西尾駅周辺地区は、周辺地域及び市を代表するエリアであり、西尾らしさを感じられる空間として緑の環境を誘導する。
- ・八ツ面山周辺 重点地区
八ツ面山は市街地の近くに存在する里山として、貴重な緑であり、市民が自然と触れ合う身近な空間として環境を整える。

凡例

緑のエリア

- 山林保全・活用エリア
- 農地保全・活用エリア
- 海岸保全・活用エリア
- 住宅地等の緑化エリア

緑の拠点

- 自然と親しむ緑の拠点
- にぎわいを生み出す緑の拠点
- 歴史と調和した緑の拠点

緑の軸

- 河川軸
- 海岸軸
- 緑化道路軸



図4-5 緑の将来都市像



(3) 農業振興地域整備計画との連携

西尾市は、令和2年（2020）12月31日現在、市域の10,517haが農業振興地域に指定され、うち4,936haが農用地区域として農業振興地域の整備に関する法律に基づき保全すべき農地に設定されています。

本計画の重点区域の一部（八ツ面山北西側）が農用地区域に含まれますが、本市の農業の健全な発展と優良農地の確保の観点について判断した上で、適切な土地利用に努めることとします。

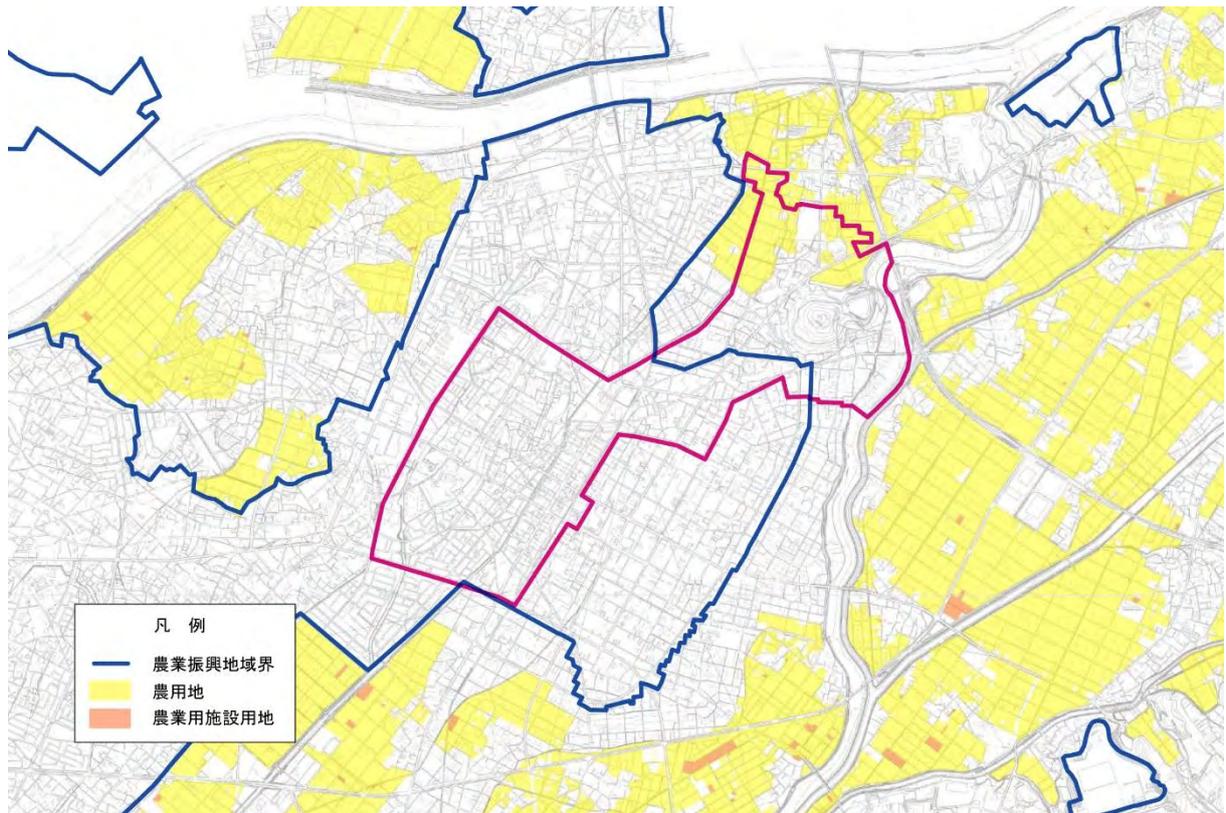


図4-6 農用地区域図



(4) 屋外広告物制度との連携

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び愛知県屋外広告物条例（昭和39年条例第56号）では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物の表示、屋外広告物を掲出する物件の設置についての規制、屋外広告物の登録制度を設けています。

愛知県屋外広告物条例では、良好な景観の形成と事故などの防止のため、屋外広告物の禁止区域や禁止物件、その他許可基準などを設けています。

【禁止区域】

1. 第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区
2. 指定文化財の周囲50m以内の地域
3. 風致保安林、原生自然環境保全地域等
4. 高速自動車国道、自動車専用道路、新幹線鉄道の全区間
5. 知事が指定する道路及び鉄道等の区間
6. 道路及び鉄道等に接続する地域で、知事が指定する区域
7. 都市公園の区域、知事が指定する公共空地
8. 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館及び体育館の敷地
9. 古墳、墓地、火葬場、葬祭場の敷地

【禁止物件】

1. 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
2. 街路樹、路傍樹
3. 信号機、道路標識、道路上のさくその他これらに類するもの
4. 電柱、街灯柱その他これらに類するもの
(許可基準に適合する電柱広告、街灯柱広告は適用除外となります。)
5. 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
6. 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、道路上の変圧器塔及び開閉器塔
7. 送電鉄塔及び送受信塔
8. 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
9. 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
10. 景観重要建造物、景観重要樹木





第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 市全域に関する事項

文化財の保存及び活用に関する市全域を対象とした取組の方針は、次の通りです。

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

西尾市市内には、令和5年(2023)6月現在で国指定文化財10件、県指定文化財46件、市指定文化財171件のほか、登録有形文化財13件と多くの文化財が所在しています。

文化財は、これまでの長い歴史の中で多くの人々の努力により守られてきたかけがえのない住民共有の財産です。文化財は、地域の個性・特性そのものであり、今後もその価値を損なうことなく、後世に継承することが必要です。

他方で、全国的な課題としてしばしば社会問題化している文化財所有者の高齢化や資金不足、代替わりによる知識・ノウハウの不足、保護意識の希薄化などに起因する、文化財の滅失や散逸は、本市においても大きな課題として地域に影を落としています。

このため、文化財保護法、愛知県文化財保護条例、西尾市文化財保護条例などの関係法令等に基づき、文化財の所有者・管理者に対し、継続的で適切な保存や管理について指導、助言を行う必要があります。また、未指定文化財については、文化財としての価値の評価が定まったものに対して、積極的に指定等保護の措置を図ることを推進します。

本市では、『西尾市文化財保存活用地域計画』を作成し、令和4年(2022)7月22日に国の認定を受けました。この地域計画においては、文化財の保存と活用に関する方針取り組むべき措置について定めており、本計画に示す文化財の保存・活用に関する方針は、関連計画である文化財保存活用地域計画の方針と整合をとったものとなっています。今後は地域計画の記載内容に基づいて文化財の保存と活用にかかる諸施策を実施していきます。

あわせて、個別の文化財の保存活用計画についても、市指定史跡である西尾城跡を除いては、計画策定に至っていないのが現状であり、今後は各指定等文化財の重要性や緊急性などを勘案しながら順次、策定を進めていきます。

(2) 文化財の修理(整備)に関する方針

文化財の修理については、所有者・管理者と連携しながら、損傷の早期発見に努



めます。修理にあたっては、文化財としての価値や歴史の真正性を損なうことのないよう、伝統的な技法を用いることとし、文化庁をはじめ、愛知県文化芸術課文化財室、西尾市文化財保護委員会の指導を仰ぐなど、関係機関、専門家と連携して行うことを基本とします。

特に重要な文化財の修理については、必要に応じて個別の保存活用計画を策定するなどして計画的に推進するものとします。また、所有者の負担を軽減するため、各種の補助制度を活用して技術的・財政的支援を行うものとします。

あわせて、文化財の適切な修理及び整備に対して適切な行政上のサポートを施すために、文化財行政を担う職員の資質向上、修理技法の知見蓄積、資料調査・研究を推進するほか、インターネットを活用し、民間資金を募るなどの新たな資金調達の可能性を調査・研究することで持続可能な整備体制の構築に努めます。

なお、本計画に示す文化財の修理に関する方針は、関連計画である文化財保存活用地域計画の方針と整合をとったものとしています。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、文化財を保存・活用するための施設として、西尾市岩瀬文庫(亀沢町)、西尾市資料館(錦城町)、尾崎士郎記念館(吉良町荻原)、旧糟谷邸(吉良町荻原)、塩田体験館(吉良町白浜新田)が広域に点在しています。このほかにも、資料館と図書館の2つの機能が複合した一色学びの館(一色町一色)、里山景観や自然に触れながら学ぶことができる西尾いきものふれあいの里(家武町)などの文化財に関連した施設があります。このように、市域には複数の文化財の保存・活用を担う施設があるため、各施設で関連したテーマの企画展を開催するなど、施設間で連携した取組も行われています。

一方、近年の歴史ブーム等を背景に、市民の文化財に対する関心や学習意欲が高まっており、博物館に求められる役割も多様化、高度化しています。こうした高い要求に答えるべく、収蔵品のデジタルアーカイブ化(文化財などをデジタル情報として記録保存すること)など時代に即した展示・収蔵方法の導入、博物館の調査研究能力、職員の資質向上を図ります。

なお、本計画に示す文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針は、関連計画である文化財保存活用地域計画の方針と整合をとったものとしています。



図5-1 西尾市資料館



図5-2 岩瀬文庫

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財、特に土地に密着した建造物、史跡などの魅力を高めるためには、文化財単体とその周辺環境の保全は不可分の関係にあります。このため、本計画の策定を契機として、本市の景観行政及び文化財行政が連携を図り、景観と調和した文化財の保護と安全で快適な見学環境の整備に努めます。

本市にある文化財を次世代に確実に引き継いでいけるよう、市が所有する文化財について保存・活用のための計画を定め、適切な維持・管理、活用に努めます。また、文化財を活用していくため、案内看板やトイレなど文化財周辺の環境整備に努めます。

なお、本計画に示す文化財の周辺環境の保全に関する方針は、関連計画である文化財保存活用地域計画の方針と整合をとったものとしています。

(5) 文化財の防災に関する方針

本市では、『西尾市地域防災計画』及び『西尾市国土強靱化地域計画』を策定し、総合的な防災対策に取り組んでいます。『西尾市地域防災計画』では、「文化財の保護対策」として、「防災思想の普及」「管理者に対する指導・助言」「連絡・協力体制の確立」「適切な修理の実施」「防火・消防施設などの設置」「文化財及び周辺の環境整備」「文化財レスキュー台帳の作成」「重要文化財の耐震対策」「応急的な対策」「災害時の対応」「応急協力体制の確立」などを位置づけています。また、『西尾市国土強靱化地域計画』では、「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊などによる有形・無形の文化の衰退・損失」をリスクシナリオとして設定し、「文化財の耐震化などの推進」「地域コミュニティ力の強化に向けた行政などの支援」を位置づけています。



また、国においては、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』及び『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』の改訂を行っており、本計画においても、貴重な文化財を守るため、これら計画に準拠した方針を定めていくものとします。

国宝をはじめ多くの文化財を次世代に受け継いでいくため、自然災害が発生することを前提として、想定される災害に相当程度に耐え、被害を最小限に止めるため、平時から防災対策の充実に取り組みます。

災害が一度発生すると文化財は甚大な被害を受け、場合によっては滅失や毀損^{きそん}してしまう恐れもあります。そのため、市民や所有者に対して、文化財の防災に関する情報提供や意識啓発を行い、文化財に対する市民の愛護精神を高めて防災思想の普及を図るとともに、所有者や管理者への防災対策の指導、助言を行っていきます。

また、適時適切な修理を実施しつつ、予想される被害を未然に防止するため、自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路などの施設の設置を促進するとともに、無住の寺などへの防犯施設の設置を進めます。また、文化財並びに周辺環境整備を実施します。

災害発生時には、緊急的にレスキュー活動ができるよう、日頃から関係機関などと意思疎通を図り、連携できる協力体制を構築し減災に努めます。

被害発生時には、現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努めます。

緊急避難用の保管場所（収蔵庫、資料館など）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、県に文化財の専門知識を有する者の派遣を要請して、適切な対応が図ることができるよう応急協力体制の確立を図ります。

警察をはじめ、関係機関や地域住民と連携して文化財の見回り・点検に努め、文化財に異常が発見された場合には速やかに情報を共有して、文化財を災害や人為的な毀損^{きそん}、盗難などから守るよう取り組みます。

なお、本計画に示す文化財の防災に関する方針は、関連計画である文化財保存活用地域計画の方針と整合をとったものとしています。

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

個別の文化財では見えにくい価値を、関連性のある文化財を群として扱うことにより、わかりやすく整理・「見える化」し、総合的に保存・活用していきます。

そのために、本市の文化財の特徴から、「三河湾を巡る^{いにしえ}古の世界」「吉良氏800年の系譜をたどる」「総構^{そうがまえ}の城下町西尾」といったテーマごとに、関連する文化財や歴史の調査・研究を推進し、本市の文化財の情報を収集、集約化を進めていきます。



把握した文化財については、市史として編さん、出版するほか、順次データベース化を図り、使いやすい形で整理し公開していくように努めていきます。また、群としての文化財を一体的に活用するための周遊ルートや周遊ツアーの実施を目指します。そのほか、PR冊子や動画の作成、市内外へのプロモーション活動の推進、他都市と連携した活用事業の展開などによって、文化財がもつ価値やその魅力を、市民をはじめ市内外の人々に対して広く伝えていきます。

市民をはじめ、本市に関係するあらゆる人が、市域の文化財に興味をもち、保存に関わることができるように、講座やシンポジウムなどの開催、文化財の保存・活用に関わるボランティア団体の育成などを通じて、市民が広く文化財の知識を得られる機会を設け、文化財の保存意識の醸成に努めます。

文化財の保存を担う次世代を育成していくため、学校教育などと連携し、児童、生徒が地域に愛着をもてる取組を進めます。また、市ホームページやSNS、動画共有プラットフォームなどを利用して、撮影・作成した記録映像や紹介動画を公開することで、若年層が伝統行事や民俗芸能などの活動に触れる機会を創出し、地域への愛着や誇りを育むとともに、無形の民俗文化財の継承に寄与するものとしします。

なお、本計画に示す文化財の保存及び活動の普及・啓発に関する方針は、関連計画である文化財保存活用地域計画の方針と整合をとったものとしています。

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市では、平成23年（2011）の合併後に埋蔵文化財の詳細分布調査を実施し、その成果は2,500分の1の都市計画基本図に埋蔵文化財包蔵地の範囲を明示し、報告書として刊行するとともに、市ホームページでも公開しています。今後とも、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などを行おうとする際の届出や、それ以外の場所において遺跡が発見された場合の届出などについて、開発事業者や市の関係各課への周知を徹底するとともに、開発に係る関係者と十分な協議を行い、埋蔵文化財の保護を図っていきます。

（8）教育委員会の体制と今後の方針

本市における文化財の保存・活用体制は下表の通りとなっています。今後とも、体制の充実を図り、本計画に位置づけた基本理念と目標に基づき、文化財の保存と活用の方向性や計画を定め、地域の特性を踏まえた施策を展開していきます。

また、国、県などの関係機関、観光や都市計画などの関係部局と連携した施策を実施していきます。

現在、本計画に関係する組織として、文化財保護法及び西尾市文化財保護条例に



基づき、西尾市文化財保護委員会が置かれているほか、文化財保存活用地域計画作成時に組織された西尾市文化遺産保存活用協議会をはじめ、西尾市史編さん委員会や庁内関係機関があります。これらの組織的・人的資源を有効に活かして、効果的な文化財の保存・活用を推進していきます。

表 5-1 西尾市教育委員会文化財課の専門職員体制 (令和 5 年 3 月現在)

区分	専門分野・人数
文化財課長	学芸員（文献史学）
文化財担当職員	学芸員（文献史学 1 名、考古学 3 名、国文学 1 名）
市史編さん担当	学芸員（美術史学 1 名、文献史学 1 名）

表 5-2 関係機関

区分	活動内容等
岩瀬文庫	文庫資料の閲覧、文庫資料や文化財を用いた展示 （文化財課職員が兼務）
西尾市資料館	西尾城跡のガイド施設としての役割と歴史資料を中心とした展示 指定管理
塩田体験館	入浜式塩田による塩づくりについての展示と塩づくり体験の実施 職員 4 名（会計年度任用職員）
尾崎士郎記念館・旧 糟谷邸	尾崎士郎記念館、及び同一敷地内にある旧糟谷邸の管理 職員 2 名（会計年度任用職員）
一色学びの館	図書館との複合施設（海をテーマに据えた展示と地域の祭礼の展示） 指定管理

表 5-3 委員会

区分	活動内容等
文化財保護委員会	教育委員会の諮問 ^{しもん} に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について審議し、意見の具申 ^{ぐしん} 及び調査研究を行う。地域史の専門が 4 名、美術工芸の専門が 2 名、文献史学の専門が 1 名、天然記念物の専門が 1 名、考古学の専門が 1 名の全 9 名の委員からなる。
市史編さん委員会	新西尾市の歴史・文化・風土を明らかにし次世代へと伝えるため、『新編西尾市史』の編さんを行う。
西尾城跡総合整備検討委員会	西尾城跡保存活用計画に基づき実施していく整備計画について審議、意見具申を行う。



表5-4 協議会

区分	活動内容等
西尾市文化遺産保存活用協議会	<p>【委員 15 名以内】</p> <p>(学識経験者、市民の代表者、関係機関の代表者、その他教育委員会が必要と認める者) 西尾市文化財保存活用地域計画策定に関する事。地域文化遺産保存・活用に関する事。地域文化遺産普及啓発に関する事。</p>

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市には、次表のような各種の関係団体があり、文化財の保存・活用において大きな役割を果たしています。今後とも、多様な主体による取組を支援するとともに、情報共有を図りながら官民が連携して文化財の保存・活用に取り組んでいきます。

表5-5 市内の関係団体

団体名	活動内容等
にしお本まつり実行委員会	西尾市岩瀬文庫と市立図書館、さまざまなボランティア団体を中心となって開催する「にしお本まつり」の実行を担っている。
にしお観光ボランティアガイドの会	旧西尾市内を中心としたボランティアガイド。平成19年(2007)に設立され、西尾市歴史公園や岩瀬文庫などの城下町周辺を案内している。
吉良あないびとの会	華蔵寺や金蓮寺などの吉良周辺を案内するボランティアガイド。
島を美しくつくる会	佐久島の資源(自然、風土、歴史、産業など)を発掘して磨きをかけ、島の活性化を進めていくために設立された、島民による自主活動組織。
西尾城再建友の会	昭和55年(1980)に西尾城天守の再建を目的として発足された。
吉良入浜式塩田保存会	「入浜式塩田」の復元と技術の継承を目指しており、西尾市塩田体験館吉良饗庭塩の里で体験をサポートしている。
西尾市三河万歳後援会	国の無形民俗文化財に指定されている三河万歳の後援会。
(一社)西尾市観光協会	西尾市における観光事業の振興を促進するとともに観光地並びに特産品などの紹介宣伝及び観光客誘致の促進を図り、併せて産業と経済発展に寄与することを目的とした一般社団法人。日本版DMO法人。おもてなし隊と連携したツアー促進などを行う。
吉良公史跡保存会	地元で名君と慕われる吉良義央公の史跡を保存するために地元の有志でつくられた保存会。
組合法人西尾茶協同組合	生産農家、メーカー、小売業者三者一体の法人団体で、西尾の抹茶知名度向上など組合員のために必要な共同事業を行っている。
(一社)西尾市文化協会	会員相互の交流及び研修を図るとともに、地域文化の高揚と発展につくしている。文化振興に関する講演会や、発表会の開催、文化活動に関する出版及び機関紙の発行、学習会、交流会、研修旅行なども開催している。



2 重点区域に関する事項

前項「5-1 市全域に関する事項」を踏まえた、重点区域における具体的な計画は次のとおりです。なお、重点区域内で実施する事業の詳細は第6章にて整理します。

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

本市の重点区域内には、重要文化財をはじめ、次のように多くの文化財が集積しています。主だった文化財をとり上げると、国の重要文化財（建造物）として、久麻久神社本殿（付鰐口・棟札2枚・厨子）があり、また西尾城跡の市史跡指定地内に所在する現在の御剣八幡宮では、延宝6年（1678）に土井利長によって建立された本殿、渡殿、拝殿の3棟及び付として石燈籠3対6基と陶製狛犬1対が、市指定有形文化財（建造物）となっています。石燈籠は、延宝6年（1678）と貞享4年（1687）に土井利意が、宝暦2年（1752）に三浦義理が、明和2年（1765）に松平乗祐がそれぞれ奉納したものです。そのほかに、永禄7年（1564）に西尾城の支配を任せられた酒井政家（正親）によって寄進された鰐口が、市指定有形文化財（工芸品）となっています。

重点区域内では、これら歴史的建造物の保存事業並びに文化財を活用したにぎわい創出・体験事業等を展開していきます。

【重点区域において実施する事業】

- ・歴史的風致形成建造物保存事業（令和5～令和14年度（2023～2032年度））（随時）
- ・岩瀬文庫書庫・図書館おもちゃ館保存修理事業（令和6～令和8年度（2024～2026年度））
- ・文化財、祭り・伝統芸能情報発信事業（令和5～令和14年度（2023～2032年度））（随時）

表5-6 重点区域内に所在する文化財の一覧

国指定文化財

類型	種別	名称	員数	時代・その他	所蔵・所在
重要文化財	建造物	久麻久神社本殿 付鰐口・棟札（2枚）・厨子	1棟	鎌倉時代	金蓮寺（吉良町饗庭）
	美術工芸品	後奈良天皇宸翰般若心経（参河国）	1巻	室町時代	西尾市岩瀬文庫（亀沢町）

県指定文化財

類型	種別	名称	員数	時代・その他	所蔵・所在
有形文化財	美術工芸品	木造牛頭天王神像	1軀	平安時代	久麻久神社（八ツ面町）
		陶製狛犬	1対	室町時代	久麻久神社（八ツ面町）



類型	種別	名称	員数	時代・その他	所蔵・所在
		紺紙金字長寿王経	1巻	平安時代末期 「神護寺」印	西尾市岩瀬文庫
		安芸白井家文書	1巻 18通	室町時代	西尾市岩瀬文庫
		八王子貝塚出土品	586点	縄文時代後期	西尾市資料館
記念物	天然記念物	西尾のヒメタイコウチ	2,100 ㎡	水生半翅目タイ コウチ科の昆虫	八ツ面町切戸地 内

市指定文化財

類型	種別	名称	員数	時代・その他	所蔵・所在
有形文化財	建造物	御剣八幡宮（付石燈籠 3対6基, 陶製狛犬1 対）	3棟 (本殿 ・渡殿 ・拝殿)	江戸時代 延宝6年(1678)	御剣八幡宮（錦城 町）
	美術工芸品	西尾城郭図	1冊	明治 辻太輔筆	個人蔵（錦城町）
		仏涅槃図	1幅	江戸時代	盛巖寺（馬場町）
		仏涅槃図	1幅	南北朝時代	康全寺（満全町）
		南無仏太子像	1軀	室町時代	善福寺（中町）
		木造大日如来坐像	1軀	平安時代	康全寺（満全町）
		木造釈迦如来坐像	1軀	南北朝時代	康全寺（満全町）
		康全寺の梵鐘	1口	室町時代	康全寺（満全町）
		魚鼓	1口	室町時代 天正 12年（1584）	康全寺（満全町） 西尾市寄託 （岩瀬文庫保管）
		鰐口	1口	室町時代 永禄 7年（1564）	御剣八幡宮（錦城 町） 西尾市寄託 （岩瀬文庫保管）
		銅鐸形土製品	1点	弥生時代 岡島遺跡出土	西尾市資料館
		銅鐸形土製品	1点	弥生時代 住崎遺跡出土	西尾市資料館
		西尾市の旧石器資料	4点	旧石器時代	個人蔵 西尾市資料館保 管
		北条氏直軍勢催促状	1点	桃山時代 天正 12年（1584）	個人蔵（伊文町） 西尾市寄託 （岩瀬文庫保管）
		田中長嶺 「明治殉教絵史」	2冊	明治44年(1911) 大浜騒動の記録	聖運寺（中町）
		西尾義倉会資料	153通	江戸時代～大正 貧民救済団体 「義倉会」の記 録	西尾市岩瀬文庫
三河万歳資料	170点	江戸時代～昭和	個人蔵 西尾市寄託 （岩瀬文庫保管）		



類型	種別	名称	員数	時代・その他	所蔵・所在
民俗文化財	有形民俗文化財	中町の大屋形	1 台	江戸時代 西尾祇園祭りの練り物	中町大屋形行列保存会
		祇園(天王)祭りの神輿と御旅所	1 基 1 棟	江戸時代 西尾祇園祭りの中心	伊文神社(伊文町)
	無形民俗文化財	大名行列		西尾祇園祭りの練り物	肴町大名行列保存会
		天王町の神楽獅子		西尾祇園祭りの練り物	天王町町内会
記念物	史跡	義倉蔵		江戸時代末	伊文神社(伊文町)
		西尾城跡	15,878,27 m ²		錦城町
	天然記念物	聖運寺のイブキ	1 樹	ヒノキ科	聖運寺(中町)

国の登録有形文化財

類型	種別	名称	員数	時代・その他	所蔵・所在
有形文化財	建造物	西尾市岩瀬文庫書庫	1 棟	大正 8 年 (1919) 頃	亀沢町 西尾市
		西尾市立図書館おもちゃ館(旧岩瀬文庫児童館)	1 棟	大正 14 年 (1925) 頃	亀沢町 西尾市
		鶴城丘高等学校正門門柱(旧愛知県蚕糸学校正門)	1 基	大正 14 年 (1925) 頃	鶴城丘高校 (亀沢町)

令和 5 年(2023) 6 月現在

資料: 西尾市教育委員会事務局文化財課

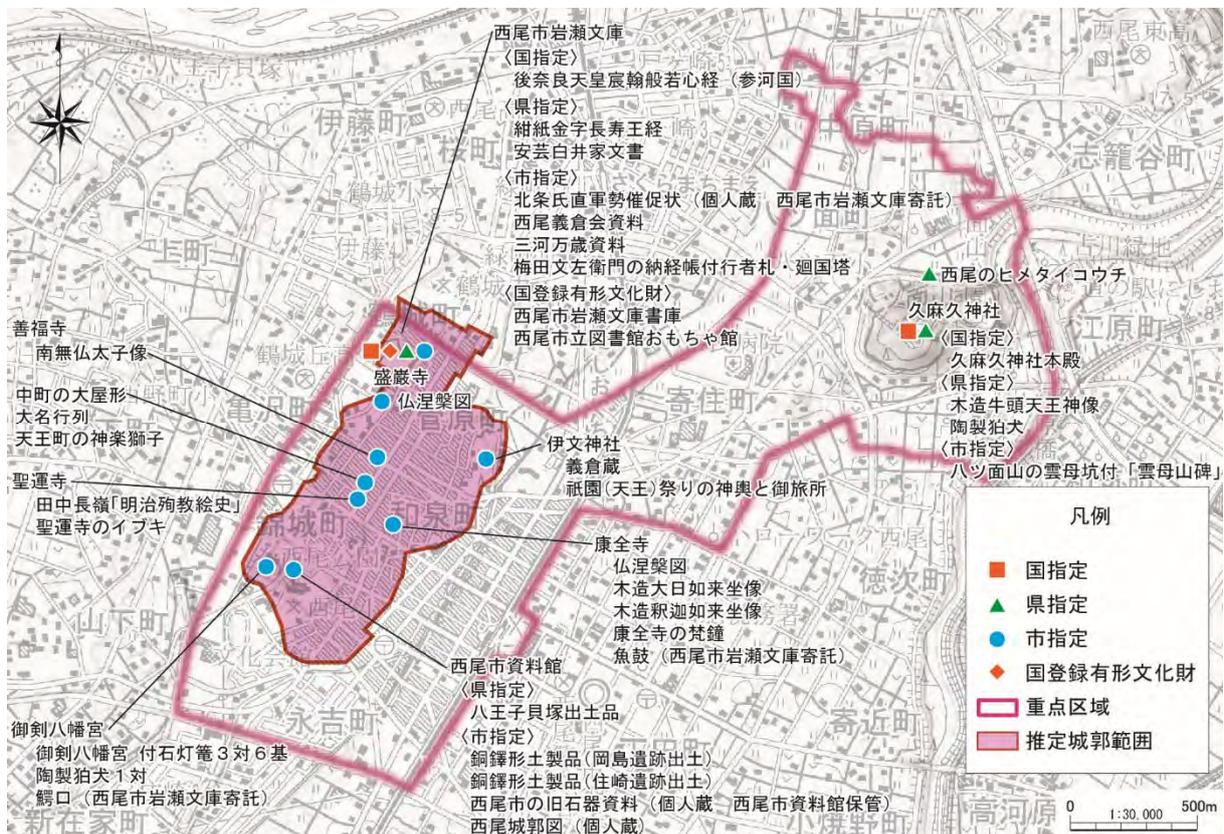


図 5-3 重点区域における指定及び登録文化財分布図



これらは重点区域の歴史的風致を構成する重要な要素であり、積極的な保存及び活用を図る必要があります。このうち、西尾城跡については、本市のシンボルとして、市民の心の拠りどころと連帯のきずなをより強固にするふるさとづくりを願う市民の声を受けて、昭和55年（1980）3月に「西尾城再建発起大会」（後に「西尾城再建友の会」と改称）が結成され、目的達成のための募金活動や陳情活動などが行われてきました。このような市民の動きにあわせて西尾市は、平成6年（1994）に本丸、姫丸の一部、東之丸の一部を市指定史跡に指定し、平成7年（1995）に旧近衛邸書院の移築、平成8年（1996）には鑰石門及び本丸丑寅櫓の復元整備を行いました。その後、平成23年（2011）12月には、二之丸跡地周辺整備検討委員会が発足し、史跡公園として整備するための事業計画を策定し、平成26年（2014）3月に西尾城天守台、二之丸丑寅櫓台の石垣復元整備を完了させました。また、平成28年（2016）4月には西尾城跡総合整備検討委員会が発足し、平成30年（2018）3月『西尾城二之丸跡整備計画』を策定しました。この計画に基づき、令和2年（2020）に二之丸丑寅櫓と土塀の復元整備を完了させました。さらに令和3年度（2021）に西尾城跡保存活用計画を策定しました。

西尾城は、戦国期の城郭を拡張整備する過程で、江戸時代前期に本丸の一部機能を二之丸に移転させて二之丸天守が設けられ、江戸時代前期に城郭の姿がほぼ完成しました。かつては三重の天守の他に櫓が12棟あり、築城当時の2～3万石の譜代大名の城としては規模の大きな城でした。また、肴町さかなまちなどの通りや町割り、地形の高低差は、江戸時代の絵図とほぼ対照できることから、総構え内部に大きな改変が加えられず現在に至っていることがわかります。

他方、本丸に鎮座する御剣八幡宮みつるぎはちまんぐうは、西尾城の創建前から現在の場所にあったといわれ、歴代城主の崇敬を集めてきました。また、江戸時代の半ば頃より、西尾祇園祭において伊文神社いぶんじんじやから御剣八幡宮への神輿の渡御がはじまっていました。西尾祇園祭で行われる練り物ねや町揃ちょうぞろえなどの催しは、西尾城下「表六か町」の町人による祭りとしての側面を持っており、「西尾祇園祭」は、信仰と祭りを通じた西尾城と地域の人々との密接な関わりを今日に伝えています。

既に近世段階で本丸は、御剣八幡宮の境内地となっていて宗教的な求心地として利用されていました。他方で本丸の代わりに二之丸が天守を有する政治的な中心の役割を果たしていた点は、西尾城の大きな特徴のひとつといえます。なおかつ、このような本丸の機能の変遷を物語る御剣八幡宮が今日に至るまで同じ場所に鎮座しており、江戸時代から引き継がれた祇園祭が行われ続けている城郭であることに、重要な価値を見いだすことができます。

このような状況の中において、「西尾城再建友の会」に代表されるような市民活動のありようは、西尾城及びその城下町をはじめとした歴史文化を生かしたまちづく



りへの市民の大きな期待の表れといえます。

明治時代以降今日に至るまで、市民が西尾城跡に見出し、維持してきたこれらの本質的価値を、今後も市民や来訪者によりわかりやすく顕在化させて、合併後の新しい西尾市のシンボルとして共有化し、次世代に確実に継承していくために、『西尾城跡保存活用計画』に掲げた将来像である「～歴史を紡ぐ～ 城下町の歴史と祭りを次世代につなぐ西尾城跡」を踏襲し、西尾城跡が位置する地域的特性と本質的価値、課題を踏まえ、市指定史跡としての指定範囲だけでなく、埋蔵文化財包蔵地として周知されている部分や総構えの範囲内となっている西尾城下町の全体を視野に入れ、西尾城跡の特徴を顕在化させる取組を、「保存管理」「活用」「整備」「運営・体制」の4つの軸に立って推進します。



図5-4 『西尾城跡保存活用計画』における取組推進の基本方針体系

一方、八ツ面山周辺については『西尾城跡保存活用計画』の対象区域として位置づけられていないものの、歴史的に西尾城と密接な関わりを持っています。このため、八ツ面山周辺の整備にあたっては保存活用計画に示される取組との整合を図りつつ、一体的な区域としての取扱いに留意します。



(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内の歴史的風致の中心ともいえる西尾城については整備の時代設定を江戸時代前期とし、重厚な守りで櫓が林立していたかつての西尾城の姿を見学者が体感できるように遺構の顕在化整備と、ガイド機能の充実を図ります。

市史跡指定地内で石垣や建物跡などの重要な遺構の存在が推定され、保存に関わる情報が希薄な箇所については発掘調査を行い、その調査結果に基づいて計画的な整備を行います。また、^{きそん}毀損している土塁や石垣の修復を図り、それらを傷つけているおそれのある樹木の伐採及び工作物の移転・撤去を検討します。さらに、見学者が城の構造と防御機能を理解できるように、樹木管理計画を作成した上で本丸と二之丸の間に見通しを遮る樹木の^{せんてい}剪定・伐採、滅失した櫓や門・^{どるい}土塁の可能な範囲での復元を検討します。

城郭らしい雰囲気をもたせるために、西尾城と直接関わりのない工作物や植栽などについても設置者・寄贈者の理解を得て段階的に整理していきます。

また、城下町として西尾城の総構え内については、江戸時代から残る町名を今後も保存するとともに、地番図上で総構えの範囲を復元し、それを解説板の内容や平面表示整備、遊歩道整備に反映させることで往時の西尾城の姿と現在の姿とを見学者が対比できるようにします。

さらに、重点区域内の歴史的建造物については、耐震補強や^{きそん}毀損か所の修理、屋根の^{ふきかえ}葺替など、定期的に必要な修理等を実施していきます。

【重点区域において実施する事業】

- ・歴史的風致形成建造物保存事業（令和5～令和14年度（2023～2032年度））（随時）
- ・岩瀬文庫書庫・図書館おもちゃ館保存修理事業（令和6～令和8年度（2024～2026年度））
- ・西尾城大手門跡整備事業（令和5～令和8年度（2023～2026年度））
- ・土塁・土塀の復元整備（令和8～令和10年度（2026～2028年度））

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に開設されている西尾市歴史公園の魅力の向上のために、市民や観光客が歴史に親しみ、楽しみ、憩える場としての整備を継続します。

サイン整備やFree Wi-Fiスポットの拡充などにより、歴史公園の案内・解説機能の充実を図ります。また、西尾市文化会館駐車場から西尾市歴史公園への動線整備やレンタサイクルサービスの充実、ビューポイント（ベラビスタ・ポイント）の整備などにより多くの市民や来訪者が訪れやすく楽しめる環境を整備します。

西尾市資料館などの西尾城の遺物を保管・展示・解説する施設と、西尾観光案内



所などの案内誘導機能を有する施設とを連携させて、西尾城跡の解説及び案内機能を向上させます。

西尾市資料館は、ガイドンス施設としての機能をより強化し、常時見学することができない遺構や建造物の解説、展示を充実させます。西尾祇園祭に関しては、「中町の大屋形」「肴町の大名行列」「天王町の神楽獅子」「祇園祭りの神輿と御旅所」についての解説と展示を検討します。

東之丸跡に立地する尚古荘は、日本庭園としての利用を維持しつつ、西尾城との関わりを来訪者に伝えるため、次の項目について整備を推進します。

- ・ 尚古荘（日本庭園）と西尾城との関連を示す解説板の設置
- ・ 日本庭園の一部として保存整備された堀跡の地形の維持
- ・ 尚古荘の建造物の適切な維持管理
- ・ 東之丸辰巳たつみやぐら 櫓どるいこう や土塁遺構の万全な保存・活用に向けた整備手法の検討

あわせて、八ツ面山やっおもてやま周辺部は自動車を利用したアクセスを念頭に、国道23号岡崎バイパス「道の駅にしお岡ノ山」周辺において利便性の向上や重点区域の案内を強化する取組を推進します。

【重点区域において実施する事業】

- ・ 西尾駅周辺の機能強化（令和14年度（2032年度））
- ・ 八ツ面山と城下町の連携強化（令和6～令和10年度（2024～2028年度））
- ・ 中心市街地のにぎわい創出事業（令和5～令和14年度（2023～2032年度））（随時）

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域のうち、特に西尾市歴史公園に該当する箇所については、市街地の中の快適な緑地空間を守るため、神社社叢林しやそうりんや貴重な樹木の保存と維持、適切な緑陰りよくいんの確保を行います。他方で、二之丸天守台から本丸丑寅櫓うしとらやぐらへの眺望を確保するため、視野を妨げる樹木の伐採、枝打ちを行います。また、本丸丑寅櫓の櫓台の化粧石垣を顕在化させるため、水堀に面した斜面の樹木の伐採を行います。本丸西側斜面については樹木の間伐などを行いつつ、獣穴を埋め戻して景観の向上に努めつつ、御剣八幡宮境内みつるぎはちまんぐうの社叢林については、管理者をはじめとした関係者と積極的な協力関係を構築しながら適切な保全、維持管理を管理者に促していきます。

さらに、西尾城姫丸と東之丸の間に良好に保存されている堀遺構のように現時点で、西尾小学校ビオトープ池としても活用されているような箇所については、その水堀の水質の維持管理を図るものとします。

また、八ツ面山やっおもてやま周辺部においても、八ツ面山の神社社叢林しやそうりんや樹木、水辺空間など自然環境の保全に配慮した活用を推進します。



【重点区域において実施する事業】

- ・歴史と河川環境に配慮した広場整備（令和8～令和9年度（2026～2027年度））
- ・路地景観の整備（令和6～令和7年度（2024～2025年度））

（5）文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内の歴史的建造物等に関しては、火災の予防、火災の早期発見・通報、初期消火を確実にを行うために、警報設備、消火設備、避雷設備などの設置とその管理・点検及び緊急時の連絡体制について関係者間で検討し、防災計画を作成します。また、防火訓練を定期的実施し、有事に備えます。

文化財の毀損^{きそん}や放火・盗難といった防犯対策については、施設の公開時間内は随時巡回を行います。休日・夜間の警備については、施錠管理及び機械警備で対応します。

また、近年では全国的に風水害が多発し、激甚化する傾向があることを鑑み、想定を超えるような台風や大雨などによって被害を受ける恐れがあることも考慮し、見学者や利用者の安全確保のために、被災時における関係団体などへの連絡・対応体制を整備します。

【重点区域において実施する事業】

- ・歴史的風致形成建造物保存事業（令和5～令和14年度（2023～2032年度））（随時）
- ・岩瀬文庫書庫・図書館おもちゃ館保存修理事業（令和6～令和8年度（2024～2026年度））

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

調査研究の推進と情報発信 史跡西尾城跡については、未調査箇所の発掘調査だけでなく、西尾地区の歴史についても一体的に調査研究を継続して行います。調査研究の成果を市民と共有し、遺構と絵図に基づき西尾城天守復元に向けた機運の醸成を図ります。

情報発信にあたっては、市民が西尾城下町区域に関心を持てるように工夫します。例えば、現在の西尾市街地の地図と西尾城の縄張りを重ねた図を用いながら調査研究の成果を、市民や来訪者が現地を訪れて参照できるようにします。また、イルミネーションやプロジェクションマッピングなど市民が往時の西尾城天守の姿を想像できるようなイベントを企画します。

さらに、庁内外の関係機関との連携を密にして、現在運用しているガイドブック・パンフレット・広報・ウェブサイト・SNSなどを活用して、調査研究の成果などの情報が広く行き渡る体制を構築します。将来的に、現在公開している情報を整理・統



合し、利用者が簡単に必要な情報にアクセスできるような情報システムの構築を検討します。

学校教育・生涯学習への活用 西尾城やその城下町をはじめとした重点区域内の歴史的価値を市民に対して十分に示すために、普及啓発を推進します。西尾城やその城下町に関する教材の作成及び配布や出前授業の実施など、学校教育と連携することで、子供が地域の貴重な文化財や歴史を理解できる環境を整えます。特に西尾小学校では、東之丸に立地しているという特性を踏まえた授業の企画を検討します。具体的には、まちあるき学習などを通して子供が、社寺などの周辺歴史資源に親しむことによって、地域への愛着を育む機会を創出します。そして、このような体験から学んだことを子供自ら発信し、実際のまちづくりに活用することによって自身が地域振興を担う一員であるという実感を醸成します。例えば、市内では西野町小学校の児童が作成した「西野町抹茶」が実相寺に設置されており、同様の試みが西尾城跡でも検討できます。

また、生涯学習への活用については庁内外の関係機関と連携し、西尾市岩瀬文庫、西尾市資料館などの関係文化施設における各種講座や展示、自主活動などに対して情報提供を行います。特に西尾市資料館は、ガイドンス施設としての機能の充実と、来訪者の理解促進を図る展示手法を検討します。

また、学校教育と生涯学習の機会を創出・促進する中で、世代を越えて一緒に西尾城跡や西尾祇園祭について学ぶことのできる企画を検討し、西尾祇園祭後継者の育成を図ります。多世代交流を中心としたまちづくりから、郷土への愛着と誇りを醸成し、次世代へ継承していこうとする機会を創出します。

観光・まちづくりと一体となった活用 西尾城下町の魅力をより高めるため、住民が快適に暮らせるまちであるとともに、観光客が訪れて満足できるまちとなるように西尾城跡の観光・まちづくりと一体となった活用を検討します。

そのためにまず、西尾城と密接な関わりを持つ「西尾祇園祭」をより積極的にアピールするための展示・公開方法を検討します。祭礼道具を展示したり、動画で祭りの様子を発信したりすることによって、開催期間外に祭りの歴史や経緯^{みつるぎはち}、御剣八幡宮^{まんぐう}と伊文神社^{いぶんじんじや}、城下（表六ヶ町）との関わりについて来訪者が知る機会を設けると同時に、地域住民が西尾祇園祭の文化や祭りに対する町衆の思いを継承していくためのきっかけづくりを行います。

加えて、社寺などの周辺の歴史資源や西尾市資料館、西尾市岩瀬文庫での展示などとの連携を強化し、関連スポットの広域的な回遊性を高めて、地域一帯の魅力向上を図ります。西尾城下町内の歴史資源巡りコースを設定し、ガイドツアーの企画を検討します。観光関連部署や西尾市観光協会と連携し、徒歩だけでなくレンタサイクルを活用して、五門跡^{ごもんあと}や西尾城跡の遺構などを巡り、来訪者が西尾城下町の範



囲を体感する仕掛けづくりを行います。

さらに、旧近衛邸^{きゅうこのえてい}や伝想茶屋^{でんそうちや}などの観光拠点から来訪者を西尾城下町へと誘導し地元住民と来訪者の交流機会の創出を図り、まち全体で来訪者をもてなす仕組みづくりを検討します。庁内外の関係機関や城下町の商店と連携し、周辺の歴史資源の情報だけでなく、地元ならではの情報を提供してくれる商店を紹介した周遊マップの作成・配布を検討します。また、「西尾おもてなし大学」や「西尾歴史マイスター検定」といった市域の歴史資源の紹介ボランティア育成事業とも連携し、日本人だけでなく外国人来訪者にも対応できるよう案内ガイドを充実させていきます。さらに、八ツ面山^{やつおもてやま}周辺部においては自動車を利用したアクセス拠点となる「道の駅にしお岡ノ山」周辺において必要な施設整備を進めるとともに、城下町周辺と八ツ面山^{やま}周辺の連携強化に向けた取組を推進します。

西尾城下町内の文化財との連携を視野に入れた情報提供 六万石くるりんバスやレンタサイクル、徒歩などの移動手段を効果的に活用し、西尾城跡と城下町の社寺や五門跡^{ごもんあと}などの歴史資源とをつなぐルートを設定し、必要な情報提供を行います。

アクセスや学習の拠点となる公共施設（西尾観光案内所、西尾市文化会館駐車場、西尾市岩瀬文庫）に、パンフレットやWeb媒体の情報をまとめて提供する情報提供スポットを設置します。

西尾市文化会館駐車場への自動車向け誘導ルートと誘導看板の整備、及び既存の誘導看板「西尾市歴史公園」に「西尾城跡」の併記を進めます。

【重点区域において実施する事業】

- ・岩瀬文庫書庫・図書館おもちゃ館保存修理事業（令和6～令和8年度（2024～2026年度））
- ・西尾市史編さん事業（令和6～令和8年度（2024～2026年度））
- ・中心市街地のにぎわい創出事業（令和5～令和14年度（2023～2032年度））（随時）
- ・文化財、祭り・伝統芸能情報発信事業（令和5～令和14年度（2023～2032年度））（随時）

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

西尾城跡における市指定史跡指定地外の埋蔵文化財包蔵地については、必要に応じて調査を行い、市指定史跡の追加指定を検討するものとします。このうち二之丸跡は、中世から近世の城郭遺構が確認されており、これら地下遺構の保存を前提に活用の拠点として二之丸跡整備計画に沿って事業を推進します。東之丸跡は西尾小学校となっており、現状の土地利用を維持しながら堀跡や地下遺構^{いこう}の保存を継続します。三之丸跡、北之丸跡は、住宅地となっており、土地や建物の所有者や占有者に遺構の調査、保存への理解と協力を働きかけます。開発行為などを行う場合は、文化財保護法により、あらかじめ市教育委員会に届出が必要であり、必要に応じて、



緊急発掘調査を実施します。特に重要な遺跡が発見された場合には、その現状保存について、事業者などに協力を求めていくものとします。

埋蔵文化財法包蔵地として把握していない城下町エリアについては、住宅地の中に堀などの遺構が埋没している可能性が考えられます。今後試掘調査などを実施して遺構の残存状況の把握に努め、遺構が確認された場合には埋蔵文化財包蔵地に追加することとします。

【重点区域において実施する事業】

- ・西尾城大手門跡整備事業（令和5～令和8年度（2023～2026年度））
- ・土塁・土塀の復元整備（令和8～令和10年度（2026～2028年度））

（8）各種団体の状況及び今後の体制整備に関する具体的な計画

持続可能な運営と体制整備構築にあたっては、庁内関連部局や民間関係団体、土地所有者などで情報共有しながら協力連携することが必要です。そのためには、調査研究と西尾城跡総合整備検討委員会を継続しつつ、庁内の体制整備を構築するとともに、多様な主体による保存・活用を推進していくことが必要です。

特に重点区域内においては保存・活用^{かなめ}の要となる西尾城跡については、十分な調査研究結果を踏まえた保存・活用を進めていくとともに、観光・まちづくり等、多様な波及効果を意識した中で歴史的風致の維持・向上を図るため、多様な主体の連携に向けた体制整備が必要です。具体的には、歴史的風致の維持・向上に向けて、観光文化振興課や文化財課、公園緑地課、河川港湾課等が主体となった事業が想定されることから、関係課の連携強化を推進するとともに、継続的な情報共有を図ります。さらに、久麻久神社^{くまくじんじゃ}、伊文神社^{いぶんじんじゃ}、西尾神社奉賛会^{ほうざんかい}、西尾城再建友の会、西尾城周辺のまちづくり団体、地元町内会、商工会議所、観光協会などの関係団体で意見交換する機会をもち、重点区域の活性化を推進するための官民協働の体制を強化します。加えて、市民・ボランティア・地元町内会など、地域で活動する団体関係者との連携を図ります。

特に、重点区域の核となる西尾城跡の整備にあたっては、調査研究に必要な専門的知識を有する人材や保存・活用・整備の担い手の確保・育成を図ります。また、保存・活用・整備に向けた計画の策定や実施にあたっては、専門家や有識者による西尾城跡総合整備検討委員会を継続し、方向性や手法などを検討しながら進めます。さらに、本丸跡は財政課、二之丸・東之丸跡は観光文化振興課、姫丸跡は西尾小学校、西尾市資料館は文化財課が所管しており、西尾市から委託を受けた指定管理者が西尾市資料館と西尾市歴史公園の維持管理をそれぞれで行っていることから、事



業の進捗に応じて所管課及び指定管理者で協議検討を継続的に行っていくことが重要です。加えて、西尾城跡の保存・活用・整備に関する連絡調整を円滑に行うため、公園・観光・まちづくり・学校・自然環境・防災など庁内の関連部局との連絡体制を一層強化していきます。

【重点区域において実施する事業】

- ・西尾城大手門跡整備事業（令和5～令和8年度（2023～2026年度））
- ・土塁・土塀の復元整備（令和8～令和10年度（2026～2028年度））
- ・中心市街地のにぎわい創出事業（令和5～令和14年度（2023～2032年度））（随時）
- ・文化財、祭り・伝統芸能情報発信事業（令和5～令和14年度（2023～2032年度））（随時）





第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設などを指し、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持及び向上を図るものです。

本市の歴史的風致維持向上施設の維持及び管理に関する事業は、第3章にて整理した方針に基づき、次の視点から整理しました。

I 建造物・・・歴史的建造物の保存・活用の推進に関する事業

- ①歴史的建造物の調査と保存
- ②歴史的建造物の修復・修景
- ③歴史的建造物の周知
- ④歴史的建造物の防災・防犯

II 周辺・・・歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する事業

- ①歴史的なまちなみの保全・創出
- ②安全性、利便性及び快適性の向上
- ③案内看板の整備・更新
- ④建造物と活動が一体となった歴史的風致の形成

III 活動・・・歴史や伝統を反映した人々の活動の継承と活性化に関する事業

- ①活動の担い手の確保・育成
- ②活動を披露する機会の提供
- ③歴史的風致の形成に資する活動への助成

IV 振興・・・歴史的風致を活かした観光振興・地域活性化に関する事業

- ①城下町エリアの魅力向上
- ②市街地の回遊性の向上
- ③ストーリー性をもった文化財・歴史的風致の情報発信
- ④案内機能の充実・多言語化
- ⑤展示・公開施設の整備と連携の強化



事業の実施にあたっては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに、周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をしたうえで整備を行うものとします。また、国や県の補助制度を有効に活用するよう検討し、整備を行った施設は、積極的な公開・活用を行うことにより、歴史的風致の維持及び向上を図るものとします。

なお、歴史的風致維持向上施設の維持管理については、施設の所有者や関係課などと十分な協議・調整の上、適切に行うよう努めるとともに、また維持管理にあたっては地域住民や関連団体、所有者・管理者などとの連携を図ることとします。

2 事業

歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は、以下のとおりです。

(1) 事業一覧

①ハード整備事業

No	事業名	所管課	実施主体	関連する方針
1	歴史的風致形成建造物保存事業	文化財課	西尾市	I-①②④
2	岩瀬文庫書庫・図書館おもちゃ館保存修理事業	文化財課・図書館	西尾市	I-③、III-②③、IV-②⑤
3	西尾城大手門跡整備事業	文化財課	西尾市	II-①④、IV-①
4	土塁・土堀の復元整備	観光文化振興課	西尾市	II-①④、IV-①
5	歴史と河川環境に配慮した広場整備	河川港湾課	西尾市	II-①②、IV-①
6	路地景観の整備	観光文化振興課	西尾市	II-①
7	岩瀬文庫広場整備事業	文化財課	西尾市	II-②、III-③、IV-②
8	西尾駅周辺の機能強化	観光文化振興課	西尾市	I-①、III-①

②ソフト事業

No	事業名	所管課	実施主体	関連する方針
9	八ツ面山と城下町の連携強化	観光文化振興課	西尾市	II-③、IV-④
10	西尾市史編さん事業	文化財課	西尾市	II-③、IV-④
11	中心市街地のにぎわい創出事業	商工振興課	西尾市	II-④、IV-②
12	文化財、祭り・伝統芸能情報発信事業	文化財課	西尾市	I-③、IV-③、III-①、IV-⑤



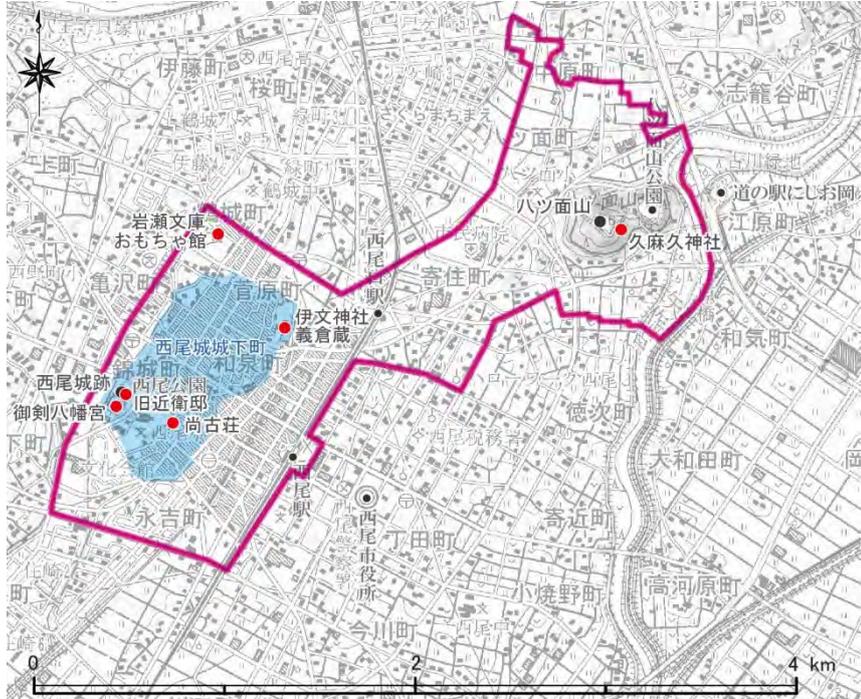
(2) 事業位置図



図6-1 事業位置図

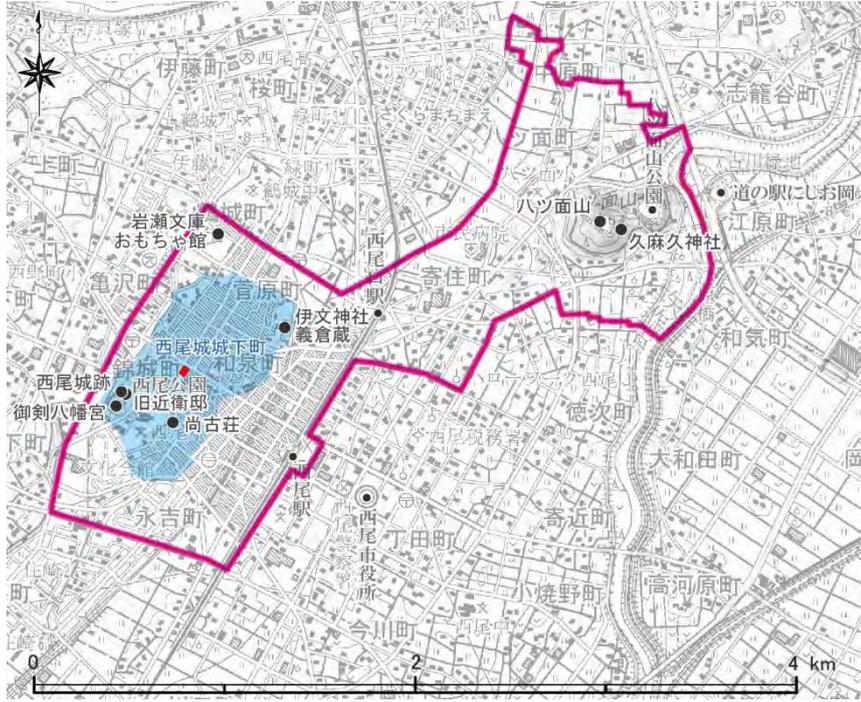


(3) 個別事業計画

事業 No	1
事業名	歴史的風致形成建造物保存事業
事業箇所	
事業所管課	文化財課
事業主体	西尾市
事業手法	市単費
事業期間	令和5年度(2023)～令和14年度(2032)(随時)
事業の概要	指定文化財(建造物)をはじめとした歴史的風致形成建造物の保存のため、耐震化や老朽箇所の修繕、外観の修景を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	有形文化財等の歴史的風致形成建造物の耐震化や保存修理等を実施することにより、これらの保全保存と防災時の被害軽減による文化財の喪失を抑止する。重点区域である西尾城下町において重点的に事業を実施することでの歴史が感じられる景観の維持・回復を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業 No	2
事業名	岩瀬文庫書庫・図書館おもちゃ館保存修理事業
事業箇所	
事業所管課	文化財課・図書館
事業主体	西尾市
事業手法	国宝重要文化財等保存活用事業費補助金
事業期間	令和6年度(2024)～令和8年度(2026)
事業の概要	岩瀬文庫の登録有形文化財2棟の耐震補強を含む保存修理を行い、建物の公開活用を図る
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	西尾を代表する歴史的建造物の2棟の建物を修理、活用することにより、歴史的建造物の価値と魅力を高め、市内外の人々に活用されることで、西尾城下町にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

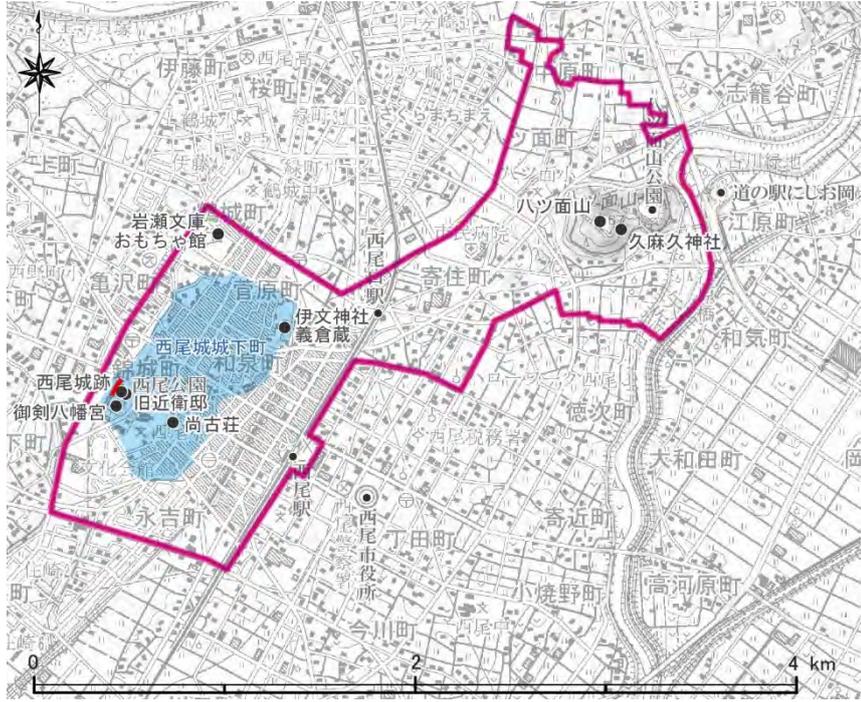


事業 No	3
事業名	西尾城大手門跡整備事業
事業箇所	
事業所管課	文化財課
事業主体	西尾市
事業手法	都市構造再編集中支援事業
事業期間	令和5年度(2023)～令和8年度(2026)
事業の概要	事前に発掘調査を実施し、その成果を踏まえた上で、西尾城の正門である大手門の堀や枳形 ^{ますがた} の遺構を生かした史跡整備を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	西尾城の正門であった大手門の遺構を復元・整備することにより、史跡の価値と魅力を高めるとともに、市内外の人々に活用されることができ、西尾城下町にみる歴史的風致維持及び向上に寄与する。



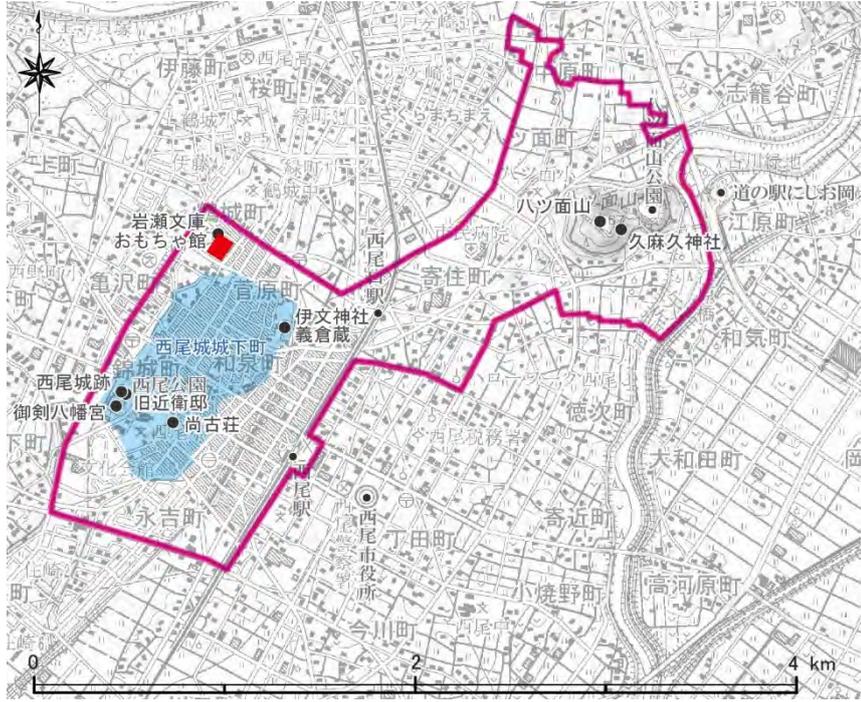
事業 No	4
事業名	土塁・土塀の復元整備
事業箇所	
事業所管課	観光文化振興課
事業主体	西尾市
事業手法	市単費
事業期間	令和8年度（2026）～令和10年度（2028）
事業の概要	事前に発掘調査等を行い、西尾城の絵図や調査成果等に基づき、西尾城跡の土塁・土塀の復元整備を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>西尾城跡の土塁・土塀を復元整備し、周囲から往時の西尾城の姿が見えるようにすることで、西尾城本来の歴史的風致の復元を行う。</p> <p>また、西尾城の歴史的価値をより多くの人に伝わるようにするとともに、将来の天守の復元に向けて市民の機運を盛り上げることで、歴史的資源に対する意識の醸成が図られることから、歴史的風致の形成に寄与する。</p>



事業 No	5
事業名	歴史と河川環境に配慮した広場整備
事業箇所	
事業所管課	河川港湾課
事業主体	西尾市
事業手法	市単費
事業期間	令和8年度(2026)～令和9年度(2027)
事業の概要	二級河川二の沢川沿いにおいて、事前に発掘調査等を行い、西尾城の歴史景観に沿う遊歩道及びポケットパークの整備を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	二級河川二の沢川は西尾城西側の土堀下にあたり、当時は西尾城の堀があった場所である。土堀の復元(事業No2)とあわせ西尾城の歴史景観にマッチした遊歩道と歴史広場(ポケットパーク)を整備することにより、歴史的風致の形成を図るものである。また、整備に合わせて西尾城の堀があった場所であることを示すことで、歴史的資源に対する意識の醸成が図られることから、歴史的風致の形成に寄与する。

事業 No	6
事業名	路地景観の整備
事業箇所	<p>The map shows the project area in Niihama City, outlined in pink. It covers the area between the historical park (西尾城跡) and the former residence (尚古荘). The map includes a scale of 1/40,000 and a 4 km scale bar. Various landmarks and streets are labeled, such as 西尾城跡, 尚古荘, 伊文神社, and 義倉蔵.</p>
事業所管課	観光文化振興課
事業主体	西尾市
事業手法	市単費
事業期間	令和6年度(2024)～令和7年度(2025)
事業の概要	景観整備のため、西尾城のある歴史公園と尚古荘を結ぶ歩道の垣根を修繕整備する。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	事業地は、西尾城のある歴史公園と尚古荘を結ぶ散策路であり、城下町の中心ともいえるエリアである。歴史的風致に調和した路地景観の整備を行うことで歴史的景観が改善され、かつ、回遊しながら西尾城下の歴史を感じる空間として魅力が高まることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。



事業 No	7
事業名	岩瀬文庫広場整備事業
事業箇所	
事業所管課	文化財課
事業主体	西尾市
事業手法	都市構造再編集中支援事業
事業期間	令和6年度(2024)～令和8年度(2026)
事業の概要	明治時代に築かれた岩瀬文庫の庭園について歴史を踏まえた整備を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	明治時代に築かれた由緒ある庭園を修景、整備することにより、庭園の価値と魅力を高め、市内外の人々に活用されることで、西尾城下町にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

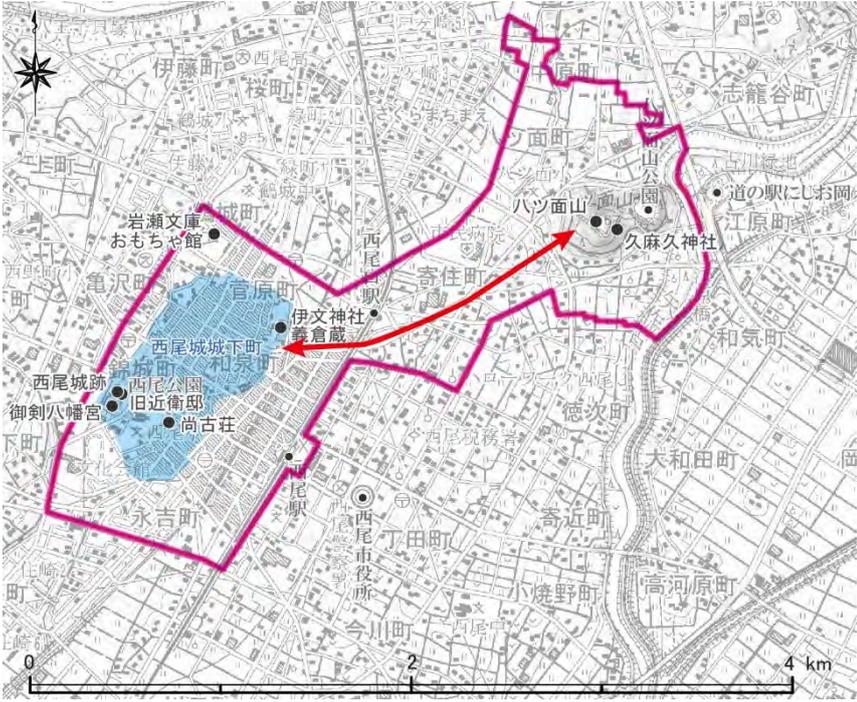


事業 No	8
事業名	西尾駅周辺の機能強化
事業箇所	
事業所管課	観光文化振興課
事業主体	西尾市
事業手法	市単費
事業期間	令和14年度（2032）
事業の概要	西尾駅周辺における案内看板等の整備
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域の玄関口となる西尾駅に、城下町の歴史と歴史資源の位置を説明した案内板を整備し、西尾の歴史についての理解を深めるとともに、城下町を訪れて楽しむ人を増やす。特に老朽化の進む東口の観光看板等を優先的に更新し、重点区域の回遊性を高めることを目指す。</p> <p>事業により重点区域内の活性化、市民等の意識の醸成が図られることから、歴史的風致の形成に寄与する。</p>



老朽化した案内板（西尾駅東口）



事業 No	9
事業名	八ツ面山と城下町の連携強化
事業箇所	
事業所管課	観光文化振興課
事業主体	西尾市
事業手法	市単費
事業期間	令和6年度(2024)～令和10年度(2028)
事業の概要	ウォーキング事業や案内資料の作成
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>古くから西尾城下町の人々らの憩いの場として親しまれ、「西尾八景 八面山の春興<small>やつおもてやま しゅんきょう</small>」にも描かれた八ツ面山と西尾城下町の歴史的関係を説明する案内資料の作成や、歴史の説明とともに行楽を楽しむウォーキング事業等を実施するとともに、八ツ面山の歴史的価値を周知し、八ツ面山に親しみを感じて訪れる人を増やす。</p> <p>事業により重点区域内における一体性の向上、市民等の意識の醸成が図られることから、歴史的風致の形成に寄与する。</p>



事業 No	10
事業名	西尾市史編さん事業
事業箇所	市全域
事業所管課	文化財課
事業主体	西尾市
事業手法	市単費
事業期間	令和6年度(2024)～令和8年度(2026)
事業の概要	市内の祭礼・民俗調査及び『新編西尾市史 別編3 民俗』(※市域の祭礼、民俗風習、生活文化等)刊行
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致を形成する活動を含む祭礼等の歴史的な活動の調査・記録保存を行うことで、活動の継承を図る。また、調査により把握された活動について、その継承に課題がある場合には対策を検討する。 事業により市域で行われる祭礼等の歴史的風致を形成する活動の継承につながることから、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事業 No	11
事業名	中心市街地のにぎわい創出事業
事業箇所	市全域
事業所管課	商工振興課
事業主体	西尾市
事業手法	都市構造再編集中支援事業
事業期間	令和5年度(2023)～令和14年度(2032)(随時)
事業の概要	西尾城下町エリア(中心市街地)の公共空間などを利用しにぎわい創出事業
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	西尾城下町エリア(中心市街地)の公共空間などを利用して、歴史的風致に紐づいたにぎわい創出の事業を推進する。 事業により、市民の活動に触れる機会の創出、活動を披露する機会の提供が図られることから、市民の保存意識が醸成されるとともに、伝統行事・民俗芸能の保存会の継承活動の活性化が期待されることから、歴史的風致の維持・向上に寄与する。



事業 No	12
事業名	文化財、祭り・伝統芸能情報発信事業
事業箇所	市全域
事業所管課	文化財課
事業主体	西尾市
事業手法	市単費
事業期間	令和5年度（2023）～令和14年度（2032）（随時）
事業の概要	祭りや伝統芸能を含む文化財のホームページ等による情報の発信を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市内の文化財や祭り・伝統芸能の概要をホームページなどで発信する。文章や写真では内容が伝わりにくい祭りや伝統芸能については動画を作成して公開する。 事業により、市民や来訪客が文化財に対する理解を深めることで、地域への愛着や誇りの醸成や来訪客の増加につながる事が期待されることから、歴史的風致の維持・向上に寄与する。



第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方

本市は、これまでに、文化財保護法並びに愛知県及び西尾市の文化財保護条例により歴史的建造物を保護してきましたが、本市には指定文化財や登録文化財に指定または登録されていない歴史的建造物も多数存在しています。今後も、これら歴史的建造物の保護を推進するため、本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定します。これにより、関係法令に基づく指定等文化財の保護とともに、指定等文化財以外の歴史的建造物の保護を推進します。

2 歴史的風致形成建造物の指定要件

重点区域内における国の指定文化財を除く歴史的建造物で、建造物の所有者と協議及び合意形成を図ったもの（民間が所有する物件については、当該建造物の所有者が、今後も適切な維持管理をする意向があることを確認します。）を前提として、次に掲げる「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定します。

（1）指定対象の要件

- ①愛知県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ②西尾市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③文化財保護法第57条に基づく登録有形文化財（建造物）、第132条に基づく登録記念物及び第134条第1項に基づく重要文化的景観における重要な要素
- ④景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物
- ⑤無形民俗文化財の用に供^{きょう}される建造物
- ⑥その他本市の歴史的風致の維持向上を図るために重要なもので市長が必要と認めたもの

（2）指定基準

- ①形態、意匠、技術性において優れている建造物
- ②地域の歴史を把握する上で重要な建造物
- ③歴史的風致の維持向上に寄与すると認められる建造物

ただし、指定にあたっては、以下の条件を満たすものとします。



- ①概ね築 50 年程度を経過したもの
- ②所有者または管理者などにより、今後も当該建造物の適切な維持管理が見込まれるもの
- ③所有者の同意が得られているもの

歴史的風致形成建造物の指定が想定される建造物は、次のとおりです。なお、「関連する歴史的風致」欄の番号は、「第 2 章 維持及び向上すべき歴史的風致」に準拠するものとします。

表 7-1 歴史的風致形成建造物指定候補一覧

番号	名称	所在地	所有者	築年	指定等区分	関連する歴史的風致
1	義倉蔵 	伊文町	伊文神社 <small>いぶんじんじや</small>	安政 4 年 <small>あんせい</small> (1857)	市指定 史跡	2-1-②
2	御剣八幡宮 付石燈籠 3 対 6 基・ 陶製狛犬 1 対 	錦城町 <small>きんじょうちやう</small>	伊文神社	本殿と拝殿 <small>えんぼう</small> 延宝 6 年 (1678) わたどの 渡殿 安政 6 年 (1859)	市指定 有形文化財	2-1-③
3	尚古荘 	錦城町	西尾市	大広間 昭和 10 年 (1935) ちやしつふげんあん 茶室不言庵 明治 28 年 (1895)	—	2-1-④ 工



番号	名称	所在地	所有者	築年	指定等区分	関連する歴史的風致
4	西尾市岩瀬文庫書庫 	かめざわちよう 亀沢町	西尾市	大正8年 (1919)	国登録有形文化財	2-1-⑦
5	西尾市立図書館おもちゃ館(旧岩瀬文庫児童館) 	亀沢町	西尾市	大正14年 (1925)	国登録有形文化財	2-1-⑦



図7-1 歴史的風致形成建造物の指定候補分



第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法や愛知県及び西尾市の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該関係法令に基づき維持管理を行います。その他の建造物についても、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持・管理を行います。

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、所有者（管理者）などが行う維持管理を基本とし、法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告などの規定を活用し、適正な維持・管理を図ります。また、維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴などの調査・記録を行った上で、往時の姿に修復・復元することを基本とします。

さらに、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の公開活用についても積極的に推進し、公開する場合は、所有者と協議の上、十分に配慮を行い、市民や観光客への周知に努めて実施します。

2 歴史的風致形成建造物の管理の指針

上記の基本的な考え方に基づき、歴史的風致形成建造物の管理の指針は、次のように設定します。

（1）県及び市指定文化財

県及び市指定文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更などの許可制度などにより保護を図ります。これらの建造物の維持・管理は、文化財のもつ価値を損なうことがないように修理などを実施するものとします。

文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値を損なわない範囲で実施します。特に、民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる技術的指導を踏まえて実施するものとします。

（2）登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行い、文化財の価値を損なわない範囲で調査に基づく修理を基本とします。

民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努



めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる技術的指導を踏まえて実施するものとします。

(3) その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財などでない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や市指定文化財として登録・指定するよう努めます。これらの建造物の維持・管理は、建造物のもつ価値を損なわないように現行の維持及び保護を基本とします。

民間が所有する建造物の修理などは、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的な指導や助言を踏まえて実施するものとします。

(4) 県、市指定の史跡名勝天然記念物及び登録記念物

県、市指定の史跡名勝天然記念物及び国の登録記念物は、現状保存を基本とします。各記念物を維持管理及び公開活用のために保存修理、復元などを行う場合には、歴史資料や古写真及び遺構などの根拠に基づく修理、復元などを原則とします。

また、防災などの必要施設を付加する場合には、各記念物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとします。特に民間が所有する記念物においては、補助制度などを活用して所有者などの負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などによる必要な技術的指導・助言を踏まえて実施します。

3 届出が不要の行為

法第15条第1項及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為は、次の場合とします。

- ①愛知県文化財保護条例の規定に基づく県指定有形文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合
- ②西尾市文化財保護条例の規定に基づく市指定有形文化財について現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合
- ③文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行ったもので、文化財の価値を著しく減じない場合